

政策評価に関する基礎資料集

令和6年3月

総務省 行政評価局

目次

第1章 基本的法令、方針等

第1節 政策評価に係る法令

- 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)……………1
- 2 行政機関が行う政策の評価に関する法律の概要……………7
- 3 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号) ……8
- 4 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則
(平成19年総務省令第95号) ……………10
- 5 総務省設置法(抄)(平成11年法律第91号) ……………11
- 6 総務省組織令(抄)(平成12年政令第246号)……………12
- 7 国家行政組織法(抄)(昭和23年法律第120号)……………13
- 8 内閣府設置法(抄)(平成11年法律第89号) ……………14
- 9 デジタル庁設置法(抄)(令和3年法律第36号)……………14
- 10 復興庁設置法(抄)(平成23年法律第125号)……………15

第2節 政策評価に係る方針

- 1 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日 閣議決定) ……………16

第3節 政策評価に係るガイドライン等

- 1 政策評価全般……………43
 - (1) 政策評価の円滑かつ効果的な実施について
(平成15年6月4日 総評政第9号)……………43
 - (2) 政策評価の実施に関するガイドライン
(平成17年12月16日 政策評価各府省連絡会議了承) ……………44
 - (3) 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン
(平成22年5月28日 政策評価各府省連絡会議了承)……………52
- 2 目標管理型の政策評価……………54
 - (1) 目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン
(平成25年12月20日 政策評価各府省連絡会議了承)……………54
 - (2) 政策評価の標準化・重点化(概要)……………66
 - (3) 目標管理型政策評価の改善方策(平成27年度)……………67
 - (4) 目標管理型政策評価の改善方策(平成28年度)……………78
 - (5) 目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等(平成29年度)……………103
 - (6) 目標管理型評価の事前分析表に関する作業の合理化について
(令和3年3月17日 総務省行政評価局政策評価課 事務連絡)……………122
- 3 公共事業に係る政策評価の枠組み……………124

4 規制の政策評価	126
(1) 規制の政策評価の実施に関するガイドライン （平成19年8月24日 政策評価各府省連絡会議了承）	126
(2) 規制の政策評価の実施に関するガイドライン 別添 評価書様式	134
(3) 競争評価チェックリスト	156
5 租税特別措置等に係る政策評価	159
(1) 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン （平成22年5月28日 政策評価各府省連絡会議了承）	159
(2) 租税特別措置等に係る政策評価の評価書様式 （「租税特別措置等に係る政策評価の評価書様式の改正について」 平成31年4月24日 各行政機関政策評価担当官宛て事務連絡別紙）	163
(3) 平成22年度税制改正大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」 の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト）」	172

第4節 政策評価審議会

1 総務省組織令(抄)(平成12年政令第246号)	172
2 政策評価審議会令(平成12年政令第270号)	173
3 政策評価審議会名簿(令和5年11月1日現在)	175
4 政策評価審議会提言(令和3年3月)	176
(1) 政策評価審議会提言(ポイント)	176
(2) 政策評価審議会提言(概要)	178
(3) 政策評価審議会提言(令和3年3月)	183
5 デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言(令和4年5月)	191
(1) デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言(概要)	191
(2) デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言(令和4年5月)	192
6 政策評価審議会答申(令和4年12月) 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」	202
(1) 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」(概要)	202
(2) 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」(談話)	203
(3) 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」 (令和4年12月)	205

第2章 政策評価に係る最近の動向

第1節 政策評価制度に係る最近の動向

1	参議院における行政監視機能の強化	214
(1)	参議院改革協議会報告書(平成30年6月1日)	214
2	EBPM関係	216
(1)	統計改革の基本方針(抄)(平成28年12月21日 経済財政諮問会議)	216
(2)	統計改革推進会議最終とりまとめ(抄) (平成29年5月19日 統計改革推進会議決定)	219
(3)	EBPM推進委員会の開催について(令和5年3月31日)	221
(4)	EBPM推進委員会の構成員の官職の指定について	223
(5)	EBPM推進委員会幹事会の開催について(令和5年4月10日)	224
(6)	EBPM・歳出改革等有識者グループについて(令和5年3月31日)	226
4	行政改革推進会議関係	228
(1)	政策評価と行政事業レビューの連携—効果的でムダのない行政に向けて— (平成25年4月2日 行政改革推進会議 新藤議員提出)	228
(2)	行政事業レビューの実施等について(平成25年4月5日 閣議決定)	231
(3)	今後の行政事業レビューの実施等について (平成25年4月2日 行政改革推進会議)	232
(4)	行政事業レビュー作成要領(令和5年3月31日最終改正)	236
(5)	行政改革推進会議による検証の強化について(抄) (平成27年3月31日 行政改革推進会議決定)	259
第2節 政策評価に係る取組状況		
1	令和4年度政策評価等の実施状況及び これらの結果の政策への反映状況に関する報告(概要)	261
2	総務省における政策の評価の実施状況	263
(1)	令和3年度行政評価等プログラム(総務省)	263
(2)	政策評価(統一性・総合性確保評価)テーマ一覧	271
(3)	外来種対策の推進に関する政策評価(令和4年2月15日 総務省)	273
(4)	不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価(令和5年7月21日 総務省)	277
〈政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動〉		
(5)	行政評価局が行う評価活動の取組の経緯	279
(6)	規制に係る政策評価の点検結果(概要)(令和5年3月公表)	288
(7)	租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(概要)(令和5年11月 総務省)	290
(8)	EBPMIに関する有識者との意見交換会報告(議論の整理と課題等)(概要)	

(平成30年10月 総務省)	293
(9) 政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究(平成31年4月 総務省)	294
(10) 実証的共同研究の成果と今後の取組について(令和2年5月 総務省)	301
(11) 令和2年度の実証的共同研究と今後の取組について(令和3年7月 総務省)	305
(12) 令和3年度の実証的共同研究の取組について(総務省)	308
(13) 実証的共同研究の取組について(令和5年6月 総務省)	311
第3章 その他	
1 政策評価制度に関する経緯	321
(1) 政策評価制度に関する経緯	316
(2) 行政改革会議最終報告(抄)(平成9年12月3日 行政改革会議)	325
(3) 中央省庁等改革基本法(抄)(平成10年法律第103号)	326
3 政策評価制度に関する決議(平成27年7月8日 参議院本会議)	327
4 政策評価に関する用語集	328

第1章 基本的法令、方針等

第1節 政策評価に係る法令

1 行政機関が行う政策の評価に関する法律

平成13年法律第86号
平成15年法律第23号
平成24年法律第47号
平成25年法律第28号
平成27年法律第65号
平成27年法律第66号
平成30年法律第80号
最終改正 令和3年法律第36号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 政策評価に関する基本方針（第五条）
- 第三章 行政機関が行う政策評価（第六条—第十一条）
- 第四章 総務省が行う政策の評価（第十二条—第十八条）
- 第五章 雑則（第十九条—第二十二条）
- 附則（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府（次号に掲げる機関を除く。）
- 二 宮内庁並びに内閣府設置法第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる同法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）及び警察庁

三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁

四 各省（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、総務省にあっては次号に掲げる機関、環境省にあっては第六号に掲げる機関を除く。）

五 公害等調整委員会

六 原子力規制委員会

2 この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

（政策評価の在り方）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

（政策評価の結果の取扱い）

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならない。

第二章 政策評価に関する基本方針

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 政策評価の実施に関する基本的な方針
- 二 政策評価の観点に関する基本的な事項
- 三 政策効果の把握に関する基本的な事項
- 四 事前評価（政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項
- 五 事後評価（政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な事項
- 六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項
- 七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項
- 八 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項
- 九 その他政策評価の実施に関する重要事項

3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

4 総務大臣は、審議会等（国家行政組織法第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関が行う政策評価

（基本計画）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策に

ついて、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政策評価の実施に関する方針
- 三 政策評価の観点に関する事項
- 四 政策効果の把握に関する事項
- 五 事前評価の実施に関する事項
- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- 七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- 十 政策評価の実施体制に関する事項
- 十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。（事後評価の実施計画）

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

- 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
- 二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策
 - イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

□ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(事後評価の実施)

第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

(事前評価の実施)

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

(評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

一 政策評価の対象とした政策

二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

三 政策評価の観点

四 政策効果の把握の手法及びその結果

五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策評価の結果

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

ない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

第十一条 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

第四章 総務省が行う政策の評価

(総務省が行う政策の評価)

第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

(総務省が行う政策の評価に関する計画)

第十三条 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針

二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策

四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の

実施に関する重要事項

3 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

(資料の提出の要求及び調査等)

第十五条 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができる。

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の業務

二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業務

三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

四 国の委任又は補助に係る業務

3 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

4 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関

係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

(評価書の作成等)

第十六条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行ったときは、第十条第一項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する行政機関の長に送付するとともに、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならない。

(勧告等)

第十七条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

3 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果を政策に反映させるため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

(評価及び監視との連携の確保)

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第一項第十一号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

第五章 雑則

(国会への報告)

第十九条 政府は、毎年、政策評価及び第十二条第一項又は第二項の規定による評価（以下「政策評価等」という。）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

(政策評価等の方法に関する調査研究の推進等)

第二十条 政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じな

ければならない。

(政策評価等に関する情報の活用)

第二十一条 総務大臣は、政策評価等の効率的かつ円滑な実施に資するよう、行政機関相互間における政策評価等の実施に必要な情報の活用の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(所在に関する情報の提供)

第二十二条 総務大臣は、政策評価の結果その他の政策評価等に関する情報を入手しようとする者の利便を図るため、その所在に関する情報の提供に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価の実施計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行後第七条第一項の規定により国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官が最初に定める実施計画についての同項の規定の適用については、同項中「一年ごとに」とあるのは、「一年未満で、国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官の定める期間を計画期間として」とする。

(事後評価の実施に関する経過措置)

第四条 第七条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に決定された政策であって、同号イ又はロに規定する期間がこの法律の施行の日以後に経過したものについても、適用する。

附 則 (平成一五年四月九日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三十一日法律第二八号) 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条、第二十八条、第二十九条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の改正規定に限る。)及び第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定を除く。)の規定 番号利用法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項(第四十四号に係る部分に限る。)、第二百四十三条第一項(第四号(第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第

三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

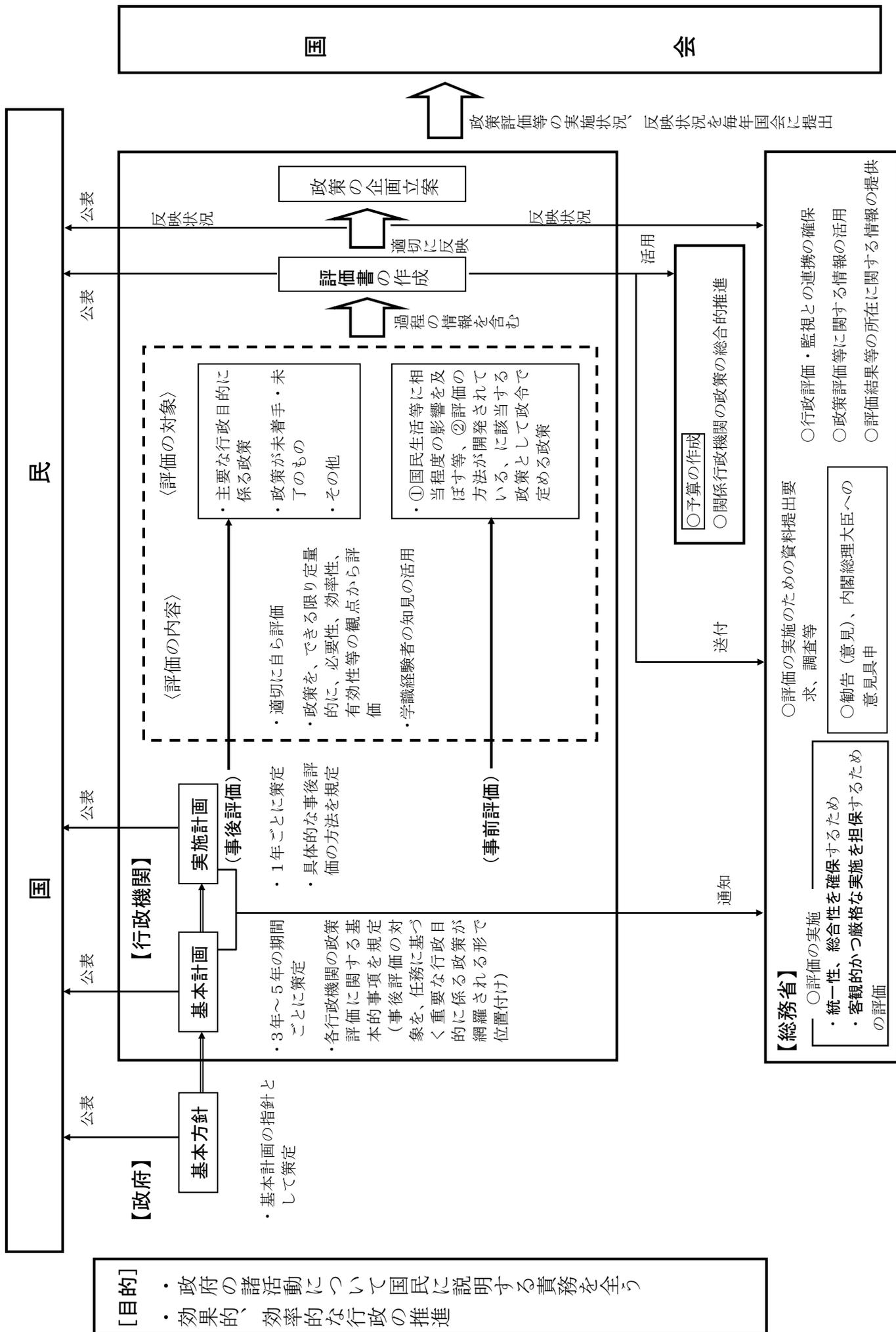
（令和元年政令第一三四号で令和二年一月七日から施行）

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。
ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

2 行政機関が行う政策の評価に関する法律の概要



3 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

平成13年9月27日政令第323号

平成14年3月20日政令第49号

平成19年4月4日政令第157号

平成20年8月27日政令第259号

平成22年5月28日政令第143号

平成24年9月14日政令第235号

平成27年3月27日政令第95号

最終改正 令和3年7月2日政令第195号

内閣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五条第四項の審議会等で政令で定めるもの）

第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、政策評価審議会とする。

（法第七条第二項第二号の政令で定める期間）

第二条 法第七条第二項第二号イの政令で定める期間は、五年とする。

2 法第七条第二項第二号ロの政令で定める期間は、五年とする。

（法第九条の政令で定める政策）

第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第五号に掲げる機関にあっては総務大臣、同項第六号に掲げる機関にあっては環境大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。

一 個々の研究開発（人文科学のみに係るものを除く。次号において同じ。）であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

二 個々の研究開発であって十億円以上の費用を要す

ることが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

三 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業（施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」という。）であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

四 個々の公共的な建設の事業であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

五 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力（条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る。）であって当該資金供与の額が十億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律百三十六号）第十三条第一項第二号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。）であって当該資金供与の額が百五十億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策

七 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充

する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策

イ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項に規定する法人税関係特別措置

ロ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの（法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）

八 前号に掲げるもののほか、国税又は地方税について、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置（法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）が講ぜられることを目的とする政策

附 則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部の施行の日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（平成一四年三月二〇日政令第四九号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月四日政令第一五七号）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年八月二七日政令第二五九号）抄

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年五月二八日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二七年三月二七日政令第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

4 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則

平成19年総務省令第95号
最終改正 平成28年総務省令第19号

(令第三条第六号の総務省令で定めるもの)

第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第六号の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国税又は地方税の賦課又は徴収
- 二 一定の要件に該当する者が法令により直接に被保険者、加入者等とされる保険、年金、共済、基金等であって当該者がその給付又はこれに類するものを受けものの保険料、掛金その他これらに類するものの賦課又は徴収
- 三 裁判手続及びこれに付随する手続
- 四 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)に係る手続
- 五 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分に係る手続
- 六 聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続
- 七 犯罪の捜査又は少年事件の調査
- 八 国税若しくは地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に基づく犯則事件の調査
- 九 裁判の執行
- 十 補助金等若しくは間接補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等のうち国民に対して交付されるものをいう。)の交付の申請手続又は政府若しくは地方公共団体がその債務について保証契約をする法人に対する貸付け若しくは出資の申込みの手続
- 十一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条の規定に基づく防衛出動及び同法第七十七条の二の規定に基づく防御のための施設を構築する

措置

(令第三条第六号の総務省令で定める変更)

第二条 令第三条第六号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる行為をすべき書面の種類、記載事項若しくは様式又は第一号若しくは第二号に掲げる行為をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の種類、記録事項若しくは様式若しくは第三号若しくは第四号に掲げる行為をすべき電磁的記録の記録事項の軽微な変更とする。

- 一 保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備すること。
- 二 作成し、記載し、記録し、又は調製すること。
- 三 掲示し、提示し、縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写させること。
- 四 交付し、若しくは提出し、又は提供すること。

附 則

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月一八日総務省令第一九号)

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

5 総務省設置法（抄）

平成11年法律第91号
最終改正 令和3年法律第37号

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

九 政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

十 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

十一 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

十二 第十号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 第八号に規定する法人〔注1〕の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

十三 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

十四 各行政機関の業務、第十二号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。

十五 行政相談委員に関すること。

（勧告及び調査等）

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号〔注2〕及び第十一号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第一項第十一号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に関連して、第四条第一項第十二号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第一項第十三号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6 総務大臣は、評価又は監視の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 総務大臣は、評価又は監視の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8 総務大臣は、評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べるることができる。

〔注1〕 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）

〔注2〕 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

6 総務省組織令（抄）

平成12年政令第246号

最終改正 令和5年政令第234号

第一章 本省

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。
- 二 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 三 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
- 四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
 - イ 独立行政法人の業務
 - ロ 前条第七号に規定する法人〔注1〕の業務
 - ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
 - ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 五 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。

七 行政相談委員に関すること。

第三款 課の設置等

第四目 行政評価局

(行政評価局に置く課等)

第四十条 行政評価局に、次の四課及び評価監視官七人及び行政相談管理官一人を置く。

総務課

企画課

政策評価課

行政相談企画課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政評価局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画課の所掌事務)

第四十一条の二 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 政策評価審議会の庶務に関すること。

(政策評価課の所掌事務)

第四十二条 政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。
- 二 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関すること。

(行政相談企画課の所掌事務)

第四十三条 行政相談企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

二 行政相談委員に関すること。

(評価監視官の職務)

第四十四条 評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 行政評価等を行うこと（政策評価課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 行政評価等に関連して、第六条第四号に規定する業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
- 三 行政評価等に関連して、第六条第五号に規定する地方公共団体の業務の実施状況に関し調査を行うこと。

(行政相談管理官の職務)

第四十四条の二 行政相談管理官は、各行政機関の業務、第六条第四号に規定する業務及び同条第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事務（行政相談企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

[注1] 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）

7 国家行政組織法（抄）

昭和23年法律第120号

最終改正 令和3年法律第36号

(組織の構成)

第二条 (略)

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮するようにならなければならない。内閣府及びデジタル庁との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

(行政機関の長の権限)

第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務（各省にあつては、各省大臣が主任の大臣として分担管理する行政事務に係るものに限る。）を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

8 内閣府設置法（抄）

平成11年法律第89号
最終改正 令和3年法律第39号

（組織の構成）

第五条

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びにデジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

9 デジタル庁設置法（抄）

令和3年法律第36号
最終改正 令和3年法律第39号

（組織の構成）

第五条

2 デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

10 復興庁設置法（抄）

平成23年法律第125号

最終改正 令和3年法律第36号

（組織の構成）

第五条

2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

附 則 抄

（他の法律の適用の特例）

第三条

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁」とあるのは、「／三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁／三の二 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁／」とする。

【基本的考え方】

- ・ 複雑困難な課題に対応するためには、**機動的かつ柔軟な政策展開**が有効であり、そのために政策評価の機能を発揮していく。
- ・ 政策評価の機能を最大限活用した**新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行う**ことが、**行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価される**ことを目指す。
- ・ 各府省は、次期基本計画期間を**試行的取組の期間**と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行

【主な内容】

1 政策効果の把握・分析機能の強化

- ・ 有効性の観点からの評価を一層重視し、**政策効果の把握・分析機能を強化**。そのため、**画一的・統一的な制度運用を転換**し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- ・ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、**評価書等の質的充実を図り、意思決定過程における活用を推進**

3 制度官庁の役割

- ・ 評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、**データ利活用・人材育成支援等を含め、政策評価の取組の継続的な改善を促進**
- ・ 各府省での新たな評価手法の導入や意思決定過程での活用等の試行的取組を整理・分析。結果を「**新ガイドライン**」に反映し、更に各府省の取組の質を高めていく**政策評価制度のPDCAサイクルを確立**

各府省

- ・ **政策の特性に応じた評価手法導入**
→ 目的に対応した形で政策効果の把握ができ、政策の改善に有益な情報を得られる。
- ・ **意思決定過程での活用**
→ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業からの有益な情報を意思決定過程で活用

機動的かつ柔軟な政策展開の実現

新ガイドライン策定

（令和5年度内めど）

評価手法（適切な目標・指標設定の考え方等）や意思決定過程における活用方法等を提示して、各府省の政策評価を後押し（策定後も**随時改定**）

総務省（行政評価局）

- ・ 政策評価の取組の継続的な改善を促進
- ・ 政策効果の把握・分析手法を研究

政策評価審議会

有効性の観点からの評価手法や各府省の意思決定過程における政策評価の活用の方を整理・分析

第2節 政策評価に係る方針

1 政策評価に関する基本方針

政策評価に関する基本方針

平成 17 年 12 月 16 日
閣 議 決 定
平成 19 年 3 月 30 日
一 部 変 更
平成 22 年 5 月 25 日
一 部 変 更
平成 27 年 3 月 24 日
一 部 変 更
平成 29 年 7 月 28 日
一 部 変 更
令和 5 年 3 月 28 日
一 部 変 更

我が国の行政において、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。

政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。

これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。

このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、

適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容等を明確にした。

以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。

この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第5条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。

I 政策評価に関する基本計画の指針

1 政策評価の実施に関する基本的な方針

(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。

政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされるとともに、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効であると考えられる。

機動的かつ柔軟な政策展開には、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になるが、これらは政策評価が本来果たすべき機能であり、政策評価を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政

の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すべきである。

このため、今後は、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。また、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進するものとする。

有効性の観点からの評価を充実させるためには、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択が必要となる。このため、従来採用してきた評価の手法にとらわれることなく、デジタル技術の進展等により新たに使用可能となったデータや分析手法の活用等も念頭に置いて、時代の変化に応じた新たな評価の手法を模索していくことが重要である。

また、政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の意思決定過程における活用の在り方についても、各行政機関の政策の特性や活用する目的等に合わせて設計する必要がある。

このため、本基本方針を踏まえて各行政機関の長が初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組など、各行政機関における創意工夫が行われる余地を拡大するものとする。

また、総務省は、政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の実施やその成果、動向を基に、政策評価審議会（以下「審議会」という。）での議論も踏まえ、政策効果の把握・分析手法や意思決定過程における活用方法等の整理を随時行い、各行政機関に共有する。政策評価の品質を高める観点から、政策評価制度のPDCAサイクルを回すことにより各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。

政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての確に実現していくため、法及び本基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。

(2) 政策評価の方式

政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）を始めとした適切な方式を用いるものとする。

なお、これまでの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ意思決定に有益な情報が得られるよう、上記方式の要素の組み合わせ方の変更も含め、評価の方式の不断の見

直しを行うものとする。

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。その際、前述のとおり、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。

上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。

政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。

3 政策効果の把握に関する基本的な事項

ア 政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

イ 政策効果の把握は、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。その際、政策の改善に有益な情報を特定し、それを指標として適切に設定するために、企画立案段階から、政策の実施により得られると想定される効果の発現経路を明確にし、その効果を把握する手法を検討するよう努めるものとする。

政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとする。その際、政策目的の実現に資する情報を得るという目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。

また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

ウ 政策効果の把握の基本的な考え方については、基本計画において示すものとする。

エ 政策効果の把握に当たっては、政策の特性も踏まえ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努めるものとする。

オ また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

カ なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあつては、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとする。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであつても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。

ウ 事前評価については、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにし、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。

エ 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針につ

いては、基本計画において示すものとする。

オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）を踏まえて行うものとする。

カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

キ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策の事前評価については、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、その実施が義務付けられている租税特別措置等（以下「特定租税特別措置等」という。）以外の措置（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第 7 条第 2 項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、次の各号に掲げる政策については、当該各号に定めるとおり事後評価を行うものとする。

(フ) 租税特別措置等に係る政策 平成 22 年度税制改正大綱において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、各行政機関の長は、租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策で各行政機関の所掌に係るものについては、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、特定租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、特定租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。

(イ) 規制に係る政策 規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、規制所管府省は規制シートの作成に当たり、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施するとされたこと及び総務省において事後検証について点検を行うこととされたことを踏まえ、各行政機関の長は、事前評価を実施した規制に係る政策については、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。また、規制の見直し時期が到来する際に実施計画において事後評価の対象として定める。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

法第 3 条第 2 項第 2 号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として、評価の対象とする政策の特性、評価の内容に応じた適切な方法で行うものとする。その際、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を推進する観点にも留意するものとする。なお、政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方及びその方法については、基本計画において示すものとする。

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進すると

ともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるとものとする。

総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

8 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

ア 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

イ 評価書の要旨は、当該評価書の主な内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。

ウ なお、評価書の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の考え方にに基づき適切に対応するものとする。

エ 政策評価の結果の政策への反映状況の公表は、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）についてできる限り具体的に公表することにより行うものとする。

オ 評価書や政策評価の結果の政策への反映状況等の公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載のほか、プレスリリース、広報拠点への備置き、窓口での配布等、国民が容易に内容を把握できるよう、適切な手段により行うものとし、その具体的な方法については、基本計画において示すものとする。

9 その他政策評価の実施に関する重要事項

(1) 実施体制

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、各行政機関において、政策評価担当組織と政策所管部局等との適切な役割分担の下で、各行政機関の実情に応じ、組織として一体的な政策評価への取組を可能とするための体制を整備するものとする。実施体制及び

政策評価担当組織の果たす役割については基本計画において示すものとする。

また、このような体制を効果的・効率的に機能させていくため、政策評価担当組織の職員を始め政策評価を担当する職員の人材の確保とその評価能力の向上に積極的に取り組むものとする。

(2) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

各行政機関において、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口を整備するものとし、当該窓口については基本計画において明らかにするほか、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図るものとする。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用するものとする。

(3) 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図るものとする。

II 法第 20 条から第 22 条までの規定に基づく措置に関する事項

1 法第 20 条の規定に基づく措置

(1) 調査、研究及び開発の推進

調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、政策効果の把握の手法その他の評価の方法の開発、政策効果の把握の手法の信頼性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等について重点的に取り組むものとする。

また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関の間での情報の交換を推進するものとする。

総務省は、各行政機関において、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析の取組が行われるよう、各行政機関の取組例も参考に、審議会での議論も踏まえ、効果の把握・分析の手法等の調査研究を進めるとともに、得られた知見や方法を整理して共有するなど、各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。

(2) 職員の人材の確保及び資質の向上

職員の人材の確保及び資質の向上については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員のその再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。

総務省が実施する研修の企画に当たっては、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を促進する観点にも留意するものとする。

2 法第 21 条の規定に基づく措置

総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用促進に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用促進のためのシステムの整備を図るものとする。

また、各行政機関における政策効果の把握の取組の進展によりこれまで以上に統計データ、行政記録情報、ビッグデータ等を活用する必要性が高まることに備え、総務省は、各行政機関における政策効果の把握・分析のための統計の整備やデータ利活用の技術的支援に取り組むものとする。

3 法第 22 条の規定に基づく措置

総務省は、各行政機関の協力を得て、広く国民の利便に資する観点から、政策評価に関する情報の所在に関する情報を一元的かつ容易に検索できるクリアリング・ハウス機能の充実を図るものとする。

また、総務省本省及び管区行政評価局等を始めとする窓口においても、これらの情報を入手できるよう利便を図るものとする。

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、必要なガイドラインを策定・改廃するものとする。

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

(1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担

政策評価制度が目的とする国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換及び国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、各行政機関による政策評価と各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省による政策の評価とが、それぞれに分担する機能を的確に発揮していくものとする。このため、政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させ、さらに、各行政機関の枠を超えた評価専担組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通知し、また、必要に応じ勧告を行う。これにより、各行政機関の政策の個別的な観点からの見直し・改善や、政府における政策についての統一性や総合性を確保する観点からの見直し・改善を進め、もって、政府全体としてのよりの確な政策の実現を図っていくものとする。

このような制度上の枠組みの下、各行政機関及び総務省は、評価の効果的かつ効率的な運用を図るため、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、次により、内閣としての重要政策を踏まえつつ、それぞれの評価活動の重点的かつ計画的な実施を図るものとする。その際、政策評価等の実施の目的にかんがみ、評価活動を、政府全体として、総合・一体的な形で展開し、国民の期待に応えることができるよう取り組むものとする。

(2) 各行政機関の評価活動

各行政機関は、所掌する次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする。

- ① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策
- ② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策
- ③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- ④ 各行政機関において重点的に取り組むこととした政策

(3) 総務省の評価活動

総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担

い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成でき得ない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。

ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動

(ア) 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、各行政機関の政策についての統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性を踏まえ、行うものとする。その際、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的に評価し、又は複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、全体として評価するものとする。なお、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価するものとする。

(イ) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、審議会の調査審議を踏まえるものとする。）。

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの
- ④ その他、①から③までに掲げる政策に準ずるものとして、国民からの評価に対するニーズが高く、統一性又は総合性の確保に関し緊急に採り上げて機動的に評価を実施する必要があると認められるもの

(ウ) 評価の実施に当たっては、各行政機関の政策評価の実施状況に留意するとともに、十分な連絡を図り、各行政機関が評価の過程において収集した情報等の有効な活用を図るなど、効率的な運用に努めるものとする。

(エ) 総務大臣は、関係行政機関における政策の企画立案に資するため、政策効果の発現状況に関する認識、評価対象に関する課題等に関し、意見を通知するものとし、さらに、評価対象とした政策について、統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性に照らし、関係行政機関が具体的な措置を講ずる必要があると認める場合には、当該行政機関の長に対して勧告を行うものとする。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会

経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、審議会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、審議会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）

- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねていては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、審議会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、審議会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

3 基本方針の見直し

本基本方針については、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。

附 則

- 1 本基本方針の施行前に法第6条第1項に基づき定められた基本計画については、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、本基本方針の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、各行政機関の長は、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、法第6条第2項第6号に掲げる基本計画において定める事項及び第7条第2項各号に掲げる事後評価の実施に関する計画において定める事項については、本基本方針の規定を踏まえたものとして、事後評価の実施に関する計画において定めることができる。

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

政策評価に関する基本方針変更

変更後	現行
<p style="text-align: center;">政策評価に関する基本方針</p> <p>我が国の行政において、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。</p> <p>政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専任組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。</p> <p>これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における確かな政策評価の実施を確保するものとする。</p> <p>このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性</p>	<p style="text-align: center;">政策評価に関する基本方針</p> <p>我が国の行政において、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。</p> <p>政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専任組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。</p> <p>これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における確かな政策評価の実施を確保するものとする。</p> <p>このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性</p>

変更後	現行
<p>を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させさせる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容等を明確にした。</p> <p>以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。</p> <p>この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第5条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。</p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1 政策評価の実施に関する基本的な方針</p> <p>(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方</p> <p>政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に</p>	<p>を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させさせる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容等を明確にした。</p> <p>以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。</p> <p>この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第5条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。</p> <p><u>なお、平成14年4月1日の法の施行から3年が経過したことから、法附則第2条の規定に基づき、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に向けた必要な措置として、本基本方針を改定するものである。</u></p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1 政策評価の実施に関する基本的な方針</p> <p>(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方</p> <p>政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に</p>

変更後	現行
<p>行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。</p> <p>政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされ、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。</p> <p><u>社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効であると考えられる。</u></p> <p>機動的かつ柔軟な政策展開には、政策の進捗状況の確な把握</p>	<p>行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (See)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。</p> <p>政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされ、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。</p>

変更後	現行
<p>とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になるが、これらは政策評価が本来果たすべき機能であり、政策評価を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すべきである。</p> <p>このため、今後は、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。また、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進するものとする。</p> <p>有効性の観点からの評価を充実させるためには、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択が必要となる。このため、従来採用してきた評価の手法にとらわれることなく、デジタル技術の進展等により新たに使用可能となったデータや分析手法の活用等も念頭に置いて、時代の変化に応じた新たな評価の手法を模索していくことが重要である。</p> <p>また、政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の意思決定過程における活用の在り方についても、各行政機関の政策の特性や活用する目的等に合わせて設計する必要がある。</p> <p>このため、本基本方針を踏まえて各行政機関の長が初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組など、各行政機関における創意工夫が行われる余地を拡大す</p>	

変更後	現行
<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>また、総務省は、政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の実施やその成果、動向を基に、政策評価審議会（以下「審議会」という。）での議論も踏まえ、政策効果の把握・分析手法や意思決定過程における活用方法等の整理を随時行い、各行政機関に共有する。政策評価の品質を高める観点から、政策評価制度のPDCAサイクルを回すことにより各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。</u></p> <p><u>政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての確に実現していくため、法及び本基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。</u></p> <p><u>(2) 政策評価の方式</u></p> <p><u>政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）を始めとした適切な方式を用いるものとする。</u></p> <p><u>なお、これまでの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ意思決定に有益な情報が得られるよう、上記方式の要素の組み合わせ方の変更も含め、評価の方式の不断の見直しを行うものとする。</u></p>	<p><u>政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての確に実現していくため、法及び本基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。</u></p> <p><u>(2) 政策評価の方式</u></p> <p><u>政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。</u></p> <p><u>また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかに</u></p>

変更後	現行
<p>2 政策評価の観点に関する基本的な事項</p> <p>政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じた適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。その際、前述のとおり、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、<u>有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。</u></p> <p>政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。</p> <p>上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配さ</p>	<p><u>した上で行うものとする。</u></p> <p><u>なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に係る政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に係る政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>2 政策評価の観点に関する基本的な事項</p> <p>政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。</p> <p>政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。</p> <p>上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配さ</p>

変更後	現行
<p>れているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。</p> <p>政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。</p> <p>3 政策効果の把握に関する基本的な事項</p> <p>ア 政策効果の把握に当たっては、<u>政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に關係する政策（上位目的）と關連する場合は、複数行政機関に關係する政策との關係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>政策効果の把握は、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。その際、政策の改善に有益な情報を特定し、それを指標として適切に設定するために、企画立案段階から、政策の実施により得られると想定される効果の発現経路を明確にし、その効果を把握する手法を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができるとする。その際、政策目的の実現に資する情報を得るとして、指標の設定・測定が目的化</u></p>	<p>れているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。</p> <p>政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。</p> <p>3 政策効果の把握に関する基本的な事項 (新設)</p> <p>ア <u>政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。</u></p> <p><u>その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができるとする。また、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。</u></p>

変更後	現行
<p>しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。</p> <p>また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じて知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項</p> <p>法第3条第2項第2号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することとする。その際、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を推進する観点にも留意するものとする。なお、政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方やその方法については、基本計画において示すものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項</p> <p>1 法第20条の規定に基づく措置</p>	<p>また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じて知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項</p> <p>法第3条第2項第2号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためのものであることを踏まえ、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として、評価の対象とする政策の特性、評価の内容に応じた適切な方法で行うものとする。政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方やその方法については、基本計画において示すものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項</p> <p>1 法第20条の規定に基づく措置</p>

変更後	現行
<p>(1) 調査、研究及び開発の推進 調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、政策効果の把握の手法<u>その他の評価の方法の開発、政策効果の把握の手法の信頼性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等</u>について重点的に取り組むものとする。</p> <p>また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関の間での情報の交換を推進するものとする。</p> <p><u>総務省は、各行政機関において、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析の取組が行われるよう、各行政機関の取組も参考に、審議会での議論も踏まえ、効果の把握・分析の手法等の調査研究を進めるとともに、得られた知見や方法を整理して共有するなど、各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。</u></p> <p>(2) 職員の人材の確保及び資質の向上 職員の人材の確保及び資質の向上については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員のその再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。</p>	<p>(1) 調査、研究及び開発の推進 調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、<u>事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法の開発、政策効果の把握の手法の信頼性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等</u>について重点的に取り組むものとする。</p> <p>また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関の間での情報の交換を推進するものとする。</p> <p>(2) 職員の人材の確保及び資質の向上 職員の人材の確保及び資質の向上については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員のその再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。</p>

変更後	現行
<p><u>総務省が実施する研修の企画に当たっては、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を促進する観点にも留意するものとする。</u></p> <p>2 法第21条の規定に基づく措置</p> <p>総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用の促進のためのシステムの整備を図るものとする。</p> <p>また、各行政機関における政策効果の把握の取組の進展によりこれまで以上に統計データ、行政記録情報、ビッグデータ等を活用する必要性が高まることに備え、総務省は、各行政機関における政策効果の把握・分析のための統計の整備やデータ活用の技術的支援に取り組むものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 連絡会議の開催</p> <p>総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。</p> <p>また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、<u>必要なガイドラインを策定・改</u></p>	<p>2 法第21条の規定に基づく措置</p> <p>総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用の促進のためのシステムの整備を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 連絡会議の開催</p> <p>総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。</p> <p>また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「<u>政策評価の実施に関するガイ</u></p>

変更後	現行
<p>廢するものとする。</p> <p>2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 総務省の評価活動 (略)</p> <p>ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動 (7) (略)</p> <p>(4) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、審議会の調査審議を踏まえるものとする。）。 ①～④ (略) (ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 本基本方針の施行前に法第6条第1項に基づき定められた基本計画については、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、本基本方針の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各行政機関の長は、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、法第6条第2項第6号に掲げる</p>	<p>ドライン」、<u>「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」</u>、「<u>政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン</u>」、「<u>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン</u>」及び「<u>目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン</u>」を策定する。</p> <p>2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 総務省の評価活動 (略)</p> <p>ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動 (7) (略)</p> <p>(4) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、<u>政策評価審議会（以下「審議会」という。）</u>の調査審議を踏まえるものとする。）。 ①～④ (略) (ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本基本方針の施行後、I 5カ(イ)に基づき基本計画において規制に係る政策を事後評価の対象として定めるまでの間においては、各行政機関の長は、<u>実施計画において規制に係る政策を事後評価の対象として定めることとする。</u></p>

<p style="text-align: center;">変更後</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>基本計画において定める事項及び第7条第2項各号に掲げる事後評価の実施に関する計画において定める事項については、<u>本基本方針の規定を踏まえたものとして、事後評価の実施に関する計画において定めることができる。</u></p>	

第3節 政策評価に係るガイドライン等

1 政策評価全般

(1) 政策評価の円滑かつ効果的な実施について

総 評 政 第 9 号

平成15年6月4日

(各府省官房長等宛て)

総務省行政評価局長

政策評価の円滑かつ効果的な実施について

各行政機関におかれては、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）等に基づき政策評価の実施に積極的に取り組まれているところであるが、政策評価の実施について、様々な課題が提起されており、これらに対応することが求められていることから、下記事項を踏まえ、各行政機関のそれぞれの政策の特性や現状の取組実態等に配慮しつつ、政策評価の円滑かつ効果的な実施に努められたい。

記

1 政策評価の結果の政策への反映の推進

各行政機関は、政策のマネジメント・サイクルの中に政策評価を制度化されたシステムとして明確に組み込むため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 基本計画及び実施計画に基づいて実施した事前評価又は事後評価に係る政策評価書については、原則として政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業。以下同じ。）が行われる前に、遅くともその作業過程の途上において、当該政策の企画立案部局に提供できるように作成すること。また、原則として予算（定員等を含む。以下同じ。）、法令等の取りまとめ作業が行われる前に、遅くともその作業過程の途上において、予算、法令等の取りまとめ部局に提供できるように作成すること。
- ② 政策の企画立案又は予算、法令等の取りまとめ部局において重要な情報としての的確に活用される政策評価

書とするため、これらの部局で活用できる有用な情報を産出する評価の実施に努め、その結果を政策評価書に記載すること。

- ③ 政策評価担当組織は、上記①及び②の実効性を高めるため、政策の企画立案又は予算、法令等の取りまとめ部局との連携を密にすること。
- 2 政策評価の適時の実施と政策評価書の迅速な公表の推進
「1」を踏まえ、各行政機関は、概算要求に向けて政策評価を実施する場合において、政策評価の結果が概算要求に係る政策の企画立案作業や概算要求の取りまとめ作業に重要な情報としての的確に活用され概算要求に適切に反映されるよう速やかに政策評価書を作成し、これを公表するものとする。
 - 3 政策評価の結果の予算要求への反映状況についての公表
総務省は、各行政機関における政策評価の結果の予算要求への反映状況について概算要求が行われた時点で取りまとめ、これを公表するものとする。これらの取りまとめの検討に当たっては、各行政機関の作業負担、作業の効率的・効果的な実施等に配慮するものとする。

政策評価の実施に関するガイドライン

平成 17 年 12 月 16 日
 政策評価各府省連絡会議了承
 平成 22 年 5 月 28 日
 一 部 改 正
 平成 24 年 3 月 27 日
 一 部 改 正
 平成 27 年 4 月 1 日
 一 部 改 正
 令和 5 年 3 月 31 日
 一 部 改 正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）に基づく政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針として、これまでの成果を踏まえて「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき策定するものである。なお、各行政機関がその説明責任を果たし、国民本位で成果重視の行政運営を行うため、評価の目的や所掌する政策等を踏まえた効果的な取組が妨げられるものではない。

今後、政策評価の更なる改善・充実のため、各行政機関における政策評価の取組の進展や政策評価に関する調査・研究の成果を踏まえ、本ガイドラインについて必要な見直しを行うものとする。

1 政策の体系化

政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。

なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策の目標と各関係行政機関が所掌する政策手段との関係をあらかじめ明らかにするように努めるものとする。

(1) 「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分

各行政機関が所掌する政策は、いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分に対応しており、そのレベルは区々であると考えられる。政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにするよう、「政策(狭義)－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を実施することが必要となる。

いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分については、一般に以下のような考え方で整理することができる。

「政策(狭義)」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

ただし、上記のような「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」の区分は、相対的なものであり、一つの「理念型」ということができる。現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合や事務事業に相当するものが存在しない場合、一つの施策や事務事業が複数の政策体系に属する場合など、三つの区分に明確に分けることが困難なこともあり得る。

(2) 政策体系の明示

政策体系については、あらかじめ明示し、基本計画あるいは実施計画を策定する際に併せて公表することを基本とする。また、政策体系に変更・追加があった場合は、適切に対応するものとする。

(3) 政策評価と予算・決算の連携強化

「政策(狭義)－施策－事務事業」などの政策体系については、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局や政策の所管部局が連携し、政策評価と予算・決算の連携強化に資するものとなるように努めるものとする。

(4) 重要政策に関する評価

政策評価の重点化・効率化を図ることとし、施政方針演説等で示された内閣としての重要政策については、関係する行政機関は所掌する政策について、それとの関係や目標、方針を明確に示した政策体系を整備した上で評価を適時的確に実施するものとする。

特に、施政方針演説等で数値目標など達成目標が掲げられた政策については、その

手段を分かりやすく提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことにより目標の達成状況が明らかになるように評価するものとする。

なお、各行政機関において重点的に取り組むこととした政策についても同様とする。

2 評価の方式

基本方針に掲げられている「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の三つの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ、政策の見直しや改善を含む意思決定に有益な情報が得られるよう、評価の方式の不断の見直しを行うこととする。その際、基本方針に基づき、各行政機関において、試行的取組の期間等に新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組を行うに当たっては、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）に定められた考え方、内容等に限らず、評価の目的や評価の対象とする政策等を踏まえた方式を模索していくこととする。

前述の三つの評価の方式の具体的内容及びそれらを用いた評価に当たっての留意点は以下のとおりである。

(1) 事業評価方式

ア 事前の時点

- ① 評価対象政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、上位の目的に照らして妥当か、行政の関与の在り方からみて行政が担う必要があるかについて検討する。
- ② 評価対象政策の実施により、費用に見合った効果が得られるかについて検討する。このため、可能な限り予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、それらを比較する。その際、効果については、受益の帰属する範囲や対象を極力特定し、可能な限り定量化する。また、費用については、評価対象政策に係る直接的な支出のみならず、付随的に発生するそれ以外の費用（例えば社会費用）についても可能な限り含める。
- ③ 上位の目的の実現のために必要な効果が得られるかについて検討し、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするか、その状態を具体的に特定する。
- ④ 評価対象政策の実施により得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後に評価・検証するための方法や時期を特定し、あらかじめ明らかにする。
- ⑤ 法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、新規に開始しようとする政策や国の補助事業に係る政策については積極的に評価を実施するよう努める。

イ 事後の時点

- ① 事前評価を実施した政策や、既存の政策のうち国民生活や社会経済への影響が大きいものや多額の費用を要したものについて、事後に把握した政策効果の評価・検証を行う。
- ② 当初見込んでいた効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのか等について留意し、それにより得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用する。

(2) 実績評価方式

- ① 評価対象政策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す、成果（アウトカム）に着目した目標（以下「基本目標」という。）を設定する。なお、成果に着目した目標の設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する。
- ② 具体的な達成水準を示すことが困難な基本目標については、これに関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標（以下「達成目標」という。）を設定する。達成目標は、可能な限り客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いて具体的に示す。
- ③ 目標の設定に当たっては、諸外国の事例の調査研究の成果や各行政機関の取組を参考にしつつ、達成すべき水準を具体的に特定するとともに、目標の達成時期を明確にする。また、目標の達成度合いを判定する基準を具体的にあらかじめ明示する。

なお、達成しようとする水準の特定が困難な場合は、評価において求められる必要な要素等も勘案しつつ、政策の特性等に応じたより適切な評価の方式を用いることを検討する。
- ④ 成果に着目した目標は、その達成が一般に行政機関が必ずしも統制できない外部要因の影響を受けることを排除できず、達成の度合いを全面的に行政機関に帰するとすることは適切でない場合もある。このため、成果に着目した目標を設定した場合には、目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因についても、可能な限りあらかじめ明らかにする。なお、アウトプットに着目した目標についても同様とする。
- ⑤ 目標や指標については、指標の測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、対象となる政策の特性に応じて適切に設定する。また、それらを用いた考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等をあらかじめ明示する。これらの事前の想定等を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとする。
- ⑥ 目標については、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善・見直し又は目標自体の見直しを行う。また、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や目標に対する最終的な実績等を総括し、目標がどの程度達成されたかについて評価し、必要に応じて、評価対象政策や次

の目標期間の目標設定の在り方について見直しを行う。

- ⑦ 目標が達成されないなど問題のある施策等については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用いて、施策等を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証したり、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げるなど、当該政策に係る問題点を把握するとともにその原因について分析・検証を行う。
- ⑧ 実績評価方式を用いた評価を効率的かつ柔軟に実施するため、あらかじめ設定した目標の達成度に関して毎年度実績の測定を行い、一定期間経過後に総括的な評価を行うなど、業務量・緊急性等を勘案しつつ対応することも考えられる。
- ⑨ 評価書の作成に当たっては、使いやすく分かりやすいものとする。
- ⑩ 上記①から⑨の事項については、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む事後評価についても準用する。

(3) 総合評価方式

- ① 評価対象政策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにし、その際、政策の直接的効果や、因果関係、場合によっては、外部要因の影響についても掘り下げた分析を行い、さらに、必要に応じ波及効果（副次的効果）の発生状況及びその発生のプロセスなどについても分析する。
- ② 評価対象政策に係る問題点を把握し、その原因を分析する。
- ③ 評価対象政策の目的が依然として妥当性を有しているかについて検討する。また、必要に応じて、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるかなどについて検討する。
- ④ 必要に応じて、政策の効果とそのために必要な費用（マイナスの効果や間接費用を含む。）を比較・検討する。また、国民にとってより効率的で質の高い代替案はないかについて検討する。
- ⑤ 関連する政策との間で整合性が確保されているかについて検討する。
- ⑥ 場合によっては、他の政策よりも優先的に実施する必要があるかについても検討する。
- ⑦ 評価の対象については、例えば、政策自体の在り方にもかかわるテーマを評価する場合には、政策(狭義)から施策、必要に応じて事務事業までを評価し、政策(狭義)を実現する具体的手段である施策に焦点を当てたテーマを設定して評価を行う場合には、施策を中心として必要に応じて事務事業までを評価するなど、設定した評価のテーマに応じて柔軟にとらえる。なお、分野横断的なテーマを設定して複数の施策を対象として評価を実施する場合も考えられる。
- ⑧ 制度の改正など政策の大幅な見直しの検討を行う場合には総合評価方式を用いた評価を実施することを検討する。
- ⑨ 総合評価方式を用いた評価と事業評価方式を用いた評価との関係については、例えば、総合評価方式を用いた評価において、事業評価方式を用いた事前の評価結果、事後の検証・評価結果を活用したり、総合評価方式を用いた評価の中で、

事業評価方式を用いた評価の事前の評価、事後の検証・評価を実施することも考えられる。

- ⑩ 総合評価方式を用いた評価は、政策の実施前の時点においても、必要に応じて評価を行うことがあり得る。その際、類似の総合評価方式を用いた評価の結果を参考にしたり、他の評価の方式の評価により蓄積された情報・データを用いる。

(4) その他

- ① (1)～(3)に掲げる評価の方式に限らず、企画立案時に行った評価結果が記載された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく行政事業レビューの取組において作成されるもの。）等の評価関連作業についても、意思決定に有益な情報を提供するものであり、これら評価関連作業から得られる情報が、政策評価結果と内容が重複していたり、評価に活用できたりするものであることも考えられる。有効性の観点からの評価を充実させ、意思決定に有益な情報を得られる評価の実施に注力する上で、評価関連作業や政策評価から得られる情報の活用の在り方を整理し、効率的に評価を実施していくことも必要である。そのため、重複しているものや活用できるものがある場合には、評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することを推奨する。
- ② 評価書は、内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。評価書が既に簡潔で分かりやすいものとなっている場合には、当該評価書を要旨と兼ねるものとして位置付け得るものとする。

3 評価手法

各行政機関は、評価に要するコスト等も勘案の上、評価の目的、評価対象の性質等に応じた適用可能で合理的な評価手法により政策評価を実施するものとする。その際、以下の点を踏まえるものとする。

- ① 政策評価の実施に当たっては、まずは定量的な評価手法の開発を進めるよう努め、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。
- ② 定量的な評価手法の適用が困難である場合又は客観性の確保に結び付かない場合などにおいては、定性的な評価手法を適用するものとし、その際、可能な限り、客観的な情報・データや事実に基づくものとしたり、評価において学識経験者等を活用するなど、評価の客観性の確保に留意する。
- ③ 評価手法の中には、情報・データの収集、評価の実施に膨大なコストや事務負担を要するものがある。政策評価の実施のためには一定のコスト等がかかることは避けられない一方、分析精度は高いが、コスト等も大きいような評価手法を画

一的に適用することは効率的ではない。また、評価手法の中には、分析精度や適用範囲等について技術的な限界があるものもあり、高度な分析精度を求めるあまり、定量的な評価手法の適用を過度に求めることは効率的ではない場合もあることに留意する必要がある。

このため、(ア)どのような情報を求めて評価を行うか、(イ)どの程度の分析精度が必要か、(ウ)評価のためにどの程度の時間やコスト等をかけるべきかなどについても事前に検討した上で、適切な評価手法を選択する。

- ④ 評価手法を選択する際には、事後的に評価結果が検証可能かといった点についても留意する。

4 学識経験者の知見の活用

学識経験者の知見の活用にあたっては、例えば、計画策定など評価活動全般にわたるものについては学識経験者から成る政策評価に関する会議を活用したり、個々の政策の分野に応じて専門的知見を有する学識経験者の意見を個別、具体的に聴いたりするなど、評価の対象とする政策の特性、評価の内容、評価作業の効率性等を踏まえつつ、様々な統計データの活用を始め、デジタル技術の進展等により新たに使用可能となったデータや分析手段の活用等も念頭に、政策効果を把握する機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を推進する観点にも留意するものとする。

また、学識経験者の意見内容やそれらを評価結果に反映した場合はその具体的な反映内容を評価書に明記すること等により公表するものとする。

なお、政策評価審議会と各行政機関の学識経験者等から成る政策評価に関する会議が、適宜、各行政機関における政策評価の取組の実態等についての情報を交換できるようにするなど、総務省において必要な取組を行うものとする。

5 評価結果の政策への反映

政策評価の結果を適切に政策に反映することが重要であり、各行政機関において以下のような取組を進めるものとする。

- ア 政策評価の結果が予算要求等の政策の企画立案作業に重要な情報としての的確に反映されるよう速やかに評価書を作成し、これを公表する。
- イ 評価結果を適切に政策に反映するよう、例えば、省議等において重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論が行われるようにし、概算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。

総務省は、各行政機関の協力を得て、評価結果の予算要求等への反映状況について取りまとめ公表する。その際、政策の廃止、縮小や重点化などの反映状況を具体的に公表する。

6 政策評価の基盤整備

総務省は、各行政機関の政策評価の実施に資するよう、基本方針に基づく連絡会議を通じて、次のような活動を行い、基盤整備を図るものとする。また、各行政機関においても、必要な取組を進めるよう努めるものとする。

- ア 調査研究等の実施、成果の提供
- イ 実践面も含めた研修の実施
- ウ 政策評価を実施するに当たって参考となる手引書や情報の提供・交換
- エ 政策評価に関する広報活動

附 則

本ガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

(3) 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン

平成22年5月28日

政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえて、評価書の作成等について標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展等を踏まえ、所要の見直しを行う。

1 評価書・要旨の作成等

国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することは政策評価の主たる目的の一つであり、必要に応じ、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝える一方で、その詳細な情報についても国民に提供するため、評価書とその要旨の役割分担を明確にするものとする。

また、政策評価を行う過程において使用した資料については、外部からの検証を可能とするため、適切に保存するものとする。

(1) 評価書・要旨の役割分担

評価書については、法定記載事項を明確に記載し、評価結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることに留意するものとする。

要旨については、評価として備えるべき要素を盛り込みつつ、国民にとって当該評価書の主な内容が端的に分かるよう簡潔に作成するものとする。

各行政機関は、評価書及び要旨の役割の違いに留意しつつ、(2)に掲げる事項を踏まえ、所管する政策の特性に応じた評価書の様式を規定するものとする。

(2) 評価書の作成等に当たっての留意事項

ア 法定記載事項ごとに記載する標準的な内容は、主として以下のとおりである。

① 政策評価の対象とした政策

評価対象政策の目的、目標、手段、根拠法令、政策体系上の位置付け、背景等を記載する。個々の公共事業の評価については、概要図又はその所

在情報も記載する。

② 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

部局又は機関については、おおむね課レベルまで記載するとともに、時期についてはできる限り具体的に記載する。

③ 政策評価の観点

必要性、効率性、有効性等の観点について、具体的に当該政策についてどのように当てはめたのかを記載する。

④ 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果の把握の際に使用した仮定や前提条件等も含めて記載する。

⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記載する。

⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報について記載する。その際、外部からの検証可能性が確保されることが必要であることに留意する。

i 記載に当たっての留意事項は、以下のとおりである。

(i) データ

- ・ データの名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。また、データには、基準時点又は対象期間を付記する。
- ・ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に定める公的統計については、使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。ただし、意識調査等については、調査方法、質問用紙及び使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法及び計算結果とともに、使用したデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 定性的なデータ（ケーススタディ、インタビュー等における個別事例）については、データの代表性や客観性に留意して、調査方法を評価書に記載する。

(ii) 文献等

- ・ 文献等の名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。

ii 個々の公共事業の評価については、以下にも留意する。

- ・ 便益の算定に関して需要等の予測を行う場合、予測モデル、当該予測に用いたデータ及び予測結果の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析については、使用した公的統計その他のデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析マニュアル等については、公表する。

⑦ 政策評価の結果

政策効果の把握の結果を基礎として、学識経験者の意見等も踏まえ、必要性、効率性、有効性等の観点に照らして、総合的に導き出された判定、評価の結論的なコメント及び評価結果の政策への反映の方向性を記載する。

イ 政策のコスト・効果については評価書に記載するなどして明示するよう努める。

ウ 国民にとって分かりやすいものとなるよう、専門的な用語には解説や注釈を付し、また、図表やグラフを積極的に活用する。

エ 外部からの検証可能性を確保するため、政策評価の基礎となるデータなど評価に関する情報について、データの解析容易性（CSV形式によるデータの提供）、印刷容易性（印刷範囲を設定した表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート形式によるデータの提供）などに配慮した形で公表するよう努める。

また、各行政機関は、学識経験者等が実施する政策評価の研究を契機とした政策評価の高度化に資する観点から、行政機関が収集した統計調査の調査票情報を学術研究等に活用する統計法に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計。同法第34条）及び匿名データの作成・提供（同法第35条及び第36条）を積極的に進める。さらに、公的統計の提供も併せて積極的に推進する。

オ データ等が不足して外部から検証することができないなどの意見・要望が寄せられた場合は、それらを基に、外部からの検証可能性を確保するための適

切かつ必要な措置を講ずるよう努める。また、各行政機関に共通する制度上の課題が生じた場合には、総務省が考え方を整理して各行政機関に提示する。

2 学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等

学識経験者等からなる政策評価に関する会議を開催している場合は、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることやインターネット配信等の取組を進める。

各行政機関の国民の意見・要望を受け付けるための窓口については、その所在や受け付けることとする意見・要望の内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう努めるとともに、意見・要望の活用の結果について公表するものとする。

3 その他

本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを行う。

2 目標管理型の政策評価

(1) 目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン

平成25年12月20日

政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、目標管理型の政策評価（注）の実施に当たっての基本的考え方、実施内容等を明確化し、各行政機関における取組の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、目標管理型の政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第2項第6号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）の別紙に定める実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

記

1 実施に当たっての基本的考え方

目標管理型の政策評価の実施に当たっては、政策インフラとしての利便性を向上させる観点から、政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、目標の達成度合いについて各行政機関共通の標準的な表示方法を用いて行うものとする。あわせて、政策の見直しにより貢献していく観点から踏み込んだ評価を実施する取組を進め、また、評価作業の効率化に努めるものとする。

2 事前分析表の作成

(1) 趣旨

目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要である。その上で、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに関与するかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる。逆に、事前の想定が明確であれば、当該想定を検証する事後の評価の簡素合理化を図っていくことも可能となり得る。

評価対象となる施策レベルの政策について、要する

コスト（予算・決算情報）とともに、上記のような事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効と考えられる。

これらの事前の想定を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性・一覧性の確保を図ることが必要であることから、各行政機関は、別紙1の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに毎年度事前分析表を作成するものとする。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性・一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・従前からの評価との連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。）
- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(2) 事前分析表の作成対象等

事前分析表の作成対象は、目標管理型の政策評価を実施する全ての施策とする。

(3) その他

作成した事前分析表については、公表するとともに、総務省行政評価局に送付するものとする。

3 評価書の統一性・一覧性の確保及び評価書の活用

(1) 統一性・一覧性の確保

目標管理型の政策評価に係る評価書（以下「評価書」という。）についても、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性・一覧性の確保を

図ることが必要であることから、各行政機関は、別紙2の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに評価書を作成するものとする。その際、施策ごとの目標達成度合いについては、各行政機関共通の区分として、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」の5段階区分を適用し、明示する。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性・一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・測定結果の分析を踏まえた区分など、従前からの評価との連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適切な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。）
- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適切な場合

(2) その他

評価書については、原則として8月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

その際、基本方針I 9(2)にいう窓口において、当該評価書に関する外部からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局等で適切に活用するものとする。

また、評価対象施策の改善・見直し等に資するため、評価書の積極的な活用を図るものとする。

4 政策の見直しに資する踏み込んだ評価の推進

各行政機関は、政策の見直しにより貢献していく観点から、下記の点に踏み込んだ総括的な評価を行う。その際、毎年行っている評価について、業務量、緊急性等を勘案した周期で行う（基本計画期間内に少なくとも一度は行う。）こととする一方で、評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定（モニタリング）を行うといったメリハ

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(〇〇省26-①)

(記入イメージ)

施策名	□□△△の向上		担当部局名	〇〇局〇〇課	作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 ○〇〇			
	〇〇を推進する	政策体系上の位置付け							
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるように△△を実現		目標設定の 考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている	政策評価実施予定時期	平成〇年〇月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
〇〇調査における△△率 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	70%	-	〇%	〇%	〇%	70%	-	-
□□適合基準率 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	90%	-	-	-	-	-	-	83%
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)						
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
〇〇事業計画の推進 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象事業の制約の拡充	〇〇事業計画の完了	-	〇〇〇事業計画策定	対象事業選定洗い出し	事業の進捗を管理するための計画の策定	〇〇事業計画の実施促進	〇〇事業計画の完了	-
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
〇〇〇法の改正作業 (※単年度の目標設定の場合の記入例)	改正法案を次期通常国会に提出	26年度	〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レギュ 事業番号		
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
〇〇事業 (1)(平成〇年度)(関連:26-①)	…(…)	…(…)	…	…	…	…	…	…	〇〇〇事業 〇〇〇事業 〇〇〇事業 〇〇〇事業
〇〇事業 (2)(平成〇年度)	…(…)	…(…)	…	…	…	…	…	…	〇〇〇事業 〇〇〇事業 〇〇〇事業 〇〇〇事業
〇〇〇に関する租税特別措置 (平成〇年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	…
××規制の適切な運用 (平成〇年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	…
施策の予算額・執行額	…(…)	…(…)	…	…	…	…	…	…	…

平成〇年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)			(※記入は任意)	
執行額(百万円)			(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	指標A	基準値	実績値				目標値	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	年度ごとの目標値							
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	年度ごとの目標							
	指標C		施策の進捗状況(実績)				目標	達成
							〇年度	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 各行政機関共通の5段階区分を記入 (判断根拠) 測定指標の結果に基づき、上記区分とした判断根拠を記入
	施策の分析	以下の事項について、記入するよう努める ・施策そのものの問題点 ・達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているか ・外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 以下の事項について、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、施策、測定指標ごとに記入 ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し ・新たな目標の在り方 その外、今後の施策への反映の方向性を記入

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	--------------------	----------

＜別紙 1 の様式の記入要領＞

※ 本記入要領は、26年度実施施策に係る事前分析表の作成を前提とした、別紙 1 の様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。

- 1 事前分析表は施策単位で作成し、各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記入する。
- 2 事前分析表の右上に、括弧書きで行政機関名を記入するとともに、評価対象施策の実施年度及び施策番号を①から始まる丸数字番号を順次付し記入する（例：「(〇〇省 26-①)」）。
なお、施策番号が多いなどの場合には、特定できる形であれば任意の番号の付し方でも可とする。
- 3 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当する担当課室、作成責任者の役職・氏名を記入する。なお、「作成責任者名」欄についての記入は任意とする。
- 4 「施策の概要」欄には、「施策名」欄に記入した施策の概要を記入する。
- 5 「政策体系上の位置付け」欄には、各行政機関の政策体系における、「施策名」欄に記入した施策の上位の政策（狭義）等を記入する。
- 6 「達成すべき目標」欄には、評価対象施策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する。
- 7 「目標設定の考え方・根拠」欄には、達成すべき目標が、どのような考え方に基づいて設定されたのかについて記入する。なお、必要に応じ、その根拠となる閣議決定、政府方針等も記入する。
- 8 「政策評価実施予定時期」欄には、政策評価を実施する予定の年（和暦）及び月を記入する（例：平成27年 8月）。
- 9 「測定指標」欄には、達成すべき目標について達成度合いを測定するための測定指標を 1 から始まる算用数字番号を順次付し記入する（例：1 〇〇調査における△△率、2 〇〇〇に占める・・・な△△の割合 等）。
測定指標は、施策の達成状況を適切に説明することができるものとする。

また、本欄には、原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入するものとする。例えば、各行政機関における施策の特性により、前述の記入が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄に、評価対象施策に係る各年度の進捗状況などを記入するなどの対応を行うことも考えられる。

なお、各行政機関における施策の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、当該目標（目標値）を記入することも可とする。

10 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

11 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

12 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入する。

なお、可能な限り中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記入するものとする。

13 「測定指標」欄中、「年度ごとの実績値」欄には、基準年度から評価実施の前年度までの実績値を可能な範囲で記入する。

14 「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入するとともに、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する。また、その根拠となる閣議決定や政府方針等も記入する。

15 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。

その際、以下の点に留意する。

① 内部管理事務に係る共通経費は除く。

- ② 予算事業である達成手段については、平成 26 年行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、平成 26 年行政事業レビューシートの事業名を記入する。
- ③ 非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ④ 達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記 2 で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する（例：（関連：26-①））。
- ⑤ 達成手段がない施策については、「達成手段（開始年度）」欄には「－」を記入する。
- 16 「予算額計（執行額）」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。また、「23 年度」「24 年度」欄には、括弧書きで執行額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。
- 17 「当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、平成 26 年度当初予算額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。
- 18 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記入した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「－」を記入するものとする。
- 19 「達成手段の概要等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。記入に当たっては、数値化して記入し、定性的な記述である場合には、どのように寄与するのか具体的に特定するなど、事後的に検証できるような内容を記入する。
- また、平成 26 年度における達成手段の達成目標を記入する。記入に当たっては下記の例のとおり、アウトプット目標と目標値を記入し、また、括弧書きでアウトカム目標（設定している場合）と目標値も記入する。
- 〔例：〇〇整備率：〇%〕
〔（〇〇の満足度：〇%）〕
- 20 「平成 26 年行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る平成 26 年行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「-」を記入する。

21 「施策の予算額・執行額」欄には、平成 26 年行政事業レビューにおける事業以外のものも含め、一般会計、特別会計を問わず評価対象施策ごとの合計額を記入する。年度については、「達成手段（開始年度）」欄に準じて記入する。

22 「施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示された目標を「達成すべき目標」としているなど評価対象施策に関係する内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を所定欄に記入する。

なお、記入に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形であれば可とする（例：記載箇所の章又は節の番号を記入するなど）。

＜別紙２の様式の記入要領＞

※ 本記入要領は、別紙２の様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。

- 1 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式は、施策単位で作成し、各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記入する。
- 2 評価書の右上に、括弧書きで行政機関名を記入するとともに、評価対象施策の実施年度及び施策番号を①から始まる丸数字番号を順次付し記入する（例：「〇〇省 YY－①」）。

なお、施策番号が多いなどの場合には、特定できる形であれば任意の番号の付し方でも可とする。
- 3 「施策名」欄には、各行政機関において評価の対象とした施策の名称を記入する。
- 4 「施策の概要」欄には、「施策名」欄に記入した施策の概要を記入する。
- 5 「達成すべき目標」欄には、評価対象施策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する。
- 6 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。
 - ① 一般会計、特別会計を問わず評価対象施策ごとの合計額を直近４か年度分記入する。
 - ② 移替え経費については、予算計上所管にて把握し、記入する。
 - ③ 「繰越し等 (c)」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記入する。
 - ④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、＜＞外書きにて記入する。
 - ⑤ 前年度分の「繰越し等 (c)」欄、「合計 (a+b+c)」欄及び「執行額（百万円）」欄についての記入は任意とする。
- 7 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示された目標を「達成すべき目標」としているなど評価対象施策に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記入する。

なお、記入に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形であれば可とする（例：記載箇所の章又は節の番号を記入するなど）。

- 8 「測定指標」欄には、事前分析表で明らかにした達成すべき目標について、達成度合いを測定するための測定指標を記入する（例：〇〇調査における△△率、〇〇〇に占める・・・な△△の割合 等（必要に応じ、1 から始まる算用数字番号を順次付す。))。
- また、本欄には、原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入するものとする。例えば、各行政機関における施策の特性により、前述の記入が困難な場合、「施策の進捗状況（実績）」欄に、評価対象施策に係る各年度の進捗状況などを記入するなどの対応を行うことも考えられる。
- なお、各行政機関における施策の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記入することも可とする。
- 9 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とした値及び基準とした年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。
- 10 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。
- 11 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入する。
- なお、可能な限り中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記入するものとする。
- 12 「測定指標」欄中、「達成」欄には、当該指標の目標が達成されたか、達成されなかったかを記入する。
- 13 「目標達成度合いの測定結果」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点（長期計画の見直しに反映できる時点等）で、測定指標により示される「達成すべき目標」の達成度合い及び達成度合いの判断根拠について記入する。
- 14 「目標達成度合いの測定結果」欄中、「(各行政機関共通区分)」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点（長期の計画の見直しに反映できる時点等）で、事前分析表において明らかにした測定指標における目標を実績に照らし、以下の区分のいずれに当たるかを記入する。
- ① 目標超過達成 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

- ② 目標達成 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- ③ 相当程度進展あり 一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- ④ 進展が大きくない 一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
- ⑤ 目標に向かっていない 主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

15 「目標達成度合いの測定結果」欄中、「(判断根拠)」欄には、

- ① 目標超過達成とした場合においては、全ての実績が目標を達成したこと並びに実績が目標を大幅に上回った測定指標及びその測定指標で実績が目標を大幅に上回ったとした理由
- ② 目標達成とした場合においては、全ての実績が目標を達成したこと
- ③ 相当程度進展ありとした場合においては、相当程度進展があったと判断した根拠となる測定指標や相当な期間を要せずに目標達成が可能であるとした理由
- ④ 進展が大きくないとした場合においては、一定の進展を示したと判断した測定指標及び一定の進展があると判断した理由や相当程度進展があるとは認められないとした理由
- ⑤ 目標に向かっていないとした場合においては、施策として目標達成に向けて進展を認められないと判断した理由

等について記入する。

16 「施策の分析」欄には、当該施策に係る問題点のほか、事前分析表に達成手段として掲げた事業が、達成すべき目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについて、及び外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響について分析を行った結果を記入するように努める。

記入に当たっては、「目標達成度合いの測定結果」欄に記入した内容を分析し、目標期間全体における取組や最終的な実績とともに、事前分析表で明らかにした目標等とその達成手段に係る記入内容等を踏まえ、行政事業レビューの情報についても適切に活用するものとする。

17 「次期目標等への反映の方向性」欄には、当期における施策の達成すべき目標及び測定指標の目標の妥当性を検証し、必要な場合には見直しを行い、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、次期の施策の新たな達成すべき目標及び測定指標の新たな目標の在り方について記入するように努める。その他、「目標達成度合いの測定結果」及び「施策の分析」における記入内容並びに施策の実施状況を踏まえて、

今後の施策への反映の方向性を記入する。記入に当たっては、当該測定結果とこれらを踏まえた反映内容についての因果関係が明確に分かるように記入する。その際、箇条書きにするなど簡潔に分かりやすく記入する。

- 18 「学識経験を有する者の知見の活用」欄には、学識経験者の意見内容やそれらを評価結果に反映した場合、学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記入する。
- 19 「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」欄には、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要又はその所在に関する情報について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承） 1（2）ア⑥に基づき記入する。
- 20 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記入する。「作成責任者名」欄についての記入は任意とする。
- 21 「政策評価実施時期」欄には、政策評価を実施する年（和暦）及び月を記入する（例：平成 24 年 8 月）。

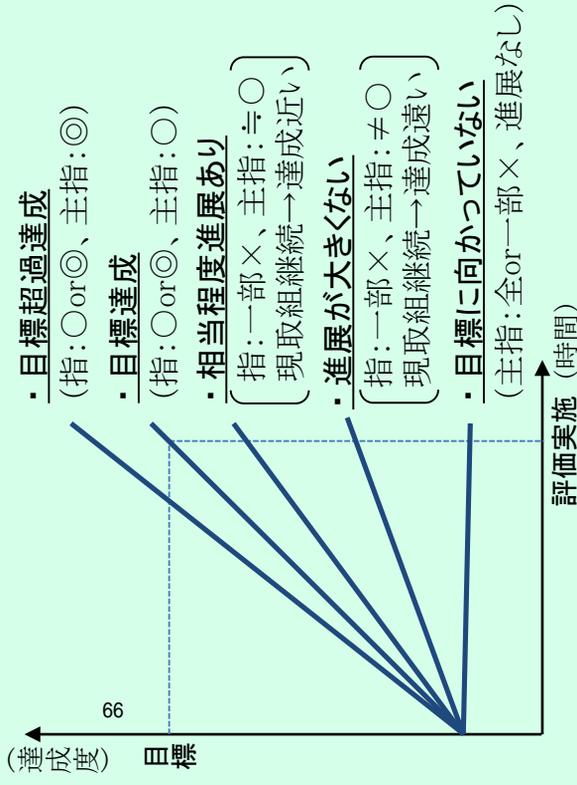
目標管理型の政策評価の標準化・重点化

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」策定（平成25年12月）、26年度から実施

標準化

各行政機関共通の5区分により、施策の進捗状況を横断的かつ分かりやすく把握することが可能に

<5区分のイメージ>



指…測定指標
 ○…達成
 ×…未達成

主指…主要な測定指標
 ◎…大幅に上回って達成
 ≡○…達成に近い未達成
 ≠○…達成に近くない未達成

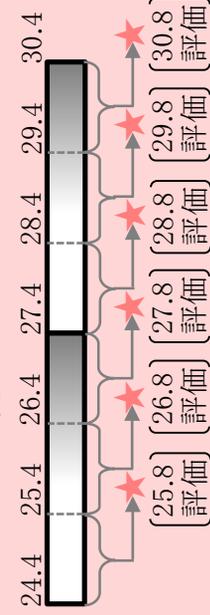
重点化

実施時期の重点化

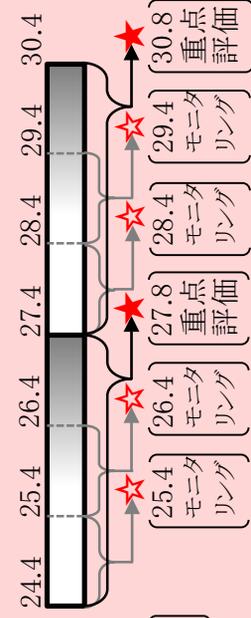
単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施

(評価未実施の年度は、モニタリングで進捗管理)

<これまでの例>



<これからの例>



内容の重点化

目標達成状況のチェックだけでなく、下記の深掘りをして踏み込んだ評価へ

- ① 事前に想定できなかった要因の分析
- ② 達成手段の有効性・効率性の検証
- ③ 未達成となった原因の分析
- ④ 目標の妥当性と必要な見直し

目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）

I. 総論

目標管理型の政策評価（以下「目標管理型評価」という。）は、各府省が自ら、施策の目標を定め、目標に対する実績を測定して、目標の達成度合いを事後評価するもので、平成 25 年 12 月の「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿って実施されているものである。

目標管理型評価とは、本来、目標の達成度を判断できる測定指標によって PDCA サイクルを回すものであり、そのためには、定量化された測定指標と目標値を設定することが基本となる。定量化が難しい場合は、定性的な測定指標と目標値を用いるが、進捗状況や目標達成度が判断できることが前提である。このような測定指標等を設定できる施策を中心に目標管理型評価を活用していく必要がある。

この目標管理型評価は、各府省の主要な施策である約 500 施策が対象となっているが、実際に行われている評価をみると、これらの中には、①施策の特性に応じて目標管理型評価が活用されているか、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）が明確か、③目標・測定指標の定量化が適切かといった点で課題があると考えられるものも見受けられた。

目標管理型評価ワーキング・グループにおいては、政策評価を政策の見直し・改善に資するものとするを主眼として、各府省の事前分析表等を見ながら、各府省の実情も踏まえ、外部有識者の意見も伺いながら改善方策を検討した。

今年度は、「施策の特性に応じた評価」、「目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化」及び「測定指標の定量化等」について検討を行っており、その改善方策については、以下Ⅱ（1）～（3）に記述する。

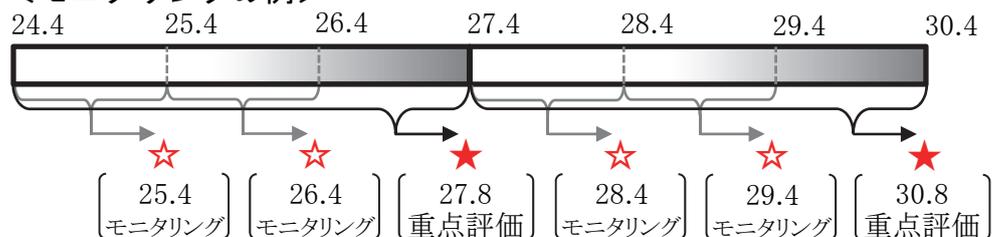
Ⅱ. 改善方策

（1）施策の特性に応じた評価

事後評価の対象となるのは、「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」であり、各府省は、事後評価のうち、目標管理型評価の対象施策として、約 500 施策を設定している。

目標管理型評価は、業務量や緊急性等を勘案した周期で、基本計画期間（3～5 年）内に少なくとも一度行うこととしている。また、評価を行わない年度においては、毎年度、実績の測定（モニタリング）を行い、事前分析表に記入し、公表することとしている。

<モニタリングの例>



現行では 65% (13/20 府省) の府省がモニタリングを活用して評価を行っている。

各府省	モニタリング対象施策数	評価周期	基本計画期間
内閣府	14/69 施策	3 施策は 3 年ごと 11 施策は 2 年ごと	3 年間 (26~28 年度)
公正取引委員会	全 8 施策	3 年ごとに評価	5 年間 (23~27 年度)
復興庁	全 6 施策	基本計画中に少なくとも 1 回	4 年間 (24 年 2 月 ~28 年 3 月)
総務省	全 19 施策	15 政策は 3 年ごと 4 政策は 2 年ごと	5 年間 (25~29 年度)
公害等調整委員会	全 3 施策	3 年ごと	3 年間 (26~28 年度)
法務省	10/17 施策	2 施策は 4 年ごと 6 施策は 3 年ごと 2 施策は 2 年ごと	5 年間 (26~30 年度)
外務省	16/19 施策	2 グループに分け 2 年ごと	5 年間 (25~29 年度)
文部科学省	全 46 施策	2 施策は 5 年ごと 44 施策は 3 年ごと	5 年間 (25~29 年度)
厚生労働省	全 70 施策	基本計画中に少なくとも 1 回	5 年間 (24~28 年度)
農林水産省	13/16 施策	基本計画中に少なくとも 2 回 予定	5 年間 (27~31 年度)
国土交通省	全 44 施策	2 年ごとに同時	5 年間 (26~30 年度)
環境省	38/45 施策	11 施策は 3 年ごと 27 施策は 2 年ごと	5 年間 (23~27 年度)
防衛省	全 25 施策	5 年ごとに評価	5 年間 (26~30 年度)

(参考) <毎年度全施策の評価を実施している省庁>

各省庁	施策数	基本計画期間
警察庁	18 施策	3 年間 (27~29 年度)
特定個人情報保護委員会	3 施策	4 年間 (26 年 1 月~30 年 3 月)
金融庁	20 施策	5 年間 (24~28 年度)
消費者庁	11 施策	5 年間 (25~29 年度)
財務省	31 施策	5 年間 (25~29 年度)

経済産業省	27 施策	3 年間（26～28 年度）
原子力規制委員会	5 施策	5 年間（24 年 9 月～29 年 3 月）

各府省の事前分析表等を検証した結果、毎年度評価を実施している施策の中には、モニタリングを活用している代表的な施策と考えられるものとの比較において、モニタリングを活用する余地がある施策、目標管理型評価の対象として見直しの余地がある施策が見受けられた。

具体的には、安定的・経常的な特性を持つ施策については、モニタリングを活用して評価している府省が多いことから、例 1a のような特性を持つ施策については、業務量や緊急性等を勘案し、メリハリのある評価を図る必要性から、モニタリングの活用を検討する余地があるのではないかと考えられる。

モニタリングを活用する場合は、基本計画期間（3～5 年）内に少なくとも一度は政策評価を行うこととなっているが、例 2b のように、目標や実績値が安定的に推移するような施策については、実績値に変化が生じた際に評価するという選択肢も考えられる。

なお、モニタリングを活用するに当たっては、事前分析表の測定指標を用いて施策の毎年度の実績を測定することから、測定指標やその目標値の妥当性を十分に確保する必要がある。

また、例 3c のように、施策の特性から評価結果を施策の改善に反映する余地が乏しいと考えられるものについては、目標管理型評価の対象とするのか見直しを検討する余地があると考えられる。

例1：実際にモニタリングを活用している施策

a 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る（国土交通省）

- ・ 測定指標：ホームページアクセス件数 など
- ・ 平成26年度実績が前年度より悪化 → 評価は「進展が大きくない」

施策目標	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る								
施策目標の概要及び達成すべき目標	現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの公表により、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。								
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 本施策目標の業績指標である統計の情報提供量である収録ファイル数については、平成26年度末の実績値で目標値を達成したがホームページのアクセス件数については、平成26年度末の実績値は、目標値の76%となり、前年度を下回り進展しなかったため、④進展が大きくないと判断した。							
	施策の分析	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより、収録ファイル数を増加させ、情報の充実を図ると共に、統計利用者利便の向上を図った。							
	次期目標等への反映の方向性	統計利用者の利便性の確保及び統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、引き続き調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていく必要があるため、引き続き、統計の情報提供の取組を推進する。							
業績指標	149-① 統計の情報提供量及びその利用状況 (①収録ファイル数)	初期値	実績値					評価	目標値 27年度
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	B	約960,000件	
	149-② 統計の情報提供量及びその利用状況 (②HPアクセス件数)	初期値	実績値						評価
22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	B	約960,000件		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			B	約960,000件

(出典) 平成27年度国土交通省政策評価書より抜粋

例2：モニタリングを活用する余地がある施策

b 政府調達に係る苦情処理とその周知・広報（内閣府）

- ・ 測定指標：調達委員会の判断の趣旨と異なる裁判所の判断の件数（目標0件）など
- ・ 裁判所に提訴された件数は0/2件（26年度）

施策名	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報				担当部署名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 坂田 進				
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。				目標設定の考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の測定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1	紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	0件(見込み)	26年度 0件	27年度 0件	0件	0件	0件					政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、委員会による検討中または検討後であっても、同様の政府調達案件について裁判に提訴することが可能である。政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るといふ政府調達苦情処理体制の目的に鑑みると、裁判と異なる趣旨の判断が下された件数は0件であることが望ましい。このことから当該指標を設定した。(参考) 苦情処理件数 平成25年度:0件、平成26年度:2件(見込み)。
2	HPへのアクセス件数	P	26年度 前年度比増	27年度 前年度比増	前年度比増 (29,354件)	前年度比増 (23,402件)	前年度比増					政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が選定である。また具体的な目標値については、平成26年度の実績値(P)に基づいて設定する。

(出典) 平成27年度内閣府事前分析表より抜粋

例3：評価対象の見直し余地がある施策

c 栄典事務の的確な遂行（内閣府）

- ・ 測定指標：春秋叙勲の発令数 など
- ・ 国事行為であり、叙勲の発令数等は内閣府ホームページで毎年度公表

施策名	栄典事務の適切な遂行		担当部署名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 渡邊 清					
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の勅命と承認の下に天皇陛下から授けられるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。		政策体系上の位置付け	栄典事務の適切な遂行							
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。		目標設定の考え方・根拠	受賞者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」とし、危険業務従事者叙勲受賞者の選挙手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」とし、要受者賞の選挙手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」とし、それぞれ規定され、発令日については、数庫及び文化勲章各受賞者の選挙手続きについて(昭和53年閣議了解)等において規定されている。		政策評価実施予定時期 平成28年8月					
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の測定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 春秋叙勲の発令数	春秋ごと概ね4,000名 平成15年秋	春秋ごと概ね4,000名 平成27年度	春秋ごと概ね4,000名 平成25年度	春秋ごと概ね4,000名 平成26年度	春秋ごと概ね4,000名 平成27年度	春秋ごと概ね4,000名 平成28年度	春秋ごと概ね4,000名 平成29年度	春秋ごと概ね4,000名 平成30年度	春秋ごと概ね4,000名 平成31年度	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授けの確実かつ安定した実施のため、受賞者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」と規定されている。	
2 危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごと概ね3,600名 (年2回) 平成15年秋	毎回の発令ごと概ね3,600名 (年2回) 平成27年度	毎回の発令ごと概ね3,600名 平成25年度	毎回の発令ごと概ね3,600名 平成26年度	毎回の発令ごと概ね3,600名 平成27年度	毎回の発令ごと概ね3,600名 平成28年度	毎回の発令ごと概ね3,600名 平成29年度	毎回の発令ごと概ね3,600名 平成30年度	毎回の発令ごと概ね3,600名 平成31年度	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授けの確実かつ安定した実施のため、受賞者の予定数については、危険業務従事者叙勲受賞者の選挙手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」と規定されている。	
3 春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね800名 平成15年秋	春秋ごと概ね800名 平成27年度	春秋ごと概ね800名 平成25年度	春秋ごと概ね800名 平成26年度	春秋ごと概ね800名 平成27年度	春秋ごと概ね800名 平成28年度	春秋ごと概ね800名 平成29年度	春秋ごと概ね800名 平成30年度	春秋ごと概ね800名 平成31年度	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授けの確実かつ安定した実施のため、受賞者の予定数については、要受者賞の選挙手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」と規定されている。	
4 発令日	春4月29日 秋11月3日 平成15年秋	春4月29日 秋11月3日 平成27年度	春4月29日 秋11月3日 平成25年度	春4月29日 秋11月3日 平成26年度	春4月29日 秋11月3日 平成27年度	春4月29日 秋11月3日 平成28年度	春4月29日 秋11月3日 平成29年度	春4月29日 秋11月3日 平成30年度	春4月29日 秋11月3日 平成31年度	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授けの確実かつ安定した実施のため、発令日については、数庫及び文化勲章各受賞者の選挙手続きについて(昭和53年閣議了解)等において「春」あつては4月29日、秋にあつては11月3日」と規定されている。	
5 「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	50,410件 平成24年度	直近3年平均の10%以上増 平成27年度	直近3年平均の10%以上増 平成25年度	直近3年平均の10%以上増 平成26年度	直近3年平均の10%以上増 平成27年度	直近3年平均の10%以上増 平成28年度	直近3年平均の10%以上増 平成29年度	直近3年平均の10%以上増 平成30年度	直近3年平均の10%以上増 平成31年度	国民が「一般推薦制度」の概要を認識することにより、人目につきにくい分野において真に功労のある人など春秋叙勲の候補者として把握するため、「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数を直近3年平均の10%以上増とする。	

(出典) 平成27年度内閣府事前分析表より抜粋

(2) 目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化

ガイドラインにおいては、事前分析表の「目標設定の考え方・根拠」の記入について、「達成すべき目標が、どのような考え方に基づいて設定されたのかについて記入する。なお、必要に応じ、その根拠となる閣議決定、政府方針等も記入する」とされている。さらに、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」について、「選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入するとともに、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する。また、その根拠となる閣議決定や政府方針等も記入する」とされている。

各府省は施策やその達成手段の企画立案に当たり、解決すべき課題の原因、その課題を解決するための手段、当該手段がどの程度有効であるか等について、事前に分析を行っているものと思われる。しかし、事前分析表では、施策の対象の現状や課題が明らかにされていないものが多くなっている。また、目標の達成のためにそれぞれの達成手段が論理的にどのような順序で結びついているか、目標や測定指標を設定するまでのプロセス(因果関係)が十分に明らかにされていない。

なお、各府省の施策の中には、例4d及びeのように、ガイドラインの事前分析表のフォーマットをカスタマイズし、何らか体系的に記入している例が若干ではあるが見受けられる。

経済財政運営と改革の基本方針2015において「エビデンスに基づくPDCAの徹底」、世界最先端IT国家創造宣言において「データを駆使した行政運営」

が定められるなど、データなどのエビデンスに基づく分析が求められていることを踏まえれば（別添参考）、評価の高度化やアカウンタビリティの向上を図る観点から、可能な限り現状や課題をデータなどのエビデンスに基づいて分析し、達成すべき目標、目標を達成するために必要な手段、目標の達成度合いを測定するための測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）を明らかにすることが望ましい。

その際、現状や課題に関する情報やデータが無く、情報やデータの収集に時間・コストや事務負担を要するなど、施策の特性にも留意する必要がある。したがって、全ての施策について、画一的に詳細な記入を行うことは効率的ではないと考える。

また、政策評価書で、事前分析表における達成手段が目標に寄与しているか、達成手段以外の外部要因が実績に影響を与えたかなどを検証し、明らかにする必要がある、目標への寄与が乏しい達成手段については、必要な見直しを行うことが重要である。

（参考）＜カスタマイズ状況＞

事前分析表	警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省
評価書	警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

例4：現状や課題の記入例

d 運転者対策の推進（警察庁）

- ・ 飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多い。
- ・ 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故の増加が懸念

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課	政策評価実施予定時期	平成26年7月頃							
業績目標	運転者対策の推進	政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保									
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・進捗の推進状況(実績)				目標設定の考え方及び根拠				
① 悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故件数	悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故件数を22年よりも減少させる。	22年 (注)	27年	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通事故の建別の改善を図る一つの指標となるため。(第9次交通安全基本計画)
				飲酒運転(件)	250	270	256	238	227	256		
				無免許運転(件)	67	67	62	61	59	60		
				悪高速違反(件)	293	228	212	216	212	232		
				標識無視(件)	154	174	145	129	127	146		
② 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を22年よりも減少させる。	22年 (注)	27年	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数の減少は、高齢運転者による交通事故の抑制の度合いを図る一つの指標となるため。(第9次交通安全基本計画)
70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)				689	629	657	707	687	674			
70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)				9.5	8.1	8.0	8.0	7.4	8.2			
注				第9次交通安全基本計画(23年度～27年度)の基準となる22年の実績値を評価基準とした。								
注				第9次交通安全基本計画(23年度～27年度)の基準となる22年の実績値を評価基準とした。								
参考指標				年ごとの実績値				参考指標の考え方				
① 70歳以上の高齢運転免許保有者数				項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	70歳以上の高齢運転免許保有者数は、業績指標である「70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数」を算出する際の基礎数値となる。
					7,249,836	7,728,768	8,233,850	8,823,682	9,320,223	8,270,478		

(出典) 平成27年度警察庁事前分析表より抜粋

e 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（法務省）

- ・ 刑務所再入所者に占める無職者の割合は依然として高い割合で推移
※刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合は、最近10年間に於いて増加傾向が続いており73%となっている。(「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月犯罪対策閣僚会議))
- ・ 測定指標：刑事施設における職業訓練の充実度等

施策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課、少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ-5-(2))
達成すべき目標	刑事施設における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>再入所に占める無職者の割合は毎年依然として高い割合で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策ワーキングチームが策定した「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」(平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告)において、就労支援は、「帰住先・就労先確保のための仕組みの構築」として施策の柱の一つに位置付けられている。 ・ 上記「当面の取組」を踏まえ、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)において、「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため、「就労の確保」を図ることが、再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており、総合的な再犯防止対策を進めるに当たり、就労支援の充実を図る必要がある。 ・ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)において、就労支援の推進が掲げられており、「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。

(出典) 平成27年度法務省事前分析表より抜粋

(3) 測定指標の定量化等

「測定指標」については、ガイドラインにおいて「原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可」とされており、現行では各府省で、約7割の測定指標が定量化されている。

経済財政運営と改革の基本方針2015において「行政に対する定量的な評価に係る取組が十分でない」、平成27年度の行政事業レビュー実施要領においても「成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと」と定められるなど、定量的評価が求められており、定量化が不十分な指標については引き続き定量化を図るべきである。

一方で、例5のように、測定指標の定量化の難しさが顕在化してきている施策も見受けられ、このような施策については、その特性に応じて定性的評価も活用していく必要がある。

また、測定指標を補う参考指標を活用している施策は全施策数の約4分の1を占めており、測定指標だけでは、施策を網羅的に評価することが困難な場合も考えられるため、例6f及びgのように必要に応じて測定指標を補完する参考指標を活用することが有益であると考えられる。

例5：外務省政策評価アドバイザー・グループ第22回会合議事録抜粋

複雑な要素が絡む外交政策では、数値で効果を測る定量的な評価はなじみにくいとの点である。要人往来数、二国間会談数等の定量的な指標を設けているが、こうした指標は外交政策の進捗の一側面しか示さないものが多い。このため、当省の政策評価においては、定性的な測定指標による評価が中心となっている。

例6：参考指標を活用している施策

f 観光立国を推進する（国土交通省）

- 参考指標：訪日外国人の満足度 等

施策目標	20 観光立国を推進する							担当部署名	観光庁	作成責任者名	観光戦略課長 高橋 一郎	
	施策目標の概要及び達成すべき目標											
施策目標の概要及び達成すべき目標	観光からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成26年3月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	評価結果	目標値	業績指標等の測定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の経緯等		
104 訪日外国人旅行客数	822万人	平成23年	881万人	922万人	936万人	1,036万人	1,341万人		2,000万人	平成26年	訪日外国人旅行客数については、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月26日閣議決定)及び「観光立国実現に向けたアクションプラン」(平成26年6月1日閣議決定)に基づき、「観光立国推進基本計画」において、平成26年までに2,000万人を目指すこととしている。	
105 外国人を含む帰国客数	469万3,131人	平成25年	-	412万9,814人	428万9,814人	469万9,814人	473万9,814人		500万人	平成26年	平成26年に訪日外国人旅行客が2,000万人に達したとき、「外国人帰国客数」は平成25年(訪日外国人旅行客1,036万人)の23,300万人分の約2割である870万人となる。「日本人帰国客数」は全体の大半(平成25年では432,299万人)を占めるが、国内人口の減少が進むことから、滞在日数を伸ばすことによって現状維持を目指す。これらを合計した500万人分を目標に設定する。	
106 日本人海外旅行客数	1,899万人	平成23年	1,864万人	1,899万人	1,849万人	1,741万人	1,690万人		2,000万人	平成26年	観光は、国際相互理解の増進に重要な役割を果たすものであり、訪日外国人旅行客、日本人海外旅行客双方の「インクス」の拡大と交流を促す必要がある。訪日外国人旅行客については、平成26年までに2,000万人を目指すという目標が定められているところであり、これを踏まえ、日本人海外旅行客についても目標年度を繰まえ、平成26年までに1,000万人を目指す。	
107 訪日外国人旅行消費額	1,486億円	平成25年	1,116億円	938億円	1,186億円	1,486億円	2,086億円		3,000億円	平成26年	平成26年における訪日外国人一人当たり旅行支出は約15万円であり、平成26年に訪日外国人旅行客が2,000万人に達することを踏まえ、3,000億円を目標とする。当目標値は「まちひとと心による観光立国戦略」(平成26年12月21日閣議決定)において掲げられている。	
108 主要な国際会議の開催年数におけるアジアでの開催	-	-	1位	2位	1位	1位	1位		通年でのアジア開催の目標	平成26年	我が国の過去の国際会議開催年数のトレンドを今後の発展方向により維持・向上させることで、両半導体地域のアジア主要国との関係性の強化と並行して、アジア首位となるレベルを想定して、平成42年(2030年)にアジア7国(ASEAN)の国際会議開催国としての不動の地位を確立することを最終的な目標とする。なお、当目標は日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月1日閣議決定)において、40%以上と定められている。目標達成のための中間目標である2026年時点でも、アジア7国1の国際会議開催国としての不動の地位を確立することとする。目標値における定量的評価は、過去5年のアジア開催の平均値がアジア1位となることを目指すこととする。	
109 訪日外国人の満足度(①大変満足、②必ず再訪したい)	-	-	-	①40.3% ②57.6%	①43.5% ②58.5%	①49.5% ②57.6%	①45% ②60%		45%	平成26年	観光分野の満足度や再訪意向は、景観・自然・社会・経済動向が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、「大東道」に回答する割合を45%、「必ず再訪したい」に回答する割合を50%とすることを目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年1月30日閣議決定)及び「観光立国推進に関する目標」として定められている。	
110 国内観光地域の旅行満足度(①総合満足度「大変満足」、②再訪意向「必ず再訪したい」)	-	-	-	①18.3% ②14.9%	①20.7% ②16.6%	①20.7% ②16.6%	①20.7% ②16.6%		20%	平成26年	観光分野の満足度や再訪意向は、景観・自然が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことや、期待の落差による結果を踏まえ、回答割合を「20%程度」を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年1月30日閣議決定)及び「観光立国推進に関する目標」として定められている。	

(出典) 平成27年度国土交通省事前分析表より抜粋

g 競争政策の広報・広聴（公正取引委員会）

- ・ 参考指標：セミナー参加者の内容理解度や満足度

施策名	競争政策の広報・広聴等	競争政策の広報・広聴	担当部署名	官務総務課	作成責任者名	官務総務課長 藤本 晋也
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。	政策体系上の位置付け			
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期		平成29年4月～7月
27年度	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解の増進を図る。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	
	消費者セミナー参加者の内容理解度 [85%] (注2)	◎ 同左[88%]	◎ 同左[83%]	◎ 同左[84%]	◎ 同左[88%]	
	消費者セミナー参加者の満足度 [71%] (注2)	◎ 同左[73%]	◎ 同左[74%]	◎ 同左[70%]	◎ 同左[79%]	

(出典) 平成 27 年度公正取引委員会事前分析表より抜粋

III. 今後の取組

目標管理型評価ワーキング・グループは、引き続き、政策評価を政策の見直し・改善に資するものとすることを主眼として、「施策の特性に応じた評価」、「目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化」及び「測定指標の定量化等」の各フィジビリティの検証など、各府省の実情を踏まえながら必要な改善方策の検討を行う。

参考

◎経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

[Ⅲ] 公共サービスのイノベーション

行政に対する定量的な評価、評価に基づく業務の効率化に係る取組が十分でなく、それらに関する情報開示も遅れていることを踏まえ、「公共サービスの徹底した見える化（現状、コストと政策効果）」、見える化された情報を用いた「エビデンスに基づくPDCAの徹底」、「マイナンバー制度の活用やITを活用した業務の簡素化・標準化」を3本柱として、重点的に取り組む。こうした取組により、行財政改革の遅れている国の機関、自治体等の取組を促すとともに、企業等による新サービスの創出を促進する。

（公共サービスの現状、コスト、政策効果等に関する徹底した見える化）

現状では、データ情報の形式の制約等から行政コスト等について予算・決算ベースでの横断的分析や時系列分析を行うことが困難なものもある。各府省庁、各自治体の行政経費やストック情報等を比較できるように、誰もが活用できる形での情報開示を集中改革期間内に抜本的に拡充する。

（エビデンスに基づくPDCAの徹底）

上記の徹底した見える化によって明らかにされる情報等に基づき、各府省庁は行政事業レビュー等において、歳出改革の効果に関する評価をはじめ、各事業の厳格な評価を行うとともに、その結果を公表する。さらに、評価の翌年度予算の要求に際しては、評価結果をどのように反映したか整理し公表する。

◎世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

（前略）データ駆動型の行政運営に取り組み、革新的かつ透明性の高い電子政府の実現を目指す。今後、政府においては、組織や業務の壁を越えた分野横断的なデータの利活用を含め、データを駆使した行政運営を強化し、政策企画や評価の高度化、サービスの品質向上、行政運営の効率化を図る。

◎行政事業レビュー実施要領（平成 27 年 3 月 31 日行政改革推進会議改定）（抄）

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

(2) レビューシートの作成

② レビューシートの作成に際しては、以下の点に特に留意するものとする。

ア 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

ｃ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。

◎外部有識者一覧

田 中 啓（静岡文化芸術大学文化政策学部教授）

南 島 和 久（神戸学院大学法学部准教授）

西 出 順 郎（岩手県立大学総合政策学部教授）

深 谷 健（武蔵野大学法学部政治学科専任講師）

松 田 憲 忠（青山学院大学法学部教授）

目標管理型の政策評価の改善方策（平成 28 年度）

I. 総論

目標管理型の政策評価（以下「目標管理型評価」という。）は、各府省が自ら施策の目標を定め、目標に対する実績を測定して、目標の達成度合いを事後評価するもので、平成 25 年 12 月の「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って実施されているものである。

昨年度の目標管理型評価ワーキング・グループにおいては、「施策の特性に応じた評価」、「目標を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化」及び「測定指標の定量化等」について検討を行い、「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」として報告を取りまとめた。

これらを踏まえ、平成 28 年度は、引き続き政策評価を政策の見直し及び改善に資するものとするを主眼として、各府省の事前分析表に基づき、「測定指標の洗練化・高度化」、「モニタリング活用施策における評価」及び「参考指標の活用」について検討を行ったところであり、その改善方策については、以下Ⅱに記述する。また、各府省の評価担当者の利便に資するよう、本改善方策の内容をまとめた、事前分析表の作成に当たってのチェックリストについても別紙のとおり取りまとめた。

Ⅱ. 改善方策

1. 測定指標の洗練化・高度化

事後評価の対象となるのは、「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」であり、各府省は、事後評価のうち、目標管理型評価の対象施策として約 500 施策を設定している。

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」にも示されているように、目標管理型評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、その上で、目的、目標（指標）、達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にすることが求められている。また、測定指標については、施策の達成状況を適切に説明することができるものを設定することが求められている。

これらを踏まえ、実際に設定されている測定指標が目標管理型評価のロジックに即しているか等の観点から「(1) 測定指標の現状把握（測定指標数等の基礎データの収集）」及び「(2) 個別の事前分析表の分析を通じた好事例の抽出」を行い、測定指標の設定に係る課題を明らかにするとともに、改善方策を検討した。

(1) 測定指標の現状把握（測定指標数等の基礎データの収集）

目標管理型評価に係る測定指標の現状を把握するため、各府省の事前分析表を基に基礎データを収集し、施策数（目標数）、測定指標数、達成手段数等及びその関係について確認した。

その結果、次のことが明らかになった。

- ・1つの目標に対し、平均3.3の測定指標が設定されていること
- ・1つの測定指標に対し、平均2.6の達成手段（測定指標とひも付けられているものに限れば、平均1.7）が設定されていること

施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等の現状（平成27年度事前分析表）

	施策数	目標数	測定指標数	達成手段数	うち、測定指標とひも付けられているもの
実数	491	711	2,373	6,193	4,112
施策数に対する比率	1.0	1.4	4.8	12.6	8.4
目標数に対する比率	-	1.0	3.3	8.7	5.8
測定指標数に対する比率	-	-	1.0	2.6	1.7

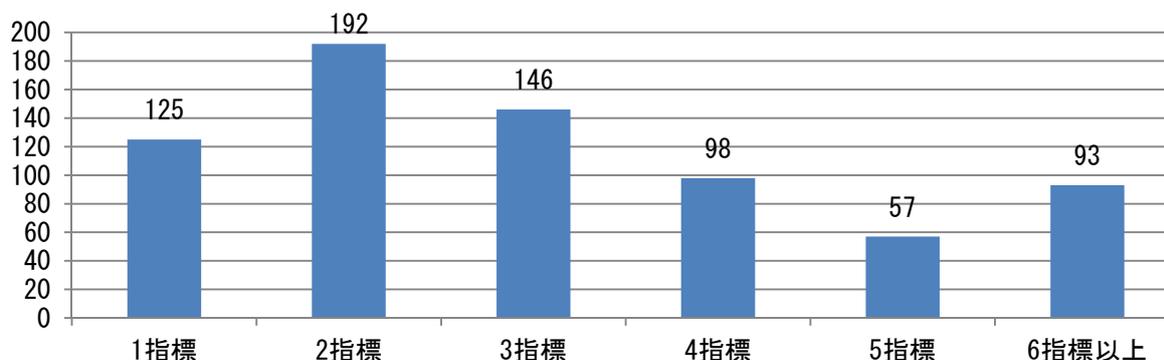
上記により、1目標当たりの測定指標数、1測定指標当たりの達成手段数は、平均的には把握されたが、現状をより精緻に把握するため、「目標数と測定指標数との関係」、「測定指標数と関連する達成手段数との関係」及び「施策の予算額や達成手段数と測定指標数との関係」に係る詳細な分布等について分析を試みた。

① 目標数と測定指標数との関係

目標数と測定指標数との関係については、以下の事実が確認できた。

- ・1つの目標に対し、測定指標が3指標以下となっている目標が多い（65.1%）
- ・6指標以上設定されているものが93目標（13.1%）（最大で1目標に19の測定指標を設定）

1目標当たりの測定指標数の分布（平成27年度事前分析表）



1目標当たりの測定指標数
 (平均=3.5) (中央値=3)

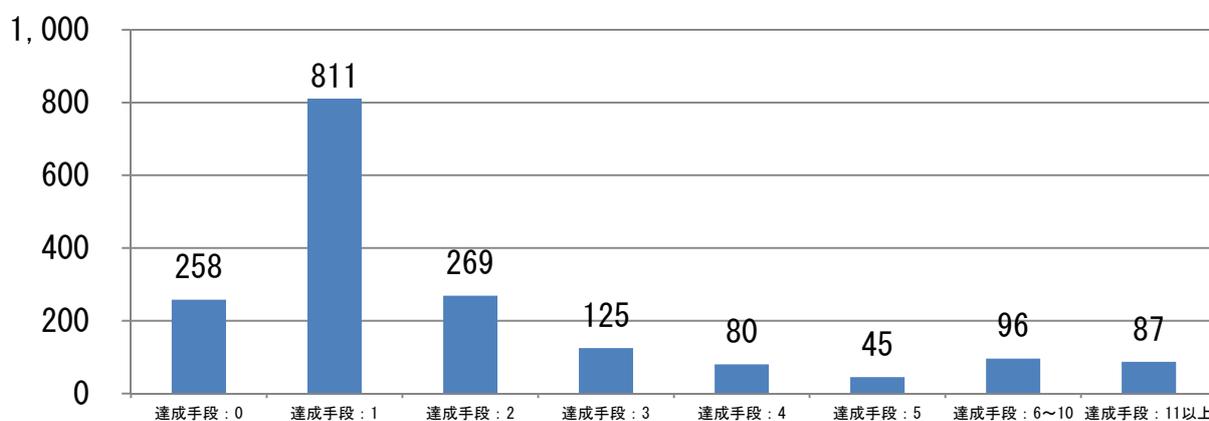
② 測定指標数と関連する達成手段数との関係

測定指標数と関連する達成手段数との関係については、事前分析表において、達成手段ごとに関連する測定指標を示している府省は、18府省（全府省の測定指標数2,373のうち、18府省の測定指標数は1,771）であった。そのうち、

- ・関連する達成手段数が1の測定指標が最も多く、811指標（18府省の測定指標の45.8%）
- ・関連する達成手段数が0の測定指標は、258指標（18府省の測定指標の14.6%）
- ・関連する達成手段数が11以上の測定指標は、87指標（18府省の測定指標の4.9%）
（最大で1測定指標に218の達成手段を設定）

であった。

1 測定指標当たりの関連する達成手段数の分布（平成27年度事前分析表）



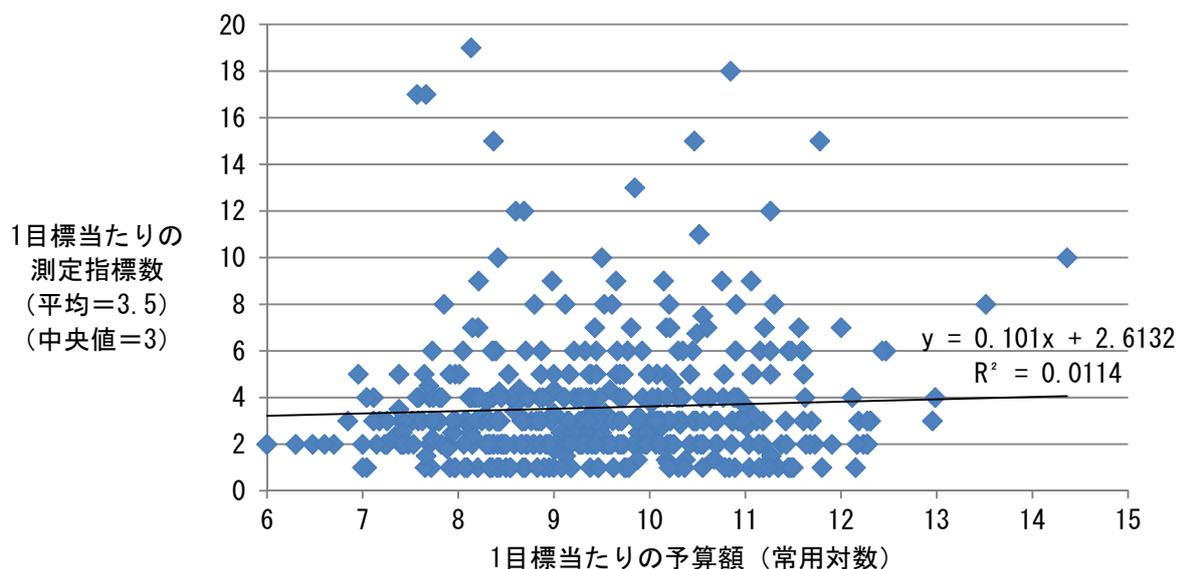
1測定指標当たりの関連する達成手段数
（平均＝3.5）（中央値＝1）

③ 施策の予算額や達成手段数と測定指標数との関係

次に、施策の予算額や達成手段数と測定指標数の関係について分析を行った。例えば、防衛省の「周辺海空域における安全確保」という施策のように、関連する達成手段が200以上あり、関連する予算が2兆円に達するようなものもあれば、総務省の「行政評価等による行政制度・運営の改善」という施策のように、関連する達成手段は2つ、予算額は9億円程度のものもあるなど、施策の達成手段数・予算額には大きな幅があった。

こういった状況を踏まえ、施策の予算額や達成手段数が多くなれば、測定指標数も多くなるという関係があるのではないかと仮説を立て分析したが、結果としては1目標当たりの予算額や達成手段数と測定指標数との間に相関関係は見いだせなかった。

1目標当たりの予算額と測定指標数の分布（平成27年度事前分析表）



また、施策の予算額が、(i)1億円前後に分布、(ii)100億円前後に分布、(iii)広く分布という形で省庁を分類し、予算額と測定指標数の分布をより細かく分析したが、やはり1目標当たりの予算額と測定指標数との間に明確な相関関係は見いだせず、予算額が増えると測定指標数も増えるという関係があるとは言えなかった。測定指標数については、施策の予算額や達成手段数とは別の要因の影響も大きいのではないかと考えられる。

(2) 個別の事前分析表の分析を通じた好事例の抽出及び改善方策の検討

目標管理型評価とは、目標の達成度合いを判断できる測定指標によって PDCA サイクルを回すためのものである。測定指標の洗練化・高度化に関する改善方策を示すに当たり、まずは測定指標に求められる役割・性質として期待されるものを整理し、以下の4点にまとめた。

- ① 目標管理型評価においては、「目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに関目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる」^{※1}ことから、目標の達成状況等を測る測定指標は、目標との因果関係が明確であることが必要である。
- ② 測定指標は、「達成すべき目標について達成度合いを測定する」^{※2}ものであることから、目標の一部や目標よりも大きなものを測る測定指標を設定するのではなく、過不足なく目標の達成度合いを測定できるものを設定することが必要である。
- ③ 目標管理型評価においては、目標の達成度合いを5区分で示すこととされており、主要な測定指標の実績に応じていずれの区分に該当するかが決められる^{※3}ことから、あらかじめ主要な測定指標を明示することが求められる。
- ④ 測定指標は、「施策の達成状況を適切に説明」^{※4}するためのものであることから、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量・利用結果等を測る「アウトプット指標」のみでなく併せて行政活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る「アウトカム指標」を設定^{※5}することが重要である。

①から④までを踏まえ、各府省の事前分析表を分析した結果、それぞれの観点から好事例と考えられるものが見受けられた。

※1 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）

※2 「『測定指標』欄には、達成すべき目標について達成度合いを測定するための測定指標を1から始まる算用数字番号を順次付し記入する（例：1 ○○調査における△△率、2 ○○○に占める・・・な△△の割合 等）。」（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙1の様式の記入要領9＞）

※3 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙2の様式の記入要領14＞

※4 「測定指標は、施策の達成状況を適切に説明することができるものとする。」（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙1の様式の記入要領9＞）

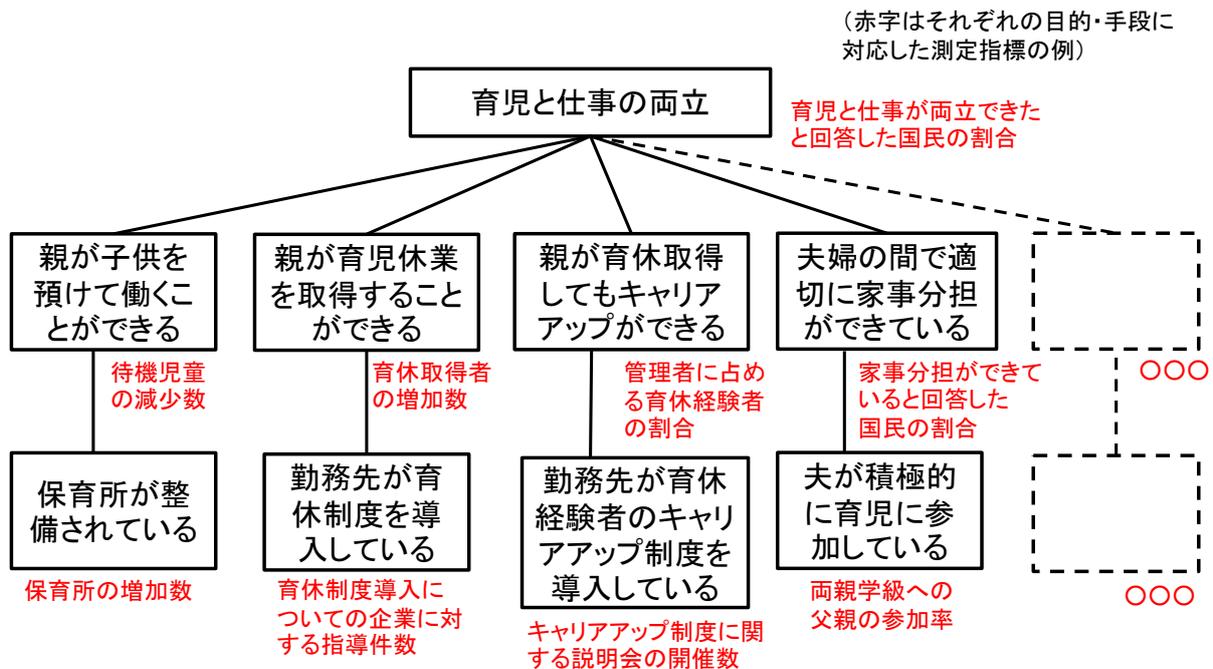
※5 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」とあり、行政機関は、政策評価に当たり、政策のアウトカムを把握することとされている。また、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙1の様式の記入要領6＞において、「『達成すべき目標』欄には、評価対象施策について、国民に対して『いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか』を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する」とあり、目標管理型評価においては、達成すべき目標にはアウトカム指標を設定する必要がある。

① 目標との因果関係が明確な測定指標を設定しているもの

各府省は、施策やその達成手段の企画立案に当たり、目的を達成するためにどのような手段が必要か、その手段がどの程度効果があるのか等、目的と手段の因果関係や有効性について事前に検討しているものと考えられる。それらの内容を事前分析表において明示することにより、政策効果を検証するために何を確認する必要があるのかということが国民にとっても明らかとなるため、それに基づいた測定指標が設定されることが必要である。

各府省の事前分析表を分析したところ、例 1a 及び例 1b のように、施策の目標に対して因果関係が明確な測定指標を設定することにより、施策の目標の実現状況、目標を実現するための達成手段及び達成手段の実施状況が分かりやすく示されているものが見受けられた。これらの施策においては、事後の検証においても、目標の実現状況に対し、当該手段がどの程度有効であったのかについての分析を適切に行うことが可能となる。

目標との因果関係が明確な測定指標の設定イメージ



<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 1：目標との因果関係が明確な測定指標を設定しているもの

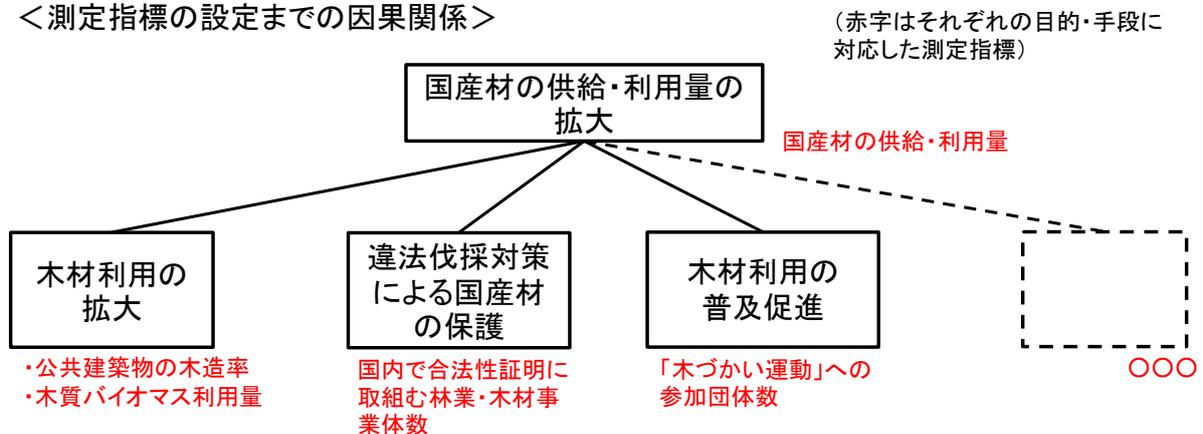
a. 林産物の供給及び利用の確保（農林水産省）

目標「国産材の供給・利用量の拡大」の実現状況については、測定指標「国産材の供給・利用量」が、また、その目標に対する達成手段及びその実施状況については、測定指標「公共建築物の木造率」、「木質バイオマス利用量」等が設定されており、目標との因果関係を明確に読み取ることができる。

目標① 【達成すべき目標】	国産材の供給・利用量の拡大
測定指標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
(ア) 国産材の供給・利用量	森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、木材の適切な供給・利用により、「植える→育てる→収穫する→植える」という森林のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。 このため、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。また、木材の利用については、公共建築物や住宅等での木材利用や、木質バイオマスとしての利用を促進していくとともに、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材の需要を拡大していくことが重要である。 これらのことから、「国産材の供給・利用量を拡大する」を目標として設定した。 「国産材の供給・利用量の拡大」に向けた取組みの成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を目標値として設定した。 「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は28,000千m ³ となっていることから、基準年度以降のトレンドが平成27年に28,000千m ³ に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。
(イ) 公共建築物の木造率	「国産材の供給・利用量の拡大」向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が重要であることから、「公共建築物の木造率」を指標として設定した。 平成27年度の目標値24%に向け、各年度一定割合で木造率を増加させることとする。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値及び実績値は、前年度の値を記入している。
(ウ) 木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	木質バイオマスの利用促進は地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域の未利用資源を活用した産業の育成等に資することから、「木質バイオマス利用量(間伐材等由来)」を指標として設定した。 平成27年度の目標値300万m ³ に向け、各年度一定割合で利用量を増加させることとする。
(エ) 国内で合法性証明に取組む林業・木材事業体数	違法伐採対策の実効性を確保するためには、合法性証明に取組む林業・木材事業体数を増加させることが重要であることから、「国内で合法性証明に取組む林業・木材事業体数」を指標として設定した。 平成27年度の目標値9,800に向け、各年度一定数を増加させることとする。
「木づかい運動」への参加団体数 (「木づかい運動」ロゴマークの登録企業・団体数)	消費者に国産材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくためには、国民運動として展開している「木づかい運動」を実践する企業・団体を増やすことが重要であることから、同運動のロゴマーク「木づかいサイクルマーク」(注1)(申請料10,500円、年間登録料21,000円)を使用できる企業・団体の登録数を指標として設定した。 平成27年度の目標値400に向け、各年度一定数を増加させることとする。

(出典) 平成 27 年度農林水産省事前分析表から抜粋

<測定指標の設定までの因果関係>



(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

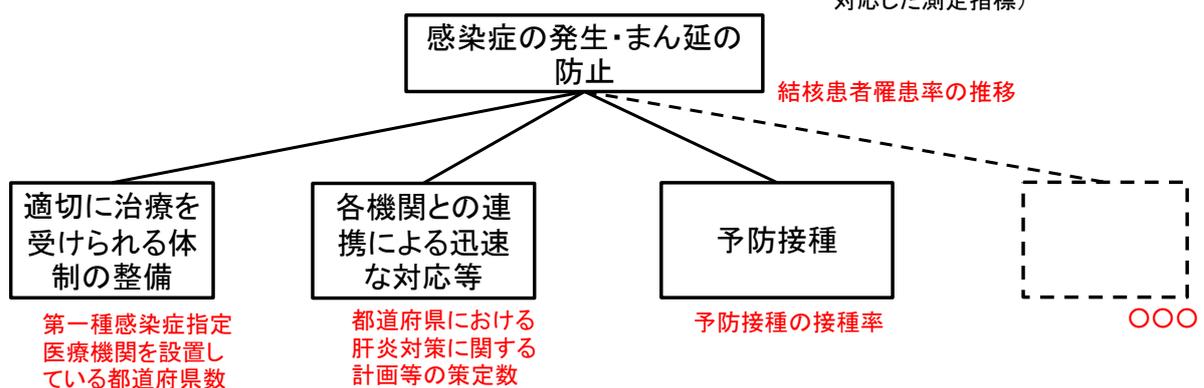
b. 感染症の発生・まん延の防止を図ること（厚生労働省）

目標「感染症の発生・まん延の防止を図ること」の実現状況については、測定指標「結核患者罹患率の推移」が、また、その目標に対する達成手段及びその実施状況については、測定指標「予防接種の接種率」等が設定されており、目標との因果関係を明確に読み取ることができる。

施策目標名	感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標 I-5-1)
測定指標 (定量的)	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数 (結核感染症課調べ)	第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を担当するものである。施策目標を達成するためには、感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を整備する必要があることから、当該数値を測定指標とした。 (感染症指定医療機関の指定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html)
2 予防接種の接種率(麻しん) (結核感染症課調べ)	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期的予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)
3 結核患者罹患率の推移 (結核登録者情報調査年報集計結果による)	結核患者数は年々減少しているものの、なお年間約2万の新規患者が発生しており、対策の強化が必要とされている。こうした中、平成23年に「結核に関する特定感染症予防指針」を改正し、具体的な目標として平成27年までに人口10万人対罹患率を15.0以下とすることとしたため、当該目標を測定指標とした。 (平成22年度結核登録者情報調査年報集計結果 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/10.html)
4 都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数 (肝炎対策推進室調べ)	肝炎対策基本指針(平成23年厚生労働省告示第160号)において、「都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる」とされたことから、当該計画等の策定状況を測定指標とした。

(出典) 平成 27 年度厚生労働省事前分析表から抜粋

<測定指標の設定までの因果関係>



(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

<目標数と測定指標数との関係における留意点>

1つの目標に対し、多くの測定指標が設定されている場合など、政策の目的、目標、達成手段から成る政策体系に係る事前の想定が明確でなければ、どの指標で目標の達成度合いを測ろうとしているかが不明確となる。また、国民にとって分かりやすいものとする観点からも、例えば、1つの目標に対し6以上の指標が設定されている場合には、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とするなど、測定指標を再設定することを検討する必要がある。

また、測定指標が目標の達成度合いを過不足なく測定できるものであれば、目標の達成度合いを明確に表すことが可能となるが、測定指標の目標値が、施策が目標とする状態を適切に表していないときや、想定していない外部要因等により、目標の達成度合いを適切に測定できていない指標が設定されている場合には、評価を適切に行うことは困難となる。特に、1つの目標に対し1の測定指標しか設定されていない場合には、指標設定が適切でないリスクが高まることが懸念される。1つの目標に対し1の測定指標しか設定されていない場合には、当該測定指標が適切なものであるか改めて検討を行い、必要に応じて測定指標を変更することや、測定指標の組替えのための参考指標を追加することが求められる。^{※6}

なお、測定指標は、施策の効果を測定する手段として、事前に対外的に表明したものであることから、測定指標を変更する場合は、その理由（例：測定指標の目標値が達成された、施策の効果を測る上でより適切と思われる情報が把握可能となった、評価結果等を踏まえて施策の目的や達成手段を見直した）を政策評価書や事前分析表において説明することが必要である。

<測定指標数と関連する達成手段数との関係における留意点>

測定指標と達成手段との関係についても留意すべき点がある。

例えば、測定指標と関連する達成手段数が0の場合には、政策評価の結果、当該測定指標の目標が達成されないことが明らかになっても、政策評価書からは、その原因の分析ができない。測定指標と関連する達成手段数が0の場合には、測定指標の再設定や達成手段の追記が求められる。なお、再検討しても達成手段が設定できない場合には、そもそも目標管理型評価の対象とすべきか、施策や目標の立て方はどうかなどの観点に立ち戻って再検討することが求められる。

一方、測定指標と関連する達成手段数が多いなど、測定指標と達成手段との関係が複雑な構造となっている場合には、その対応関係が不明確となるため、政策評価の結果、当該測定指標の目標が達成されないことが明らかになっても、政策評価書からは、どの達成手段を見直せば、目標達成に資するかの分析が困難となる。例えば、1つの測定指標につき関連する達成手段数が10以上ある場合には、必要に応じて

※6 測定指標が複数設定されているものについては、測定指標同士がトレードオフの関係になる場合もあるため、施策全体の目標と達成手段の因果関係を踏まえて測定指標を設定することに留意する必要がある。

て測定指標を再設定することや、主要な指標の明示、参考指標の追加などの対応が求められる。

<目標や測定指標を適切に設定することが困難な場合の留意点>

目標管理型評価は、あらかじめ目標を設定し実績を評価するものである。目標を設定すること及び実績を評価することは、全ての政策において当然行うべき事項ではあるが、政策の性質によっては、目標設定の方法及び実績評価の方法について困難を伴うケースがあることも確かである。例えば、目標との因果関係が明確な測定指標がどうしても設定できない場合などは、そもそも目標管理型評価の対象とすべきか、総合評価に移行すべきではないかなどの観点に立ち戻って再検討することも必要であろう。

② 過不足なく目標の達成度合いを測定しているもの

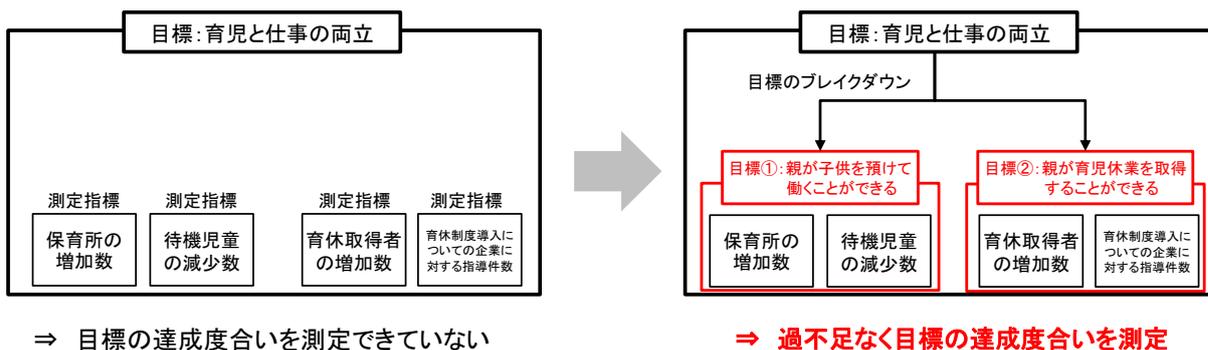
各府省の施策に設定されている目標をみると、抽象的な記載となっているものが見受けられる。政府の目標として大きな（抽象的な）目標を設定する必要があることは理解できるが、余りに目標の抽象度が高い場合には、設定された測定指標では目標の達成度合いを過不足なく測れない。この場合には、具体的に各府省が実施している個別の施策の成果が上がっているかどうか曖昧となり、評価結果を施策の改善又は廃止に結び付けることが困難になると考えられる。

また、「測定指標の現状把握」において分析したように、施策の予算額や達成手段数が多くなれば、測定指標数も多くなるという関係は見いだせなかった。予算額や達成手段数が多く、測定指標数が少ない施策については、例えば目標の抽象度が高く、また、測定指標をより抽象的なものとして対応しているケースなどが考えられる。一方で、測定指標の抽象度が高くなればなるほど成果の測定は困難となる。

こういった状況を踏まえると、抽象的な目標に対して抽象的な測定指標を設定するのではなく、抽象的な目標をより具体的なものにした上で、具体の目標に沿った測定指標を設定することが求められる。

一部の施策では、例 2c、例 2d 及び例 2e のように、抽象的な目標をより具体的に、細かく設定（ブレイクダウン）し、目標と測定指標の対応関係を明確化しているものが見受けられた。

過不足なく目標の達成度合いを測定しているもののイメージ



<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 2：過不足なく目標の達成度合いを測定しているもの

- c. 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保（農林水産省）
 施策「国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保」が、
 施策（1）「科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化」及び施策（2）
 「食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保」
 にブレイクダウンされ、さらに各施策において目標が設定された上で、それらの
 目標に対応した測定指標が設定されている。

政策分野名 【施策名】	・国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
施策（1）	・科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化
目標① 【達成すべき目標】	・国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制
測定指標	・カドミウムの推定摂取量 ・ダイオキシン類の推定摂取量
目標② 【達成すべき目標】	・生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化
測定指標	・ガイドラインに則したGAP導入産地割合 ・中小規模層（年間販売金額1億円～50億円）の食品製造事業者におけるHACCP導入率
施策（2）	・食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
目標① 【達成すべき目標】	・食品表示の遵守状況の確実な改善
測定指標	・生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 ・加工食品の義務表示事項（品質に関するもの）の不適正表示率
目標② 【達成すべき目標】	・食品トレーサビリティの取組の拡大
測定指標	・生産者における農畜水産物の出荷記録の保存（基礎トレーサビリティ）の取組率 ・流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存（内部トレーサビリティ）の取組率

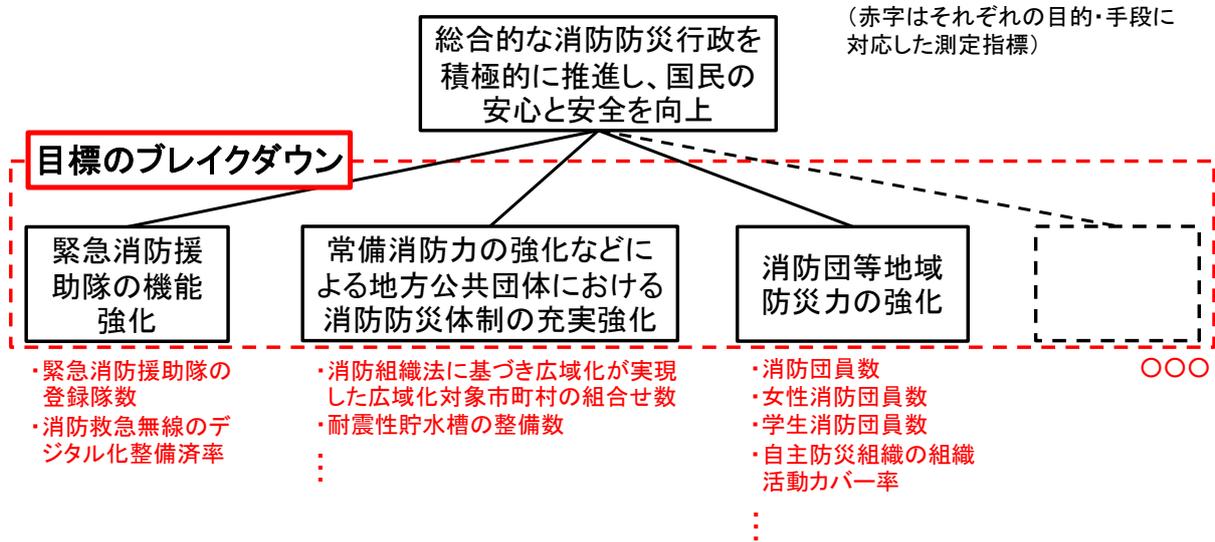
（出典）平成 27 年度農林水産省事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

d. 消防防災体制の充実強化（総務省）

施策の目標「総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる」が、「緊急消防援助隊の機能を強化すること」、「常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること」、「消防団等地域防災力を強化すること」等にブレイクダウンされた上で、それらの目標に対応した測定指標が設定されている。

基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
緊急消防援助隊の機能を強化すること	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を平準化して設定。 【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)
	2 消防救急無線のデジタル化整備済率 <アウトカム指標>	消防救急無線のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。 【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)

(出典) 平成 27 年度総務省事前分析表から抜粋



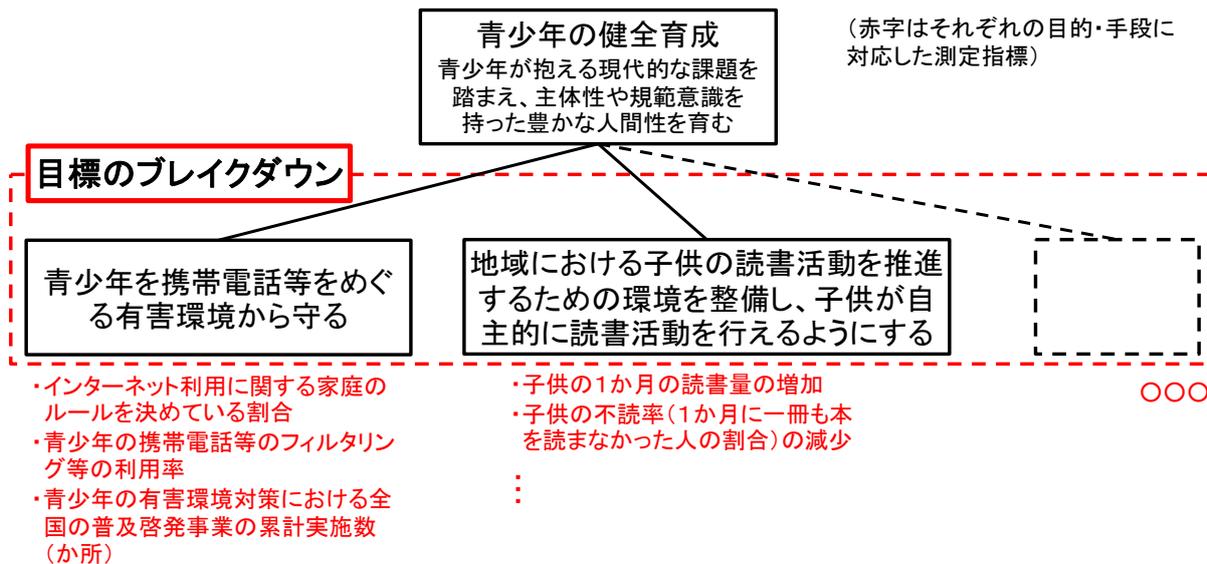
(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

e. 青少年の健全育成（文部科学省）

施策概要「青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する」が、達成目標「青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる」、「地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる」等にブレイクダウンされた上で、それらの目標に対応した測定指標が設定されている。

達成目標 3	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる。						
達成目標 3 の設定根拠	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、法（※）に基づく基本計画の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省等の関係府省庁と連携しつつ、文科省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号）						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	74.0%	80.9%	76.7%	66.6%	67.0%	80.2%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切にインターネット等を利用するために、法と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率	48.2%	59.6%	59.7%	63.5%	55.2%	53.7%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切に携帯電話等を利用するために、法と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	28 年度
①青少年の有害環境対策における全国の普及啓発事業の累計実施数（か所）	25 か所	29 か所	32 か所	35 か所	37 か所	41 か所	47 か所
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	法と基本計画等で定められているように、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用等を保護者に対して普及啓発する必要があるため、全都道府県で実施することを目標とする。					

(出典) 平成 27 年度文部科学省事前分析表から抜粋



(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

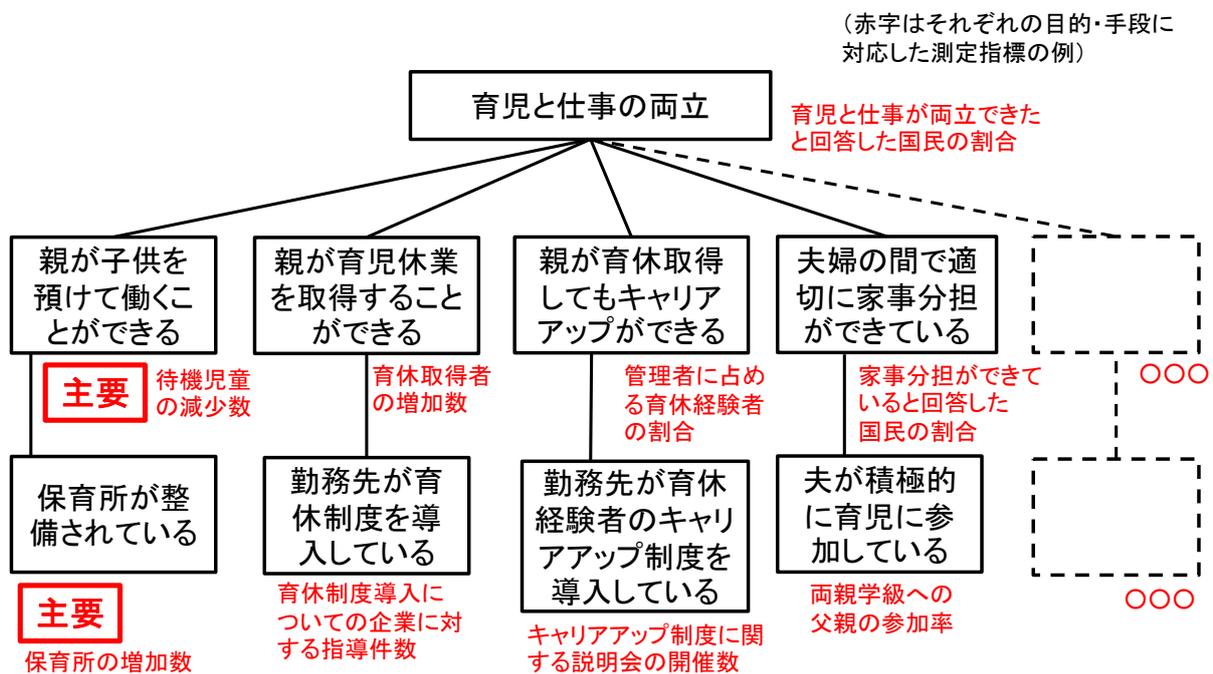
③ 測定指標のうち、主要なものを明示しているもの

目標管理型評価では、事前分析表で明らかにした測定指標における目標の実績を踏まえ、当該施策の目標の達成度合いを5区分で明示することとされており、測定指標の主要なものの実績に基づき、5区分のいずれに該当するかが決められている。

このため、複数の測定指標を設定する場合には、あらかじめどの指標が主要なものであるかを定めることが求められる。

一部の施策では、例 3f のように、事前分析表において、主要な測定指標を明示しているものが見受けられた。

主要な測定指標を明示しているもののイメージ



<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 3：測定指標のうち、主要なものを明示しているもの

f. 電波利用料財源による電波監視等の実施（総務省）

施策目標「良好な電波利用環境の整備・維持を図ること」に対応する測定指標のうち、「重要無線通信妨害への措置率」及び「総合無線局監理システムの稼働率（計画停止を除く。）」を主要な測定指標と明示しており、さらに、主要な測定指標とした理由についても記載されている。

基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】		電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%	
	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%	
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%	
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9	
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。	

(出典) 平成 27 年度総務省事前分析表から抜粋

なお、各府省が、評価結果や施策の進捗状況等を踏まえ、施策の目的や達成手段を変更した場合は、必要に応じて主要な指標を入れ替えることを検討することが適当である。また、検討の結果、主要な指標を入れ替える場合には、主要な測定指標を変更した理由について、政策評価書や事前分析表において説明することが必要である。

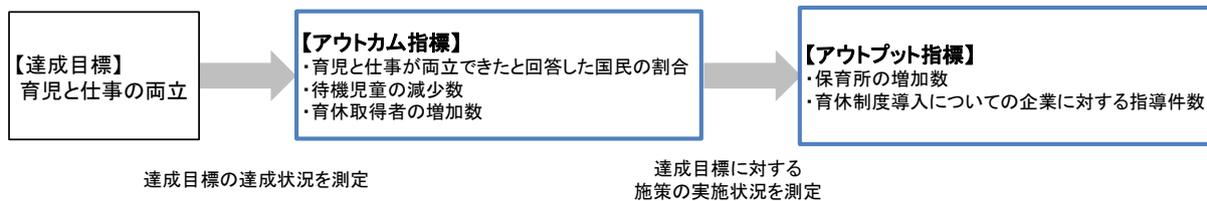
④ アウトプット指標と併せてアウトカム指標が設定されているもの

各府省における測定指標の設定状況をみると、行政の活動の結果を示すアウトプット指標のみが設定されていることが多いが、活動の結果どのような効果・変化があったかを示すアウトカム指標を併せて設定している例も見受けられる。

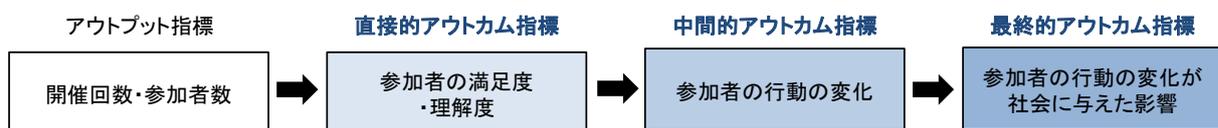
例えば、「施設の運営等に係る取組を含む施策」や「研修・会議等の開催に係る取組を含む施策」において、施設への「訪問者数」や研修・会議等の「開催回数」、「参加者数」等のアウトプット指標のみを設定しているものが見られるが、一部の施策では、例 4g 及び例 4h のように、アウトプット指標に加え、アウトカム指標を設定しているものも見受けられる。

行政活動の成果（アウトカム）がどの程度であったのかを把握した上で、事後検証において施策の有効性についてより詳細な検証が可能となるよう、指標が多すぎることとならないように留意しつつも、可能な限り、アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定することが求められる。

アウトカム指標の設定イメージ



なお、施策の目標に応じて、アウトカム指標として、例えば、下図に示すように、「セミナー・会議の「参加者の行動の変化」、「参加者の行動の変化が社会に与えた影響」等の中間的・最終的なアウトカム指標を設定することも考えられるが、そのような指標を設定するに当たっては、施策がアウトカム指標に対して、どの程度貢献するのか、外部要因はどの程度あるのか等の関係を図示することなどにより、明確にしておくことが必要となる。また、アウトプット指標の目標が達成される一方で、アウトカム指標の目標が達成されなかった場合には、アウトプットがアウトカムに貢献していない要因を分析し、測定指標や達成手段の見直しを検討することが必要である。



また、アウトカム指標を設定している施策のうち、例 4i のように、国内における取組実績の国際的な水準を把握できるアウトカム指標を設定しているものも見受けられる。この事例においては、国内行政の測定指標が国際的にはどの程度の水準であるのかを示しており、目標値の設定の根拠が明確になっている。

<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 4：アウトカム指標が設定されているもの

g. 迎賓施設の適切な運営（内閣府）

アウトプット指標の「年間参観者数」に加え、アウトカム指標として「赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価（「満足」、「ある程度満足」の合計割合）」を設定している。

測定指標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 年間参観者数	迎賓施設の役割について、多くの国民の理解を深めるため、平成27年度の参観者数(参観定員)である赤坂迎賓館(20,000人)及び京都迎賓館(13,000人)の合計を目標値として設定した。
4 赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	迎賓施設の役割等への理解度を検証するとともに、迎賓館参観及び前庭公開実施方法の改善に資するため設定。これまでの高評価は、参観者等の意見を踏まえ、参観等の実施結果を分析・検討し、課題解決に向けて改善努力することにより、国民目線でのおもてなし対応を行った結果。今後も過去の実績を踏まえ、高水準の満足度(90%以上)の評価を継続・維持することを目指す。 (実績推移: H22年81.5%、H23年85.0%、H24年93.3%、H25年93.5%、H26年95.0%)

(出典) 平成 27 年度内閣府事前分析表から抜粋

h. 防災に関する普及・啓発（内閣府）

アウトプット指標の「研修に参加した地方公共団体の数」に加え、アウトカム指標として「研修終了後に行われる学習到達度テストで 80%以上の点数を得た人割合」を設定している。

測定指標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 研修に参加した地方公共団体の数	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、参加した地方公共団体の数を目標とするものである。
2 研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人割合	研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの点数を目標とするものである。

(出典) 平成 27 年度内閣府事前分析表から抜粋

i. 国際交流の推進（文部科学省）

アウトカム指標「日本人学生の海外留学者数」の目標値について、「大学等の在籍者（約 300 万人）に占める留学生の割合を非英語圏先進国のドイツ、フランス並（10%）の割合へ」目指すとしており、測定指標から国際的な水準が把握できる。

達成目標 1	高等教育段階の国際交流等を拡大する。						
達成目標 1 の設定根拠	大学等の在籍者（約 300 万人）に占める留学生の割合を非英語圏先進国のドイツ、フランス並（10%）の割合へと目指し、外国人留学生 30 万人を目標とする。また 18 歳頃から 20 歳代前半までに在外経験ある日本人学生等を増加させ、18 歳人口（約 120 万人）の 10%を海外留学させ、その目標を 12 万人に設定。						
成果指標 （アウトカム）	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	32 年度
①外国人留学生数 （人）	161,848 人	— 人	161,696 人	161,848 人	168,145 人	184,155 人	300,000 人
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	—	—	—	—	—	対前年比増
②日本人学生の海外 留学者数（人）	65,373 人	42,320 人	53,991 人	65,373 人	69,869 人	調査中	120,000 人
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	36,303 人	42,321 人	53,992 人	65,374 人	69,870 人	対前年比増
活動指標 （アウトプット）	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	毎年度
①海外留学支援制度 受入れ数（短期受 入れ）（人）	7,740 人	2,332 人	6,870 人	8,007 人	6,413 人	調査中	対前年比増
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	—	2,333 人	6,871 人	8,008 人	6,414 人	
②海外留学支援制度 派遣者数（長期派 遣・短期派遣）（人）	8,740 人	1,269 人	16,149 人	15,680 人	11,296 人	調査中	対前年比増
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	—	1,270 人	16,150 人	15,681 人	11,297 人	

（出典）平成 27 年度文部科学省事前分析表から抜粋

2. モニタリング活用施策における評価

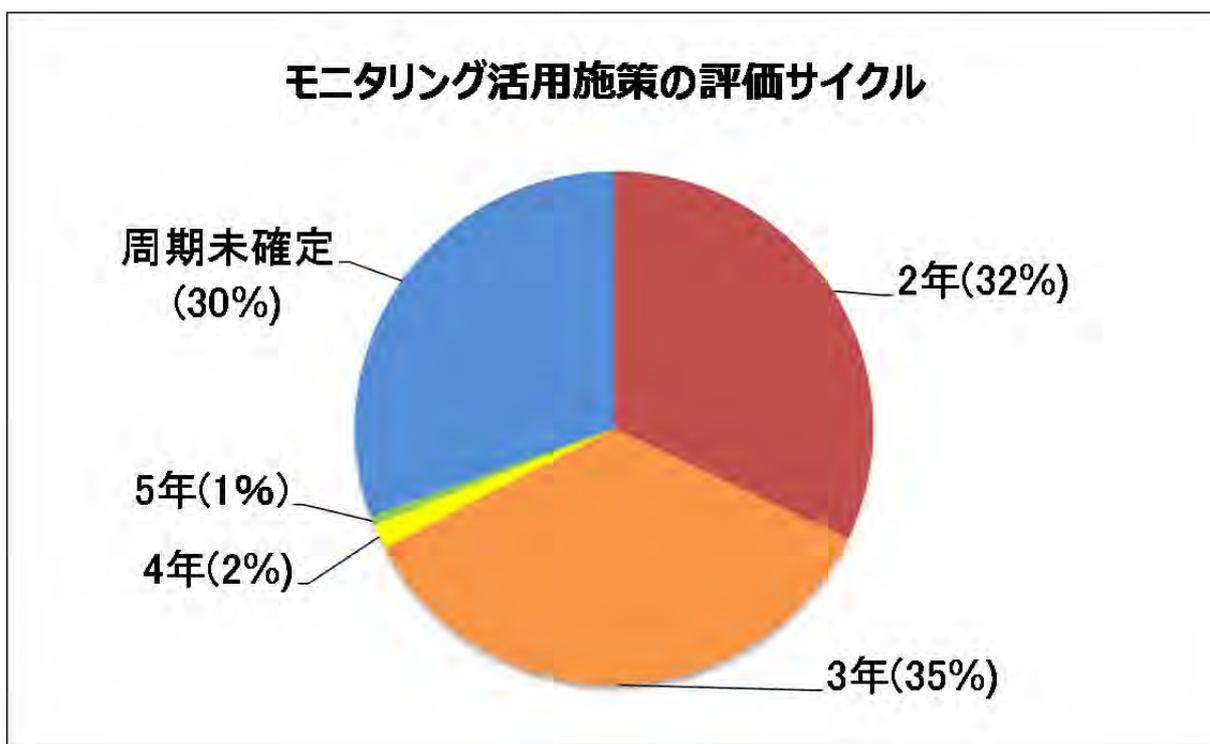
「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」においては、施策の特性に応じた評価について検討を行っており、具体的には、

- ① 目標管理型評価の対象として見直しの余地がある施策
 - ② モニタリングを活用する余地がある施策
- について改善方策を示したところである。

平成 28 年度においては、「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」を踏まえつつ、目標管理型評価の対象施策（約 500 施策）のうち、モニタリングの向上に資するため、モニタリング活用施策（約 300 施策）の評価サイクルについて、各府省の実態を調査し、分析を行った。

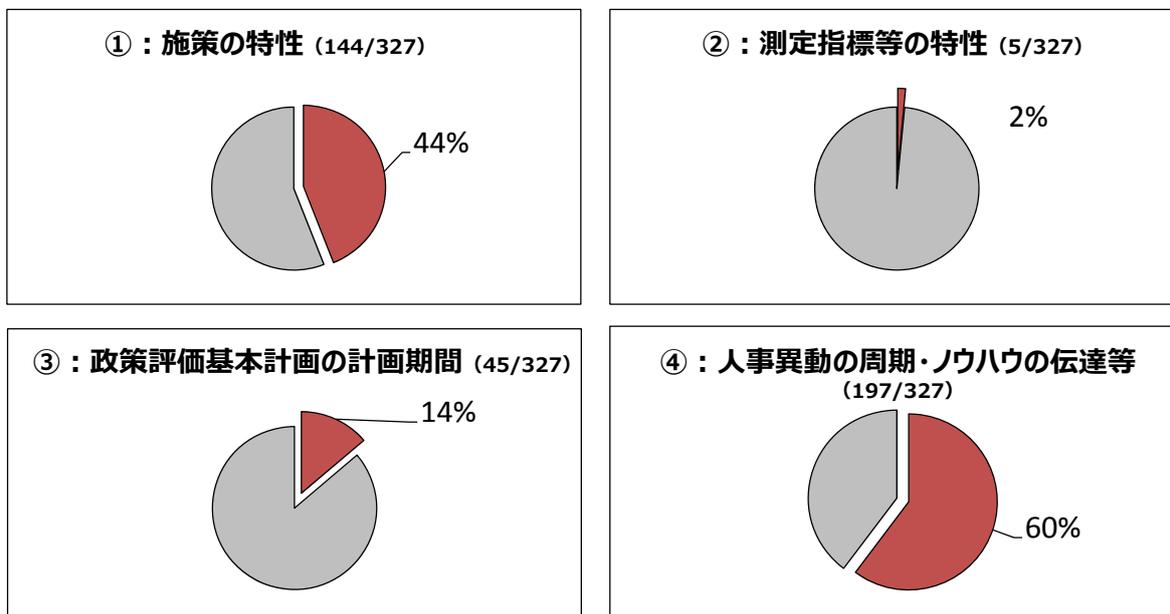
(1) モニタリング活用施策

モニタリング活用施策（約 300 施策）の評価サイクルは、2 年サイクルで評価を行っているものが全体の約 3 割、3 年サイクルを含めると全体の約 7 割となっており、2 年又は 3 年サイクルで評価を実施している施策が多い。また、評価周期が未確定の施策も約 3 割ある。



(2) 評価サイクルの根拠

モニタリング活用施策の評価サイクルの根拠は、①施策の特性、②測定指標等の特性、③政策評価基本計画の計画期間、④人事異動の周期・ノウハウの伝達等の4種類に大別される。



「①：施策の特性」によって評価サイクルを定めているものについては、

- ・ 施策の基本計画等の期間を考慮し政策評価のタイミングを決めているもの
- ・ 施策の状況変化の度合いにより周期を設定しているもの
- ・ 国民の関心の高さ等を考慮し、高いものには短めの周期、低いものには長めの周期を設定しているもの

等があった。

「②：測定指標等の特性」によって評価サイクルを定めているものについては、

- ・ 測定指標の実績を把握する調査の周期を踏まえて設定しているもの
- ・ 複数年の測定指標の実績に基づき評価を実施しているもの

等があった。

「③：政策評価基本計画の計画期間」によって評価サイクルを定めているものについては、政策評価基本計画の計画期間の最終年度に実施しているもの等があった。

「④：人事異動の周期・ノウハウの伝達等」によって評価サイクルを定めているものについては、

- ・ 人事異動の周期を踏まえて設定しているもの
- ・ 職員のノウハウが継続できる期間を踏まえて設定しているもの
- ・ 業務量の繁閑の程度を踏まえて設定しているもの

等があった。

政策評価の結果については、当該政策に適切に反映させることが求められており、例えば、施策の基本計画については、計画の最終年度を中心に次期計画の検討が行

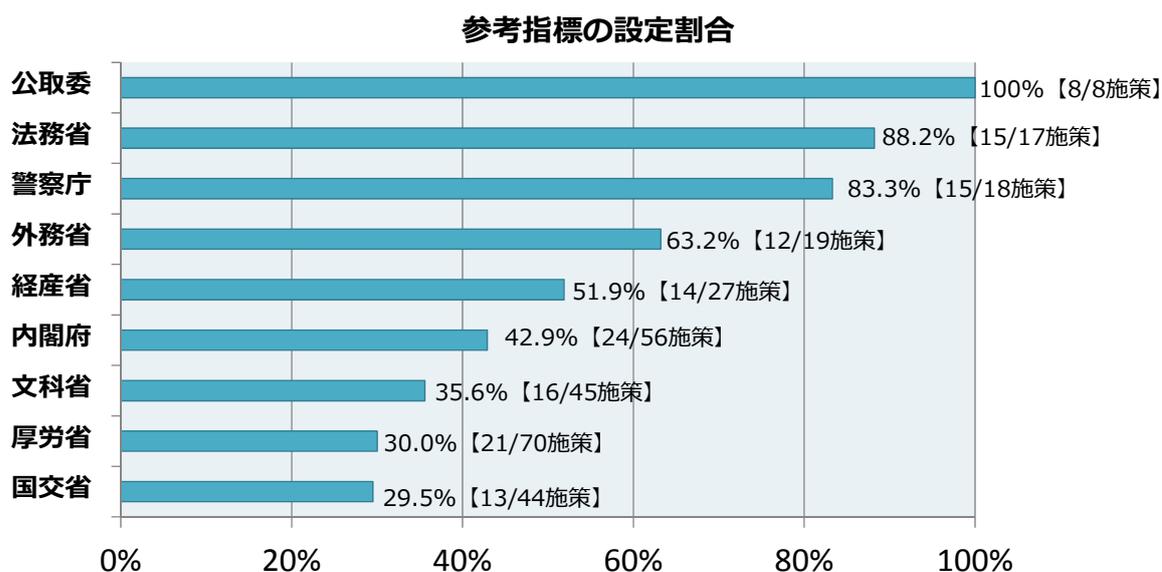
われることが多いことから、把握可能な最大限の期間の実績を評価し、その結果を次期計画の検討過程において活用することが望ましい。^{※7}

なお、施策の基本計画の最終年度の実績については、モニタリングを活用して公表することで、国民への説明責任を果たす必要がある。

3. 参考指標の活用

「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」において、「測定指標だけでは、施策を網羅的に評価することが困難な場合も考えられるため、（中略）必要に応じて測定指標を補完する参考指標を活用することが有益である」とされた。また、「Ⅱ 1 (2) 個別の事前分析表の分析を通じた好事例の抽出及び改善方策の検討」でも述べたように、測定指標との組替えを想定した参考指標を設定することが有益な場合がある。これらを踏まえ、各府省における参考指標の具体的な活用状況について分析した。

参考指標の活用状況については、測定指標を補完するために参考指標を設定している府省は 45%（9/20 府省）であった。また、9 府省における評価対象施策への参考指標の設定割合は様々（30%～100%）であった。



9 府省の 138 施策における約 700 の測定指標に対して、設定されている参考指標は 446 あり、その大部分は定量的指標であった。

参考指標の活用方法については、おおむね以下の傾向が見られた。

※7 「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

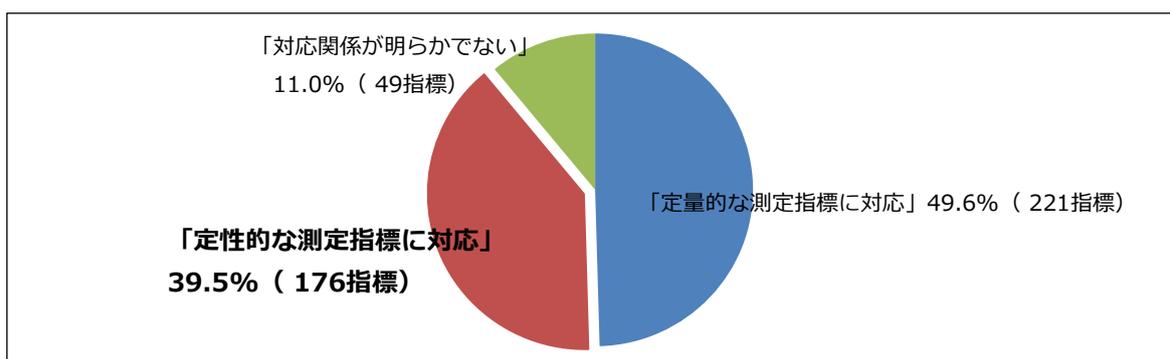
5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。

- ① 施策などの現状について補足している参考指標が4割程度見られた。
- ② 定性的な測定指標に対して、特に参考指標を活用している省庁が見られる。公正取引委員会では、69の参考指標を全て定性的な測定指標（14/30指標）の補足説明に活用していた。法務省では、82の参考指標のうち約85%の指標を定性的な測定指標（22/35指標）の補足説明に活用していた。また、外務省では、35の参考指標のうち約63%の指標を定性的な測定指標（148/192指標）の補足説明に活用していた。
- ③ アウトカムに関する参考指標（研修等のアンケート結果（理解度、満足度等）等）も見られた。



Ⅲ. 今後の取組

平成27年3月9日に取りまとめられた政策評価・独立行政法人評価委員会の「提言」において、「目標管理型の政策評価は、（中略）評価の基本となる目標をいかに適切に設定するかが、評価の良否を左右する。」とされ、主に事前分析表の作成の段階での適切な目標や測定指標の設定についての改善が求められていた。提言を踏まえた目標管理型評価の改善方策については、この2年間開催してきた目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、一定程度の取りまとめが行われたものと考えられる。各府省においては、これらの改善方策を踏まえ、事前の想定を明確にし、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくため、目標や測定指標の設定の改善等を行うことが求められる。

一方で、現時点においては、目標を達成しなかった原因の分析、達成手段が目標に対し有効に寄与しているのかの分析、次期目標等への反映の方向性の分析などが十分でない政策評価書が散見されており、政策評価が客観的かつ厳格に実施された上で、その結果が適切に政策の改善につながっているとは言い難い。質の良い事前分析表の作成だけでなく、評価を適切に実施した上で、その結果が適切に政策に反映されることが望まれる。

今後、総務省においては、政策評価審議会の知見も活用しつつ、政策評価書に係る優良事例や不適当と思われる事例の抽出及び分析などを行うことにより、各府省が目標管理型評価を活用して、より効果的な政策評価の実施及び国民への説明を行

い、ひいては政策の見直し・改善のために十分に政策評価が活用されるような取組を進めていくことが求められる。

事前分析表作成に当たってのチェックリスト
 (目標管理型の政策評価の改善方策(平成28年度)関係)

		No.	チェック項目	☑
目標	過不足なく達成 度合いを測定	1	目標が抽象的になっていませんか。 目標が抽象的と思われる場合に、目標のブレイクダウンや測定指標の変更について検討しましたか。	<input type="checkbox"/>
測定指標	明確な測定指標を設定 目標との因果関係が	2	目標が実現できたかどうかを明確に測定できる測定指標が設定されていますか。	<input type="checkbox"/>
			3	測定指標の目標値は施策が目標とする状態を適切に表していると言えますか。 (1つの目標に対し、ただ1つの測定指標が設定されている場合には、その測定指標のみで評価することとなるので特に留意が必要です。)
		4		1つの目標に対し、多すぎる測定指標が設定されていませんか。 (例えば、6つ以上となっていて、目標とそれぞれの測定指標の関係が曖昧な事例も見受けられます。)
			アウトカム 指標を設定	5
	6	施策がアウトカム指標に対して、どの程度貢献するのか、外部要因はどの程度あるのかの想定ができていますか。		
		7		測定指標について主要なもの、そうでないものが区分されていますか。また、その指標を主要とする理由は記載されていますか。
	8			評価結果や施策の進捗状況等から、主要な測定指標をはじめ、その他の指標の入替えを行う必要はありませんか。 (なお、指標を入れ替える場合には、理由について事前分析表や評価書で説明することが必要です。)
		達成手段	達成手段数 関連する	9
10	測定指標と関連する達成手段が多数になっているなど、測定指標と達成手段との関係が複雑な構造になっていませんか。その場合に、測定指標の再設定は検討しましたか。			

目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）

I. 総論

目標管理型の政策評価（以下「目標管理型評価」という。）は、各府省が自ら施策の目標を定め、目標に対する実績を測定して、目標の達成度合いを事後評価するもので、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）（以下「ガイドライン」という。）に沿って実施されているものである。

「目標管理型の政策評価の改善方策（平成28年度）」（平成29年3月政策評価審議会政策評価制度部会）では、「総務省においては、政策評価審議会の知見も活用しつつ、政策評価書に係る優良事例や不適当と思われる事例の抽出及び分析などを行う」こととされ、また、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）では、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進に関する政策評価における取組の一つとして、総務省は「統計等データの利活用状況、分析の妥当性等について、各府省から提出された評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示する」こととされている。

これらを踏まえ、平成29年度の目標管理型評価ワーキング・グループ（以下「目標管理型評価WG」という。）では、各府省が作成した政策評価書（以下「評価書」という。）及び事前分析表について、①統計等データの利活用状況、②分析の妥当性、③目標・測定指標の適切な設定についての検証を行った。

その結果、評価において統計等データを利用しているものの、分析においては当該データを十分活用しているとは言えないものが少なからず存在するなど、証拠を重視する観点から改善が必要と考えられる状況がみられた。また、事前分析表において目標・測定指標が適切に設定されていないため、事後評価が的確に実施できない事例がみられた。これらについて、「II. 評価書等の検証結果」において具体例とともに整理した。

これらの事例が示す、目標・測定指標の適切な設定を行う上で有効と考えられる方策の1つが、ロジックモデルの導入である。「III. 検証結果を踏まえたロジックモデルの作成・活用に関する考え方」では、その作成・活用に関する現時点の考え方を整理した。

II. 評価書等の検証（検証結果及び想定される改善方策）

1. 検証の観点

目標管理型評価WGでは、平成28年度実施施策に関する目標管理型評価の評価書及び事前分析表のうち代表的なものについて、別紙1に掲げる18のチェック項目をもとに検証を行った。

ガイドラインにおいては、「目標を適切に設定」した上で、「目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難」とされている。事前分析表において目標、測定指標が適切に設定されていることが、評価書において適切な分析を行う上で不可欠であるため、今回は事前分析表も検証対象とした。

評価書については、データ及びその所在情報の記載があるか等の「統計データ等の利活用状況」に係る3つの観点と、測定指標の達成・未達成の判断は合理的になされているか等の「分析の妥当性」に係る5つの観点から検証を行い課題を整理した。

また、事前分析表については、「目標管理型の政策評価の改善方策（平成28年度）」における「事前分析表作成に当たってのチェックリスト」をもとに、目標が抽象的なものになっていないかという「目標」に係る観点、目標が実現できたかどうかを明確に測定できる測定指標が設定されているか等の「測定指標」に係る7つの観点、測定指標と関連する達成手段が0となっていないか等の「達成手段」に係る2つの観点から検証を行い課題を整理した。

2. 検証の結果

（1）統計等データの利活用状況

検証対象とした全ての評価書において統計等データを活用した測定指標が設定されていたが、その記載（統計等データの出典、実績値の把握方法）の程度については、各評価書により差がみられた。

（2）分析の妥当性

「（1）統計等データの利活用状況」のとおり、検証対象とした全ての評価書において統計等データが利用されていたものの、評価結果を左右するデータ分析の妥当性については、不十分と考えられるものが少なからず存在した。

主な課題を以下の①から④に整理する。

① 測定指標の達成状況や5段階区分の評価¹の判定等が不十分である

a. 測定指標の達成状況の判定が合理的であるとは認められない

(事例)

- 目標値が毎年度設定されている測定指標について、目標を達成していない（目標値の水準に達していない）年度があるにもかかわらず、特段の説明なく「○」とされており、判断が合理的であるとは認められない。
- 測定指標の実績値について、「S」、「A」、「B」等と判定されているが、それらが何を示しているか説明されておらず、判断が合理的であるか確認できない。
 - ・ 毎年度「前年度以上」との目標値が設定され、平成24～26年度 までには実績値が増加、その後は減少となったものについて、いずれも「A」と判定されている。
 - ・ 目標年度が平成30年度以降である測定指標の実績値について、特段の説明なく「S」、「A」又は「B」と判定されている。

b. 施策全体に対する5段階区分の評価の判定についての説明が不十分である

(事例)

- 直近年度の数値が把握されず目標達成状況が「－」とされている測定指標があるにもかかわらず、特段の説明なく5段階区分の評価が「目標達成」とされている。

c. 主要な測定指標とそうでないものが区分されていない

(事例)

- 目標を達成した測定指標と未達成の測定指標がある中で、どの指標が主要なものであるのかが明示されないまま、5段階区分の評価が「相当程度進展あり」とされている。
- 評価書において主要な測定指標とそうでないものが区分されているものの、事前分析表においては明示されていない。

② 達成手段の目標への寄与についての分析が不十分である

(事例)

- 達成手段の目標への寄与について説明されていない（検証した評価書等のほとんどが該当）、又は、十分に具体的な説明がされていない。
 - ・ 会議の開催実績（回数）等のアウトプットのみが記載され、それらが目標達成にとって「重要であった」、「有益であった」、「前進した」等と

¹ ガイドラインにおいて、「施策ごとの目標達成度合いについては、各行政機関共通の区分として、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」の5段階区分を適用し、明示する」とされている。

されている。

- ・ 「達成手段も最小限度の費用で取組を実施したため、本達成手段は有効かつ効率的に寄与したものと考えられる」とされているが、最小限度の費用で実施したことについての具体的な説明がない。

③ 外部要因等の影響が分析されていない

(事例)

- 外部要因等の影響について言及されていない（検証した評価書のほとんどが該当）。

④ 目標の見直しや今後の施策への反映の方向性の説明が不十分である

(事例)

- 「引き続き、現在の取組、目標、指標を維持していく」等とのみ記載されている。
- 記載されている目標の見直しや今後の施策への反映の方向性が、評価結果からどのように導かれるのか説明されていない。
 - ・ 目標値を変更することとされているが、その理由が説明されていない。
 - ・ 「順次達成に向け進展しており、全体として妥当な目標設定であった」とされているが、そのように評価する理由が説明されていない。
 - ・ 「上記の評価結果を踏まえつつ」と記載されているが、評価結果のどの部分をどのように今後の施策の方向性に反映させたのかが明らかでない。
- 評価書内の説明が整合していない。
 - ・ 「次期目標等への反映の方向性」として「平成29年度以降も同様の指標を設定する予定」と説明されている一方、「学識経験を有する者の知見の活用」において、測定指標を変更していくべきとの有識者からの指摘を踏まえ、「測定指標の検討を今後行ってまいりたい」とされており、整合していない。

(3) 目標・測定指標の適切な設定

「(2) 分析の妥当性」でみられた、測定指標の達成状況の判定が不適切な事例及び達成手段の目標への寄与についての分析、目標の見直しや今後の施策への反映の方向性等についての説明が不十分である事例の中には、事前分析表の作成段階において、目標や測定指標が適切に設定されていないため適切な事後の評価が困難になっていると考えられるものがあった。

主な課題は次の①から⑤であり、課題ごとに事例を整理する。

① 施策の目標が抽象的であり、目指す水準が明確でない

(事例)

- 施策の目標が「国民的理解の増進を図る」、「政策の有効かつ適切な推進を図る」、「幅広く事故防止が図られる環境を構築する」、「〇〇行政に対する信頼の確保」など抽象的で、達成状況を測定できるものとなっていない。
- 事前分析表において施策の目標が抽象的であり、評価書においても、達成手段の目標への寄与について分析されなかったり、今後の施策への反映の方向性が示されず、単に現在の取組、目標、指標を維持するとして記載されていない（目標が抽象的である評価書等の多数が該当）。

② 測定指標の目標値が定量的に設定されていない

(事例)

- 測定指標は定量的に把握可能なもの（件数等）を採用しているが、目標値が設定されていない。
- 目標値が「受け付け次第、適正に手続を実施」、「可能な限り実施」、「実施する」などと定量的でない。
- 事前分析表において目標値が定量的に設定されず、評価書においても、その判断基準が不明確なままに「目標達成」とされている（目標値が定量的に設定されていない評価書等の多数が該当）。

③ 測定指標の目標値が定量的に定められているが、目指す水準が明らかでない

(事例)

- 目標値が「対前年度増（減）」などとされ具体的水準が明確でない。
- 目標値が「過去5年度の平均よりも増加」とされているが、年度ごとの測定指標の振れ幅が大きいため、施策の効果を把握する観点からは適当でない目標値が設定されている。
- 事前分析表において「過去5年度の平均よりも増加」を目標値として設定し、評価書においては、「過去5年度の平均値を上回ることができなかったが、過去5年間の中では3番目に高水準であり、目標未達成ではあるが施策が一定程度有効であった」等とするなど、分析が後付けでなされている。

④ 測定指標は設定されているものの、施策の目標の達成状況を適切に把握するために十分なものとなっていない

(事例)

- ある行政活動の状態を実現することを施策目標として設定したにも

かわらず、その状態が実現したか否か、実現に向けてどの程度進捗しているかということではなく、単にその行政活動が何件行われたかといったアウトプット指標のみを設定している。

- ・ 施策目標「・・・の取扱いを適切に行うよう監視・監督を行う」に対し、設定されている測定指標は「説明会の対応件数」、「相談・打合せの対応件数」、「監視・監督体制の整備状況」等のアウトプット指標のみである。
- ・ 施策目標「兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、・・・動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理体制及び収集した情報の分析・共有体制を強化する」に対し、設定されている測定指標は「情報の処理・収集体制及び収集した情報の分析・共有体制の強化」等のアウトプット指標のみである。
- ある行政活動の結果を実現することを施策目標として設定したにもかかわらず、当該目標の達成状況の一部のみを測定する指標しか設定していない。
 - ・ 施策目標「広報を実施し、国民への周知と理解を促進する」に対し、広報に触れた者の理解度のみを測定指標としている。

⑤ 定性的な測定指標が設定され、達成状況の判断基準が明確でない

(事例)

- 測定指標が、「理解の増進状況」、「体制の整備状況」、「関係の強化」、「取組の進展」、「コミュニケーションの充実」、「中立性の確保」など、定性的に設定されており、達成状況の判断基準が明確でない。
- 事前分析表において測定指標が定性的である場合、評価書においては、例えば「〇〇の強化」といった定性的な指標に関係する何らかの活動があれば「目標達成」としているものがみられた。

3. 改善方策

(1) ガイドラインの徹底

上記の検証結果で整理した課題のうち、目標と測定指標に係る課題については、ガイドラインにおいて、

- ・ 「目標を適切に設定」した上で、「目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに関係する等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難」
- ・ 「評価対象となる施策レベルの政策について・・・事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後の実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確

化、外部検証の促進、各行行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効」

とされており、事前分析表の作成に当たっての考え方として、

- ・ 「達成すべき目標」については、「国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する」
- ・ 「測定指標」については、「原則として・・・数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、・・・達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入する」

とされていることから、各府省においては、これらガイドラインに掲げられた事項を徹底することが必要である。

また、分析の妥当性に係る課題については、ガイドラインにおいて、

- ・ 「政策の見直しにより貢献していく観点から、下記の点に踏み込んだ総合的な評価を行う」

とされ、下記の点として、

- ・ 「外部要因や、目標に掲げられなかった費用等の要素についての分析」
- ・ 「達成手段が、当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについての検証」
- ・ 「目標の妥当性と必要な見直し、新たな目標設定の在り方」
- ・ 「目標を達成しなかった原因の分析や、目標達成に効果のあった取組や工夫等、以後の施策の企画立案、実施に活用すべきこと」

が挙げられており、評価書には、これらの分析、検証、見直し等の結果を記入することとされていることから、各府省においては、これらガイドラインに掲げられた事項を徹底することが必要である。

(2) 事前分析表、評価書の作成上の工夫

このほか、検証結果を踏まえ、事前分析表と評価書の作成に当たっての工夫として、次のような方策が考えられる。

- 全ての達成手段の効率性や目標への寄与の程度を説明しない場合にあっても、投入した予算・人員のうち規模の大きい事業や効率的に目標達成に貢献しているとみられる事業については重点的に説明・分析等する。
- 定量的な測定指標を設定することが困難である場合、評価書において各測定指標の目標達成状況を合理的に説明することは容易ではないが、例えば、各取組はどのような目的で行われ、それにより、具体的にどのような課題が解決されたかなどのアウトプットレベルの記述を充実させることや、測定指

標を補完する参考指標を活用する。

- 定量的な測定指標の設定等が難しい施策については、目標管理型評価によらない評価などを行うことも検討する。

また、今回の検証においては、別紙2のとおり、

- データの出典や把握方法を明記した事例
- 専門用語が解説されており、分かりやすい事例
- 第三者の知見の活用が分かりやすく記載されている事例
- 外部要因等の影響が分析されている事例

もみられたところであり、あわせて、参考にできると考えられる。

Ⅲ. ロジックモデルの作成・活用

評価書において適切な分析を行うためには、まずは事前分析表において、目標・測定指標が適切に設定されていることが重要である。

このため、目標管理型評価WGにおいては、これまでも、目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化や測定指標の洗練化・高度化等について検討を行い、「目標管理型の政策評価の改善方策（平成27年度）」及び「目標管理型の政策評価の改善方策（平成28年度）」として取りまとめてきた。

しかしながら、前章「Ⅱ. 評価書等の検証（検証結果及び想定される改善方策）」のとおり、今回の検証においても、事前分析表において目標・測定指標が適切に設定されていない例が少なからず見られたことから、これまでに取りまとめた改善方策の内容を具体化する上で有効と考えられる方策の一つである「ロジックモデル」の作成・活用について、以下のとおり考え方を整理する。

1. 政策評価におけるロジックモデルの意義

目標が抽象的で目指す水準が明確に設定されていない場合、事後評価においてその達成状況を判断することが難しい。施策がどのような問題を解決しようとしているかを示す、具体的で明確な目標を設定しなければならない。

測定指標が定量的でなければ、また定量的であっても適切なものでなければ、目標の達成状況を測る上で適切なものでなければ、事後評価において役立つものとはならない。目標の達成状況やその原因を分析できる定量的な測定指標を設定しなければならない。

目標と測定指標は、達成手段との関係が明らかでなければ、どの達成手段が効いたかを検討することができない。事前分析表において、これらの関係が明確化されなければならない。

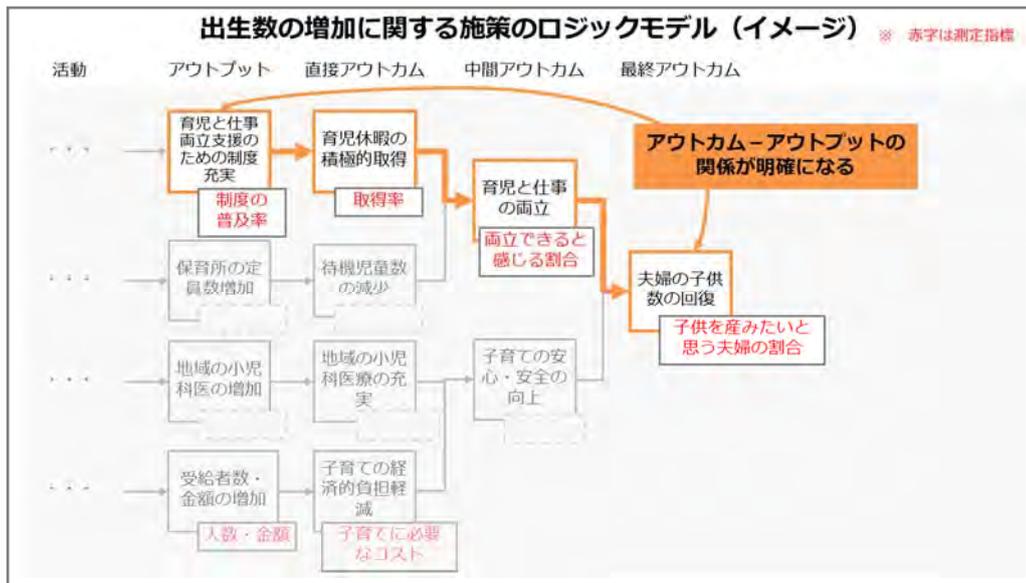
これら目標、測定指標、達成手段といった事前分析表の各要素が適切に設定できているかを確認する手法の一つとして、これらの関係を一覧できる「ロジックモデル」が有用と考えられる。

2. ロジックモデルを作成することのメリット

評価において、ロジックモデルを作成することのメリットは、次のように整理することができる。

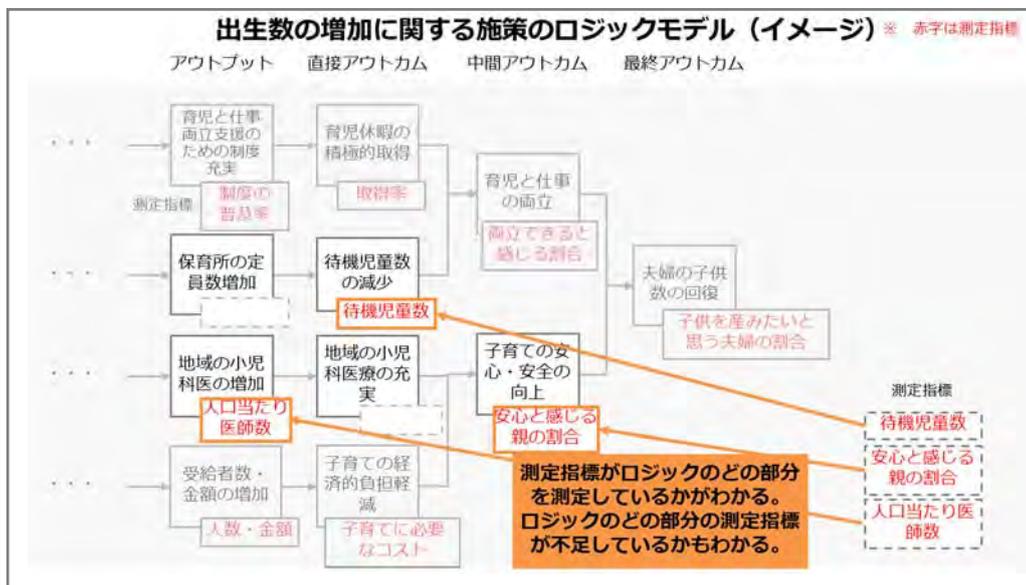
（1）「目的－手段」の関係の可視化

施策の実施や評価にあたっては、施策が目的の達成や課題の解決のためにどのような効果を発揮することを想定しているかの設計図が重要である。ロジックモデルを活用することで、施策が意図している「目的－手段」の関係を可視化して施策の論理的な構造を確認し、施策の設計図を共有することが可能になる。

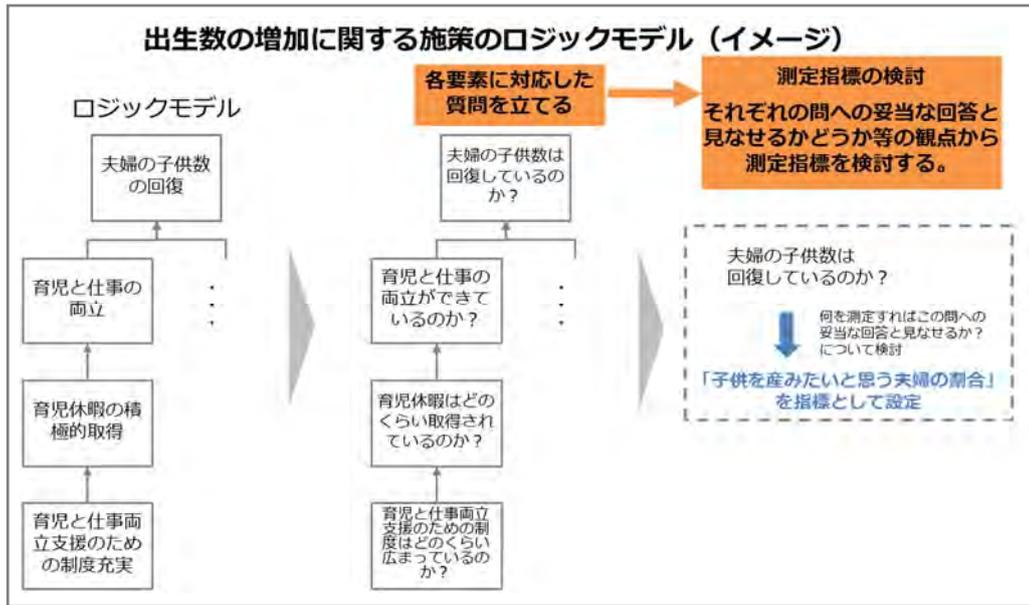


(2) 指標の設定・改善

設定しようとしている指標又は現在設定されている指標がロジックのどの部分を測定しているかが整理され、事前分析表を作成しやすくなるとともに、ロジックのどの部分への指標の追加を検討すべきか、アウトカム・アウトプットを十分に表現できる測定指標が設定されているかの検討に資する。



ロジックモデルは指標の設定及び改善の基礎作業であり、ロジックモデルの作成により、直ちに測定指標の設定が可能となるわけではないが、作成したロジックモデルに基づいて、ロジックのどの部分が定量的に測定され、達成時期が明確にされているかが見やすくなる。各要素に対応した質問を設定し、当該質問への妥当な回答と見なせるかどうか等の観点から、測定指標の検討を行うことが考えられる。

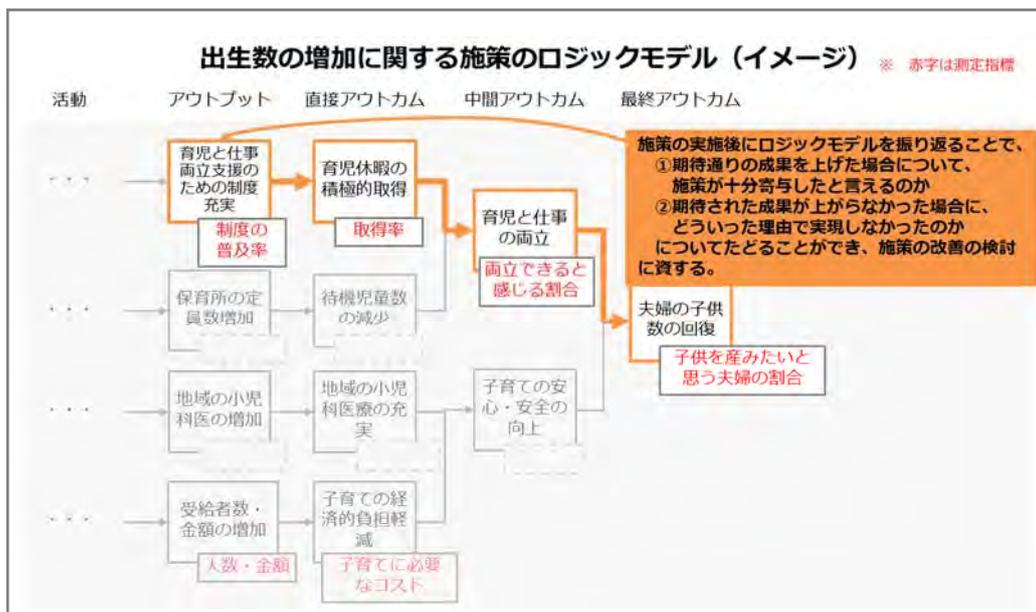


（3）施策の分析及び改善の検討

施策の「目的－手段」の関係を可視化できるため、それぞれの関係が明確となり、施策の実施後にロジックモデルを振り返ることで、

- ・ 期待通りの成果を上げた場合に、施策の達成手段が十分寄与したと言えるか
- ・ 期待された成果が上がらなかった場合に、どういった理由で実現しなかったのか

についてたどることができ、施策の分析及び改善の検討に資する。



3. ロジックモデルの作成に関する留意点

ロジックモデルは、評価を行う際に有用な情報を提供するものであるが、施策の規模や属性に応じて個別に検討すべきものであり、アウトカムを何段階に設定すべきか等、その作成について統一的なルールは存在しない。また、施策の進展、取り巻く状況の変化に合わせてロジックモデルも変化しうるものであり、適宜見直す必要がある。

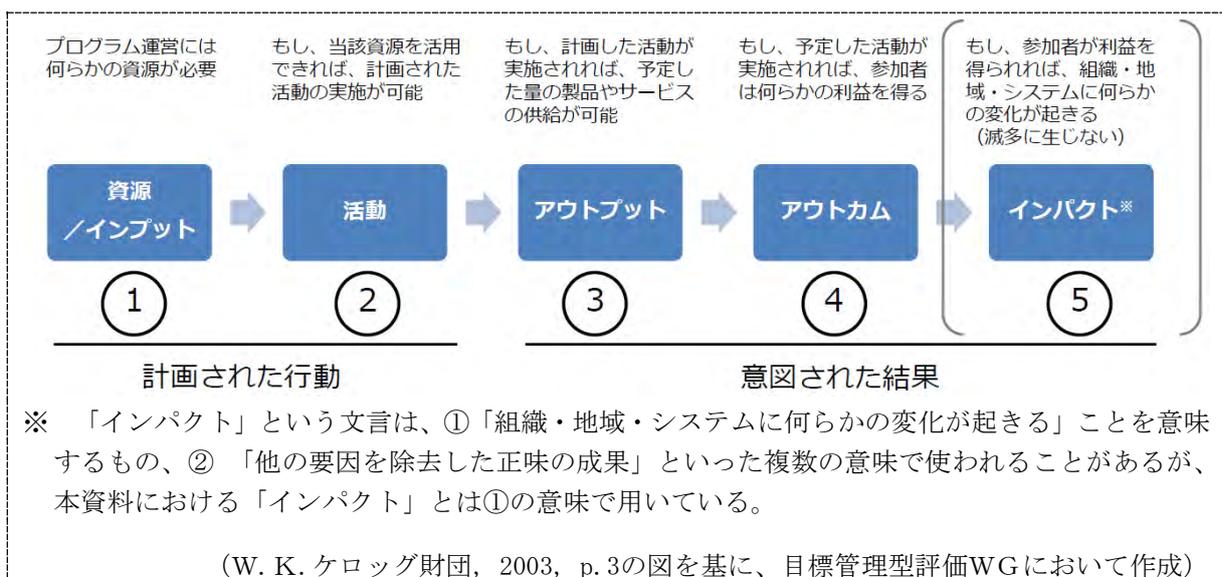
ロジックモデルは、仮説をもとに達成手段とアウトカムの関係を論理立てて整理したものであるが、作成すること自体が目的ではなく、事前分析表における目標・測定指標の適切な設定に役立てたり、施策の実施後の振り返りの際に用いるなど、どのように活用するかがより重要である。

なお、外部要因については、ロジックモデルを作成することで直ちに明らかになるものではないので、必要に応じて、事前分析表に情報を補う必要がある。

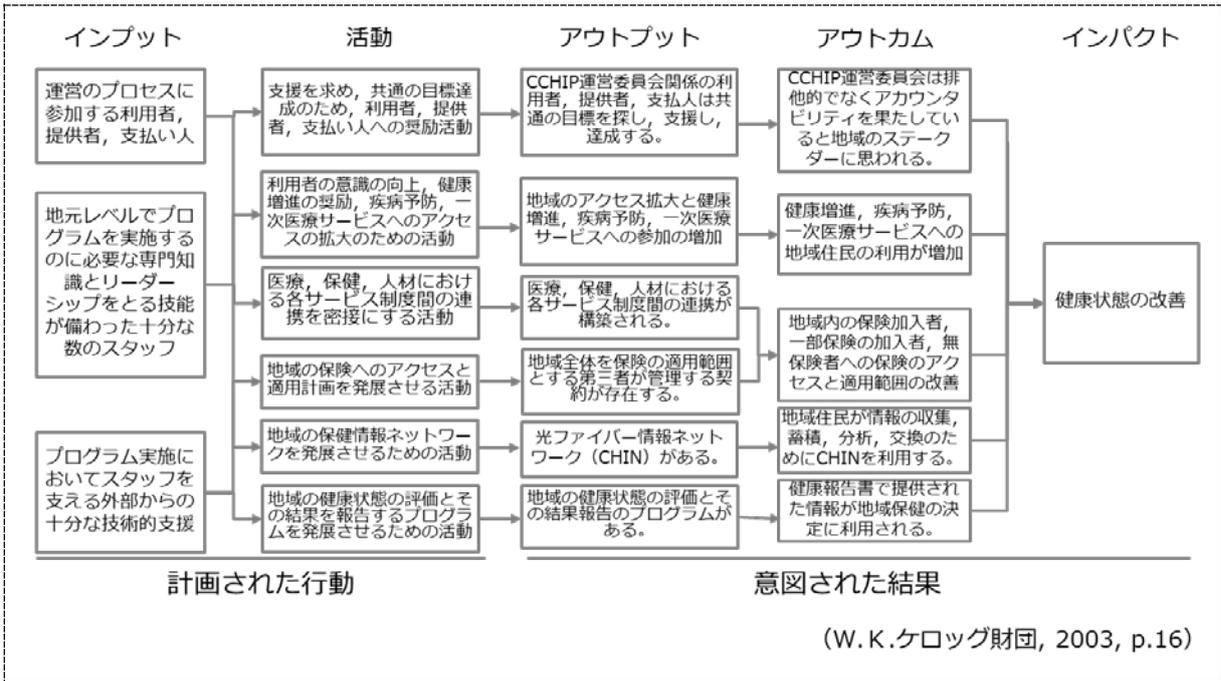
参考までに、W. K. ケロググ財団の「ロジックモデル策定ガイド」(2003)によると、ロジックモデルについて

「プログラムのための利用可能な資源、計画している活動、達成したいと期待する変化や成果の関わりについて、皆様の考えを体系的に図式化するものです。」
(W. K. ケロググ財団、2003、p. 1)

とされており、その読み方については、以下のように示されている。



また、ロジックモデルの例として、ミシガン包括的地域保健モデルイニシアティブの資金提供を受けたカルホーン郡健康改善プログラムが示されている。



IV. 今後の方向性

1. 引き続き検討すべき事項

前述のとおり、ロジックモデルは、施策の規模や属性に応じて個別に検討すべきものであり、その作成について統一されたルールは存在しない。このため、ロジックモデルを有効に活用していくためには、どのような規模や属性を持つ施策がロジックモデルを活用しやすいのか、どのように施策の論理を構成していくのが妥当か等について、引き続き検討していく必要がある。

2. EBPMに係る実証的共同研究におけるロジックモデルの活用

「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)では、政策評価における取組の一つとして、「EBPMのリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を行う」こととされている。

共同研究においては、施策や事業の効果をどのような指標で捉え因果関係を確認するかをロジックモデルの作成等を通じて検討することが想定されており、政策評価におけるロジックモデル活用の在り方の検討に当たっても、様々な示唆が得られるものと考えられる。

今後、共同研究を進めることなどを通じて、ロジックモデルの政策立案及び評価における活用のあり方や、政策評価制度の改善につながる、更なる整理が行われることを期待したい。

政策評価書・事前分析表の検証に当たっての観点

		No	チェック項目
政策評価書	統計等 活用データ 状況の	1	評価書にデータ及びその所在情報の記載があるか。
		2	データ及びその所在情報の記載はあるが、評価結果とそれぞれのデータ及びその所在情報との関連性の特定が困難になっていないか。
		3	政策評価に活用した有識者の知見の内容の参照ができない、又は困難な状態になっていないか。
	分析の 妥当性	4	測定指標の達成・未達成の判断は合理的になされているか。
		5	各行政機関共通の5段階区分の評定が適切に行われているか。
		6	達成手段が目標に対し有効かつ効率的に寄与しているかについて適切に分析されているか。
		7	外部要因等の影響について適切に分析されているか。
		8	設定していた目標の妥当性を見直し、新たな目標の在り方、今後の施策への反映の方向性について、適切に説明されているか。
事前分析表	目標	9	目標が抽象的なものとなっていないか。
	測定 指標	10	目標が実現できたかどうかを明確に測定できる測定指標が設定されているか。
		11	測定指標の目標値が施策が目標とする状態を適切に表しているか。(特に目標に対し、ただ1つの測定指標が設定されていて、その測定指標のみで評価する場合。)
		12	目標とそれぞれの測定指標の関係があいまいになっていないか。
		13	行政活動の成果であるアウトカムを把握するための測定指標が設定されているか。
		14	施策がアウトカムに対して、どの程度貢献するのか、外部要因はどの程度あるのかの想定が説明されているか。
		15	測定指標について主要なもの、そうでないものが区分されているか。また、その指標を主要とする理由が記載されているか。
		16	指標の入れ替えが行われている場合、その理由について説明されているか。
		手 達成	17
	18		測定指標と関連する達成手段が多数になっているなど、測定指標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。

評価書の記載に際し参考となる事例

① データの出典や把握方法を明記した事例

各測定指標について、「把握の方法」として、次のとおり記載されている。

- ・ 「農林水産省政策統括官穀物課調べ『需要に応じた米生産の推進に関する要領』の規定に基づく農業者等からの報告により把握」
- ・ 「農林水産省統計部『作物統計』(平成28年産麦類(子実用)の収穫量)により把握」等

出典：農林水産省 施策28-⑨

② 専門用語が解説されており、分かりやすい事例

注1 畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が連携し、クラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
注2 指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜。具体的には以下の14品目。キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう。

出典：農林水産省 施策28-⑨

③ 第三者の知見の活用が分かりやすく記載されている事例

<p>一日公正取引委員会の開催エリアの選定を下請法が普及していない地域、過去に違反行為が行われた地域等、戦略的に実施していくことが効果的ではないか。 (現状、地方事務所等の所在地以外の都市でバランスよく開催することとしているが、意見を踏まえ、開催エリアを選定する際に検討したい旨回答した。)</p>	〇〇委員
<p>SNSによる情報発信を報道発表を行った案件以外も行うなどして頻度を上げ、公正取引委員会の認知度を高めることも重要ではないか。 (意見を踏まえ、公正取引委員会の認知度を高めるような発信に取り組んでいく旨回答した。)</p>	〇〇委員
<p>一日公正取引委員会は、独占禁止法や下請法の講習会等を1つのパッケージにしているが、どのように実施しているのか。また、その方法を分かりやすく記載していただきたい。 (意見を踏まえ、実績評価書に所要の修正を行った。)</p>	〇〇委員
<p>予算と広告費換算の比較のみで効率性を評価しているが、別の要素、例えば、広報・広聴活動の手数を少なくする観点等からも効率性を検証し、それを記載していただきたい。 (意見を踏まえ、実績評価書に所要の修正を行った。)</p>	〇〇委員

出典：公正取引委員会 施策29-①

④ 外部要因等の影響が分析されている事例

指標とされている小麦の生産量について、作付面積は増加している一方で、天候不順による外部要因があったために目標が実現できなかった旨が以下のとおり適切に説明されている。

1) 外部要因

28年産は、主産地の北海道で出穂期以降の天候不順により登熟が抑制されたため昨年よりも20.7万トンの生産減となったほか、都府県においても近畿以西において出穂期以降気温が高めに推移し、登熟期間が短縮されたことにより昨年よりも0.7万トンの減収となった。このため、全国の10a当たり単収は基準年である25年度以降最も低い水準となり、目標生産量約87万トンに対し、79万トンの生産量となった。

2) 内部要因

国内産小麦に対する実需ニーズは着実に増加しており、実需者からの購入希望数量は27年度は80.2万トン※であったところ、28年度は83.4万トン※と約3.2万トン増加となった。また、需要の増加を踏まえ作付面積も27年産と比較し1,300ha増加するなど、産地では産地活性化総合対策事業や強い農業づくり交付金といった産地強化対策も活用しつつ、生産量の増加に向けた取組が進んでいる。

※ 民間流通連絡協議会での数値。産地の生産量が3千トン以下の非上場銘柄、特定用途向けなどの数量は含まれていない。

3) 総合的な要因

国産小麦の需要の増加を受けて、国産小麦の増加に向けて作付面積は増加したものの、1)の外的要因によって、目標の小麦生産量を実現できなかったものと考えられる。

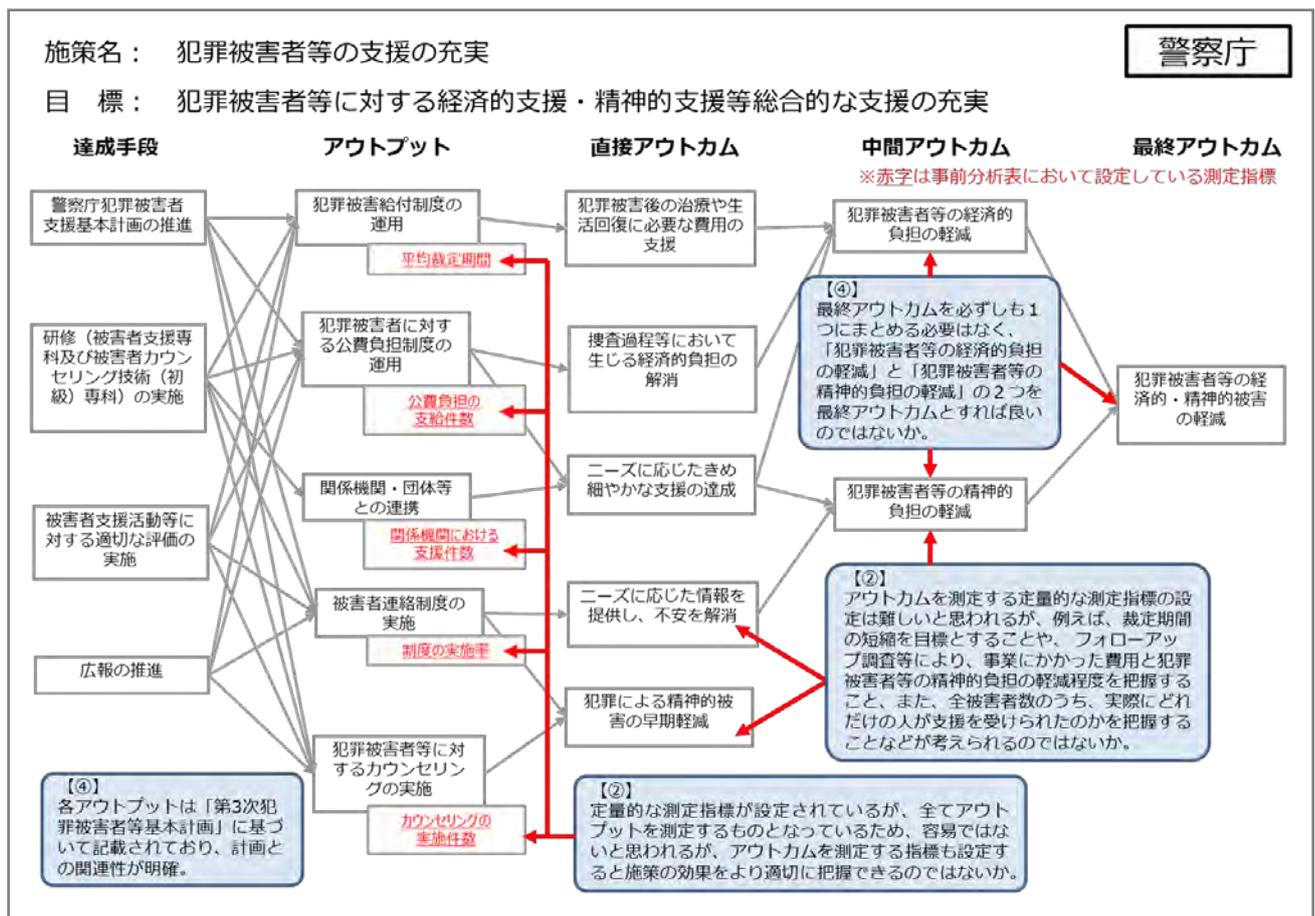
出典：農林水産省 施策28-⑨

ロジックモデルの試行的作成と目標管理型評価WGにおける気づき

以下のロジックモデルは、評価におけるロジックモデルの意義や課題を検討する参考とするため、総務省からの依頼により、各府省において試行的に作成したものの一部について、目標管理型評価WGにおいて、以下の4つの観点からコメントを付記したものである。

- ① 目的-手段の関係について
- ② 測定指標について
- ③ 測定指標の目標値について
- ④ その他

ロジックモデルの作成は、単純な作業ではなく、関係者により議論を重ね、試行錯誤を繰り返して進めることも想定されることから、以下の例については、作業プロセスにおいて生ずるかもしれない、疑問点や改善のアイデアの気づきの一例として参考とされることを期待する。

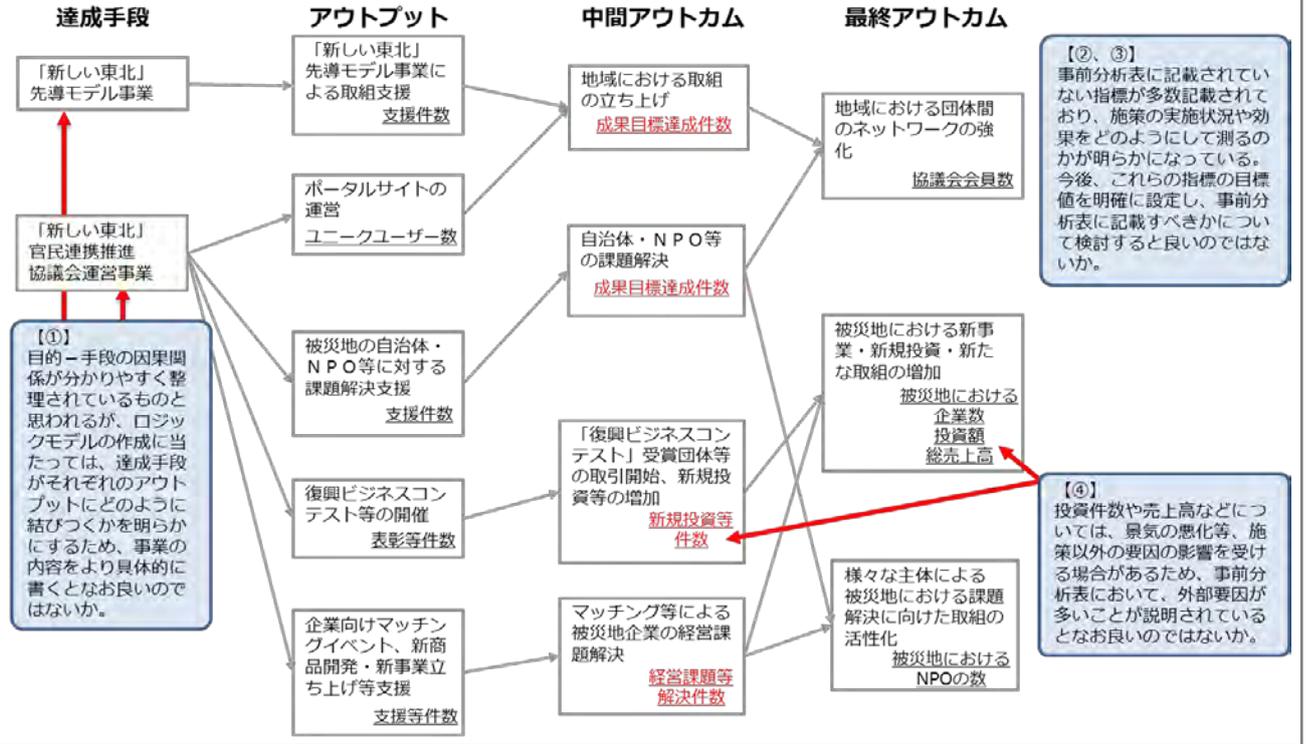


復興庁

施策名： 「新しい東北」の創造に係る施策の推進

目標： 復興を契機として生まれた多様な主体の連携による先導的な取組を普及・展開することを通じて、被災地において我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する。

※赤字は事前分析表において設定している測定指標

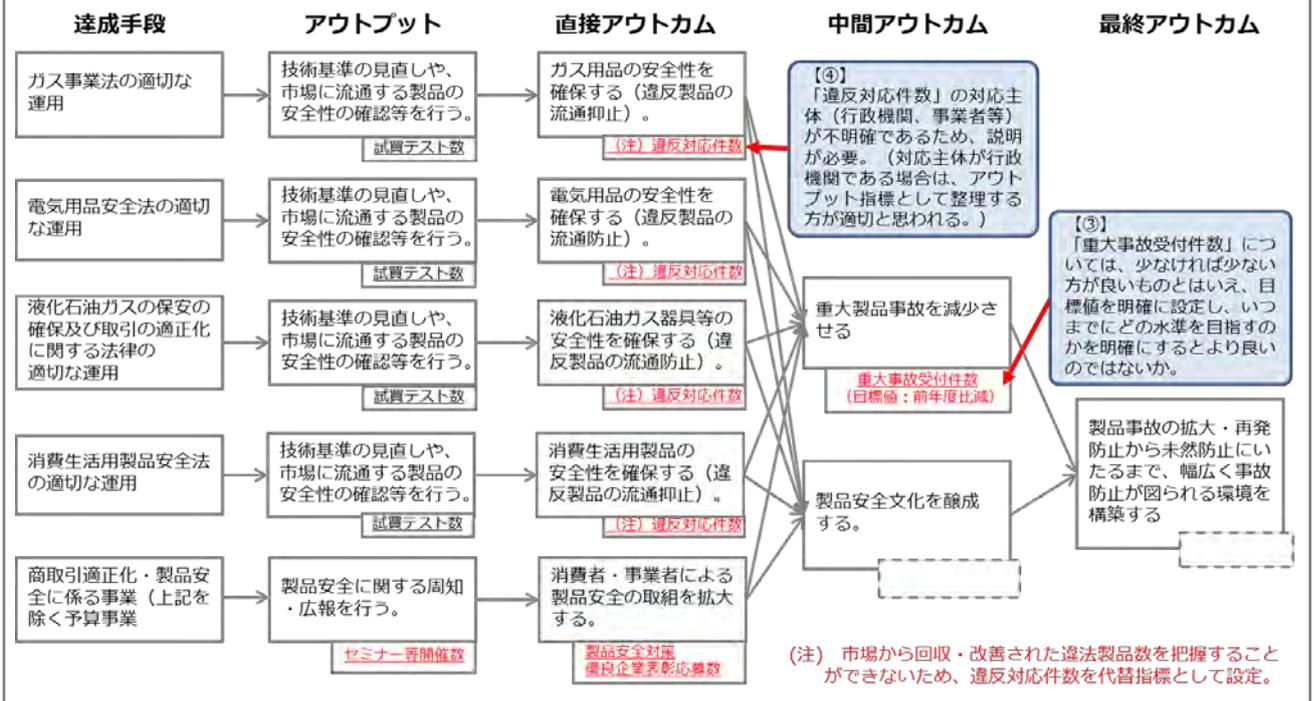


経産省

施策名： 製品安全

目標： 製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する

※赤字は事前分析表において設定している測定指標



事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 17 日

各府省政策評価担当官 殿

総務省行政評価局政策評価課

目標管理型評価の事前分析表に関する作業の合理化について

平素から政策評価の推進につきましては、格別の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、別途御連絡をさせていただいたとおり、政策評価審議会において、昨年夏より審議を重ねてまいりました、ポストコロナ新時代における「行政の評価」の在り方に関する提言については、令和 3 年 3 月 17 日に決定・公表しました。

審議に当たっては、政策評価の運用実態等の把握のための調査や、一部府省にはワーキング・グループでのヒアリングにも対応していただくなど、御協力をいただき、ありがとうございました。行政評価局では、今後、本提言を踏まえまして、政策評価がより良いものとなるよう、各府省の御意見も伺いながら、改善に向けた具体的な検討を進めていきたいと考えておりますので、引き続き、御協力をよろしく願います。

こうした動きに関連して、行政評価局では、各府省における作業の合理化等の観点から、上記の検討を待たずとも対応できることは速やかに実行していきたいと考えております。その一環として、昨年 10 月に実施した政策評価の運用実態等の把握のための調査において、一部府省から、目標管理型評価の事前分析表について、「達成手段(開始年度)」欄への行政事業レビューシートからの転記等の作業に多大な労力を要している旨の回答があったことなどを踏まえ、下記のとおり周知いたします。

なお、引き続き、関係部局と協力しながら、政策評価と行政事業レビューとの関係の整理を行ってまいります。

記

目標管理型の政策評価の実施に関して、総務省は、標準的な指針として、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)を示し、ガイドライン別紙 1 の様式を基本とし、各行政機関において事前分析表を作成することとしている。

ガイドライン別紙 1 で示す事前分析表の様式のうち、「達成手段(開始年度)」欄に記載する事業が、行政事業レビューの対象事業となる場合、「予算額計(執行額)」、「当初予算額」及び「達成手段の概要等」の各欄の記載については、当該事業の行政事業レビューシートを参照することで内容が確認できることを前提として、行政事業レビューシートに記載のあるものについては、必要に応じてその記載を省略することも可能であることを確認する。

また、上記を踏まえ、事前分析表の記載を簡略化する場合には、国民に対し分かりやすく情報提供を行う観点から、例えば、当該事前分析表に係る行政事業レビューシートを添付する、「達成手段の概要等」の欄に、対応する行政事業レビューシートの URL を掲載する等、必要な情報が容易に検索・入手できる形で公表がされるよう、検討・調整を行うものとする。

<連絡先>

担 当 総務省行政評価局政策評価課

成相、菅野、山岸

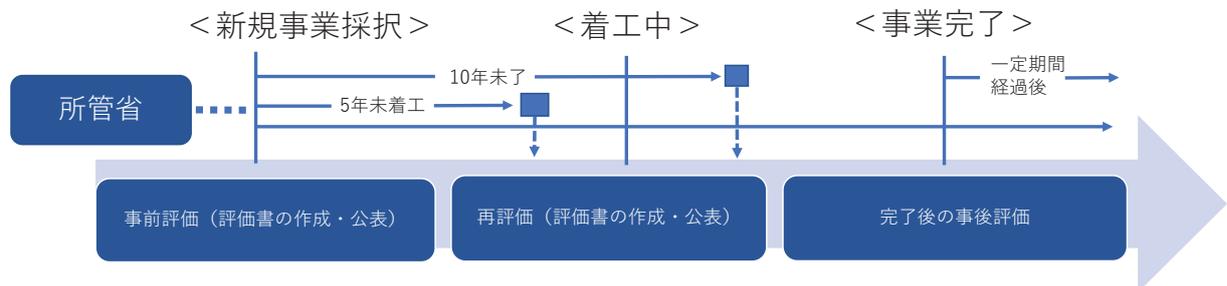
電 話 03-5253-5427

E-mail kans1027@soumu.go.jp

公共事業に係る政策評価の枠組み

●公共事業に係る政策評価の概要等

- 公共事業は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいことや多額の費用を伴うことから、その必要性、効率性、有効性などを評価する必要があり、政策評価法等において、事前・事後評価が義務付けられている。
- 公共事業の所管省（※）は、対象事業ごとに、事前・事後評価を実施し、結果を公表
 ※ 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
- 公共事業に係る政策評価の種類は以下のとおり。
 - ・ **事前評価（新規事業採択時評価）**
 新規事業の採択時に評価を行うもの（事業費10億円以上を要することが見込まれるものは義務付け）
 - ・ **事後評価（再評価）**
 事業採択時から5年経過した時点で未着工、事業採択時から10年経過した時点で継続中の事業等について改めて評価事業の見直しや、事業の継続が適当と認められない場合は事業の中止を判断何する要素とするもの
 - ・ **事後評価（完了後の評価）**
 事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を実施。必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、以後の同種事業の計画・調査の在り方や評価手法の見直し等に反映するもの



公共事業に係る政策評価の枠組み

●公共事業所管省と所管事業の例

所管省	所管公共事業（具体例）
厚生労働省	水道施設整備事業→令和6年度から国土交通省に移管される予定
農林水産省	農業農村整備事業、林野公共事業、水産関係公共事業
経済産業省	工業用水道事業
国土交通省	都市公園等事業、下水道事業、道路事業、街路事業、河川及びダム事業、鉄道関係公共事業、港湾関係事業、航空関係公共事業 等
環境省	廃棄物処理施設整備に関する国庫補助事業、自然公園等事業

⇒各省は、事業の特性に応じた効果の把握の方法や、貨幣換算する手法、計測すべき便益の範囲などについて、有識者の研究会などを立ち上げて事業ごとにマニュアルを作成し、必要に応じて改訂している。

公共事業に係る政策評価の枠組み

●公共事業に係る政策評価の手法等

- 公共事業は多額の費用を要することから、ある事業がその投資に見合った成果を得られるものであるかどうかを確認することが重要
- 公共事業評価においては、一般的に費用便益分析を行い、事業の投資効率性を評価
- 費用便益分析
 - ・ 公共事業に要する費用、その事業から得られる便益を、貨幣換算して推計し、事業の投資効率性を評価する手法
 - ・ 評価指標：費用便益比 (B/C : Cost Benefit Ratio) B: 事業効果の総現在価値、C: 費用の総現在価値
 - ・ 一般的に、B/C \geq 1.0が、事業採択の際の重要な要素とされている。

[便益の算定方法の例]

手法	内容等
回避支出法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者がリスクを埋め合わせる（望ましく状態を回避する）ために支出する費用を、事業実施の価値とみなす便益の算定方法 ・ 例えば、 施設が整備されない⇒不便等が発生⇒不便回避のための代替手段 施設の整備⇒代替手段に要する費用が不要⇒当該費用分を便益として算定
仮想的市場評価法 (Contingent Valuation Method : CVM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者等が整備した施設等（サービス等）に対して支払ってもよいと考える金額を、事業実施の価値とみなす便益の算定方法 ・ 把握方法等：地域住民等へのアンケート調査等 ・ 「移動時間の短縮」、「輸送費の削減」などに加え、「魅力の向上」、「自然環境改善」、「景観保全」など、市場で価格が形成されない価値を捉えるために用いられる方法。
旅行費用法 (Travel Cost Method : TCM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観を含む環境資源やレクリエーション施設等を訪れて、利用者が支払う（又は支払う意思のある）交通費等の費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求め、事業実施の価値とみなす便益の算定方法
代替法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象とする事業と同様な便益をもたらす他の市場財で代替して供給することとした場合に必要とされる費用を、当該事業の価値とみなす便益の算定方法

規制の政策評価の実施に関するガイドライン

平成 19 年 8 月 24 日
政策評価各府省連絡会議了承
平成 29 年 7 月 28 日
一部改正
令和 6 年 3 月 15 日
一部改正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政策評価ガイドライン」という。）の枠組みの下、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価及び事後評価を効果的かつ効率的に実施し、もって政策の意思決定や国民への説明に資するよう、規制の事前評価書及び事後評価書の標準的な作成手順等を示したものである。

本ガイドラインについては、各府省における取組の進展や諸外国での先行的な取組の成果を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のために、国民の権利を制限し、又は国民に義務を課すものである。このため、規制の新設又は改廃の検討に際しては、国民への権利の制限や義務の賦課が必要以上に行われていないかに留意しながら、公正・客観的なデータや情報に基づいて政策評価を行う必要がある。また、その際には、利害関係者との調整などを行いながら、規制の新設又は改廃に対する社会的なコンセンサスの醸成を図っていくことが重要である。

II 評価の方法

1 評価の対象

規制の事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 6 号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策に対して実施する。また、規制の事後評価は、基本方針 I 5 カ (イ) に基づき、規制の事前評価の実施が義務付けられた政策に対して実施する。以下に評価の対象とはならない具体例を掲げるが、これ以外の規定についても、作用の内容の性質に応じて判断する。

なお、規制の政策評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針 I 4 カ及び I 5 カ (イ) に基づき、積極的かつ自主的に規制の政策評価を行うよう努める。

- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
 - ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
 - ・ 特別の法律により設立される法人、国により行政上の事務を行うこととされる法人等、法令上国との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみに適用される規定。具体的には独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は指定法人（法令上

指定又はこれに類する行政行為が予定されていないが、当該法人のみが行う公的業務が定められている法人を含む。）及びこれに類するもののみ適用される規定（指定法人については、指定に係る規定に限る。）

- ・ 憲法や行政法（通説や判例において確立された解釈を含む。）において一般国民とは異なる取扱いが予定されている者に対し、当該者のみに適用される規定。具体的には公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生や生徒、矯正・留置施設に収容・留置されている者、保護観察に付されている者などのみに適用される規定
 - ・ 外国人又は外国法人のみに適用される規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定（犯罪の構成要件に当たる行為が行政機関による勧告や処分の対象とされているなど、行政機関が一定の行政目的を実現するために企画及び立案したものという性格を強く有している場合における当該部分を除く。）。なお、罰則のうち刑罰の内容を定める部分のみでは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用には該当しない（行政処分を定める規定のうち処分の内容を定める部分についても同様である。）。
- ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
- ・ 民法、商行為法等に定める対等な私人間の関係を規律するための規定。なお、消費者や投資家の保護等のため契約又は取引の当事者の一方のみに義務を課している場合は対等ではない。
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
- ・ 違反に対する措置の定めのない努力義務規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定
- ・ 行政サービス提供の対価としての手数料、負担金等の徴収に関する規定
 - ・ 行政機関が契約の当事者の一方である場合に契約の適正な履行を確保するための規定

2 評価の単位

(1) 上位法令と下位法令にわたる単位（縦の単位）

上位法令と下位法令の条項の規定が一体となって規制の内容を構成しているものについては、適切な評価の単位を設定して事前評価を行う。上位法令と下位法令について同時期に一括して評価を実施した場合に、法令レベルごとに評価書を作成するのか、又は一括して評価書を作成するのかは各府省の判断による。

なお、上位法令と下位法令について一括して評価を実施した時点から、下位法令の内容に実質的に変更が生じるなど、評価を行う必要が生じた場合においては、下位法令の改正時点で、改めて当該下位法令について評価を実施する。

(2) 複数条項にわたる単位（横の単位）

関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位で評価を行う。

（参考）

評価の単位の例

- ① 関連する複数の条項を一括して評価の単位とするもの
（許認可等規制の主要な部分を規定した条項と、これに付随する許認可の取消、変更、是正命令、遵守基準を規定する条項）
- ② 個別の条項を評価の単位とするもの
（個別の作為又は不作為（禁止）を命ずる条項、行政機関の命令権限を単独で規定

する条項)

3 事前評価の内容

(1) 規制の必要性・有効性・妥当性

ア 規制の必要性・有効性

規制の新設又は改廃が必要となっている現状及び課題を具体的・論理的に説明する。例えば、関連する現在の制度や政策体系はどのようになっているのか、社会経済情勢等の変化を受けてどのような課題が発生している又は発生するおそれがあるのか、課題の発生原因は何か、直ちに課題を解消・予防しなければならない社会的ニーズはあるのかなどに留意して説明する。その上で、どのような内容の規制の新設又は改廃が必要で、それが課題の解消・予防のためにどのように有効に作用するのか政策効果の発現経路を明確にししながら説明する。

イ 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

国民への権利の制限や義務の賦課を最小限にする観点から、例えば規制の新設・拡充の場合であれば、導入しようとする規制手段のほか、より緩やかな規制手段（例：適用対象の縮小、適用内容の緩和、適用期間の短縮など）又は非規制手段も含めて比較検証した上で、導入しようとする規制手段の妥当性を明らかにする。

比較検証の際には、より緩やかな規制手段又は非規制手段であっても必要となる課題の解消・予防の程度を確保できると見込まれる場合は、下記(2)に準じて効果と負担の把握を行う。

(2) 効果と負担の把握

客観的な政策評価を行うためには、規制の新設又は改廃に伴う効果と負担は可能な限り定量化（金銭価値化する場合も含む。以下同じ。）して示すことが望ましい。例えば規制の新設・拡充の事前評価に際しては、どの程度の課題の解消・予防のためにどの程度の負担を負うことになるのかが論点となるところ、これらについて規制対象者をはじめとした利害関係者が比較考量できるよう公正・客観的なデータや情報に基づいて定量化しておくことが重要である。

効果と負担の推計は、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況（ベースライン）」と「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う。ベースラインは、規制の新設又は改廃を行う直前の状況又はこれを行わなかった場合に想定される数年後の状況のいずれかとする。効果と負担の定量化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。

政策評価時点において、定量化のために必要な事項が当該規制の根拠となる法律（評価時点では法律案）において下位法令に委任されていることなどにより、定量化が困難な場合、その後の下位法令の検討の中で定量化が可能となった時点（行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「パブリックコメント」という。）まで）において、その内容を明らかにすることが望ましい。

政策評価において用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を評価書に記載する。

なお、競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載する。

ア 効果の把握

規制の政策評価においては、効果とは、課題の解消・予防自体であり、規制の新設又は改廃の有効性を説明する観点から、可能な限り定量的に推計する。定量化に当たっては、推計値の概算やその範囲を示す最小値・最大値などを記載することでも差し支えない。

事前評価の段階で効果の定量化ができない場合には、その理由と事後評価までにどのような指標の実績値を把握しながら定量化していくかの工程を事前評価書に記載する。

イ 負担の把握

負担は、①規制対象者の負担（遵守費用）、②規制実施者の負担（行政費用）、③規制緩和・廃止により顕在化する負担、④その他の負担に分類される。特に①から③の負担については、可能な限り定量的に推計する。定量化に当たっては、推計値の概算やその範囲を示す最小値・最大値などを記載することでも差し支えない。

事前評価の段階で負担の定量化ができない場合には、その理由と事後評価までにどのような指標の実績値を把握しながら定量化していくかの工程を事前評価書に記載する。

④の負担についても、社会的なコンセンサスの醸成を図っていく上で重要であることから、想定される内容を幅広く把握し、必要に応じて定量的に推計する。

なお、初期に必要となる負担、継続的に必要となる負担、将来の一定の時期に必要となる負担など様々な負担の発生時期が想定される場合、必要に応じてそれらの内容及び発生時期を示す。

① 遵守費用

規制を受ける国民が規制を遵守するために負担する費用で、設備投資、物品購入、手数料、申請等の行政手続、検査・監督への対応などが含まれる。

② 行政費用

行政機関が規制を実施するために負担する費用で、システム構築、申請等への対応、検査・監督の実施などが含まれる。

③ 規制緩和・廃止により顕在化する負担

これまで規制により解消・予防されていた課題が規制緩和・廃止によって顕在化する負担で、例えば、CO₂対策設備の設置義務緩和に伴うCO₂排出量の増加などがある。

④ その他の負担

規制の新設又は改廃に伴い間接的に発生する負担で、例えば、CO₂対策設備の設置義務化に伴う新規参入事業者数の減少などがある。

(3) 利害関係者からの意見聴取

審議会等その他の会合での利害関係者からの意見聴取の実施状況や主な意見内容などを記載するとともに、関連する議事録をインターネット上で公表している場合にはその掲載先URLを記載する。

(4) 事後評価の実施時期

新設又は改廃した規制がその後の社会経済情勢等に照らしても継続されるべきか否かの検討を行う事後評価に関し、その検討の開始時期を記載する。法令に見直し条項（一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては当該条項に定められた時期を、それ以外のものについては事前評価書の作成又は当該規制の開始から最長で5年後を事後評価の実施時期とする。

4 事後評価の内容

(1) 事後評価結果の概要

事後評価では、新設又は改廃された規制を引き続き継続すべきか否かを検討する。その際には、①事前評価書に対する指摘事項への対応状況、②事前評価時の推計値と事後評価時の実績値が大きく異なった指標の差異分析、③事前評価時には定量化できなかった指標の定量化などを踏まえた上で、今後の対応を判断する。

事後評価書では、その概要として、今後の対応のほか、効果と負担の概況を記載する。

(2) 事前評価時の予測との比較

事前評価の段階では、推計値をもって規制の新設又は改廃の是非を判断することとなるが、最終的には事後評価の段階において、実績値で再度検証することなどを経て、当該規制を継続すべきか否かを判断することとなる。このため、実績値の把握が可能となった事後評価の段階で、事前評価時の判断に影響を及ぼすような差異が生じていないかを確認しておく必要がある。推計値と実績値に差異が生じたとしてもそのこと自体は何ら問題はなく、むしろその差異の原因を適切に検証することが重要である。

事後評価書では、効果と負担に関する指標について、事前評価時の推計値と事後評価時の実績値を記載した上で、差異が生じている場合にはその理由を記載する。また、事前評価時には定量化できなかった指標の定量化に関する取組の結果を記載する。その他の負担については、今後の対応の判断に影響するものは、その内容を記載するとともに、必要に応じて可能な範囲で定量化する。

なお、事前評価時の判断に影響を及ぼすような差異を把握するに当たっては、データ等で必ずしも明らかにならない差異を見落とすことのないよう、当事者である利害関係者からの情報提供により把握することが望ましい。また、事前評価の段階では意図していなかった差異が把握された場合は、その旨を明記することが望ましい。

(3) 考察

事前評価書に対する指摘事項への対応内容や事前評価時の推計値と事後評価時の実績値が大きく異なった指標への対応内容などを記載した上で、今後の対応の内容について記載する。

事前評価書に対する指摘事項への対応内容については、①国会審議での指摘、②パブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口寄せられた指摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘などに対する対応状況を記載する。

5 簡素化した評価書の利用

規制の政策評価は、規制の新設又は改廃に伴う社会、経済、環境等への影響の重要性に応じてメリハリをつけて行う。このため、規制の新設又は改廃の判断に際して行政に裁量の余地がないなど政策評価を実施することの重要性の低い以下に掲げる要件に該当する規制については、簡素化した評価書を利用できるものとする。

なお、簡素化した評価書の記載手順や記載方法などについては、別添1「評価書様式と記載要領」を参照する。

① 規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの

※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の

場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。

- ② 規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの
- ③ 国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの
- ④ 他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの
 - ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの
 - ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
- ⑤ 科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの
 - ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。
※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。
- ⑥ 規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの
 - ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの
- ⑦ 何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの
 - ・ 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

Ⅲ その他留意すべき事項

1 国民の意見表明・意見提出の機会の確保

(1) 利害関係者からの意見聴取

規制の新設又は改廃の検討に際しては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）別紙3の3(3)の趣旨を踏まえ、審議会等その他の会合において利害関係者から意見聴取するものとする。

(2) 事前評価書の公表と国民からの意見・要望の受付

規制の新設又は改廃が、法律案又はパブリックコメント制度が適用されない政令案による場合は閣議決定の日までに、パブリックコメント制度が適用される政令案による場合はパブリックコメント時に、事前評価書を公表する。なお、パブリックコメント制度が適用される政令案による場合は、e-Govのウェブサイト（www.e-gov.go.jp）においてパブリックコメントに付される政令案の「関連資料」とする。

各府省は、基本方針I 9(2)に基づいて整備した窓口において、事前評価書に対する国民からの意見・要望を受け付ける。

2 政策評価の計画的な実施

規制の新設又は改廃の検討に際しては、各府省の官房の政策評価担当及び法令審査担当並びに法令所管部局などが連携して、政策評価を要する案件を早期かつ確実に把握するとともに、別添2「事前評価と事後評価に係る作業フロー概況」及び別添3「規制のライフサイクルの各段階における事前評価の活用」を参照しながら、政策評価を計画的に実施し、事前評価の段階的着手に努める。

3 要旨の作成・公表

政策評価ガイドライン2(4)②の趣旨を踏まえ、別添1「評価書様式と記載要領」に基づいて作成された規制の政策評価に係る評価書は、要旨を兼ねるものとする。ただし、必要に応じて、別途、要旨を作成して公表することを妨げない。

4 総務省との協同作業など

各府省は、効果と負担の定量化について具体の計算方法や算出程度に不安等がある場合には、総務省に相談することができる。総務省は、必要に応じて有識者の支援も受けながら、各府省と協同して定量化の方法や程度を検討する。

また、総務省は、毎年、各府省に対して事前評価及び事後評価の作業の進め方や留意点などについて説明する機会を設ける。

5 本ガイドラインの改正前に実施された事前評価に係る事後評価

本ガイドラインの改正前に事前評価書を作成した場合には、改正前のガイドラインに基づいて事後評価書を作成することができる。

- 別添1：評価書様式と記載要領
- 別添2：事前評価と事後評価に係る作業フロー概況
- 別添3：規制のライフサイクルの各段階における事前評価の活用
- 別添4：規制手段と非規制手段の種類
- 別添5：原単位データ等資料
- 別添6：事前評価と事後評価における費用及び効果の定量化の状況
- 別添7：よくある質問

(2)

規制の事前評価書

法令案の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

・

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

・

<必要となる規制新設・拡充の内容>

・

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

・

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

・

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

・

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

・

<その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

・

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

・

【緩和・廃止】

・

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

・

<行政費用>

・

<その他の負担>

・

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

・

<行政費用>

・

<その他の負担>

・

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

・

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

・

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

(該当理由)

•

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	<p>規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①)</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p>
ii	<p>規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)</p>

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

.

【緩和・廃止】

.

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

.

<行政費用>

.

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

.

<行政費用>

.

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

.

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

.

<関連する会合の名称、開催日>

.

<関連する会合の議事録の公表>

.

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 B）

法令案の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)	_____
(該当理由)	.

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

.

【緩和・廃止】

.

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

.

<行政費用>

.

<その他の負担>

.

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

.

<行政費用>

.

<その他の負担>

.

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった
(意見聴取しなかった理由)

.

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

.

<関連する会合の名称、開催日>

.

<関連する会合の議事録の公表>

.

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 C）

法令案の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viを満たしていると判断される理由を記載してください。

<p>(該当要件)</p> <p>_____ vi _____</p> <p>(該当理由)</p> <p>•</p>
--

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	<p>規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

.

【緩和・廃止】

.

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

.

<行政費用>

.

<その他の負担>

.

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

.

<行政費用>

・
<その他の負担>
・

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】
意見聴取した 意見聴取しなかった
(意見聴取しなかった理由)
・
<主な意見内容と今後調整を要する論点>
・
<関連する会合の名称、開催日>
・
<関連する会合の議事録の公表>
・

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】
<見直し条項がある法令案>
・
<上記以外の法令案>
・

【様式2—④】

規制の事前評価書（簡素化D）

法令案の名称： _____
規制の名称： _____
規制の区分： 新設 拡充 緩和 廃止
担当部局： _____
評価実施時期： _____

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viiを満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件) _____vii_____
(該当理由) .

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vii	何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの（様式2—④） ・ 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事後評価書

法令の名称： _____

規制の名称： _____

規制導入時の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

.

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称： _____

規制の名称： _____

規制導入時の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

.

規制の事後評価書（簡素化 B）

法令の名称： _____

規制の名称： _____

規制導入時の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

.

規制の事後評価書（簡素化 C）

法令の名称： _____

規制の名称： _____

規制導入時の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

.

又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / いいえ
理由	
代替案	

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / いいえ
理由	
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / いいえ
理由	
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / いいえ
理由	
代替案	

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / いいえ
----	----------

理由	
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	
代替案	

結論

代替案	

※ 原則として、上記(1)～(4)の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】

5 租税特別措置等に係る政策評価

(1) 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

平成22年5月28日

政策評価各府省連絡会議了承

平成25年8月5日

一部改正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定。以下「22年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性が客観的に確認されているかが明記された。また、経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）においては、政策税制の政策評価については租税特別措置

の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図るとされたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、これらの閣議決定に適切に対応するよう実施するものである。政策評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

II 評価の方法

1 評価の対象

事前評価の対象となるのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I 4キに規定する政策である。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価の対象となるのは、政策評価に関する基本方針I 5カに規定する政策である。そのうち、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

3 評価の実施主体

(1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

(2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 事前評価

ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策

目的とは、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である（(2)イ(i)において同じ）。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標
上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて予測・把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

(2) 事後評価

ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等

や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

5 評価の実施時期等

(1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

(2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年度においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわ

たって存続している措置から順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

6 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

7 その他

(1) 有識者の見解

租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

(2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租特透明化法及び地方税法の枠組みの下、適切に対応する。

(3) 分析内容の充実

今後新たに取り組んでいくことになる租税特別措置等に係る政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省や総務省、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実に努めていくことが重要である。

(2)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》
			《要望の内容》
			《関係条項》
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 分析対象期間：
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
			《政策目的の根拠》
		② 政策体系における政策目的の位置付け	
			③ 達成目標及びその実現による寄与
《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》			

10	有効性等	① 適用数	
		② 適用額	
		③ 減収額	
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤ 税収減を是認する理由等	
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

〈記載要領〉

I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。

2① 「政策評価の対象税目」には、以下の内容を記載する。

- ・ 政策評価の対象とした税目ごとに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号に定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別
- ・ 当該租税特別措置等の要望について、財務省主税局に提出する税制改正要望事項一覧及び総務省自治税務局に提出する地方税制改正要望事項総括表の要望番号
なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。

2② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。

3 「要望区分等の別」には、租税特別措置等の新設、拡充及び延長の別並びに単独、主管及び共管の別を記載する。

4 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「現行制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の現行の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の〇%の特別償却又は〇%の税額控除など）を明らかにする。

なお、新設要望の場合には、「-」を記載する。

- ・ 「要望の内容」には、当該租税特別措置等に係る要望の内容を簡潔に記載する（例：適用期間を〇年間延長し、令和〇年〇月〇日までとする。）。
- ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、地方税法（昭

和25年法律第226号）等の条項を記載する。

なお、新設要望の場合には、「-」を記載する。

5 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：〇〇省〇〇局〇〇課）。

6 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。

7 「創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。

なお、新設要望の場合には、「-」を記載する。

8 「適用又は延長期間」には、当該租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。

9① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
- ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。

9② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

9③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。なお、これらは、要望する当該租税特別措置等の適用期間の最終年度までに達成すべきものを記載する（恒久措置を要望する場合には事後評価の実施が見込まれる3年から5年後に達成すべきものを記載する。）。
- ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現

による寄与」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

10① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）ののっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。

10② 「適用額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインののっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。

10③ 「減収額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインののっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

10④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。

* 前記9①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、政策評価の対象とした租税特別措置等によってどのように達成されるか（されたか）について、可能な限り定量的に記載する。

* 前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記9③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。

* 拡充又は延長を要望しようとする場合、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当）の達成状況を可能な限り定量的に記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても具体的に記載する。

10⑤ 「税収減を是認する理由等」には、上記10①から10④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、政策評価の対象とした租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記10④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況につ

いても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

- 11① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。
- 11② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 11③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 12 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

なお、新設要望の場合には、「-」を記載する。

9	有効性等	①	適用数	
		②	適用額	
		③	減収額	
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤	税収減を是認する理由等	
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③	地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解			
12	評価結果の反映の方向性			
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			

〈記載要領〉

Ⅱ 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。

2① 「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）15カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。

2② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。

3 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
- ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。

4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。

5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。

6 「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。

7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。

8① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。

・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。

8② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

8③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。

・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

9① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。

9② 「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。

9③ 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインの通り明らかにする（評価書への添付でも可）。

9④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。

* 前記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

* 前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。

* 所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当）が既に達成されていないかを記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

9⑤ 「収収減を是認する理由等」には、上記9①から9④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による収収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記9④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り

地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

11 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。

13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

(3) 平成22年度税制改正大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)」

平成21年12月22日

(別添)

政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されているか。
 - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置(10年超)や適用者数が比較的少ない措置(2桁台以下)等については、特に厳格に判断する。

第4節 政策評価審議会

1 総務省組織令(抄)

平成12年政令第246号

最終改正 令和5年政令第243号

第一章 本省

第三節 審議会等

(設置)

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会

政策評価審議会

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

国立研究開発法人審議会

(政策評価審議会)

第二百二十三条 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ 政策評価に関する基本的事項

ロ 各府省及びデジタル庁の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項

ハ 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を除く。)及び監視に関する重要事項

二 前号イからハまでに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の規定に基づきその権限に属させられた事項[注]を処理すること。

2 前項に定めるもののほか政策評価審議会に関し必要な事項については、政策評価審議会令(平成十二年政令第百七十号)の定めるところによる。

[注] 政府が定めなければならない政策評価に関する基本方針について、総務大臣は、審議会の意見を聴いて、同基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされている。同基本方針を変更する場合も同様(行政機関が行う政策の評価に関する法律第5条第4項・第5項)。

2 政策評価審議会令

平成12年6月7日政令第270号

最終改正 平成27年3月27日政令第95号

(組織)

第一条 政策評価審議会（以下「審議会」という。）は、委員七人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職

務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務省行政評価局企画課において処理する。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年九月二七日政令第三二三号）抄

(施行期日)

1 この政令は、行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部の施行の日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（平成一五年一二月三日政令第四八三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月二日政令第一八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月二四日政令第二五号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日政令第二一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月二七日政令第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日の前日において政策評価・独立行政法人評価委員会の委員である者の任期は、第二条の規定による改正前の政策評価・独立行政法人評価委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

政策評価審議会名簿

[令和5年11月1日現在]

	委員名	所属等
会長	おか もと ゆき 岡 素 之	住友商事株式会社特別顧問
会長代理	もり た あきら 森 田 朗	東京大学名誉教授
委員	い と う ゆ き こ 伊 藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
〃	いわ さき なお こ 岩 崎 尚 子	早稲田大学電子政府自治体研究所教授
〃	かめ い ぜん た ろ う 亀 井 善太郎	PHP総研主席研究員、 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
〃	まえ ば やす ゆき 前 葉 泰 幸	津市長
〃	よこ た きょう こ 横 田 響 子	株式会社コラボ代表取締役
臨時委員	おお はし ひろし 大 橋 弘	東京大学副学長・公共政策大学院教授・大学院経済学研究科教授
〃	た なべ くに あき 田 辺 国 昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
専門委員	お の たつ や 小 野 達 也	鳥取大学地域学部教授
〃	か と う ひろ のり 加 藤 浩 徳	東京大学大学院工学系研究科教授
〃	きし もと あつ お生 岸 本 充 生	大阪大学データビリティフロンティア機構教授
〃	つつみ もり と 堤 盛 人	筑波大学システム情報系教授
〃	ほっ た さと こ 堀 田 聰 子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

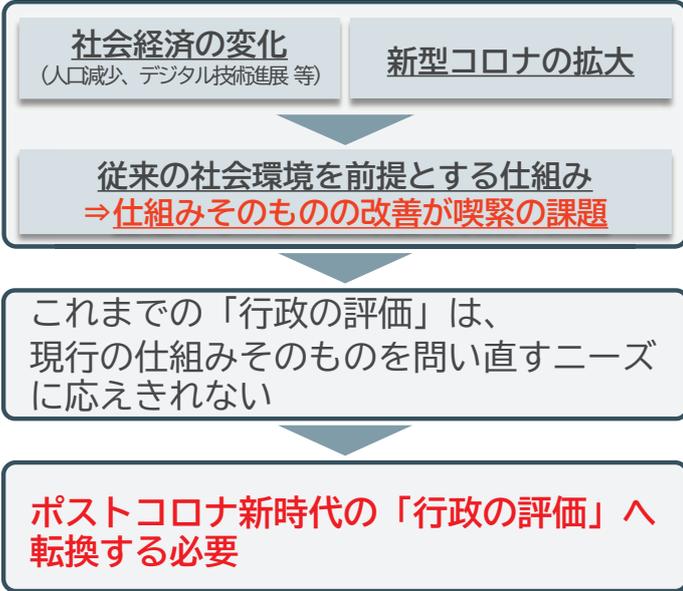
政策評価審議会提言（ポイント）

本提言は、政策評価制度導入20年の節目に「行政の評価」の向かうべき方向についてまとめたもの

ポストコロナ新時代の「行政の評価」に転換し、政府の**政策改善機能の強化**を目指す

- 「行政の評価」の**あるべき姿**を提示（**役に立つ・しなやかな・納得できる**評価）
- **改善のアイデア**を提示

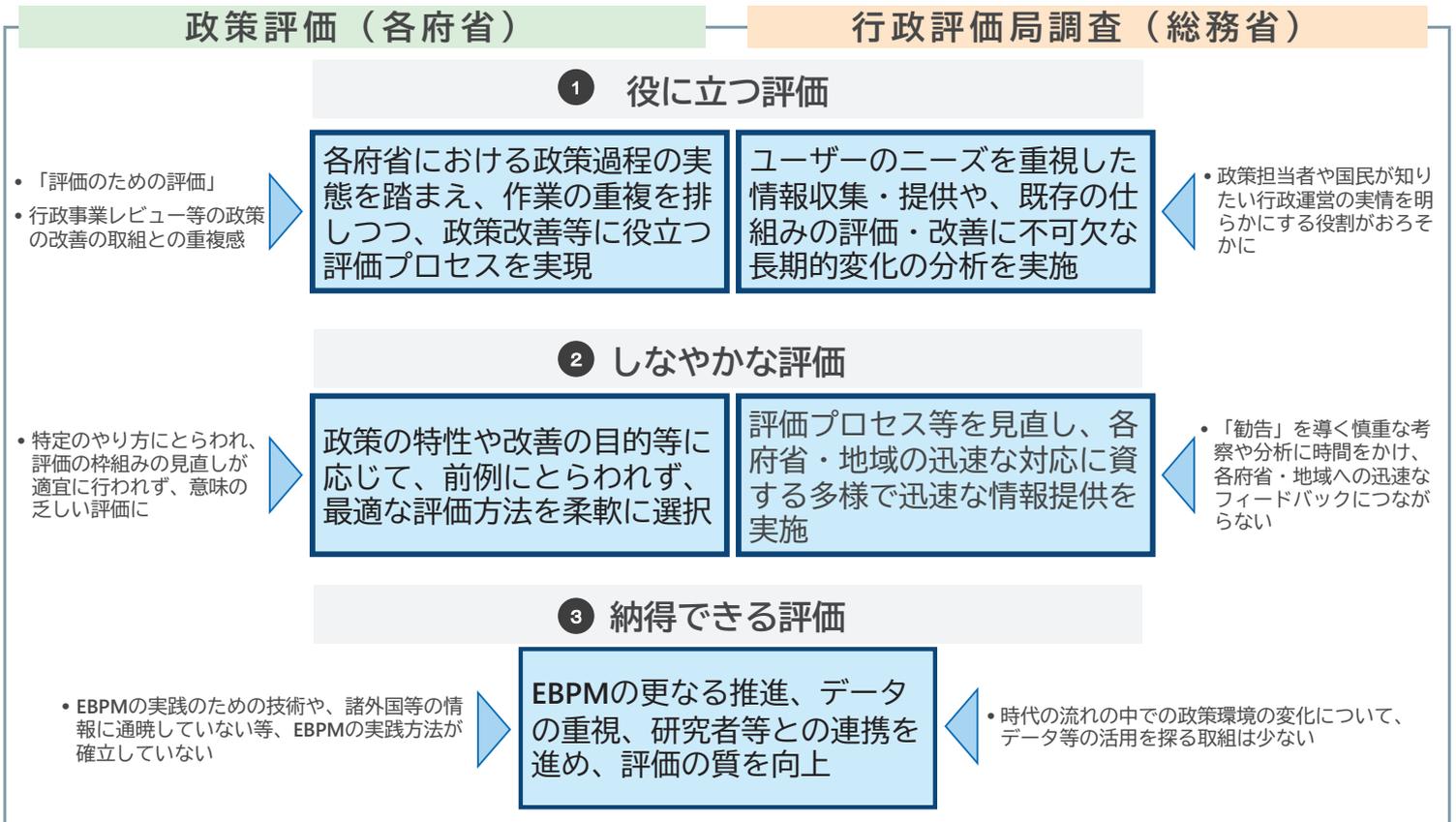
提言の背景



行政の評価のあるべき姿

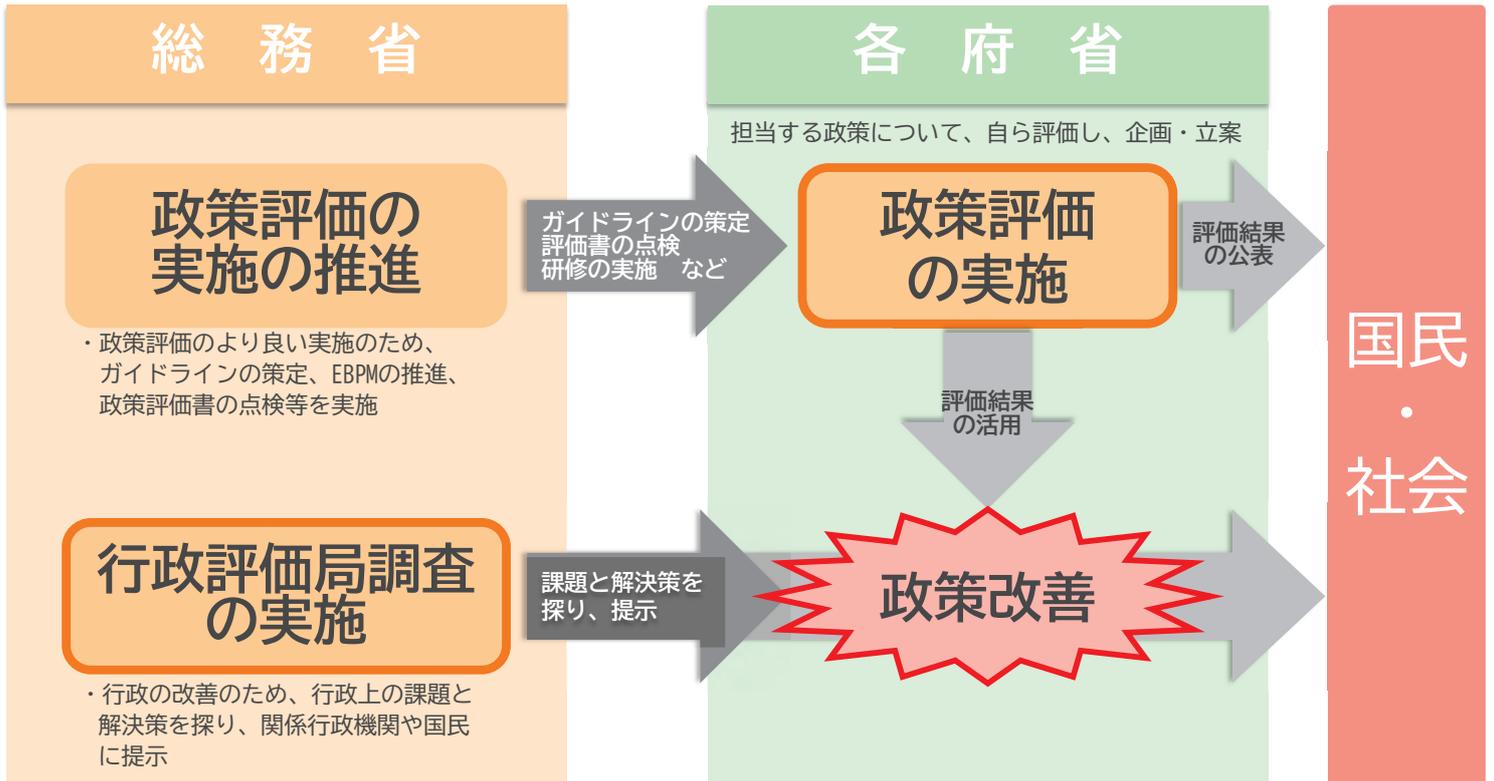


「行政の評価」の改善のアイデア



提言を踏まえ、各府省と連携・協働し、具体化の検討を進め、実現へ

(参考1) 「行政の評価」の概要 (イメージ)



3

(参考2) 政策評価審議会 委員一覧

会長	岡 素之	住友商事株式会社特別顧問
会長代理・ 部会長	森田 朗	津田塾大学総合政策学部教授
部会長代理	牛尾 陽子	株式会社七十七銀行取締役監査等委員
委員	岩崎 尚子	早稲田大学総合研究機構 電子政府・自治体研究所研究院教授
〃	薄井 充裕	新むつ小川原株式会社代表取締役社長
〃	田淵 雪子	行政経営コンサルタント
〃	前葉 泰幸	津市長
臨時委員	白石 小百合	横浜市立大学国際商学部教授
〃	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
専門委員	小野 達也	鳥取大学地域学部教授
〃	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
〃	岸本 充生	大阪大学データビリティフロンティア 機構教授
〃	堤 盛人	筑波大学システム情報系教授
〃	堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント 研究科教授

社会経済の変化（少子高齢化、人口減少、デジタル技術の進展等）＋**新型コロナの拡大**
→**従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題**

○これまでの「行政の評価」は、**現行の仕組みそのものを問い直すニーズに応えきれない** 【→P 2】

- 課題克服に向け、
- ・常に念頭に置くべき「**行政の評価**」のあるべき姿を提示
 - ・これに対応した具体的な**取組のアイデア**を整理

<「行政の評価」のあるべき姿>

- ① **役に立つ評価**（ユーザーから見て、使える評価、知りたい情報を提供）
- ② **しなやかな評価**（評価者が、時の経過や社会経済の変化に応じて、適時・的確かつ弾力的に評価）
- ③ **納得できる評価**（評価の内容は、優れた研究やデータにより、情報が充実し、分かりやすいものに）

【→P 4～7（政策評価）
P 8～10（行政評価局調査）】

- 審議会としては、
- ・**行政評価局が、各府省の協力を得て、具体化の検討を進め、実現することを期待**
 - ・**今後の取組に引き続き関心を持ち、役割を果たす**

I 「行政の評価」のあるべき姿（1）

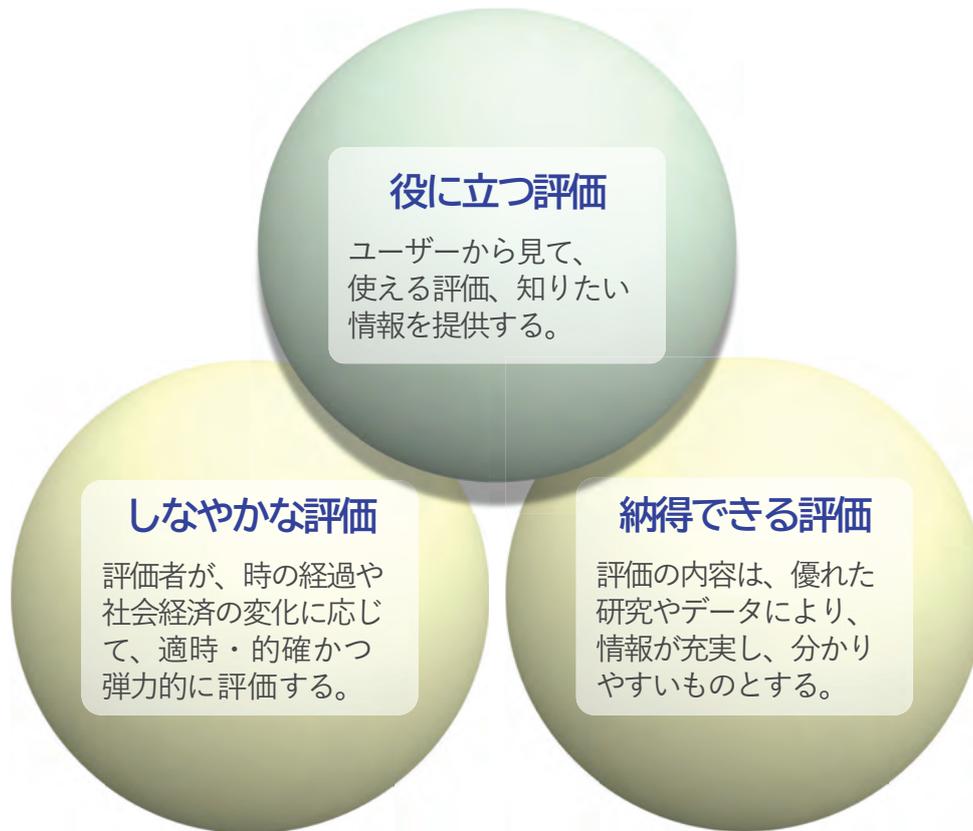
（現状認識）

- ①**実務において「評価を政策立案・改善に活かす」という目的意識が希薄**
ユーザーのニーズを明らかにし、充実した評価結果を提供しようとする取組が不十分
 - ・政策評価：政策パッケージについての政策評価を知るためには、複数の関連部局の評価書を読み解かなければならない場合もある
 - ・行政評価局調査：表面的な問題意識の再確認や、個別のまれな事例の指摘にとどまり、政策次元での課題の分析に至れていない場合がある
- ②**固定的なスタイルにこだわる業務のやり方が、「行政の評価」の目的（政策改善に役立てられ、立案過程が国民に適切に説明されること）に役立たない結果を招来**
 - ・政策評価：担当業務を網羅して目標管理型評価をすることに注力し、政策改善につなげる活動というよりは、「評価のための評価」となっているおそれ
 - ・行政評価局調査：「勧告」を導くために時間をかけ、迅速な改善アクションのタイミングを失する。現行制度を物差しとした分析が、制度の前提を変えるような変化を踏まえた評価につながらない
- ③**エビデンス、データの科学的分析の工夫が限定的**
 - ・政策評価：ロジックモデルの重視や共同研究などが始まっているが、未だ初期段階
 - ・行政評価局調査：データ等の活用を探る取組は少ない

課題克服に向けた取組は、「行政の評価」全体の発展につなげることを意図し、進めることが必要
→「行政の評価」の3つのあるべき姿を常に念頭に置いて取り組むべき

I 「行政の評価」のあるべき姿（2）

常に念頭に置くべき「行政の評価」の3つのあるべき姿



3

II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（1）

（これまでの取組と課題）

- 政策評価制度導入後20年を経て、現在では、政策評価の取組は「やって当然」と考えられるほどに定着
- 政策評価を実施する各府省の工夫、総務省の点検活動や政策評価審議会における改善方策の取りまとめ等が重ねられ、政策評価の質は着実に向上

⇒ しかし、現在の各府省の運用実態や今般の各省ヒアリング等で聴取した意見を踏まえれば、次のような課題があると考えられる。

- ① 現在の政策評価では、評価書を作成する作業が自己目的化し、実際の政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという本来の目的が軽視される向きもある
- ② 政策の質の改善を目指す新たな取組（行政事業レビューやEBPMの推進）との関係が整理されておらず、類似の作業による重複感（「評価疲れ」）
- ③ 「目標管理型評価」の画一的なやり方に限界

（無理に目標や指標を設定する事例、目標による進捗管理になじまないものに当てはめている事例、目標による管理では施策の根本的な見直しに資する情報が得られにくいという限界）

Ⅱ 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（2）

（改善の取組のアイデア）

- 政策評価は、政策評価の本来の目的（政策の改善等）につながる度合いに応じて、優先順位を付けて取り組むべき。
- ポストコロナの時代の行政は、社会環境の変化等を踏まえて、制度そのものを見直すことも必要となっており、政策評価の重点の置き方等を改めるべき。
- その際、政策評価を実施する職員のモチベーション向上につながるよう留意すべき。

（1）「役に立つ評価」とするために

① 政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し

- 政策過程の各段階で、必要な評価が重複なく、効率よく行われるよう、「評価書」をまとめる作業と、実務上、PDCAの各段階で行われる政策効果の把握・分析等の取組との関係を整理し、政策評価の作業プロセスを見直すことが必要

② 政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用

- 実務上行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表（注）を、政策評価結果の公表と位置付けること等の可否、方法を検討することが必要

（注）例えば、基本計画や大綱などを策定し、定期的にその取組状況の点検や評価を行うような事例

- 政策評価と行政事業レビューやEBPM推進の取組との関係について整理することが必要

③ ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進

- 有識者の意見等を踏まえて、評価の枠組みを設計して政策評価を行うことを促進

5

Ⅱ 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（3）

（2）「しなやかな評価」とするために

① 施策の特性等に応じた政策評価

- 目標管理型評価の過度の偏重を改め、各府省が施策の特性等に応じて柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるよう考え方を整理（以下の事項を盛り込む）

- 全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと
- 対象とする政策の性質等に応じ、最適な評価方法を選択すること
- 政策や施策の捉え方や評価の時期は柔軟に考えるべきこと

- その実践に向けて、類型化、「総合評価」の活用方法などについて検討することが必要

② 政策評価の重点化等

- 評価を合理的に行うため目標や測定指標の重点化（大括り化、絞り込み）を検討することが必要

（3）「納得できる評価」とするために

① EBPMの更なる推進

- 政策評価におけるEBPMの実践が更に進むよう、ロジックモデルの活用等、EBPMに関する諸論点についての研究等を行うとともに、各府省との情報共有等を推進

② 研究者との連携

- データ分析等の知識・技術の不足を補うため、研究者等との積極的な連携を推奨

（アイデアの具体化に向けて）

- 以上は、各府省の協力を得ながら検討を深め、実践に移していくことが必要。審議会も、今後、必要な審議を実施。
- 審議会において各府省担当者との意見交換等を実施。また、総務省と各府省の連絡会議の活性化を図り、現場の運用実態等の的確な把握などに取り組む。

Ⅲ 行政評価局調査の充実（１）

（これまでの取組と課題）

- 行政相談に現れた国民の関心や全国の調査ネットワークが集めた情報などから調査テーマ案を作り、審議会の意見を求めるなど、国民の目線を取り入れる努力

⇒ その取組は、更に工夫し、行政の改善につなげるとともに、国民に行政の実情を知ってもらうという考え方が重要
⇒ しかし、ポストコロナ時代に向け、克服すべき問題もある

- ① 「勧告」を導くことを重視するあまり、調査結果の各府省や地域への迅速なフィードバックにつながらず、改善のアクションまで時間がかかりすぎる例が見られる。
- ② 勧告可能性を考慮しすぎて、ユーザーが知りたい行政運営の実情を明らかにするという役割がおろそかになる向きもある。
- ③ 偶発事情等による再発可能性の小さな事例で、個別の迅速な対応で足りるものでも、全国に「周知・徹底を図るべき」とする勧告に結び付けているような例もある。

7

Ⅲ 行政評価局調査の充実（２）

（改善の取組のアイデア）

（１）「役に立つ評価」とするために

- ① ユーザーとニーズを重視した調査
 - ユーザーのニーズという視点を重視することが必要
 - 他の行政機関の要請に応じた研究や調査にも取り組むことが必要
- ② 中期的な調査主題の設定
 - 中期的（３～５年程度）に取り組む主題を設定し、調査を企画する手法を实践（当面は、「行政のデジタル化」「行政計画」「行政ボランティア」などを取り上げるべき）
- ③ 長期的な社会経済変化のトレンドの考慮
 - 社会経済等の長期的な変化に焦点を当てた分析にも取り組むべき

（２）「しなやかな評価」とするために

- ① 全国的な調査を行う評価のプロセスの多様化・迅速化
 - 実地調査の結果の地域単位での集計・分析・公表、調査結果の全国集計結果に簡易な説明を付けた公表などを行うバリエーションを設けることが必要
 - 調査開始から調査結果の集計・公表までは原則１年以内
 - 随時機動的に調査を開始（従来の運用では原則毎年４月、８月、１２月に開始）
- ② 調査結果の扱いの多様化
 - 担当府省による迅速な対応が必要な問題点は、評価報告書がまとまるのを待たずに通知する扱いを可能とするための手順等を整理することが必要

Ⅲ 行政評価局調査の充実（3）

（3）「納得できる評価」とするために

① EBPMの更なる推進

- 評価結果に基づく改善策の提案等において、各府省のEBPMの実践が更に進むように配慮することが必要
- エビデンスに基礎付けられた検討を各府省に促すことも検討すべき

② 施策をめぐるデータの重視

- 対象施策や調査事例の置かれた環境を含めたデータの収集を重視すべき
- 法令等に照らして問題がない限り、データは公表してユーザーに提供することが重要

③ 研究者との連携

- データ分析や各種施策の研究者等との連携を進めることが必要

(3) 政策評価審議会提言

令和3年3月
政策評価審議会

ポストコロナ新時代における行政の評価への指針
～政策改善に役立つ、しなやかで、
納得できる評価とするために～

はじめに

2010年代から人口減少の局面に入った我が国では、以前から少子化・高齢化、デジタル技術の発展などの社会経済の急速な変化を踏まえ、「行政の対応が必要」とであると様々な課題が提起され、具体的な施策も講じられてきた。しかし、その対応の実績は、必ずしも十分ではなかったということが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、迅速に必要な措置を行おうとする際に的確に対応できなかったこと等により、強く認識されるに至ったと言える。従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題となっている。政策や施策を考える際に、このことを今まで以上に強く認識する必要があることは、多くの人が共感するところだろう。政策評価制度は令和3年に導入から20年目を迎えるが、行政の改善を目的として行われるべき「行政の評価」は、これまで、基本的には現行の仕組みや取組を前提として、その中で効率等を高めるために何をしたらよいかという課題設定で行われてきたと言える。しかし、それでは、現在求められている現行の仕組みそのものを問い直すようなニーズに十分に答えきれないであろう。政策評価審議会（以下「審議会」という。）は、このような認識の下、令和2年夏以降、政策評価のこれまでの実務の蓄積を踏まえつつ、今後の行政の評価の向かうべき方向について審議を行った。この提言は、その審議結果をまとめたものであり、総務省組織令（平成12年政令第246号）第123条第1項第2号の規定に基づき、総務大臣への意見として提出するものである。

I 行政の評価のあるべき姿

1 現状認識

「行政の評価」として、審議会で扱ったのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づき各府省

が行う政策評価や、総務省（行政評価局）が政策評価法及び総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づき調査して行う評価（以下「行政評価局調査」という。）である。

審議会は、政策評価については、各府省の政策評価の担当者に対し、現在の業務の実情や担当者としての考え方についてアンケートやヒアリングを行い、総務省の業務については、総務省行政評価局から実情の説明等を受けた。そこから行政の評価の現状について、次のような課題認識を得た。

まず、第一点としては、評価の実務において「評価を政策の立案や改善に活かす」という目的意識があまり感じられないことである。言うまでもなく「行政の評価」は、その結果から政策や施策の改善に役立つ情報を得ることが重要な目的である。しかし、実際の評価の企画、調査、分析、結果報告の際に、評価のユーザーたる者（政策の立案者、ひいては政府の様々な取組に関する情報を求める国民をいう。以下単に「ユーザー」という。）のニーズ、変化する政策環境に係る必要な情報などを明らかにしたり、充実した評価結果を分かりやすく提供しようとする取組が、十分行われているとは言い難い。

例えば、政策評価であれば、多くの人が一つの政策として認識するような政策パッケージについて、その評価を知るために、複数の関連部局の目標管理型の政策評価（多くの場合、部局単位の枠組みで行われている。）の結果を集め、読み解く必要が生ずる場合も少なくない。行政評価局調査であれば、表面的な問題意識の再確認や、個別のまれな事例の指摘にとどまって、政策次元での課題の分析に至っていない場合がある。これらは、行政の評価におけるユーザーの視点の不足を物語る。このままでは、経済社会の変化の中で生じている課題や政策をめぐる大きな環境変化についての情報、そして、それらを踏まえた評価にこそある現在のニーズに十分答えきれない。

第二点としては、それぞれの業務のやり方が、特定の固定的なスタイルにこだわりすぎていると感じられることである。これは第一点で指摘した、「目的意識の希薄さ」の一因とも、結果とも言えるだろう。「行政の評価」の目的は、一定のスタイルで「評価」をしてその報告書を作成すること自体にあるのではなく、いわゆるPDCAのCとして行われ、結果を政策や施策の改

善に役立てていくことにある。そして、そのような政策の立案の過程が国民に適切に説明されていることではなければならない。あまりにスタイルにこだわれば、かけている労力の割には役立たないという結果を招くと言わざるを得ない。

しかし、政策評価を見ると、各府省の実務は、その担当業務を網羅して「目標管理型の政策評価」(以下「目標管理型評価」という。)をすることに注力されているように見える。ある担当者は、「評価が政策の立案や見直し・改善のプロセスにおける位置付けが必ずしも明確でなく、政策の改善につなげるための活動というよりは、評価すること自体を目的とした活動(政策評価書を作成するための作業)、いわば「評価のための評価」となってしまう状況ではないか」と自省する。行政評価局調査についてみれば、全国の調査網から様々な行政実例を得ながらも、「勧告」を導く慎重な考察や分析に時間をかけてしまって、担当部署の迅速な改善アクションこそ必要なときにタイミングを失ってしまうことがある。手堅く現行制度を物差しとした分析は、制度の前提を変えてしまうような大きな環境変化を踏まえた評価につながりにくい。

第三点は、評価の際に、EBPMで言われるようなエビデンス、あるいはデータの科学的分析の工夫が限られていることである。

これは、「行政の評価」全般について言えることである。政府はEBPMを推進する方針を打ち出しており、政策評価においてはロジックモデルの重視や共同研究の取組などが始まっているが、未だに初期段階であり、研究者や専門家との連携も極めて限定的である。行政評価局調査についても、例えば、政策運営を取り巻く現状や、時代の流れの中での政策環境の大きな変化について、データ等の活用の可能性を探るような取組は少ない。

2 「行政の評価」のあるべき姿

「行政の評価」について、審議会では、1で述べた課題認識を踏まえ、その克服に向けて当面取り組むことについて議論した。当面の個々の具体的な取組のアイデアについてはⅡ、Ⅲで述べる。

しかし、個々の取組は、相互の連関を考慮することなく個々にやっていけばよいというものではない。一つ一つは、それぞれに「行政の評価」の中で行われる

企画、調査、分析、結果報告といった行為のどれかに焦点を当てることになるが、「行政の評価」という営み全体としての発展につなげることを意図しながら進める必要がある。

このため、審議会としては、1で述べた課題認識から、「行政の評価」を異なる視点から見た場合に浮かび上がる三つの「あるべき姿」を常に念頭に置いて取り組むべきと考える。その三つの「あるべき姿」とは次のとおりである。

① まず、その姿は、役に立つものでなければならない。

これは主としてユーザーの視点から見たあるべき姿である。評価は、内容においてユーザーのニーズに応えられる豊かなものとなるべきであり、態様においてユーザーの使いやすい、分かりやすいものとなるべきである。(役に立つ評価)

② その姿は、しなやかなものでなければならない。

これは、主として評価を実際に行う者の立場から見たあるべき姿である。一つの形式・方法・手順にとらわれず、必要とされる改善が適時的確に実現することを重視して、評価し、結果を示すよう行われるべきである。(しなやかな評価)

③ その姿は、納得できるものでなければならない。

これは、ユーザーからも評価者からも求められる姿である。評価は、研究やデータ、明確な論理等に裏打ちされた情報を提供するものであるべきである。(納得できる評価)

これらの相互の関係のイメージは、下図のとおりであり、「行政の評価」の本来の目的にかなう姿と言える①を、②及び③が支えるという関係にある。

Ⅱ、Ⅲでは、個々の取組のアイデアを述べるが、そ

(参考図) 「行政の評価」のあるべき姿のイメージ



の焦点に応じて、①～③に対応させて整理するが、例えば、①で掲げた取組が②や③と全く関係がないという意味ではない。

II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善

1 これまでの政策評価の取組と課題

現行の政策評価は、全政府的には平成13年1月に中央省庁等改革の一環として取組が始まり、政策評価法の施行（平成14年4月）以降、その規定に基づき実施されている。

取組の開始から令和3年1月でちょうど20年になった。当初は、政策評価を行う各府省の現場でも慎重、懐疑的な意見が残り、試行錯誤的にスタートしたものの、現在では「自らの活動について評価を行い、国民に対しその状況を明らかにする」という取組は「やって当然」と考えられるほどに定着していると言える。

内容的にも、政策評価を実施する各府省の工夫、総務省の点検活動や審議会（前身の政策評価・独立行政法人評価委員会を含む。）を中心に各府省も参画した改善方策の取りまとめ等が重ねられ、政策評価の質は、着実に向上してきた。

しかしながら、現在の各府省の運用実態や今般各府省の担当者から聴取した率直な意見に耳を傾けたとき、次のような課題があると考えられる。

- ① 国民に対する説明のための作業（政策評価書を作成するための作業）が自己目的化し、実際に行われている政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという評価本来の目的にあった位置付けが軽視される向きもある。
- ② 政策の質の改善を目指す新たな取組（平成25年から取組が始まった行政事業レビューや平成29年以降政府で取り組んでいるEBPMの推進）との関係が整理されず、各府省の評価担当職員には類似の作業の重複感が募っている。（いわゆる「評価疲れ」）
- ③ 平成25年に導入された目標管理型評価は、「施策」を網羅的に対象としつつ、標準的なやり方で効率的に評価を実施できることから、各府省が幅広く行っている。しかし、あらかじめ数値目標を定めて施策の進捗管理等を行うことに適した手法ではある反面、無理に目標や指標を設定する事例、通常は目標による進捗管理があまり意味を持たないような共通的な制度運用についてまであえて評価をしている事

例なども見られる。目標による管理ゆえに、施策の根本的な見直しに取り組もうとするとき、十分な情報を提供しにくいという限界もある。

2 改善の取組のアイデア

政策評価もまた、費用や手間をかけて行われる行政機関の所為である。どのような政策についても、様々な角度からの評価を行い得るが、そのあらゆるものを行うことは現実的ではない。政策の改善等の評価の本来の目的につながる度合いに応じて、一定の優先順位を付けて取り組むべきことは言うまでもない。「はじめに」で述べたとおり、ポストコロナの時代に向けて、行政は、既存の制度を前提とするのではなく、社会環境の変化等を踏まえて、制度そのものを見直すことも必要となっており、重点の置き方や対象とする政策のまとめ方など政策評価の考え方ややり方についても改めるべき点が出てきている。

以下に改善の取組のアイデアを整理する。なお、取組に当たっては、担当職員のモチベーションといった視点も重要である。質の高い政策評価を実施することを通じて、実際に政策が改善され、また、予算編成過程等で活用されることを実感することが、職員のモチベーション向上につながるよう留意すべきである。

(1) 「役に立つ評価」とするために

- ① 政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し

「政策評価を政策の立案や改善に活かす」ためには、政策をめぐる一連の過程とその政策についての評価のプロセスが並行して進められるべきものであるとの認識に立って、政策過程の各段階で、必要な評価が重複なく、効率よく行われることが重要である。このためには、政策評価書をまとめる作業と、実務上、政策の企画・立案、実行等の各段階で行われている政策の効果等の把握・分析等の取組との関係を整理しつつ、政策評価の作業プロセスを見直すとともに、各府省の政策の効果等の把握・分析等の取組の質を高めるための支援等を強化する必要がある。その際、評価書の適正な公表との関係についての考え方も整理する必要がある。

実務では、政策の企画・立案、実行等の各段階

で、その段階の活動と一体的に、当該政策の効果等の把握・分析等の取組が行われ、その結果を踏まえて、政策の立案や、見直し・改善の検討が行われている（例えば、一定の範囲の所掌事務を網羅するような基本計画や大綱などを策定し、定期的にその取組状況の点検や評価を行う事例などは典型であろう。）。つまり、政策評価の実質のある活動が、現に行われている。

他方、実務で「政策評価」と言う場合、政策を評価して評価書の形にまとめる作業と認識される向きがある。評価書の形にまとめられる内容たる「政策を評価」する行為が、政策の企画・立案、実行等の段階で行われた効果等の把握・分析等である場合もあるが、それとは別に評価書にまとめるための検討・分析等が行われることもある。必要な場合もあるが、高じて、政策の企画・立案等とは無関係に「政策評価」が行われているとの報告もあった。

このアイデアは、政策評価が、貴重な労力の無駄遣いにならないようにするとともに、政策改善等への活用を重視した評価プロセスを実現するために、論点を整理し、改善を図ろうとするものである。

② 政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用

実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表を、政策評価についての公表と関連付けたり、政策評価結果の公表と位置付けたりすることの可否、方法について検討する必要がある。

①の裏返しであるが、実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果は、公表されているものが多い。これについて、例えば、政策評価結果の公表との関連付けができれば、情報が活用しやすくなる。さらに進んで、一定の要件のもとに政策評価法の求める政策評価と位置付けることができれば、作業の重複等を防いで合理的であり、政策立案段階における分析等の質の向上にもつながる。

なお、内閣官房が取り組んでいる行政事業レビューやEBPM推進の取組との関係についても、作業の合理化の観点も踏まえ、整理する必要がある

と考えられる。

③ ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進

特に国民の関心の高い重要政策の評価等については、例えば、その政策ごとに評価を行ったり、その政策名で検索すれば評価の内容が分かるようにしていくことを検討する必要がある。

①及び②の取組、あるいは次の(2)の取組を活用して、ユーザーのニーズに応じて評価に関する情報を提供できるようにしていくことが狙いである。有識者の意見や他の機関による評価等の結果、予算要求の際の説明の必要などを踏まえて、評価の枠組みを設計して政策評価を行うことを促進する。

(2) 「しなやかな評価」とするために

① 施策の特性等にに応じた政策評価

目標管理型評価への過度の偏重を改め、各府省が施策の特性や改善の目的等に応じて柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるように、考え方を整理し、明らかにする。この「考え方」には、現時点で、以下のような事柄を盛り込むことが必要と考えられる。

ア 政策評価では、それぞれの施策の特性や改善等の目的に応じて必要で適切な評価が実施されることが重要であり、そのような目的と無関係に、全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと。

イ 政策評価を行うときは、対象とする政策や施策の性質や、評価を実施する目的等に応じ、最適な評価方法を選択すべきであること。

ウ 個々の政策評価の対象とする政策や施策の捉え方や評価の時期（以下「評価の枠組み」という。）は、評価の本来の目的である政策の改善等に照らし、有用な評価情報をできるだけ得ようとする観点から、柔軟に考えるべきであること。一つの評価の枠組みを有用性について見直すことなく長年にわたって踏襲することは求められていないこと。

これらの考え方については、同時並行してその実践の仕方についても検討する必要がある。例えば、イの「最適な評価方法」について、類型化、

選択肢の提示をすること、あるいは「総合評価」の活用方法、既往の評価の枠組みを変更する場合の手順などについてである。今後、各府省の協力を得ながら、検討を進める必要がある。

② 政策評価の重点化等

施策ごとに細かい目標や測定指標が多数設定されている評価書が散見されるが、当該施策の目的との関係で、当初はともかく、現在は意味が乏しくなっていると考えられるものもみられる。これは、必要な評価作業を合理的に行う形に改めていく必要がある。

そのためには、施策、目標及び測定指標が、政策目的に対して意味のある形で設定され、重点化が図られるよう、ロジックモデルの活用等により、高次の政策目標との関係性がより明確になる形で大括りにしてまとめることや、当該府省の任務との関係で施策の進捗状況を的確に表せるものに絞り込むなどの対処方法を検討する必要がある。

(3) 「納得できる評価」とするために

① EBPMの更なる推進

政策評価において、EBPMの実践が更に進むように、各府省の評価担当部局の相互連携、情報共有を進める必要がある。

総務省と各府省による共同研究や各府省の評価担当部局との連絡会議などを活用し、ロジックモデルの活用やデータ、ビッグデータの解析等によるエビデンスの獲得・活用など、EBPMをめぐる諸論点についての研究を深める取組を行っていく。

② 研究者との連携

データ分析や政策評価の研究者等との連携を進める必要がある。

政策評価の実務を担当する者は、残念ながら必ずしもデータ分析等の技術や諸外国の類似政策の評価等の情報に通暁しているとは言い難い。このような点を補って政策評価の質を向上するために、積極的に研究者等と連携して評価を行うことを推奨する。これに関し、行政評価局が委嘱しているアドバイザーは、各府省においても活用できることを明らかにする。

以上の取組のアイデアについては、各府省の協力を得ながら、検討等を深め、実践に移していくことが求められ、審議会としても、今後、必要な審議等を行っていく考えである。あわせて、審議会において各府省担当者との意見交換等を行うとともに、総務省と各府省評価担当者との連絡会議の活性化を図り、現場における運用実態等の的確な把握や、優良な取組事例の共有などに取り組む。

Ⅲ 行政評価局調査の充実

1 これまでの行政評価局調査の取組と課題

行政評価局調査は、個々の具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場から、様々な行政上の課題とその解決の方向を探り、関係行政機関や国民に示す機能であり、それによって行政の改善につなげることを目的として行われている。

その調査の対象として、いかなる施策や事業を扱うか（調査テーマ）は、毎年度、総務大臣が定める計画（行政評価等プログラム）の中で決まる。行政評価局は、行政相談に現れた国民の関心や全国の調査ネットワークが集めてきた行政運営に関する情報などから案を作り、また、審議会の意見を求めるなどにより、国民の目線を取り入れる努力をしているとする。そのような取組は、今後も続けられるべきである。現在行っていること以外にも、更に工夫することが望ましく、適切なテーマの調査で、行政の改善につなげるとともに、国民に行政の実情を知ってもらうという考え方が重要である。

しかしながら、調査結果から改善のための大臣の「勧告」という形を導くことを重視するあまり、高い粒度を求めすぎて、調査結果情報の各府省や地域への迅速なフィードバックにつながらず、肝心の改善のアクションまで時間がかかりすぎる例が見られる。また、調査テーマの検討において、勧告可能性を考慮しすぎて、調査のもう一つの役割、即ち政策担当者や国民が知りたい行政運営の実情を明らかにする役割がおろそかになる向きもある。さらに調査・評価の結論において、全国一律であることや現行制度の運用の不徹底に過度に焦点が当てられ、偶発事情や担当者の個別要因による再発可能性の小さな事例であって、個別の迅速な対応で足りるものについても、全国に「周知・徹底を図るべき」とする勧告に結び付けているような例も

ある。

ポストコロナ時代の要請に応えつつ、行政評価局調査について見られた問題を克服するための取組のアイデアを以下に整理する。

2 改善の取組のアイデア

(1) 「役に立つ評価」とするために

① ユーザーとニーズを重視した調査

ユーザーのニーズという視点をこれまで以上に重視する必要がある。調査は適時に行い、施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える問題や疑問等の情報など、得られた有益な情報を、ニーズのある者へ迅速かつ積極的に提供することが重要である。また、他の行政機関の要請に応じた研究や調査にも取り組む必要がある。

地方分権や民営化が進んできた現在、行政評価局調査が始まった頃は国の行政機関が自ら行ってきた行政の様々な所為を、地方公共団体や民間の主体が担うようになってきているものも少なくない。このような場合に、国の機関のできることは、それら主体に対する指導や要請が主となるものが出てくる。行政評価局調査に基づく勧告も、適切な指導や要請を求めるものにとどまることが多くなる。

このような現状を虚心坦懐に見るとき、行政評価局調査は、全国の調査のネットワークを活かして、現場の実情を即時に把握、評価できるという強みを活かし、現地における速やかな改善の実現を重視するアプローチを考えるべきである。「具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場」から行う調査は、担当者と異なる客観性が特長となるが、それだけでなく、調査に対する理解・協力を、担当府省に限らず多くの調査対象から得るのに有利な点ともなる。権限的な「勧告」にこだわらず、それぞれの主体的な改善をサポートするという取組も発展させていくべきである。

② 中期的な調査主題の設定

中期的（3～5年程度）に調査に取り組む大きな主題を設定して、その主題の下に具体的に引き上げる施策を決め、調査を企画するという手法をもっと実践すべきである。時には、一つの施策について、計画的に数年にわたって地域性や多面性

に踏み込んだ調査に取り組むことも考えるべきである。

現在の行政では、様々な分野の施策が、当たり前に関連したり、影響し合ったりする。一つの施策が、多面的に効果を発揮したり、地域の実情に応じて独自に展開することもある。ユーザーに必要なのは、通り一遍の表面的な情報ではない。

「個々の具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場」を活かした調査には、担当府省の相違を超えて、施策の対象となる者や実施手段の性格の共通性など別の次元からの比較や評価を可能とする利点がある。これはユーザーサイドから見た政府横断的な課題など、施策の担当府省とは異なる捉え方での課題の提示にもつながる。また、地域性や個性が高いが、多くの分野の施策の総合であるような計画行政などについては、ある時点で全国横並びの調査をする必要はむしろ乏しく、数年間に分けてでも個別性や地域性に踏み込んだ情報を得ながら全国の状況を捉える方がユーザーに役立つ情報を得られる場合があると考えられる。

これまでも「行政の少子化への対応」を念頭において、子育て支援や養護などの施策を数年にわたって調査した例があった。当面は、マイナンバー・マイナンバーカードの活用も含めた社会全体のデジタル化が進展する中における「行政のデジタル化」、「行政計画」、「様々な公的活動を担ういわゆる『行政ボランティア』」などを中期的なテーマとして取り上げることも考えるべきである。

③ 長期的な社会経済変化のトレンドの考慮

調査対象とした施策に関して、（同一又は類似の目的の下に行われていた過去の施策群があった場合はそれから通して）30年以上の長期にわたる経緯が追えるときは、その施策（群）をめぐる社会経済、技術、国民の意識などの長期的な変化に焦点を当てた分析にも取り組むべきである。

長い経緯のある施策では、過去から施策の前提や手法などが引き継がれて残っていることがある。施策の変更の際にその変更の直接の原因であつたり、目的であつたりしたものであれば、見直されているが、それと意識されずに踏襲されて

しまうことがあるからである。例えば、様々な施策を住民に広報する際、自治会などの地縁団体に30年前と同じ効果を期待できるだろうか。ポストコロナではどうだろうか。高校進学率が100%に近い現在と70%超程度だった昭和40年とで、10代後半の世代の学校以外の生活その他の活動の場について配慮すべき事柄は異なってくることは容易に想定できる。施策の適用を受ける国民の意識の変化もあるだろう。

評価をする施策の効率は、これらの変化によっても影響を受けるはずである。「はじめに」で述べた「従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していく」必要が生じてきている現在、これらのトレンドについての考慮は評価において不可欠と考えられる。

(2) 「しなやかな評価」とするために

① 全国的な調査を行う評価のプロセスの多様化・迅速化

評価のプロセスを見直し、調査テーマや調査経過から必要と認められるときは、実地調査の結果の地域単位での集計・分析・公表、調査結果の全国集計結果に簡易な説明を付けた公表などを行うバリエーションを設ける必要がある。また、調査開始から調査結果の集計・公表までは1年以内を原則として、作業の迅速化を図る。

全国的な調査の作業フローは、現在基本的に「テーマ決定→調査設計（ここまで本省）→実地調査（各地の出先機関）→調査結果集計・分析（以下本省）→結果公表・勧告→フォローアップ」までの1本になっている。また、ここで、調査開始から結果公表までを1年程度で完結することを目指しているとされるが、実際は、2年を超えるものも少なくなく、調査結果の活用の可能性を狭めている（各府省による迅速な対応、地域の行政の実情に関する調査結果の現地への機動的な還元などが難しくなる等）。

この現状の改善と地域レベルでの貢献度の向上を狙いとし、作業の加速と調査結果の多様な還元を図る。あわせて、調査の開始時期についても、原則毎年4月、8月、12月の各月とするのが従来

の運用であったが、スタッフ配分等条件を整えながら、随時に機動的に開始していくこととする。

② 調査結果の扱いの多様化

調査により、現場の担当者の問題ある扱いや個別具体的問題点が見いだされた場合、担当府省による迅速な対応・改善が必要と考えられるときは、全体の評価報告書がまとまるのを待たずに、当該府省へ通知をする扱いを可能とすることとし、そのための手順等を整理する必要がある。

調査結果については、現状、関係機関に対し何らの改善を求める勧告を中心に、最後に一つの結果報告書にまとめて公表することが通常である。具体的な改善事項がない場合にも、全ての評価結果を最後に一つにまとめて報告し、関係府省に「通知」する扱いとしている。現場における迅速な改善を重視し、新たな調査結果の扱いのバリエーションを提案するものである。

(3) 「納得できる評価」とするために

① EBPMの更なる推進

行政評価局調査においても、評価結果に基づく改善策の提案や(1)①の取組において、各府省のEBPMの実践が更に進むように配慮する必要がある。

調査結果に基づき、現行の運用より優れた選択肢が考えられる場合であっても、実際に運用して必ず良い効果が得られる、抱えている課題が解決することなどを事前に確言できない場合も多い。最終的には、「比較データを得るための担当の機関における実験的運用」、あるいは「一定の前提をおいたモデルにより効果を推計する工夫」などを行って、材料を集めて優劣を判断するという取組こそが重要な場合もある。行政評価局調査の結論として、そのようなエビデンスに基礎付けられた検討を各府省が主体的に行うことを促すことも検討すべきである。

② 施策をめぐるデータの重視

調査の際に、対象となる施策や調査事例について、その置かれた環境を含め、データを集めることを重視すべきである。そして、それらのデータは、評価結果の内容や妥当する範囲についての理

解に役立つことから、法令等の規範に照らして問題がない限り、公表してユーザーに提供することが重要である。

現在の行政においては、個々の対象の特性に応じたきめ細かな配慮が求められることが多い。評価でも、調査した事例をめぐる事情の影響を考慮に入れる重要性が増している。このことは、評価結果を当てはめることのできる範囲が、事例によって限られてくるということでもある。ゆえに、その置かれた環境を含む対象施策等のデータを集め、提示することにより、事例の特性の把握、他の事例との比較のベースを整える材料を提供することの重要性が増しているのである。

このことは、行政評価局調査において、対象とした施策の前提となっている諸条件の変化のトレンドを考慮に入れることにもつながる。

③ 研究者との連携

データ分析や各種施策の研究者等との連携を進める必要がある。

調査の企画や評価の時点で、様々な形で研究者等の参画や協力を得る取組を行う。これによって、研究者等の知識・経験を調査の中に積極的に取り込み、評価内容の充実を図るべきである。

また、Ⅱ 2(3)②の取組は、行政評価局調査においても同様に進めるべきである。

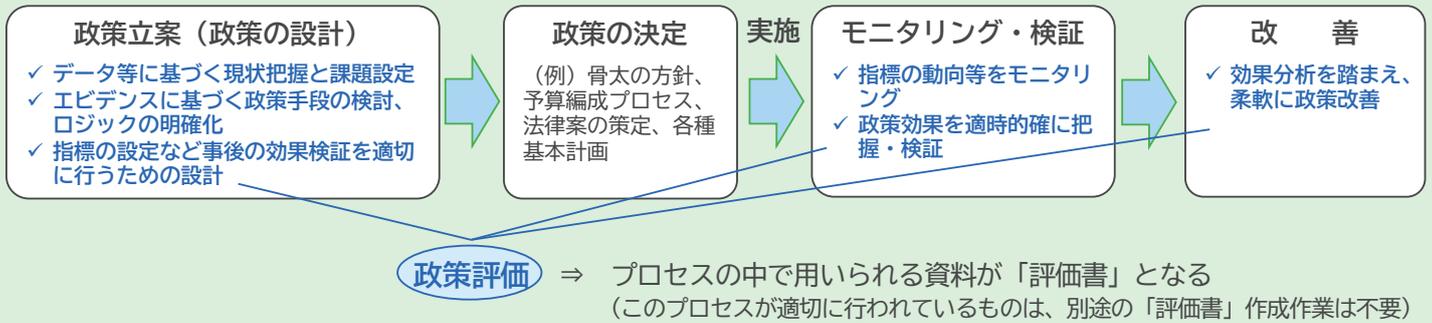
おわりに

審議会としては、この提言を受けて、行政評価局が、各府省の協力を得ながら、検討を進め、業務のやり方の改善を実現することを期待する。また、今後の取組については、引き続き関心を持ち、役割を果たしていく。

政策評価審議会の令和3年3月の「提言」を基に、デジタル臨時行政調査会の動きを踏まえ、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」と、それを踏まえた政策評価制度の改革の方向性について取りまとめたもの

- 制度導入から20年を経た政策評価は、政策の過程とは切り離された「評価書」を作成するための形式的な作業となっているとの指摘
⇒ 政策の企画立案等の中で実際に行われる効果検証等を「評価」と捉え、政策過程において重要な役割を担うものと位置付けるべき
- デジタル化など社会経済が急速に変化し、複雑化・困難化する課題や、新型コロナ対策など前例がなく予測困難な課題にスピーディかつ的確に対応するため、**機動的かつ柔軟に政策の見直し**が行えるようプロセスを見直し

【今後の政策形成・評価のプロセス】⇒ プロセスを通じて、EBPMを実践



総務省は、上記のプロセスを定着させていくための環境を整備

- ✓ 人材育成や外部専門家の知見の活用などで各府省を支援
- ✓ 評価関連作業の重複を整理し（行政事業レビューとの一体化）、政策の質を高める取組に注力
- ✓ 官民の幅広いデータの収集・利活用支援

⇒ 今後、各府省の協力を得ながら具体化を進めて改革を実行

【政策評価制度の改革の方向】

- **政策形成・評価のプロセスにおいて望ましい取組が行われ、EBPMの実践が進むよう、各府省の取組を支援**
 - 政策の立案段階から、政策効果の分析、適切な指標設定の在り方、外部専門人材の活用等を支援（総務省が、各府省と共同で、具体的政策について実施している「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」の枠組みも活用）
 - 実際の政策プロセスで実践される効果検証等の取組を政策評価として取り扱い、その内容が整理されている資料等（審議会の報告書等）を活かし、別途評価書を作成する作業負担を軽減
- **官民の幅広いデータの収集・利活用や、EBPMを実践する人材育成など、評価の環境整備を推進**
 - データカタログの整備やルール作り、システム整備等、データの収集・利活用の環境整備の早期実現
 - EBPMの実践など政策形成・評価に係る基礎的な知識・能力を持つ人材育成の推進
- **今後の「政策形成・評価」のプロセスに対応し、各府省の負担軽減を図りつつ、意思決定の質を高める取組に注力できるよう、評価の実施の考え方を整理**
 - 「行政事業レビュー」に「目標管理型評価」（政策評価）を一体化し、政策サイクル全体を効果的に回していくための「基盤」を構築
 - 政策の特性等に応じて、政策の企画立案や改善等に貢献できるタイミング、単位で柔軟に評価を実施

(2)

デジタル時代にふさわしい 政策形成・評価の在り方に関する提言

令和 4 年 5 月
政策評価審議会

【目次】

本提言について	1
1 デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方について	2
2 デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方を実現して いくための政策評価制度の改革の方向性	3
(1) 政策評価の位置付けの整理	3
(2) 具体的な改革の方向	4
① 各府省の支援	4
② 評価の環境整備	5
ア データ収集・利活用支援	
イ 人材育成	
③ 評価の実施の考え方の整理	6
<目標管理型の評価の一体化>	
<政策の特性等を踏まえた評価の推進>	
3 今後の取組について	8

デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言

本提言について

政策評価審議会（以下「審議会」という。）は、令和3年3月に、ポストコロナ新時代における行政の評価のあるべき姿の実現に向けて、提言（以下「令和3年提言」という。）を取りまとめた。同提言は、政策評価を、政策の改善等に活用される（役に立つ）ものにしていくことを目指し、評価のあるべき姿として、「役に立つ評価」、「しなやかな評価」、「納得できる評価」という三つの姿を示し、これに沿って、改善の取組のアイデアを整理したものであり、これに基づき、総務省とともに、政策評価の具体的な改善方策等について検討を進めてきた。

こうした中、令和3年11月に、デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）が発足し、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し、実行していくこととされた。同調査会において「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」が検討テーマの一つとされたことを受け、審議会においても、政策評価制度の見直しについて審議を行ってきた。

本提言は、こうした経緯により、審議会として、令和3年提言を基に、デジタル臨時行政調査会の動きを踏まえて検討を深化させ、デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方と、それを踏まえた政策評価制度の具体的な改革の方向について取りまとめたものであり、総務省組織令（平成12年政令第246号）第123条第1項第2号の規定に基づき、総務大臣への意見として提出するものである。

1 デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方について

令和3年11月にデジタル臨時行政調査会が発足し、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」について検討を進めていくこととされた。審議会では、政府全体の改革の取組に貢献する観点から、この動きも踏まえて、政策評価制度の見直しについて審議を進めてきたところであるが、検討に当たっては、まず「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」がどのようなものかを整理した上で、政策評価制度の改革の方向について考えていくこととした。具体的には、以下のよう整理を行う。

<デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方について>

デジタル技術の発展など社会経済が急速に変化し、その課題も一層複雑化・困難化している。また、新型コロナウイルス感染症対策のように、前例がなく予測困難な課題への対応が必要となっている。

こうした課題に対し、行政がスピーディかつ的確に対応していくためには、データ等（行政が保有するデータ、民間データ、過去の施策の結果に関するデータなど多様なものを含む。以下同じ。）に基づき、できるだけ正確に現状を把握し、可能な限りエビデンスを求めながら、政策の企画立案の質を高めるとともに（EBPMの実践）、実施しながら政策の効果等を適時的確に把握し、必要があれば、速やかに政策の見直しが行われるよう、政策形成・評価のプロセスを変えていくことが重要である。

一方、社会の複雑性、不確実性が増す中で、前例のない新たな課題に対応していくためには、政策の立案段階での検討に時間を掛け過ぎて機を逸することがないよう、まずは、その時点で考え得る最善の政策を、事前の想定を明確にした上で速やかに実行に移し、実施しながら政策の効果等を適時に把握・検証し、柔軟に軌道修正していくアプローチも必要である。

こうした中で、今後の政策形成・評価のプロセスにおいては、実施後のモニタリングや効果検証を適時的確に行い、機動的かつ柔軟に政策の見直しが行えるよう、政策の立案段階から、事前の設計を適切に行うことが特に重要であり、政策の企画立案等の質を高めていく観点から、以下のような取組が行われるよう、できるものから順次進めていくことが必要である。

【政策の立案段階の取組】

- ・ データ等に基づき正確に現状を把握し、課題（政策目標）を設定
- ・ データ等のエビデンスに基づく政策手段の検討（複数選択肢の比較）、政策目的と政策手段の論理的なつながり（ロジック）の明確化（EBPMの実践）
- ・ 政策効果を測定するための指標等の設定やデータの把握方法、代替手段やその発動条件の設定など、モニタリングや評価の事前設計

【政策の実施段階以降の取組】

- ・ 政策を実施しながら、事前設計を踏まえて、あらかじめ設定した指標の動向等をモニタリングし、政策効果の発現状況等を適時に把握・検証、必要に応じ分析
- ・ モニタリング・評価の結果を踏まえ、政策の見直し等が必要な状況かを判断し、政策の運用改善、政策手段の見直し、政策の転換等を柔軟に実施

※ 上記の取組は、政策形成・評価のプロセスにおける取組の一つの理想型を示すものであり、実際のプロセスにおいては、立案時に設定した目標やロジックモデルを、実施しながら見直していくなど、政策の特性等に応じて、柔軟に対応することが必要である。

※ 政策の設計を行う際には、目標の達成期限や事業の終了年度など、政策の期限等についても、できるだけ明確にすることが望ましい。なお、上記は、主に政策の見直し等に係るプロセスについて記載したものであるが、政策の完了時においても、他の政策の参考とするため、その時点のデータや結果等について整理し、記録することが重要である。

2 デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方を実現していくための政策評価制度の改革の方向性

(1) 政策評価の位置付けの整理

政策評価制度の改革の方向について検討するに当たり、1 で整理した「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価」の考え方を踏まえ、こうした政策形成・評価のサイクルを効果的に機能させ、政策の質の向上に貢献していく観点から、政策評価の位置付けや役割等について、これまでの課題等を踏まえて、整理する必要がある。

中央省庁等改革の一環として平成 13 年に導入された政策評価制度は、20 年を経て、現在では、「自らの活動について評価を行い、国民に対しその状況を明らかにする」という取組は、各府省の現場で定着しており、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の確保に貢献してきたと言える。一方、国民に対する説明のための作業（評価書を作成するための作業）が自己目的化し、実際に行われている政策の企画立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされていないとの問題提起もなされている。

もとより、政策評価制度の目的は、政策の企画立案等に活用され、政策の不断の見直しや改善につなげることである。しかし、評価を、政策のプロセスとは切り離された「評価作業」と捉える限り、たとえ「評価」の質を向上させても、政策をより良くしていくことにはつながらない。むしろ、政策の企画立案等の中で実際に行われている効果検証等の取組こそが、評価であると考えられることもできる。

こうした中で、今後、政策評価は、「評価」という作業と捉えるのではなく、1 で整理した、あるべき政策形成・評価のプロセスに沿って行われる政策の企画

立案等のプロセスにおいて、これと一体として行われる取組と位置付け、この政策プロセスにおいて重要な役割を担っていくべきものと整理すべきである。

また、これまでの政策評価は、年1回施策単位で行われる目標管理型評価を中心に実施されてきたが、こうした政策評価の位置付けの整理も踏まえ、今後は、固定的・画一的な評価プロセスを改め、実際の政策のプロセスにおける取組を活かしつつ、政策の企画立案や改善等に貢献できるタイミング、単位で設計、実施されるものとしていくことが必要である。

政策評価が、こうした考え方に沿って行われることとなるよう、(2)で具体的な取組について記述する。

(2) 具体的な改革の方向

政策形成・評価のプロセスにおいて、1で述べた政策のサイクルが効果的に機能し、柔軟に政策の見直し・改善が行われるようにするためには、政策の立案時に、事後の効果把握や分析、改善等を十分に考慮した設計が行われるようにしていくこと、また、政策の実施段階では、政策効果を把握すべきタイミングで必要なモニタリング等が行われ、迅速な見直しが行われる、あるいは、大きな制度改正などのタイミングでこれまでの政策効果の詳細な分析が行われるなど、適切なタイミング、単位で評価が実施されるようにしていくことが必要である。

そのためにも、これまでの政策評価は、特定分野における事前評価を除き、政策を執行した後に行う事後評価を中心に実施されてきたが、今後、各府省は、政策の立案時において、設計の妥当性等についての検証や、それに基づく柔軟な形の評価に積極的に取り組むべきである。

こうした取組を進めるため、各府省の支援や評価の環境整備を図るとともに、評価の実施の考え方について見直しを行うことが必要である。

① 各府省の支援

(1)で述べた今後の政策評価の位置付けを踏まえ、各府省において、立案時を含めた政策のプロセス全体を通じて、上記のような取組が積極的に行われるよう、総務省は、各府省のニーズを把握した上で、政策評価制度の所管部局としてこれまでに蓄積してきた知見を活かして取組を支援し、政策プロセスにおけるEBPMの実践を進めていくことを含め、重要なものから順次取組が進むよう、内閣官房とともに、その役割を適切に果たすべきである。

(各府省への支援の具体例)

- ✓ 実証的共同研究の枠組みを活用した効果分析等の支援
- ✓ 実証的共同研究の経験等を踏まえ、効果検証の方法や指標の在り方、ロジックモデルの構築等に関する助言
- ✓ 指標等の推奨事例の収集・整理・共有や、各府省担当者に対する研修の実施

✓ 外部専門家等の知見の活用支援 など

また、例えば、実際の政策のプロセスにおいて、政策の効果検証等の取組が行われ、その内容について一定の整理がされている場合（審議会・懇談会等の審議資料・答申・報告書、白書、各種計画等）には、これを評価書の全部又は一部として活用できるように整理し、別途、評価書を作成する作業を不要とするなど、各府省の負担軽減を図りつつ、実質的な取組を推進していく必要がある。

② 評価の環境整備

ア データ収集・利活用支援

データ等により実態を正しく把握し、EBPMの実践による質の高い政策形成を行うとともに、実施段階で、適時的確に政策効果の把握・検証を行い、柔軟に政策の見直し・改善が行われるようにしていくためには、既存の統計や行政記録情報などはもちろんのこと、リアルタイムデータ、ビッグデータ等の活用など、民間が保有するデータや地方公共団体のデータも含めて、官民の幅広いデータの収集・利活用ができるよう、データカタログの整備やルール作り、情報システムの整備などの環境整備の早期実現が必要である。

同時に、現時点で十分なデータ等が得られない場合でも、例えば、データ同士の組合せによる多角的な分析や、データを端緒にしつつも、関係者からの聞き取りなどによる定性的な情報や、海外を含む先行研究の文献調査や情報収集などを組み合わせて補完するなど、工夫して取り組むことが重要である。

これらについては、関係府省の今後の取組による部分も多く、その充実が期待されるが、政策評価制度を所管する総務省としても、内外の取組事例の収集、分析、共有など、各府省の取組に資するよう努力していく必要がある。

また、政策評価の情報それ自体も、政策に関する議論を行う際の重要な基盤となるものである。現在、各府省の「評価書」は、「政策評価ポータルサイト」において一覽的に公開されているが、政策担当者を始めとしたユーザーができるだけ使いやすい形でスピーディに情報提供されるよう、改善を図ることが必要である。

イ 人材育成

1 で述べた政策形成・評価のサイクルを効果的に機能させていくためには、政策効果の把握・分析手法やEBPMの実践方法、データリテラシーの醸成など、政策形成・評価に係る基礎的な知識・能力等を持つ人材を育成していくことが重要である。また、職員が、そうした知識・能力等を身に付け、実際の政策のプロセスの中で、これを発揮する機会が得られ、政策の企画立案や改善等に活かされたと実感することが、特に若手職員を中心にモチベーシ

ョンの向上にもつながるものと考えられる。

総務省は、政策評価に関する研修について、政策の企画立案や改善等に活かされる実践的な内容にするなど、各府省の職員の人材育成を図るとともに、①で述べた取組などを通じ、各府省において質の高い政策形成・評価のプロセスが実践されるよう積極的に支援を行う必要がある。

③ 評価の実施の考え方の整理

＜目標管理型の評価の一体化＞

現在、政策評価は特定分野における事前評価を除き、政策を執行した後に行う施策単位の目標管理型評価を中心に実施され、これとは別に、予算事業を網羅する形で「行政事業レビュー」が実施されている。両者は、その対象を「施策」と「予算事業」ですみ分けてはいるものの、いずれも、あらかじめ成果指標（KPI）を設定し、指標の達成状況を踏まえて、必要性・有効性・効率性等の観点から各府省が自ら評価・点検を行うものであり、概算要求に向けて8月末を目指して作業を進めるプロセス・内容面で重なる部分が多いことから、現場レベルでの作業に重複が多いとの指摘がなされている。評価は、政策の意思決定に資する情報を提供し、政策をより良くしていくためのものであり、これらの評価関連作業が、政策サイクルの中で、政策に関する議論に活用されるようにしていくためには、できるだけ重複を排除し、一体的な取組としていくことが望ましい。

また、現在の「目標管理型の政策評価」（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に沿って行われるもの）は、おおむね部局等の所掌事務を単位とする「施策」（約500）を対象に各府省において幅広く実施されているが、政策のアウトカムに個々の政策手段がどのようにインパクトを与えたかが分かりにくいなど、政策効果の把握や分析を的確に行うことができず、評価結果が政策の見直し・改善に活かされにくいという課題があると考えられる。

さらに、実際の政策の企画立案や改善等のプロセスにおいては、予算要求などの検討過程で、上位の政策目的や最終アウトカムを意識しつつ、政策効果の把握・分析などが容易な個別の「事業」ごとに議論され、運用改善や政策手段の見直しなどの検討が行われることが多いと考えられる。

こうした現状等を踏まえれば、今後は、予算事業を対象として実施される「行政事業レビュー」の取組に「目標管理型評価」を一体化し、政策の立案時の設計に基づき、政策効果のモニタリング・検証、改善まで、政策のサイクル全体を効果的に回していくための「基盤」と位置付けることとすべきである。これにより、政策の立案時の設計（現状把握・課題設定、効果発現のロジック、政策効果を検証するための指標の設定等）や、政策効果のモニタリング・検証、点検・評価の結果などの情報が集約され、政策の企画立案や改善等の検討に活かされるようにしていくことで、より質の高い意思決定につなげていくことと

する。

※ 一体化に当たっては、「行政事業レビュー」の取組が各府省において定着している状況を踏まえ、できるだけ現在の取組を活かすとともに、「レビューシート」をそのまま「評価書」として取り扱うなど、各府省に新たな負担が生じないように整理することが必要である。

なお、予算事業を中心とした評価体系に移行する際には、政策の意思決定の判断に資する情報を提供していく観点から、相互に関連する事業等を容易に把握できるよう、引き続き、「政策体系」を明示するなど、関連する事務事業が一覧的に示されるとともに、必要に応じ、上位の政策目標（アウトカム）や測定指標が設定され、モニタリングが行われることが適当である。

＜政策の特性等を踏まえた評価の推進＞

基本的に全ての予算事業を対象に実施される「行政事業レビュー」の取組に「目標管理型評価」を一体化し、これを政策の企画立案や効果検証、改善等の基盤として位置付けることを踏まえ、これまでのように各府省の施策を対象に、「目標管理型評価」を画一的・網羅的に実施することは要せず、政策の意思決定に資する有用な情報を提供していく観点から、政策の特性等に応じて、柔軟で多様なやり方で、必要な評価が適時に行われるよう見直しを行うべきである。

その際、各府省は、実際の政策のプロセスにおける取組を活かしつつ、1で述べた取組を実践していくことや、評価作業の重複を避けつつ、政策の重要性やアカウンタビリティの確保等の観点も踏まえながら、「主要な行政目的に係る政策」（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第3項）について、各府省の計画において対象を定め、評価を実施するものとする。（下記具体例参照）

また、評価対象とする政策の位置付け等を明らかにするため、引き続き「政策体系」を明示する。

これにより、評価に係る形式的な作業をできるだけなくし、政策の企画立案や改善等の意思決定に資する情報を提供する「役に立つ」評価作業に注力するとともに、全体として負担の軽減を図りつつ、従来の評価のためのリソースを、政策の立案（EBPMの実践）などに向けることで、政策形成・評価の質の向上を図ることとする。

（政策の特性等を踏まえた評価の実施の考え方の例）

- 例えば、以下のような場合には、「主要な行政目的に係る政策」に、行政事業レビュー対象事業以外の政策を定めて評価を実施
 - ✓ 現在、専ら予算事業以外の政策を「主要な行政目的に係る政策」と位置付けて評価を実施している場合

- ✓ 現在、予算事業と予算事業以外の政策を合わせて「主要な行政目的に係る政策」と位置付けて評価を実施している場合
- ✓ 政策の企画立案や改善等の検討に資する情報を得るため、個々の事業ではなく、施策等の単位で評価を行うことが適していると考えられる場合
- ✓ 行政事業レビューは実施されているが、政策の企画立案や改善等の検討に資する情報を得るためには、別途対象を定めて、評価を行うことが適していると考えられる場合
- 評価対象は、必ずしも網羅的に設定する必要はなく、政策の企画立案や改善等の検討に資する情報を得る観点から、例えば、各府省に置かれている政策評価に関する有識者会議の意見を聞くなどし、必要と考える政策を主要な政策として、評価対象に選定
- 評価のやり方は、総合評価方式の活用を含め、施策の特性等に応じて柔軟に選択。評価の実施時期についても、年度等の固定的なサイクルで行う必要はなく、柔軟に設定

3 今後の取組について

デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方への転換に向け、今後、具体化を進めるに当たっては、国の行政機関のみならず、地方、民間等あらゆるステークホルダーとの連携を通じて、国民や地方公共団体の声を適切に反映し、スピード感を持った高度な政策立案が行われることとなるよう、取り組んでいくことが重要である。また、AI、DX等を前提にした最新のデジタル技術を活用した評価方法の導入についても、併せて研究を進めていく必要がある。

本提言を受け、具体的な改革の速やかな実現が図られるよう、総務省においては、本提言を実行するために必要となる措置について、各府省の協力を得ながら、早急に具体的な検討を進め、順次実施していくこととすべきである。その際、新たな枠組みへの円滑な移行を図るため、各府省に対し、十分に支援を行うことが必要である。また、政策形成・評価のプロセスにおけるEBPMの実践や、政策効果の把握・分析等を支援するため、総務省においては、実証的共同研究の枠組みの充実を図るとともに、内閣官房と連携して、EBPMに通じた外部の専門人材をプールし、各府省がその知見を活用できるようにするなど、各府省の個別の政策課題に寄り添いながら積極的な支援を行うことが必要である。その際には、国民や地方公共団体の声を日常的に把握していくため、管区行政評価局等の機能も積極的に活用していくべきである。

審議会としては、今後も、政府全体の動向を注視しつつ、具体的な改革の実現に向けて、必要に応じ役割を果たしていく。

【今回の見直しが目指す我が国の行政の将来像】

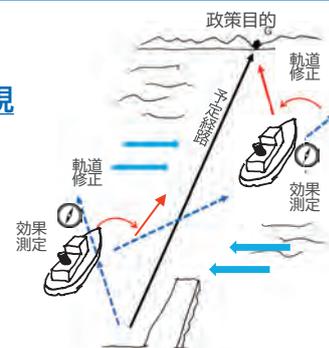
機動的かつ柔軟に政策の見直し・改善が行われ、社会経済の変化に対応できる行政の実現

前例のない課題に挑戦するためには、政策の進捗を正確に捉え、政策目的の達成に向け、柔軟に軌道修正を行っていくことが必要であり、そのために政策評価の機能を活用する。

【政策評価の機能】

政策の進捗状況（現在地）を正しく知り、その「現在地」から政策の「目的地」に向けたナビゲーションを行う。

政策の進捗を正確に測るためには、企画立案時に予定経路を明確に定め、実施後のズレを認識できるようにしておくことが重要。効果を測定し、状況変化に応じて思い切った政策の見直し・改善につなげていく。今後の政策評価では、このような「政策の効果検証」を重点的に行っていく。



出典：第27回政策評価審議会
森田朗部会長提出資料を加工

【見直しの方向性】（具体的な方策は次ページ参照）

① 効果検証の取組の推進

「必要性」「効率性」だけでなく「有効性」の観点を重視し、政策の効果検証にこれまで以上に積極的に取り組む。効果検証の精度を高めるためにはデータ利活用が重要であり、人材育成や技術的なサポートを充実させる。

② 政策の特性に応じた効果検証が可能となる評価枠組みの導入

効果検証には政策の特性に応じて多様な方法が存在する。したがって、今後は画一的・統一的な評価方法ではなく、政策の個性・多様性を重視した制度運用に転換する。

【今後のスケジュール】

本答申に沿って政策評価に関する基本方針等を改定し、令和5年度以降、順次取り組む。

【具体的方策】

① 効果検証の取組の推進

- 効果検証の手法の開発と各府省における実践に必要な支援の充実
 - ・ 行政評価局は、政策評価審議会、地方公共団体、大学等の研究機関等の協力を得て、具体的な実例をベースに効果検証の手法等の調査研究を進め、知見・ノウハウを蓄積して各府省に提供するなど必要な支援を行う。
 - ・ 特に、政策の構成要素であるアクティビティ（行政の活動）に着目した取組を行うことを推奨し、重点的に手法の開発に取り組む。（ただし、手段にとらわれ過ぎず政策目的と手段の関係を不断に検討することも重要。）
- 効果検証に必要なデータ分析等を担う人材育成
 - ・ 行政評価局は、関係機関の協力を得て、関係機関が行っているEBPMに資すると考えられる研修に関する情報を把握し各府省に提供する取組や、政策評価に関する統一研修の充実等により人材育成を支援する取組を進める。
- 効果検証における統計データ等の利活用の推進
 - ・ 行政評価局は、政府の中央統計機構と連携し、各府省における効果検証のための統計整備や統計データ等のデータ利活用の技術的支援を行う。

② 政策の特性に応じた効果検証が可能となる評価枠組みの導入

- 政策の個性・多様性を重視した制度運用への転換
 - ・ 各行政機関共通の画一的・統一的な評価手法を定めているガイドライン等を改定するなど、各府省が政策の特性に応じた評価を行いやすくなるように制度運用を柔軟化する。
- 政策立案の中で行われる政策評価の充実
 - ・ 政策の企画立案プロセスの中で実施され、政策の見直し・改善に反映されている分析や検討結果（審議会答申、レビューシート等）を政策評価として活用することを推奨するため、関係ガイドラインの整備を行う。

「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」に当たって
(談話)

令和4年12月21日

本日、総務大臣に対し、政策評価審議会から、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」について答申を行いました。

本答申は、これまでの二十年余りの政策評価制度の歩みを振り返るとともに、改めて政策評価制度の趣旨に立ち返り、デジタル時代にふさわしいこれからの政策形成・評価とはどうあるべきかを問い直すものです。

答申の中でも触れたように、社会が複雑性、不確実性を増す中で、前例のない新たな課題に対応するためには、政策の立案段階で事前の想定を明確にした上で、速やかに実行に移すとともに、実行しながら政策の効果等を適時に把握・検証し、柔軟に軌道修正をしていく政策形成・評価プロセスを実現する必要があります。

その際、政策立案者は、必要とする情報やデータを従来のソースだけに頼るのではなく、デジタル技術を活用してタイムリーに収集し、より正確に現状を把握し、様々なデータを活用した高度な分析を行っていくことを目指すべきです。また、政策の手段の検討に当たっても、従来のやり方にとられることなく、例えば産官学の連携等を通じて最新のデジタル技術の活用を検討するなど、政策形成・評価におけるデータ利活用やデジタル技術の活用に積極的に取り組み、霞が関が我が国のDXのフロントランナーとなって社会全体をけん引していくことを期待します。

ただし、システムやデータを活用する者は人間であり、現場です。どれだけデジタル化が進んでも、データだけでは読み解けない現場の実態があることを忘れず、たとえ定性的であったとしても、現場の担当者や国民の生の声を聴きながら丁寧に実情を把握する努力を怠ってはなりません。ツールにすぎないデジタル技術やデータに振り回されることなく、我が国の組織が長年培ってきた「現場主義」の美点を損なわないようにすべきであることも当審議会として、改めて強調したいと思います。

これまでの政策評価制度は、説明責任に重きを置き、「きちんと出来ているか」を説明させる「監督者の視点」が強いものでした。今回の見直しは、「何がボトルネックとなっていて、どうすれば改善するのか」といった「政策立案者の視点」への抜本的な転換であり、評価を実施する各府省にとっても、制度官庁の行政評価局にとっても、前例のない新たなチャレンジです。各府省は、こうしたチャレンジに全力に取り組めるよう、今回の見直しの機会を活用して、既存の評価関連作業の重複排除による負担軽減を併せて行ってもらえればと思います。また、行政評価局が、単なる制度の監督者としてではなく、各府省のアドバイザーとなって各府省とともに政策の質の向上にチャレンジしていくことを望み、当審議会としてもそのチャレンジを後押ししてまいります。

政策評価審議会会長
岡 素之

政 審 第 25 号
令和4年12月21日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

政策評価審議会会長
岡 素 之

諮問第2号の答申
デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策
について

本審議会は、諮問第2号によるデジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策について審議した結果、別添のとおり結論を得たので、答申する。

**デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための
具体的方策に関する答申**

～政策評価をより政策の見直し・改善に反映させるために～

**令和4年12月21日
政策評価審議会**

1. 目的

政策評価審議会では、令和3年3月に、ポストコロナ新時代における行政の評価の三つのあるべき姿（(1)役に立つ・(2)しなやかな・(3)納得できる評価）を提示し、それを実現するための改善のアイデアを提言として取りまとめた。そして、その議論を更に深化させた「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」（以下「令和4年提言」という。）では、社会経済の急速な変化に対応できる行政を実現するためには、政策の効果等を適時に把握・検証し、機動的かつ柔軟に政策の軌道修正ができるようなアプローチが重要であり、これこそが政策評価制度が導入当初から目指してきた目的であることを確認した。

本答申は、「政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要」と指摘した行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）を契機とする我が国の政策評価の取組について、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の20年以上にわたる施行状況を踏まえて、令和4年提言を実現するために今後取り組むべき具体的方策を取りまとめたものである。

（今回の見直しが目指す我が国の行政の将来像）

政策評価は、我が国の政策の進捗状況（「現在地」）を正しく知り、その「現在地」から政策の「目的地」に向けたナビゲーションを行う機能を持っているとも言える。しかし、実際には「評価」という言葉に引きずられ、ややもすると政策の「成績表」のような使われ方をされているケースもあるのではないだろうか。単に成績が良ければ問題はないとし、成績が悪ければ止めて元どおりにするということでは、我が国の行政は前に進むことができない。現在、我が国が直面している課題は、歴史上前例がないだけでなく、世界を見渡しても類似の例が見当たらないものが多く、政策が想定どおりには進まないこともあり得る。必ずうまくいくという保証がない環境下では、まずは挑戦してみて、想定と異なる状況となっても自らの現在地を正しく知り、そこからどうやって目的地にたどり着くかを常に考え続けることが重要となる。

政策評価はそのために有用なツールとなり得る。政策の進捗状況を正しく把握し、かつ、その政策の効果を見極めることができれば、「現在地」から本来の目

的に近づくための政策手段の見直し・改善を検討することにより、これまでの成果を踏まえた新たな道筋を見出すことができる。先行きが不透明な状況下であればこそ、政策評価の機能を積極的に活用し、前例のない課題に果敢に挑戦し、世の中や政策を前に進める行政を実現していくべきである。

今回の見直しは、この本来の制度趣旨に沿った運用が行われるための諸施策について整理をしたものであるが、政策評価制度を正しく使い、前例にとらわれずに、変化に柔軟に対応できる行政を実現することが、本取組の目的であることを冒頭に確認しておく。

(効果検証及びデジタル技術活用の重要性)

政策の見直し・改善を適切に行うためには、立案段階で事前の想定を明確にした上で、実施段階で政策の効果等を適時に把握・分析し、状況に応じ柔軟に軌道修正していくことが重要である。これを実現するためには「有効性の観点」を重視して、政策の効果検証にこれまで以上に積極的に取り組んでいくべきである。

効果検証とは、政策が当初の想定どおりに進んでいるかをデータ等で確認し、想定どおりに進んでいなければそのボトルネックが何であるかを分析して改善策を検討するとともに、政策目的を達成するためにより効果の高い方策があるかを探索し、必要があれば思い切って手段の入替えを行っていくという、政策の企画立案から実施に至るプロセスの中で行われる取組であり、証拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））と同じく、政策目的の実現に向け、政策立案の精度を向上し、不断の改善によって政策効果の最大化を目指すものである。そして、それは、ひいては国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政の実現を目指すものでもある。

総務省行政評価局（以下、「行政評価局」という。）は、制度官庁として、政策評価制度においてこうした効果検証の取組を、政策の次なる改善につながる優れた評価として位置付けるべきである。ただし、社会経済の変化などの外部要因の存在や政策の特性により、政策の効果を確認に把握することは容易ではなく、効果検証の取組自体は様々な試行錯誤を経てその手法を見出していかねばならないものである。このため、行政評価局は、各府省の実例を基に効果検証に関する知見・ノウハウを蓄積するとともに、EBPMを推進する内閣官房と連携してそうした知見・ノウハウを各府省に提供することを通じて、各府省の取組を支援すべきである。

また、デジタル化がもたらす進化を霞が関の政策形成・評価に積極的に導入す

べきである。利活用できる統計・データは増えており、より精度の高い立案や効果検証に欠くことができない要素となりつつある。さらに、デジタル技術によって政策実行手段の選択肢の幅も広がっており、技術革新に合わせた手段のアップデートも、政策の不断の改善に当たって考慮されるべきである。社会をけん引すべき立場にある我が国の行政府がこうした時代の変化を柔軟に取り入れるためにも、自らの立ち位置を常に確認しながら、行っている活動を不断に見直し、未来に向けて改善に結びつけていくことは今後ますます重要となる。

(効果検証に注力するための政策評価制度のアップデート)

政策評価制度は、企画立案と実施に偏重していた我が国の行政において、評価という営みを制度化し、政策の見直し・改善のサイクルの確立を目指して導入されたことから、まずは新たな取組を定着させることを重視し、評価作業を体系的かつ網羅的に実施することを求めてきた。このことが、企画立案と評価の単位のズレを生じさせ、政策立案プロセスから評価が遊離し、効果検証とは異なり、次なる具体的な改善策に直接はつながりにくい評価となる場合がある状況を生み出した一因となっているとも考えられる。

一方、各府省の現場では、企画立案段階で現状や課題に対する分析を行い、審議会等の場でもそのような分析に基づく議論が行われ政策が形成されている。このような現実の立案過程において実際に行われ、政策の見直し・改善に反映されている分析や検討こそが本来あるべき評価である。したがって、企画立案と評価の単位は一致していることが望ましく、立案過程における評価をなるべくそのままの形で有効に活用し、効果検証等によりその質を高めつつ、政策の見直し・改善に反映していくことが重要である。

また、評価書様式の標準化等を通じて各行政機関間の統一性・一覧性の確保を重視してきた一方で、各府省が現実実施している政策の在り方は多様であり、一律のやり方では個々の政策の特性による違いを考慮に入れた効果検証を行うことが難しくなることから、政策の分野や特性に応じた取組が容易となるよう個別性・多様性を重視した制度運用に転換する必要がある。

近年では様々な政策において数値目標が設定され、業績をモニタリングしながら進捗を管理することが広く行われるようになった。これは一定の期間内にどこまでやることを促すかという政策の管理手法が浸透した証左であり、政策評価制度導入によって我が国の行政が得た進歩の一つである。

そうした政策の管理手法の定着を受け、更なる質の向上に向けた次のステップ

として、これまでの目標設定や評価手法について画一的・統一的な対応を求めることから転換し、政策の本来の目的に立ち返って、見直し・改善に役に立つ情報を得られるような効果検証を個々の政策の特性に応じて柔軟に行えるようにすべきである。

2. 具体的方策

上記1に沿った取組として以下に掲げる具体的方策を実施することを求める。

(1) 効果検証の取組の推進

- ▶ 政策の見直し・改善を適切に行うためには、立案段階で政策目的に照らして事前の想定を明確にした上で、実行しながら政策の効果等を適時に把握・検証、柔軟に軌道修正していくしなやかさが重要である。また、その過程において、デジタル技術の進展を踏まえ、納得できる根拠・データを取得・活用できるようにしていかなければならない。
- ▶ このような機動的かつ柔軟な政策形成・評価の実現に向け、その基礎となる効果検証の取組を重点的に推進することが適当である。個々の政策の特性によって多様な方法が考えられることから一律の方法での取組は求めないが、政策の構成要素である個々のアクティビティ（行政の活動）は、担当者によって捉え方が異なることは生じづらく、既に内容が明らかであることから比較的着手しやすいと考えられる。また、短い距離の効果発現経路は外部要因等の影響が小さいことから、まずはアクティビティに着目した取組を行うことを推奨する。なお、アクティビティにとらわれ過ぎると部分最適に陥りがちになることから、アクティビティの位置付けを容易に把握できるよう政策体系を明示するとともに、政策目的と手段の整合性についても検討することが重要である。
- ▶ 行政評価局は、各府省において効果検証の取組が広く行われるよう、実例をベースに効果検証の手法等の調査研究を進め、同じような特徴を持つアクティビティに共通する知見やノウハウを整理して共有するなど、各府省に対して必要な支援を行うこと。
- ▶ 特に、多くのアクティビティで構成される政策は効果検証の難易度が高

くなる。行政評価局は、政策評価審議会の協力も得て、政策のロジック構造の把握方法や複数の手段が関係する政策の効果検証の手法等について調査研究を行うこと。

- 行政評価局は、効果検証等に関する各府省の多様なニーズに対応できるよう実証的共同研究の運用を柔軟化するとともに、地方公共団体や大学等の研究機関等とも連携し、各種研究成果、各府省等における取組の実例、国内外の学術論文などから得られた知見やノウハウを蓄積し、各府省や地方公共団体が企画立案や評価設計の際に活用できるデータベースを構築して政府共通の基盤として提供すること。
- また、各府省における評価設計や効果検証の実務をサポートするために、支援体制を行政評価局に用意するとともに、同局職員のリスキングに積極的に取り組み、データ分析等のスキルを持った職員の育成を進めること。
- 各府省において効果検証、EBPMの取組の実践を進めていくためには、人材育成に取り組んでいく必要があり、行政評価局は、内閣府、総務省の統計関係部局の協力を得て、関係機関が行っているEBPMに資すると考えられる研修に関する情報を把握し各府省に提供する取組や、政策評価に関する統一研修について、関係機関の協力を得てEBPMの実践に資する内容を充実するなど、人材育成を支援する取組を進めること。
- また、各府省の効果検証の取組が進んでいくことにより、これまで以上に様々な統計データ等を活用する必要性が高まると考えられることから、行政評価局は、中央統計機構（総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）と連携し、各府省における効果検証のための統計の整備や統計データ、行政記録情報、ビッグデータ等のデータ利活用の技術的支援に取り組むこと。

（２）政策の特性に応じた効果検証が可能となる評価枠組みの導入

- 政策評価が政策の見直し・改善にとって、使えるもの、価値ある情報を提供するものとなるためには、政策の本来の目的に立ち返って、適時・的確かつ弾力的に最適な手法を、その時々的情勢に応じて、柔軟に選択していくことが望ましい。
- また、政策評価を立案過程から切り離された作業とせず、見直し・改善に役に立つものとするためには、企画立案と評価の単位は一致していることが望ましく、立案過程で実際に行われている分析や検討をそのまま政策

評価と位置付け、その内容を充実させることは、効果的かつ効率的な方法として推奨されるべきである。

- ▶ 政策の特性に応じた評価を行いやすくなるよう、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）等における各行政機関共通の画一的・統一的な評価手法に関する記述を改めるなど、制度運用を柔軟化すること。
- ▶ 企画立案プロセスの中で行われている実質的な評価作業を、政策評価法上の政策評価として活用することを推進するため、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）等から体系的・網羅的な評価を求める記述を削除することなどにより、各府省における政策の見直し・改善に係る諸活動の自由度を高めること。
- ▶ 企画立案時に行った評価結果が記載された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、加えて予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート等をそのままの形で評価書として活用することを推奨する旨を「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）等で明記するなど、現実の企画立案の単位をそのまま評価として活用しやすい環境を整えること。
- ▶ 行政評価局は、各府省における取組を注視し、他の制度等に基づく評価関連作業を広く捉え、相互に取組の成果をいかして一体として効果を発揮できるようにするとともに、作業の重複等をできるだけ省き、事務負担の軽減につながる制度運用の見直しを不断に行うこと。

3. 今後に向けて

本答申で示す取組方策は、政策の特性に応じた柔軟な評価方法を選択する余地を広げているにすぎず、選択する評価方法については、今後、政策によってそれぞれ個別に検討される必要がある。

解決すべき課題や社会の変化に応じて政策が柔軟に見直されていく必要があるように、そうした政策を評価する方法についても、一朝一夕に最善手に到達できるものではなく、各府省の実務における試行錯誤を通じて改善を進めていくことが重要である。政策の効果検証の取組においては、デジタル技術やデータは飽くまでもツールであることを念頭に置き、データを見ているだけでは分からない現場の実態を現地調査やヒアリング等を通じて直接把握

することもまた重要であることに留意すべきである。

行政評価局が、各府省における「試行錯誤」を中長期的に支援しながら知見やノウハウの蓄積・共有を進め、政策評価制度の更なる改善に不断に取り組むとともに、同局自身が行う評価（行政運営改善調査）においても、効果検証の視点や技術を積極的に活用するとともに、個別施策の議論では見えにくい分野横断的な課題を取り上げて問題提起を行うなど、政策の見直し・改善により一層つながるものとなるよう、引き続き、取組を進めていくことを期待する。また、現場の実態や課題を把握する手段として、今後も積極的に管区行政評価局等を活用していくことが望まれる。

政策評価審議会は、以上のような行政評価局の取組に協力し、政策評価制度の更なる改善に向けて、今後も役割を果たしていく。

第 2 章

政策評価に係る最近の動向

第2章 政策評価に係る最近の動向

第1節 政策評価制度に係る最近の動向

1 参議院における行政監視機能の強化

(1) 参議院改革協議会報告書(平成30年6月1日)

平成30年6月1日

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院改革協議会座長 吉田 博美

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「参議院における行政監視機能の強化」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

参議院における行政監視機能の強化

—新たな行政監視サイクルの構築と行政監視委員会の通年的な活動—

参議院は、これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む。このため、以下のとおり本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルを構築し、併せて参議院改革によって設置された行政監視委員会の活動を一層充実させる。

1 本会議での政府報告聴取、質疑

毎年、常会の本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等について、政府から報告を聴取し、これに対する質疑を行うものとする。

2 行政監視委員会の通年的な活動

行政監視委員会は、1の本会議報告及び質疑等を踏まえ、調査項目を選定し、計画的かつ継続的に行政監視を行うものとする。その際、継続調査の手続を経て閉会中も活動するとともに、省庁別の調査の実施、小委員会の設置、副大臣の活用などの方策も検討する。なお、参議

院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する。

行政監視委員会は、行政監視の実施の状況を翌年の常会の本会議において報告するものとする。

また、より充実した調査を行うため、行政監視委員会の委員数の増員を行うものとする。

3 適正な行政の執行を実現するための改善勧告

2の行政監視委員会の報告に基づき、必要に応じて、本会議において適正な行政の執行を実現するための改善勧告を行うものとし、政府に対し、当該勧告の結果講じた措置についての報告を求めるものとする。

4 スタッフの充実・強化等

以上の実施に当たり、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの育成、外部人材の活用も含めた充実・強化についても、所要の措置を講ずる。

行政監視委員会の機能強化における申合せ

○調査項目の選定

調査項目の選定に当たっては、本会議報告・質疑にとどまらず、行政の組織・運営上の課題、国民の関心の高い事項についても、幅広く考慮する。

また、調査項目選定後においても、理事会での協議により、柔軟な対応できるよう努める。

○委員長の割当

委員長割当についての取決めはしないが、小委員会が複数設置されれば、小委員長ポストは、与野党で分担することにしたい。

○副大臣の活用

副大臣制度の趣旨にのっとり副大臣を活用しようとするものであり、大臣の出席を排除するものではない。

(案)

参議院規則

第七十四条 各常任委員会の委員の数及びその所管は、次のとおりとする。

十五 行政監視委員会 三十五人

1 行政監視（これに基づく勧告を含む。第七十四条の五において同じ。）に関する事項

2 行政評価に関する事項

3 行政に対する苦情に関する事項

第七十四条の五 行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。

※ 現行の第七十四条の五は第七十四条の六に移動させる。

参議院改革協議会

座長	吉田	博美（自民）
協議員	石井	準一（自民）
同	岡田	直樹（自民）
同	塚田	一郎（自民）
同	石川	博崇（公明）
同	西田	実仁（公明）
同	榛葉	賀津也（民主）
同	福山	哲郎（立憲）
同	井上	哲士（共産）
同	室井	邦彦（維新）
同	青木	愛（希会）
同	松沢	成文（希党）
同	薬師寺	みちよ（無ク）
同	糸数	慶子（沖縄）
同	藤末	健三（国声）

2 EBPM関係

(1) 統計改革の基本方針（抄）

平成28年12月21日
経済財政諮問会議

1. 基本的考え方

経済統計は、より正確な景気動向判断だけでなく、我が国経済構造の正確な把握を通じて「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を支える基礎となり、また、国際社会で活躍する我が国民間企業の経営判断を始めとする国民の合理的意思決定の基盤となるものである。

このため、少子高齢化の進展、人々の働き方や世帯構造の変化、情報通信関連技術の発展と新サービスの誕生による経済社会構造の変化に対応し、経済動向を的確に捉え、より正確な景気動向の把握を行うよう、最近の諸外国の取組も踏まえつつ、経済統計を整備・改善することは、経済財政政策運営だけでなく、民間経済主体にとっても重要な課題である。もちろん、こうした経済統計は、幅広い国民ユーザーに、わかりやすく、また利用しやすく情報提供されなければならない。

利用者の視点に立った外部からの検証・チェックと、それを可能とする統計関連情報の徹底した情報開示を推進することを通じ、以下（別紙を含む）に掲げた取組を着実に実施に移しつつ、抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備に取り組んでいく必要がある。こうした統計改革を強力に進めるため、統計行政部門の取組を政府として後押し・進捗評価する仕組みの構築、統計行政部門の実施体制の強化等を通じて、我が国の統計システムのガバナンスを構築する。あわせて、そうした抜本的改革を進めるためにも、我が国統計分野が抱える構造的課題に対処していく。

このような認識に立ち、以下により、政府一体となって統計改革を推進する。

3. 統計改革推進会議（仮称）の設置

政府全体におけるEBPMの定着、国民のニーズへの対応等の統計行政部門を超えた見地から推進するため、関係閣僚等で構成する統計改革推進会議（仮称）を設け、

改革の大きな方向性を取りまとめるとともに、改革の進捗状況をチェックする。

統計改革推進会議では、以下に掲げる抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備について検討し、具体的な方針を取りまとめ、来夏の骨太方針に反映するとともに、統計委員会、関係府省等が連携して進める具体的取組の進捗状況をチェックし、改革を後押しする。

- ・ GDP統計の精度向上、生産面を中心に見直したGDP統計への整備等、経済統計の改善
- ・ 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）
- ・ 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）

え、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努めるものとする。

エ また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

オ なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあつては、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

8 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

ア 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

イ 評価書の要旨は、当該評価書の主な内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。

ウ なお、評価書の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の考え方にに基づき適切に対応するものとする。

エ 政策評価の結果の政策への反映状況の公表は、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）についてできる限り具体的に公表することにより行うものとする。

オ 評価書や政策評価の結果の政策への反映状況等の

公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載のほか、プレスリリース、広報拠点への備置き、窓口での配布等、国民が容易に内容を把握できるよう、適切な手段により行うものとし、その具体的な方法については、基本計画において示すものとする。

（別添2）

政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（抄）
（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）

1 評価書・要旨の作成等

(2) 評価書の作成等に当たっての留意事項

ア 法定記載事項ごとに記載する標準的な内容は、主として以下のとおりである。

⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報について記載する。その際、外部からの検証可能性が確保されることが必要であることに留意する。

i 記載に当たっての留意事項は、以下のとおりである。

(i) データ

・ データの名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。また、データには、基準時点又は対象期間を付記する。

・ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に定める公的統計については、使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。ただし、意識調査等については、調査方法、質問用紙及び使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。

・ 公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法及び計算結果とともに、使用したデータの所在情報を評価書に記載する。

・ 定性的なデータ（ケーススタディ、インタビュー等における個別事例）については、データの代表性や客観性に留意して、調査方法を評価書に記載する。

(ii) 文献等

・ 文献等の名称、作成者及び作成時期を評価書

に記載する。

- ii 個々の公共事業の評価については、以下にも留意する。
 - ・ 便益の算定に関して需要等の予測を行う場合、予測モデル、当該予測に用いたデータ及び予測結果の所在情報を評価書に記載する。
 - ・ 費用便益分析については、使用した公的統計その他のデータの所在情報を評価書に記載する。
 - ・ 費用便益分析マニュアル等については、公表する。

(2) 統計改革推進会議最終とりまとめ（抄）

平成29年5月19日
統計改革推進会議決定

1. EBPM推進体制の構築

(1) 基本的な考え方

EBPMの推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。このようなEBPMの基盤をなすのが、統計等データ（統計、統計マイクロデータ¹及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報²をいい、それらのデータの利用や解釈を行うために必要な関連情報³（メタデータ）を含む。）を始めとする各種データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPMサイクル）を構築することが必要である。

すなわち、EBPMに際して、政策部局では、統計等データを用いて事実・課題の把握、政策効果の予測と測定、評価を行う。このようなEBPMの取組に必要な統計等データに対するニーズ・要望が顕在化し、それが統計部局やデータ管理部局に伝達される。要望を受けた統計部局やデータ管理部局は統計等データの整備・改善を行い、それが政策部局に提供されて、改善された統計等データの利活用につながる。

このようなEBPMサイクルの構築には、これを担う職員の意識改革を含めて、中長期的な視点に立った取組が必要となる。その第一歩として、EBPM推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてEBPMを実践し、手法の開発を行いつつその適用範囲の拡大を図るものとする。

以上の考え方を踏まえ、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく官民データ活用推進基本計画においてEBPM推進の基本的方針を定める。

- 1 統計の作成のために事実の報告を求める調査によって集められた情報や、当該情報を特定の個人や法人等の識別ができないよう加工した匿名データのこと
- 2 行政機関の職員が職務上作成・取得した情報のこと
- 3 例えば、標本抽出法、用語の定義、回収・督促状況、母集団推定方法など

(2) 推進の要の整備

① 各府省においてEBPM推進に係る取組を総括する機能

府省の行政に関し、EBPM推進に係る取組を総括するEBPM推進統括（仮称。以下同じ。）を各府省に置く。

EBPM推進統括官は、以下に取り組む。

- ・ 統計等データの利活用状況のモニタリングや利活用に関する指導・支援等を通じた、事実・課題の認識、政策の立案と評価における統計等データの取得・整備・利活用や評価の質の向上
- ・ 統計等データの所在案内や、民間を含む府省内外からの統計等データの問合せや要望への府省としての対応やこれに関する府省間の調整
- ・ 国以外の機関（公的機関や補助金被交付団体など）が保有するデータ等に関する情報の把握・利活用
- ・ 府省の行政に関し委託等を受けて地方自治体がデータを取得する場合に、府省側の規制等により、地方自治体内部のデータ利活用が進まないようなケースへの対応
- ・ これらの活動を支える人材の確保と、適切な職務経験の付与等を通じた育成等
- ・ 各府省における、統計部局と政策部局の連携、研究者との協働による分析、統計部局の府省横断的連携、各府省と統計委員会の連携等の推進

EBPM推進統括官は、これらの活動を通じてEBPMの取組を積極的に主導し、府省内におけるEBPMの浸透・徹底を図る。また、EBPM推進委員会（後述）への報告など、府省内の取組について対外的に説明する立場を担うものとする。

このための当面の業務の展開について、府省ごとの状況を踏まえた具体的な検討を行い、EBPM推進統括官の体制について必要な整備を図るものとする。

② 政府横断的なEBPM推進機能

EBPM推進統括官等から構成され、政府横断的なEBPM推進機能を担うEBPM推進委員会（仮称。以下同じ。）を官民データ活用推進戦略会議の下に置く。

EBPM推進委員会は、以下に取り組む。

- ・ 各府省のEBPM推進統括官が行うEBPMの取組の政府横断的な推進
- ・ EBPMに係る重点推進分野の政府横断的な決定
- ・ 統計等データに対する政府内外からのニーズ・要望への対応について、府省をまたがる事案や、EBPM推進統括官では対応が困難な事案への対応
- ・ 各府省の行うEBPMを担う人材の確保・育成等に係る政府横断的な取組
- ・ EBPM推進統括官の取組に対するモニタリング、指導
- ・ 統計等データの利活用を推進するに当たっての統計委員会との密接な連携

なお、EBPM推進委員会の活動については、有識者がチェック、指導、助言を行うものとする。

(3) 政策、施策、事務事業の各段階における取組

政策、施策、事務事業の各段階においてEBPMを推進し、政策の評価を、政策改善と次なる政策立案につなげていく。このため、焦点を絞り、当面、本年度から順次、以下の取組によりEBPMの実践を進める。その際、EBPM推進統括官は、これらの取組に係るEBPMサイクルが円滑に実行されるよう指導等を行うものとする。

(ア) 経済・財政再生計画の点検・評価における取組

内閣府は関係府省と連携し、「経済・財政再生計画」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた歳出改革等について、経済・財政一体改革推進委員会を中心に、政策効果が大きいと考えられる主要政策を対象として効果分析を深掘りするなど、制度・政策効果分析等の歳出改革のマイクロ分析等を進める。こうした取組の中で、必要な統計等データや分析手法等の検討・開発を進め、各府省の政策におけるエビデンスの利活用を促す。

(イ) 政策評価における取組

総務省は、統計等データ利活用の推進及び統計等データの評価書等への明記を、政策評価各府省連絡会議等を通じて改めて徹底する。また、統計等データの利活用状況、分析の妥当性等について、各府省から提出された評価書をチェックするとともに、必

要に応じ、具体的改善策を提示する。加えて、EBPMのリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を行う。

(ウ) 行政事業レビューにおける取組

各府省が作成する行政事業レビューシートに成果目標の根拠として用いた統計等データを明記するとともに、成果目標の比較検証性を高めるための取組を実施することにより、レビューシートによるエビデンスの明確化を図る。また、行政改革推進会議の下で行われる「秋のレビュー」において具体的事例を取り上げて、EBPMの取組について、外部有識者による試行的検証を実施する。

(3)

EBPM推進委員会の開催について

〔令和5年3月31日
行政改革推進会議決定〕

1 社会の複雑化や環境の変化が加速している中、統計等データに基づいて機動的・柔軟に政策を見直し、未知の課題には試行錯誤も辞さず果敢に取り組むことにより、政策をより良いものとし、ひいては国民により信頼される行政の実現に資するため、関係行政機関相互の緊密な連携の下、エビデンス（根拠）に基づく政策立案を政府全体として推進する体制として、行政改革推進会議の下に、EBPM推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

委員会は、行政事業レビューにおけるEBPMの実践を進めるため、各府省庁の行政事業レビュー推進チームに対してEBPM推進の方針を示しつつ取組を進める。

2 委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認める場合は、行政事業レビュー推進チームのメンバーを始めとする関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の関係者の出席を求めることができる。

会	長	内閣官房副長官補（内政担当）	
副	会	長	内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局長）
構	成	員	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
			デジタル庁統括官（戦略・組織担当）
			総務省行政評価局長
			総務省政策統括官（統計制度担当）
			会長の指定する官職にある各府省庁のEBPM統括責任者

3 委員会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びにデジタル庁統括官（戦略・組織担当）、総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計制度担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この決定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 「EBPM推進委員会の開催について」(令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定)が廃止されたことに伴い、当該決定に基づき開催された会議において決定した事項、検討した事項等(「EBPM推進委員会の開催について」(平成29年7月31日官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定)に基づき開催された会議から引き継がれた事項等を含む。)については、委員会に引き継がれるものとする。

(4)

EBPM推進委員会の構成員の官職の指定について

令和5年4月10日
EBPM推進委員会会長決定

「EBPM推進委員会の開催について」（令和5年3月31日行政改革推進会議決定）第2項に規定する「会長の指定する官職にある各府省庁のEBPM統括責任者」として、下記に掲げる官職を指定する。

記

人事院事務総局審議官
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
宮内庁長官官房審議官
公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官
警察庁長官官房政策立案総括審議官
個人情報保護委員会事務局次長
カジノ管理委員会事務局次長
金融庁総合政策局政策立案総括官
消費者庁政策立案総括審議官
こども家庭庁長官官房長
復興庁審議官
総務省大臣官房政策立案総括審議官
法務省大臣官房政策立案総括審議官
外務省大臣官房政策立案参事官
財務省大臣官房政策立案総括審議官
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官
農林水産省大臣官房政策立案総括審議官
経済産業省大臣官房総括審議官
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
環境省大臣官房政策立案総括審議官
原子力規制委員会原子力規制庁次長
防衛省大臣官房政策立案総括審議官

(5)

EBPM推進委員会幹事会の開催について

令和5年4月10日
EBPM推進委員会会長決定

1. 関係行政機関相互の緊密な連携の下、エビデンス（根拠）に基づく政策立案を政府全体として推進することについて具体的かつ計画的に検討するため、EBPM推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議題に応じて、一部の構成員及び関係者による会合を開催することができる。
3. 幹事会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びにデジタル庁統括官（戦略・組織担当）、総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計制度担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

EBPM推進委員会幹事会構成員

- 座長 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）
- 構成員 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）
内閣官房内閣参事官（行政改革推進本部事務局参事官）
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（総務担当）
デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）付参事官（総括担当）
総務省行政評価局政策評価課長
総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官
人事院事務総局政策立案参事官
内閣府大臣官房企画調整課合理的根拠政策立案推進室長
宮内庁長官官房秘書課長
公正取引委員会事務総局官房参事官
警察庁長官官房参事官
個人情報保護委員会事務局政策立案参事官
カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長
金融庁総合政策局総合政策課長
消費者庁参事官（デジタル担当）
こども家庭庁長官官房EBPM推進室長
復興庁参事官
総務省大臣官房政策評価広報課長
法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長
外務省大臣官房総務課考査・政策評価室長
財務省大臣官房文書課政策分析調整室長
文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省政策統括官付参事官（調査分析・評価担当）
農林水産省大臣官房広報評価課長
経済産業省大臣官房業務改革課長
国土交通省総合政策局情報政策課長
環境省大臣官房総合政策課長
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房政策立案参事官
防衛省大臣官房企画評価課長

(6)

EBPM・歳出改革等有識者グループについて

〔令和5年3月31日
行政改革推進会議決定〕

1. 趣旨

行政改革推進会議の下、行政全般におけるEBPMを推進するため、EBPM推進委員会に対する専門的な知見からの助言や行政事業レビュー、調達改善、その他行政改革における重要な課題に係る具体的かつ個別的な調査審議等を行うとともに、行政事業の公開点検・検証及び調達改善に係る外部評価等の取組を推進するため、EBPM・歳出改革等有識者グループ（以下「有識者グループ」という。）の構成員により、必要に応じ、これらの取組等を行うこととする。

2. 構成

- (1) 有識者グループの構成員は、行政改革推進会議の了承を得て、行政改革担当大臣が指名する。
- (2) 有識者グループに座長を置き、座長は、構成員のうちから行政改革担当大臣が指名する。
- (3) 座長は、各構成員の具体的担務を定めるとともに、必要に応じ、構成員のうちから座長代理を指名することができる。

3. 運営

- (1) 有識者グループの構成員は、EBPM推進委員会の求めに応じ、EBPMに係る専門的な知見からの助言をすることができる。
- (2) 各府省等が行う行政事業の公開点検・検証及び調達改善に係る外部評価については、構成員のうちから専門的知見を有する者が随時参画して推進する。
- (3) 座長は、調査審議等の必要があると認めるときは、当該課題に係る会議を開催することとし、当該課題を担務とする構成員に加え、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長又は座長の指名する者は、適宜、調査審議等の状況を取りまとめ、行政改革推進会議に報告する。
- (5) 座長又は座長の指名する者は、必要に応じ、行政改革推進会議に対し、担務に関する意見を提出することができる。

4. 庶務

有識者グループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

5. その他

以上に定めるもののほか、有識者グループの運営に関し必要な事項は、座長が決定する。

附 則

1. この決定は、令和5年4月1日から施行する。
2. 「歳出改革等ワーキンググループについて」（平成25年6月5日行政改革推進会議決定）、「独立行政法人改革等に関する分科会の開催について」（平成25年9月20日行政改革推進会議決定）及び「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループについて」（令和4年1月21日行政改革推進会議決定）は廃止する。

E B P M・歳出改革等有識者グループ構成員

令和5年4月1日付で、下記に掲げる者をE B P M・歳出改革等有識者グループ構成員に指名する。

記

赤井 伸郎	大阪大学国際公共政策研究科教授
デービッド・アトキンソン	株式会社小西美術工藝社代表取締役社長
有川 博	日本大学総合科学研究所客員教授
池田 肇	野村證券株式会社 常務
石井 雅也	太陽有限責任監査法人 シニアパートナー
石田 恵美	弁護士・公認会計士 (BACeLL 法律会計事務所)
石堂 正信	公益財団法人交通協力会常務理事
伊藤 伸	政策シンクタンク構想日本 総括ディレクター
伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
上山 直樹	ウィザーズ弁護士法人 パートナー
漆 紫穂子	学校法人品川女子学院理事長
太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科エーザイチェアシップ基金教授
大橋 弘	東京大学副学長・公共政策大学院教授・大学院経済学研究科教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
金子 良太	國學院大学経済学部教授・公認会計士
亀井 善太郎	PHP総研主席研究員、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
川澤 良子	Social Policy Lab 株式会社 代表取締役社長
河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部主席研究員
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部経済政策部主任研究員、独立行政法人経済産業研究所コンサルティングフェロー
小林 航	千葉商科大学政策情報学部教授
佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
島田 由香	株式会社 YeeY 共同創業者/代表取締役
鈴木 亘	学習院大学経済学部教授
高島 宗一郎	福岡市長
瀧川 哲也	ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー
滝澤 美帆	学習院大学経済学部教授
茶野 順子	笹川平和財団常務理事
◎土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
中空 麻奈	BNPパリバ証券グローバルマーケット統括本部副会長
永久 寿夫	名古屋商科大学経済学部教授
林 隆之	政策研究大学院大学教授
堀川 義一	一般財団法人経済調査会監事
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
水戸 重之	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
山田 真哉	芸能文化税理士法人 会長
山田 肇	特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム理事長
横田 響子	株式会社コラボラボ 代表取締役
吉田 誠	Soul Links lab. 代表
◎は座長	

注) 肩書は令和5年4月1日時点

4 行政改革推進会議関係

(1) 政策評価と行政事業レビューの連携—効果的でムダのない行政に向けて—

政策評価と行政事業レビューの連携 —効果的でムダのない行政に向けて—

平成25年4月2日
総務大臣 新藤 義孝

政策評価制度の概要

目的

- 効果的、効率的な行政
- 国民への説明責任



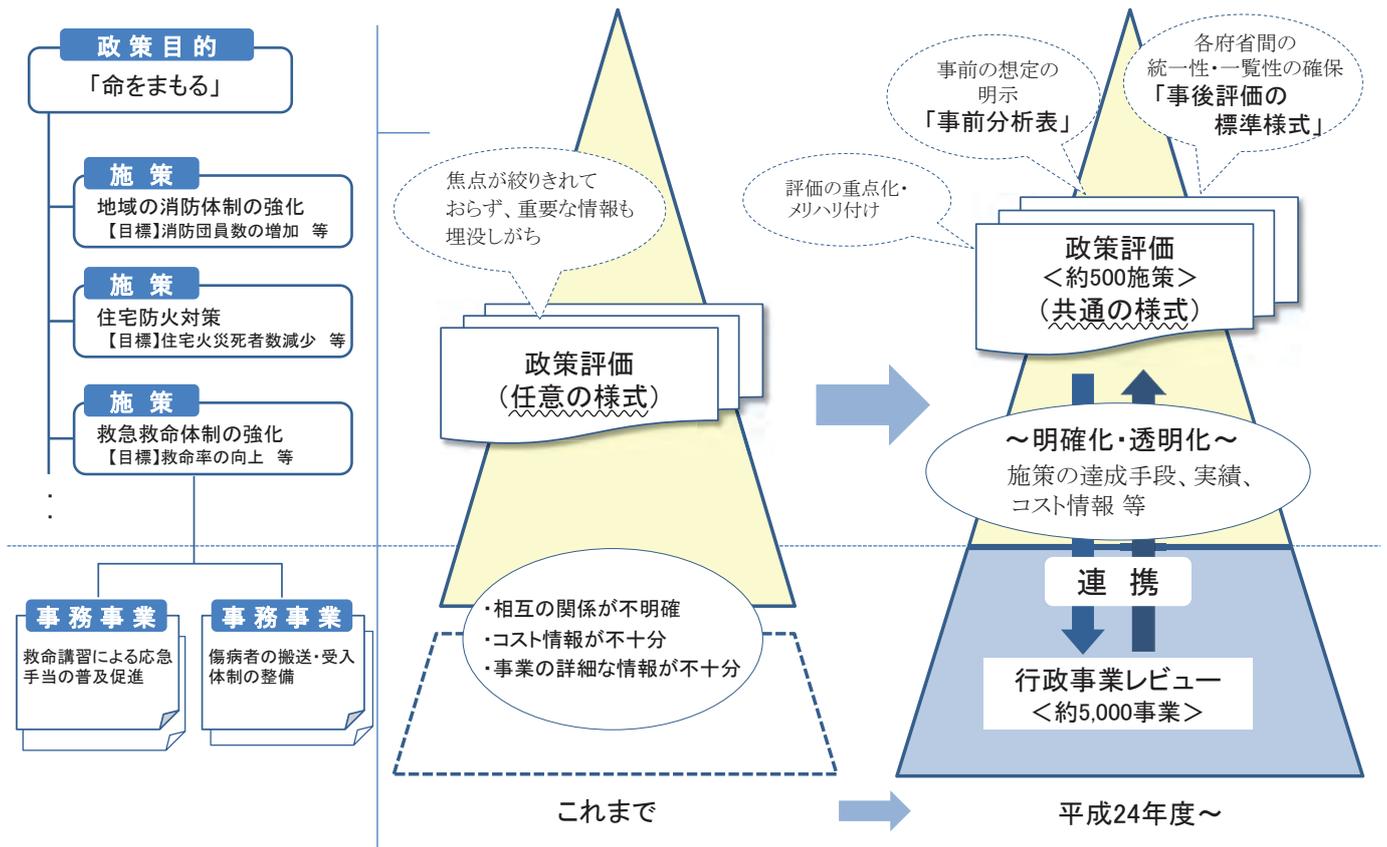
達成すべき効果

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 行政への信頼、更なる政策の見直し

主な取組状況 —政策評価法に基づき各府省が実施—

- 全府省の主要な政策全般を約500施策に区分、定期的に事後評価 (毎年度約350件程度)
- 評価施策を、予算・決算書の項・事項と対応 (20年度予算～)
- 行政事業レビューとの連携開始 (24年度～) (2ページ参照)
 - ・ 「政策評価の事前分析表」を全政府的に導入し、達成手段となる5,000の事務事業(行政事業レビューに対応)を整理・公表
 - ・ 「評価書」に、重要な情報に焦点を絞った標準様式を全政府的に導入
- 個別の公共事業や規制などの事前評価 (23年度実績: 約800件)
 - ・ 公共事業の事業決定や規制の新設、改廃等に当たり、期待される効果が費用を上回るかを分析

政策評価と行政事業レビューの連携(イメージ)



2

政策評価と行政事業レビューの相互活用(イメージ)

【政策評価の事前分析表(約500施策)】

施策名	□□な△△の向上				
施策の概要	○○を推進する				
達成すべき目標	. . .				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	22年度	23年度			
○○事業 (1) 24年度 (関 14-①)	…億円 (…億円)	…億円	1	…において、○○を整備 ○○を整備することは、△△現由 ため、測定指標の○○率を… ○○整備率:○○○○の満足度	0001
(2)					

事業名と事業番号を共通化

【行政事業レビューシート(約5,000事業)】

事業番号 0001	
平成○○年行政事業レビューシート (○○省)	
事業名	○○事業
事業開始・ 終了(予定)	△△年度～
会計区分	□□会計
施策名	□□な△△の向上

24年度における取組

行政事業レビューに対応した「政策評価の
事前分析表」を全政府的に導入

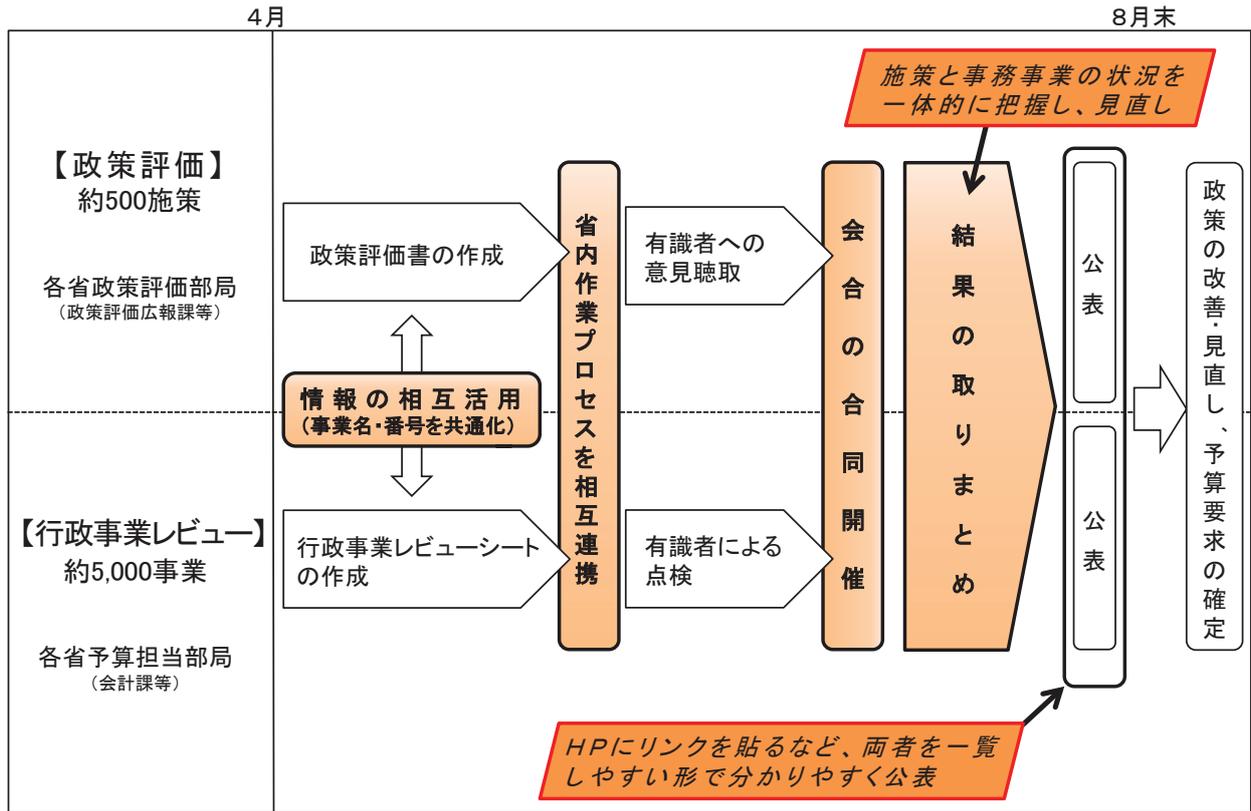
25年度～

政策評価と行政事業レビューの相互活用
・事業名と事業番号を共通化
・施策と事務事業の状況を一体的に把握

期待される効果

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 双方の作業の共通基盤整備による事務負担軽減

政策評価と行政事業レビューの作業(イメージ)



(2)

行政事業レビューの実施等について

〔平成25年4月5日
閣議決定〕

- 1 政府は、毎年、行政事業レビュー（次に掲げる取組をいう。以下同じ。）を実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るものとする。
 - （1）各府省庁自らが、事業に係る予算の執行状況等について、個別の事業ごとに整理した上で、毎会計年度終了後速やかに必要性、効率性及び有効性等の観点から検証して当該事業の見直しを行い、その結果を予算の概算要求及び執行に反映するとともに、それらの結果を公表すること。
 - （2）（1）の検証を行うに当たっては、次に掲げる取組を行うこと。
 - ① 事業に係る予算の執行状況等を分かりやすい形で公表すること。
 - ② 外部性が確保され、客観的かつ具体的で、厳格な検証となるよう、事業に係る予算の執行その他行政運営に関して識見を有する者の意見を聴くこと。この場合、効果的かつ効率的に意見聴取を行うとともに、一部の事業については、公開性を確保した上で行うこと。
- 2 各府省庁は、補助金や出資等により造成された特定の基金を活用し、事業を実施している場合には、当該基金の執行状況等を分かりやすい形で毎年公表することとする。
- 3 行政事業レビューの実施等に当たっては、統一的かつ効率的に実施する観点から、内閣官房行政改革推進本部事務局において、各府省庁に共通する手続の策定等を行い、これを推進することとする。
- 4 行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）の実施について（平成23年6月7日閣議決定）を廃止する。

今後の行政事業レビューの実施等について

1 行政事業レビューの実施について

行政事業レビューは、各府省自らが、外部性・公開性を確保しながら、予算の執行状況を点検し、その結果を事業見直しに反映させる取組であり、予算のPDCAサイクルの具体化を図るものである。

また、国の全事業についてレビューシートが公表されており、事業の実態に加え、予算の要求段階における検討過程が国民に明らかになった。

政府は、行政事業レビューを毎年実施することにより、事業のより効果的かつ効率的な実施、国民への説明責任の確保、透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るべきである。

この点について、政府の方針を明確にした上で、責任を持って推進することが望まれる。

2 実施方法等の改善の方向性について

行政事業レビューの実施方法等については、次のような改善に取り組む必要がある。

【①外部チェック体制の明確化】

- ・ 各府省の推進体制は、政務・職員・外部有識者を構成員とするチームから、職員を中心に構成されるチームに変更する。また、外部有識者のチェックは、そのチームとは独立して行われるようにする。

【②外部チェック対象の重点化】

- ・ 外部有識者のチェック対象を重点化し、より効果的・効率的な事業点検が行われるようにする。

【③熟議型による公開議論の実施】

- ・ 公開の場での事業点検は継続し、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点で熟議型により議論を進める。また、議論の取りまとめ結果は外部有識者の意見として取り扱うものとする。

【④政策評価との連携強化】

- ・ 政策評価との連携強化を進め、情報の相互活用や一覧性のある公表など、それぞれが効率的・効果的に実施されるようにする。

具体的な改善の方向性については別紙1「行政事業レビューの改善策について」に、改善策を踏まえた全体の実施方法等については別紙2「行政事業レビュー実施要領」にまとめたとおりであり、政府においてはこれらを踏まえ、毎年の取組を進めるべきである。

また、基金を活用した事業については、これまでの行政事業レビューでは執行状況の把握、点検を十分に行えないことから、政府として、別途の取組により、これを点検、公表すべきであり、別紙3「基金シート実施要領」にまとめたとおり進めるべきである。

(別紙1)

行政事業レビューの改善策について

1. 各府省における自律的な取組（事業の点検・見直し）のあり方

(1) 各府省の点検体制について

- ① 各府省の職員による責任ある事業の点検が行われるよう、各府省は、大臣官房や各部局等の職員からなる「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）の着実な推進を図る。
- ② 各府省は、チームとは独立して、外部有識者による事業の効率的・効果的なチェックができるよう体制整備を行うとともに、外部有識者のチェック結果については、国民にわかるようレビューシートに明記する。
- ③ 外部有識者は全てのレビューシートをチェックするのではなく、
 - ・ 前年度に新規に開始し、当該年度が点検初年度の事業
 - ・ 当該年度に事業の最終実施年度又は最終目標年度を迎えるため、事業の終了又は継続等を判断する必要がある事業についてチェックするとともに、
 - ・ 事業の実施期限がないものや期限途中で事業内容の大幅な見直しを行ったもの等について定期的にチェック（5年に1度など）を行い、重点を置いた、メリハリのある効果的・効率的なチェックを実施する。

(2) 事業の点検・見直しの視点・基準について

- ① レビューは、無駄の削減を進めるための取組というだけでなく、より効果の高い事業に改善するための取組であり、事業担当部局をはじめ各府省の職員は、別添の視点・基準に基づき、特に、
 - ・ 同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか
 - ・ より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないかといった観点から、点検・分析を行う。
- ② 各府省は、点検・分析がより具体的かつ定量的で、国民にわかりやすいものとなるよう、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用する。

(3) 点検結果の概算要求への反映について

チームは、全ての事業に係る事業担当部局の点検結果についてチェック（サマーレビュー）を行い、適切な指導等を実施するとともに、各府省は、チームのチェック結果について概算要求や予算執行に的確に反映する。

2. レビューシートの作成・公表のあり方

- (1) 全ての事業について統一のレビューシートを作成し、公表することは、税金の具体的な使い道について国民にわかりやすく説明する取組として重要である。
- (2) 成果目標や活動指標、点検結果の記載は、外部有識者の知見も活用しながら、できる限り具体的、定量的なものにする。

- (3) 基金や交付金などは、国からの交付先である地方公共団体等以降の交付先まで記載する。

3. 公開の場における事業の点検のあり方

- (1) 公開性に関し、可能な限り透明性を確保できる形態で点検・議論を行う。この場合、国民への情報提供はインターネット中継を通じて行うなど、効率的な実施に努める。
- (2) 限られた時間の中で、一定の明確な結論を出していくことは、国民へのわかりやすい説明の観点からも重要である。このため、論点を絞り、明確化して点検・議論ができるよう、外部有識者との事前勉強会の実施など事前準備を十分に行う。
- (3) 公開の場での点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととし、具体的な改善点や今後の方向性を共に考え、その結果を外部有識者の意見として取りまとめる形で進める。
- (4) 対象事業については、
- ・ 1の(1)の③に掲げる事業のうち、公開の場で検証を行うことが有効と判断されるものについて点検・議論を行うことを基本とする他、
 - ・ 当該年度に政策評価の対象となった施策を単位として、その施策に属する複数の事業についてどの事業を優先し、どの事業を見直すか等の視点での点検・議論なども行う。
- (5) より効果的で厳格な点検・議論が行われるためにも、行政改革推進会議の一定の関与が必要である（公開の場で点検・議論を行う対象事業や外部有識者の選定）。

4. 行政改革推進会議等による関与のあり方

行政改革推進会議は、

- ・ 各府省のレビューの取組を検証し、良い取組については積極的に評価を行うとともに、検証結果を次年度以降におけるレビューの実施方法の改善に反映
- ・ 個々の事業の内容についても、点検が十分なものとなっているか、点検結果が概算要求に反映されているかなどの観点からチェック
- ・ 上記のチェック結果について、政府の予算編成に反映されるよう意見としてとりまとめ等の取組を行うこととし、このため、当会議の下にワーキングチームを設置する。

5. その他の効果的・効率的なレビューの実施のあり方

- (1) レビューシートを概算要求の際の財政当局への提出資料とするなど、引き続き予算編成に十分に活用する。また、レビューによる点検結果の概算要求や予算編成への反映について、政府の予算要求の方針等に明確に位置づける。
- (2) 政策評価とレビューとの連携強化を進め、
- ① 政策評価についても評価対象の重点化を行うとともに、政策評価において、レビューの対象事業がどの政策・施策に位置づけられているか明確にする。
 - ② 施策と事業との関係やそれぞれの評価について、国民が一覧して見ることができるよう、政策評価書とレビューシートのホームページ上の公表の仕方を工夫する。
- (3) レビューの取組が広く国民に知られるよう、国民への意見募集などを通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

- (4) 各府省は、職員が、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう工夫を行う。

6. 今後の検討課題

行政事業レビューを含め行政改革の取組にあたっては、各府省の事務負担にも配慮しつつ、より効果的・効率的な取組となるよう、引き続き、積極的な改善に努めていく。

このため、成果目標や活動指標の定量化のための技術、電子化による政策評価等と連携した記入システムの構築などを検討するほか、国費が支出されている地方公共団体、独立行政法人等からの支出状況の点検に当たって、他の制度における対応も踏まえ、充実すべき事項や簡素化できる事項等について検討していく。

また、レビューのような予算に関する PDCA サイクルの具体化の取組が地方公共団体等にも広がっていくことが期待される。

(別添) 事業の点検・見直しの視点・基準

○国費投入の必要性の観点からの視点・基準

- ・ 広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。
- ・ 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。
- ・ 明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。

○資金の流れ、費目・使途などの事業自体の効率性の観点からの視点・基準

- ・ 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。
- ・ 受益者との負担関係は妥当であるか。
- ・ 単位当たりコストの水準は妥当か。
- ・ 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。
- ・ 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。
- ・ 不用率が高い場合は適切な理由があるか。

○活動実績や事業効果などの事業自体の有効性の観点からの視点・基準

- ・ 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。
- ・ 活動実績は見込みに見合ったものであるか。
- ・ 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。

○その他

- ・ 類似事業があるか。他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

(4)

(別紙2)

平成 25 年 4 月 2 日 策定
平成 26 年 3 月 14 日 改正
平成 27 年 3 月 31 日 改正
平成 28 年 3 月 29 日 改正
平成 29 年 3 月 28 日 改正
平成 30 年 3 月 28 日 改正
平成 31 年 3 月 29 日 改正
令和 2 年 3 月 27 日 改正
令和 3 年 3 月 26 日 改正
令和 4 年 3 月 25 日 改正
令和 5 年 3 月 31 日 改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（行政事業点検票。以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

チームは、統括責任者を官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス。以下同じ。）、副統括責任者を会計課長（会計課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス。以下同じ。）とし、チームの果たす役割を踏まえ、EBPM的観点からの議論の促進や政策評価との連携等、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう、関係する幹部、管理職職員等や各局総務課長等を各府省庁で適切に選任、参画させるものとする。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長、会計課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、EBPM推進委員会との連携の下、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局によるレビューシートの適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPM的観点に基づく記載の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理並びに

厳格な自己点検の指導

- イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ク 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及
- ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

- コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- サ 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- シ コ及びサを踏まえた基金及び基金事業の厳格な点検並びに点検結果（所見）の取りまとめ
- ス チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検
- セ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表
- ソ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（2）行動計画の策定

- ① 各府省庁は、毎年度、原則4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である第1部2（1）②ア～ソについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（3）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシートの作成

(1) 事業単位の整理

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全事業について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

なお、事業は以下のとおりとする。

- ・前年度事業：前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）
- ・新規事業：現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・新規要求事業：翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

事業単位の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

(2) レビューシートの作成主体

レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、当該独立行政法人所管部局において、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

(3) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。

2 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」等の観点から、外部性を確保し実施するものである。

(1) 外部有識者の選任

① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任する。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ EBP Mに深く知見を有する者

ウ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

エ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

オ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、第2部2(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等(点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。)の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不相当であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省庁は、第2部2(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合(以下「外部有識者会合」という。)」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効果的、効率的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート公表後）

③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

（3）対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの。ただし、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年度に外部有識者に点検を求めるものとする。

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの、成果指標が定性的に設定されている事業など、その進捗状況について確認する必要があるもの

なお、予算の計上府省庁を変更することのみをもって、ア及びイに当たるものではない。

② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 前年度の補正予算に計上された事業
- ・ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、一者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）を含む事業
- ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

また、対象事業を政策・施策単位でまとめて同一の外部有識者に点検を求める、目標年度における効果検証や過去の外部有識者による点検の結果を踏まえたメリハリ付けを行うなど、効率的な実施に努めるものとする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各外部有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

(4) 所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等（定性的なアウトカムを設定している事業については、設定理由が適切かの評価、事業の進捗や効果についての評価を含む。）を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

(5) 外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者による点検の効果的、効率的な実施の観点から、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの所定の欄に記載する。

(7) 外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う機会を設けなければならない。講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

公開プロセスは、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために、各府省庁が外部有識者を入れて公開の場で自らの事業の点検を行う取組である。

(1) 対象事業の選定

① チームは、第2部2(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したの中から公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

- エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができ

る。

(2) 外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は4名以上とし、各府省庁が2名以上を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が2名以上（原則、各府省庁が選定する有識者と同じ人数とする。）を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、第2部2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。
- ⑥ 取りまとめ役は、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案し

て、取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な取りまとめコメントを公表するものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、対象事業を強力的に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームによる点検（サマーレビュー）は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、事業全体について点検・改善につなげるものである。

チームは、特に、新規事業及び新規要求事業については、上記の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効果的、効率的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行うものとする。

また、チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に記入する。

(2) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳格な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等につい

て、レビューシートの上記の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、レビューシートを以下の期限までに公表するものとする。

- ・前年度事業及び新規事業：翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内
- ・新規要求事業：翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

なお、レビューシートを公表後に現年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内に公表するものとする。

また、レビューシートの公表の際には、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすいものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、以下の期限までに公表するものとする。

- ・前年度事業及び新規事業：翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内
- ・新規要求事業：翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、基金事業の進捗や効果等の検証を踏まえ、執行の改善や余剰資金の国庫返納につなげる余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省庁は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（第3部2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む)。
- イ 基金事業の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む)。
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省庁

基金シートの作成・公表の担当府省庁は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上(共管)されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省庁からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省庁の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した基金シートについて、9月末を目途に公表を行う。また、「一覧表」は基金シートと併せて公表する。

② 公表単位

- ・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。
- ・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省庁における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 事業目的達成に向けて、効果的、効率的に基金事業が実施されているかについて厳格に検証を行う。

イ 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないように過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

エ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

オ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

カ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業（特に、支出が管理費のみとなっている基金事業）は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点から、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等、必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額

が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

(6) 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、外部性を確保し客観的かつ具体的で厳格な検証を行うことを目的に、第3部1(5)を踏まえて実施するものである。

① 外部有識者による点検

チームは、原則全ての基金事業について第2部2(1)で選任した外部有識者に点検を求めるものとする。

チームは、外部有識者による点検の結果を外部有識者の所見として、基金シートの所定の欄に記入する。

② 点検対象基金事業

全ての基金事業について、外部有識者による点検を行うことを原則とするが、個別の基金事業の性質や執行状況に加え、過去の指摘等を踏まえ、アウトカムの目標年度時や事業終了年度の翌年度等、一定の期間ごとに重点的に実施する対応も可とする。

(7) チームによる点検

チームによる点検は、外部有識者による点検結果も踏まえつつ、基金所管部局の指導を行い、基金事業全体について点検・改善につなげるものである。

チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、基金シートの所定の欄に具体的に記入する。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金(以下「地方公共団体等基金」という。)について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表(以下「執行状況表」という。)を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、第3部1(2)①~③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定

非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、第3部1(3)のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、第3部1(5)を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、第4部1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の選定、表彰及び普及

① 各府省庁が自律的にレビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、各府省庁において、チームは、その活動を通じて把握した事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、チームの統括責任者等（統括責任者より上位の職位の者を含む。）から表彰するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、レビューシートとともに第2部5（1）で定める期限までに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、例えば、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業を実施する背景（現状）、事業により解決すべき課題について、データ等を用いつつ、的確な抽出がなされていること。

イ 活動指標について、活動状況を的確に測定でき、かつ、活動状況の異変を早期に検知することができるような指標が設定されていること。

ウ 成果指標について、事業の効果を的確に測定できるような指標が設定されていること。

エ 事業の活動状況及び効果の確認が的確に行われ、効果が認められない場合における廃止等を含め、その結果が翌年度以降の事業（同様の事業目的を有する他の事業を含む。）の改善に効果的に活用されていること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

② 事務局は、データの集計や府省庁横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的、効率的な周知・広報に努める。

(2) レビューシートの活用

各府省庁は、作成したレビューシートの予算編成過程での活用や、EBPMの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進する。

(3) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合（同様の取組を過年度行ったが、人事評価に適切に反映されていない場合を含む。）、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(4) 職員の資質向上等

① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。

② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシートの各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(5) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

また、事務局は、各府省庁における個別事業の事業改善の取組に効果的な支援を行うよう努める。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない）。

注) これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

行政改革推進会議による検証の強化について（抄）

平成 27 年 3 月 31 日
行政改革推進会議決定

2. 新しい検証（「重要課題検証」）の実施

(1) 趣旨

行政改革推進会議において、「秋のレビュー」や「公開プロセス」で取り上げた重要テーマ・事業について指摘事項の反映状況やそれによる政策効果の向上度合等を、複数年も視野に継続的に検証する取組（以下、「重要課題検証」という。）を新たに実施する。この取組を通じて、フォローアップの有効性を高めるとともに、行政機能や政策効果の向上と無駄撲滅の徹底を図る。

(2) 体制

この取組のため、歳出改革ワーキンググループに「重要課題検証」担当を設ける。

(3) 対象テーマ・事業

対象テーマ・事業は、①指摘事項が反映されるか不透明、②指摘事項の反映には制度改正など大幅な見直しが必要、③「秋のレビュー」等による対応が真に政策効果の向上に結びつか検証が必要、等の点に着目し選定する。その際、財政当局及びその他の制度官庁と連携しつつ、所管省庁等から意見を聴取する。

また、ベストプラクティスの共有も図るため、指摘事項が事業の改善に十分に反映されている好事例も取り上げる。

(4) 検証の視点

事業の政策効果の向上度合を見極めるため、厳しい財政状況や社会・経済構造の中長期の変化（少子高齢化の進展、地域社会の衰退等）を見据えつつ、行政の無謬性にとらわれず、個々の事業から施策・政策（制度）にまで遡り、ゼロベースで事業の必要性・有効性等の検証を行う。その際、

イ. 施策・政策（制度）の分析にあつては、政策評価に係るデータ等を積極的に活用するとともに、

ロ. 本会議と連携しながら開催した「国・行政のあり方に関する懇談会」の議論を参考に、例えば下記の切り口等に着目する。

① 大胆かつ柔軟な民間の活用

…社会課題の解決を行政が一手に担う“丸抱え”行政からの脱却。

② 各府省、国・地方の連携強化

…各部局が垣根を越え協働することにより、課題解決力を最大限強化。

③ 行政の革新

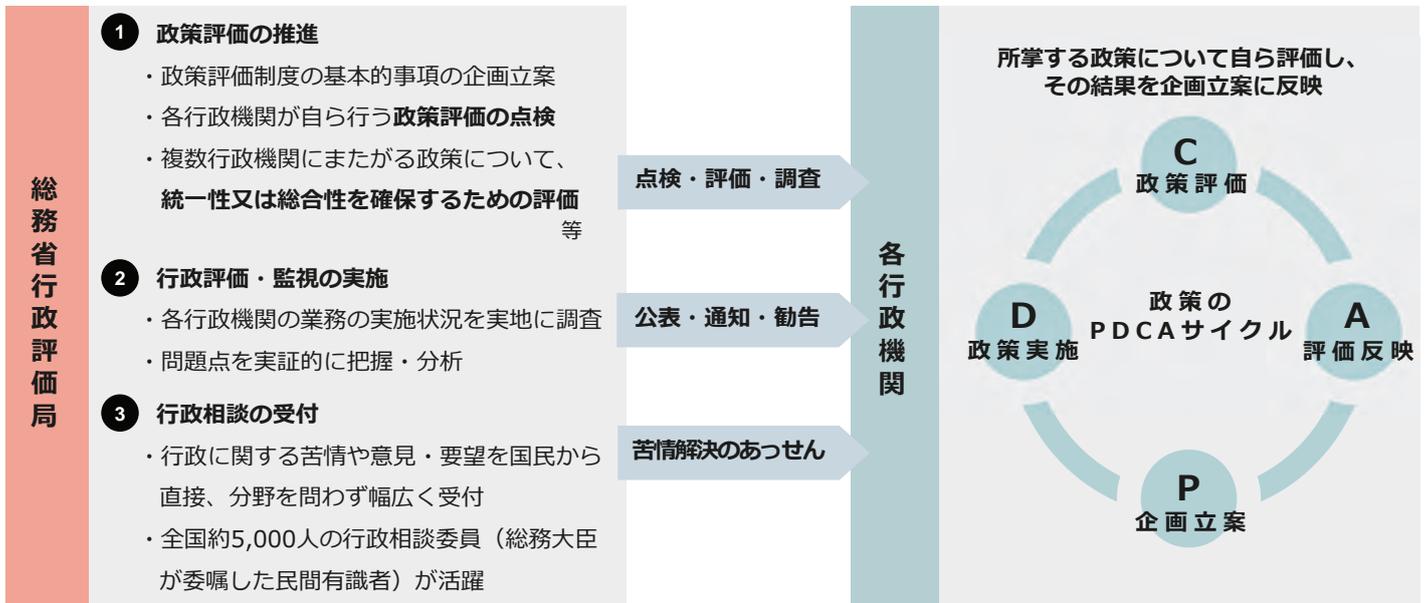
…国民への説明の徹底、科学的な政策立案、無謬性の弊害除去等

併せて、上記の切り口に沿った民間や地方における先進的な改革事例等を全国から収集し分析する。その際、効率的に情報交換等を行える「ネットワーク」を構築することとする。

令和4年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

行政機関が行う政策の評価に関する法律第19条の規定に基づき、令和4年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について、国会へ提出するものです。

行政評価局の役割



1

1 令和4年度における政策評価の取組

報告書7～8ページ

政策形成・評価に関する改革の取組（政策評価に関する基本方針（閣議決定）の一部変更について）

【基本的考え方】

- ・ 複雑困難な課題に対応するためには、**機動的かつ柔軟な政策展開**が有効であり、そのために政策評価の機能を発揮していく。
- ・ 政策評価の機能を最大限活用した**新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとられない望ましい行動として高く評価される**ことを目指す。
- ・ 各府省は、次期基本計画期間を**試行的取組の期間**と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行

【主な内容】

1 政策効果の把握・分析機能の強化

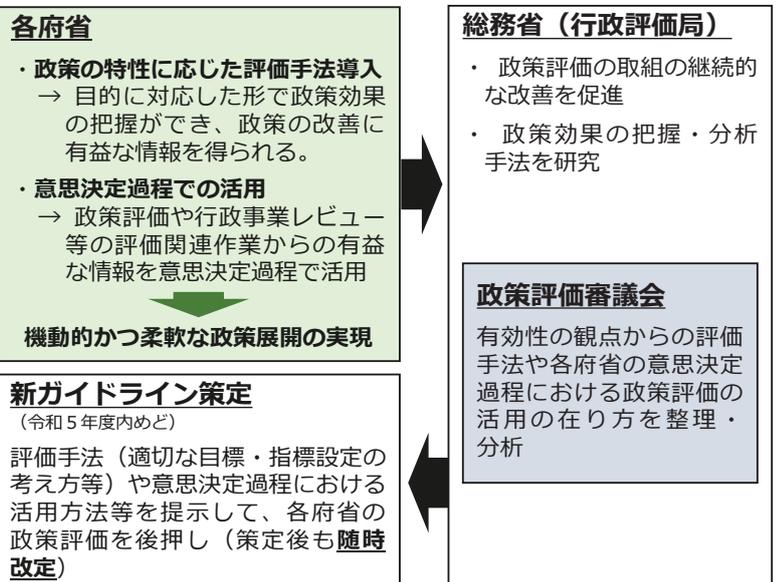
- ・ 有効性の観点からの評価を一層重視し、**政策効果の把握・分析機能を強化**。そのため、**画一的・統一的な制度運用を転換**し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- ・ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、**意思決定過程における活用を推進**

3 制度官庁の役割

- ・ 評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ利活用・人材育成支援等を含め、**政策評価の取組の継続的な改善を促進**
- ・ 各府省での新たな評価手法の導入や意思決定過程での活用等の試行的取組を整理・分析。結果を「**新ガイドライン**」に反映し、更に各府省の取組の質を高めていく**政策評価制度のPDCAサイクルを確立**



各行政機関における政策評価の実施状況

令和4年度政策評価実施件数 **2,355件** (R3: 2,227件)

事前評価 **1,001件** (R3: 838件)

実施件数	件数
全体	1,001件
公共事業	546件
規制	227件
研究開発	91件
租税特別措置等	88件
政府開発援助	42件
一般分野	7件

事後評価 **1,354件** (R3: 1,389件)

実施件数	件数
全体	1,354件
目標管理型の政策評価	196件
未着手・未了の事業	625件
完了後・終了時の事業等	431件
その他※	102件

※ その他の内訳は、規制77件、租税特別措置等16件、目標管理型以外の一般分野9件

※ 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r04houkoku-3.html) に掲載

各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

事前評価

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映（このうち、予算要求に反映したものは143件）

事後評価

1. 目標管理型の政策評価（19府省196件）

反映状況		件数
施策	これまでの取組を引き続き推進	196件
	施策の改善・見直しを実施	169件
	27件	27件
予算要求	予算要求に反映	152件
機構・定員要求	機構・定員要求に反映	54件
事前分析表	測定指標等の変更	72件

2. 未着手・未了の事業を対象とした評価（4省625件）

反映状況		件数
事業	これまでの取組を引き続き推進	625件
	事業の改善・見直しを実施	592件
	30件	30件
	廃止、休止又は中止	3件
予算要求	予算要求に反映	152件

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

統一性又は総合性を確保するための評価（複数行政機関にまたがる政策を直接評価）

- 「地籍整備の推進」（フォローアップ）
- 「外来種対策の推進」（フォローアップ）
- 「不登校・ひきこもりのこども支援」（実施中）

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った評価を点検）

分野	点検対象（件数）	主な指摘事項
規制	法律又は政令により新設・改廃される規制に関する評価（182件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて費用及び効果を説明するよう指摘するとともに、費用の推計のために関連団体等に積極的にヒアリングを行うことを求めた。特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明することを求めた。 ・ 政策のよって立つ論理を明確に説明するため、規制の導入前に生じている課題の発生原因並びに規制以外の手段及び他の規制手段を用いることによるメリット・デメリットなどを評価書において明確に記載し、当該規制手段を選択することの妥当性を説明することを求めた。 ・ 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった事前評価の内容の活用を図ることを求めた。 ・ 事前評価書において、事後評価時に使用する指標（効果に関する指標のみならず、発生した遵守費用や行政費用に関する指標も含む。）を列挙するとともに、当該指標を把握する方法を明示することを求めた。
租税特別措置等	令和5年度税制改正要望に関する評価（43件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の将来の実現状況（効果）について、算定根拠が明らかにされていない。 ・ 定量的な効果の把握・予測が不十分で、租税特別措置等が目標達成に向けて効果があるのか明らかにされていない。 ・ 過去又は将来の適用数が10件未満と僅少である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。

2 総務省における政策の評価の実施状況

(1)行政評価等プログラム

令和5年度行政評価等プログラム

総 務 省

I 政策形成・評価に関する改革の取組

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした中で、前例のない課題に果敢に挑戦し、社会経済の変化に対応できる行政を実現していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行いながら前進する、機動的かつ柔軟な政策展開が有効であり、そのためには、各府省の政策立案過程において、政策の実施状況や効果を的確に把握・分析し、改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になる。

これらは、本来、政策立案過程において自然と行われるべき政策評価の機能であるが、こうした機能を発揮していくためには、意思決定過程から遊離した「評価のための評価」ではなく、「意思決定に使える評価」に変えていくことが必要である。このためには、意思決定に有益な情報が得られるよう、従来の画一的・統一的な制度運用を改め、各府省による多様な設計を認めるとともに、形式面ではなく、実質を重視した制度運用に転換し、作業の重複を排除し、意思決定の質を高める取組に注力していくことが必要である。

こうした問題意識を踏まえ、令和5年3月に「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)等の改定を行った。

今後、各府省において、今般の改革の趣旨を踏まえて、政策の特性に応じた評価を試行していくこととなるが、行政評価局は、見直しの趣旨に合致していれば柔軟に多様なやり方を認めるなど、制度官庁としても責任を負いながら、各府省の前向きな挑戦を後押ししていく。

政府全体としてこうした取組が進展することにより、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されるようになることを目指していく。

行政評価局は、こうした改革の趣旨を踏まえた取組について、政策評価、行政運営改善調査、行政相談を通じて、局一体として推進していく。

Ⅱ 令和5年度の重点取組事項

1 政策評価の機能を活用し、政策を前に進める取組を推進

各府省で政策評価の機能を活用して、新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われるようにしていくことを目指す。

このためには、政策効果を把握・分析する機能により、意思決定に使える情報を得られることが必要であるが、ここで求められるものは、高度な分析よりも、実際の政策の意思決定の議論に役立つ情報であり、そのためには、各府省の職員が自らやってみて、使ってみようとするものであることが重要である。

行政評価局は、実例を基に、様々な分析手法を活用しながら政策効果の把握・分析を実践し、実務上の課題を整理し、分析手法についての知見や実践的ノウハウを蓄積・整理していくが、その際、各府省が個別の分析作業の中で直面している悩みなどを聴取し、現場の実態を把握した上で、状況判断に必要となる「エビデンスの水準」や、分析手法等について、分析に要するコストなども加味して「実務の現場でできる分析」を重視し、政策評価審議会での議論も踏まえて整理を行い、実務で求められる水準について、制度官庁としてコミットしながら、令和5年度内をめどに、技術的なガイドラインを示していく。

その後も随時見直し、更に各府省の取組の質を高めていく「政策評価制度のPDCAサイクルの確立」を目指す。

2 各府省の課題解決につながる質の高い行政運営改善調査の実施

今般の改革は、各府省の政策立案過程において、政策効果の把握・分析を適切に行い、社会経済情勢の変化に対応して機動的かつ柔軟に軌道修正しながら前に進めていくものである。

こうした改革の趣旨を踏まえ、行政運営改善調査についても、各府省の課題解決につながる調査としていくため、調査の実施に当たって、政策の構造を的確に把握した上で、政策効果の把握・分析に一層重点を置き、得られたデータや情報等の分析、課題の発掘等を行い、単にできていないことを指摘するのではなく、改善方策を検討・提示することで、各府省の政策を前に進めていくとともに、調査を通じて、政策効果の把握・分析等の技術的手法に関する知見の蓄積にもつなげる。

また、相手省に勧告等を行うことにとらわれず、「調査」の過程で、各府省が自ら課題に気付いて軌道修正したことも成果と捉えるなど、各府省における課題解決に役立つことを重視して取り組む。

これまでの調査では、調査実施後のフォローアップの際に、勧告等による指摘に対する各府省の措置状況の把握にとどまり、行政課題の解決が実現したかどうか、各府省の課題解決に役立ったかの確認は十分ではなかつ

た。今後は、フォローアップの機会等を捉え、行政運営改善調査の一連の営みが、各府省における課題の解決にどう役に立ったか（アウトカム）について把握・分析を行い、その結果を踏まえて、調査の課題設定や手法等を見直し、今後の効果的な調査・指摘につなげる改善策を実施し、進捗を評価する。

3 行政相談による課題解決の促進

行政相談業務について、受け付けた個々の相談事案が解決につながるよう、その質を高めていくことを目指す。

これまでは、全体的な活動状況を示す指標等による評価にとどまり、個々の事案への対応状況等についての分析等の取組が十分ではなかったが、今後は、より効果的かつ機動的な課題解決につなげるため、個々の事案への対応と課題解決の状況等について分析を行い、課題が解決された事案についての情報共有及び横展開を図るとともに、解決に至らなかった事案の原因等の把握・分析を通じて、業務運営上の課題及び改善策を見だし、順次実行する。

また、個々の相談対応を通じ、現場における政策の進捗状況の把握や改善方策の検討、行政課題として認識されていない課題の発掘などにつながる情報が得られることから、政策効果の把握・分析を行うに当たっては、こうした情報の積極的な活用を図る。

Ⅲ 主要な業務の概要等

Ⅱの重点取組事項とともに、主要な業務として、以下の取組を行う。

1 政策評価の推進

(業務の概要)

政策評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が自ら政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組であり、行政評価局は制度官庁として、政府全体のガイドラインなど統一的ルールの方策定や、特定分野について各府省の政策評価をチェック、政策評価の実施状況等を年1回取りまとめて国会報告を行う等の役割を担っている。

(各府省の政策評価の取組の継続的な改善)

Ⅱに記載した重点取組事項に加え、各府省の政策評価の取組の継続的な改善を促進するため、政策効果の把握・分析手法等の知見・ノウハウの蓄積・整理・提供、中央統計機構との連携等によるデータ利活用の支援、人材育成支援等に取り組む。令和5年度には、主に以下のような取組を行う。

<知見・ノウハウの共有等>

政策効果の把握・分析手法等の知見・ノウハウの蓄積・提供を進めるため、実証的共同研究（具体的な政策を対象に政策効果の把握・分析手法について各府省と共同で行う研究）について、各府省の多様なニーズに対応できるよう運用を柔軟化し、行政評価局からのアウトリーチも含め、積極的な取組を行う。

また、各府省や地方公共団体が政策の企画立案や評価設計の際に、政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウを活用できるよう、データベースの構築に向けた取組を進めることとし、令和5年度は、どのような知見やノウハウが役に立つのか検討するため、まずは国内外の研究成果や学術論文等を幅広く収集・蓄積する。

<人材育成支援>

各府省の政策評価の取組の質を高める人材の育成を図るため、実例を基に政策効果の把握・分析等を実践する場を設ける。蓄積した知見・ノウハウをいかして政策評価・立案能力の向上に資する実践的な教材を開発し、行政評価局が実施する政策評価に関する統一研修等において活用するとともに、各府省の職員が通年で視聴できるWeb講座の仕組みを導入する。研修の効果について把握・分析を行い、改善策を見いだす。

また、実証的共同研究と統一研修が相乗効果を発揮し、より実践的な人材育成につなげるため、実証的共同研究の成果を統一研修で活用し、統一研修をきっかけに実証的共同研究に更なる積極的な参加を促すといった好循環が生じるよう、内容の充実を図る。

2 行政運営改善調査

（業務の概要）

行政運営改善調査は、行政上の課題を解決することを目的として、各府省の政策の効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、その結果に基づき問題提起や具体的な改善方策を提示することで、政策や制度・業務運営の改善を図る取組である。

令和4年度に調査結果を取りまとめ、関係府省に勧告等を行ったテーマは、「自衛隊の災害派遣（家畜伝染病への対応）」など6件、新たに調査テーマを決定し、調査に着手したものは、「「ごみ屋敷」対策」など6件となっている。

勧告等の指摘に対する各府省の改善状況については、適時にフォローアップを行っている。

（調査テーマの選定）

調査テーマについては、行政相談や管区行政評価局等も活用して把握した行政上の課題や各府省の取組状況等を踏まえ、国民生活や社会経済への

影響が大きいなど改善の取組の必要性が高いと考えられるものや、各府省単独では対応が難しい課題（複数府省に関係する政策、個別府省では解決が難しい分野横断的な課題等）などを中心に検討し、関係府省のニーズ等も把握した上で、政策改善にいかせるタイミングにも留意しつつ、政策評価審議会の議論を経て、随時決定する。

3 行政相談

（業務の概要）

行政相談は、行政相談委員とともに、どこに相談したらよいか分からないものを含め、国民の行政に関する苦情や意見・要望を幅広く受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うこと等により、個々の苦情等の解決や行政の制度・運営の改善を図る取組である。

様々な分野について寄せられた個々の相談事案に丁寧に対応し、その解決を図るとともに、必要に応じ、行政苦情救済推進会議を機動的に活用し、あるいは、行政運営改善調査と連携することにより、行政の制度・運営の改善を促進する。令和4年度の行政相談受付件数は、約13万件となっている。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000人配置している。国民に身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、その活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に対する協力要請、研修の充実等の支援に取り組む。

（行政相談をより利用しやすくするための環境整備）

こうした行政相談の機能を十全に発揮するため、行政相談の利用促進に向けた広報活動を積極的に展開する。また、行政相談をより利用しやすいものとするため、行政相談委員へのオンライン相談などデジタルの活用及びそのための研修の実施に取り組むとともに、相談をただ待つだけでなく、アウトリーチによって困りごとを行政相談につなげるための以下の取組を進める。

- ① 孤独・孤立問題等の困りごとを抱える方々に届くような効果的な広報活動の一環として、SNSを活用した行政相談へのアクセス手段を開発する。
- ② 行政サービスの窓口や地域の拠点としての郵便局や地方公共団体等と連携し、懇談会の開催等によって、地域の困りごとを把握して行政相談につなぎ、その解決を図る取組を実践する。このような取組を令和5年度前半に試行的に実施した上で、同年度内に横展開を進める。

以上のほか、行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第13条の規定に基づき、令和5年度から7年度までの3年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関して、令和5年3月28日に一部変更した「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第12条第1項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第12条第2項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。

2 令和5年度から7年度までの3か年に実施する評価のテーマ

令和5年度に実施するテーマは、4年度から引き続き実施する「不登校・ひきこもりのこども支援」とする。このほか、令和5年度から7年度までの3か年に実施するテーマについては、「生活エリアにおける交通安全対策」に係る調査の具体化の検討を含め、必要な情報収集を進めながら、国民生活

や社会経済への影響が大きいものなどを中心に、政策評価審議会の議論を経て、随時決定する。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

「令和5年度行政評価等プログラム」について

令和5年5月

- 政府の自己改善機能として、行政評価局の毎年度の運営方針を対外的に示すため、大臣決定するもの
- 前例のない課題に果敢に挑戦し、社会経済の変化に対応できる行政を実現するための政策形成・評価の改革に対応し、政策評価、行政運営改善調査、行政相談の各機能を通じて、局一体として取組を推進する方針を提示
 - 政策評価 政策効果の把握・分析機能の強化等に向けた各府省の取組支援
 - 行政運営改善調査 政策効果の把握・分析に重点的に取り組み、各府省の政策を前に進める調査を実施
 - 行政相談 個別の相談事案に丁寧に対応する中で、政策効果の把握や改善方策の検討等に役立つ情報を収集

プログラムの主な内容

＜政策形成・評価の在り方と制度官庁としての役割の転換＞

270

- 前例のない課題に挑戦し、変化に対応できる行政を実現するため、各府省の政策効果の把握・分析機能を強化し、意思決定過程での活用を推進する改革を実行
- 意思決定の質を高める取組を重視し、制度官庁としても責任を負いながら、各府省の前向きな挑戦を後押し

＜令和5年度の重点取組事項＞

- 意思決定で求められるエビデンスの水準や分析手法等について、政策評価審議会での議論も踏まえ、技術的ガイドラインを策定
- 行政運営改善調査は、各府省の課題解決につながるよう、できていないことの指摘ではなく、政策効果を把握・分析し、改善方策を提示することを重視 ※ 調査テーマは、政策評価審議会の議論を経て、タイムリーに大臣決定
- 勧告等への各府省の対応状況だけでなく、実際に行政課題の解決につながったかを把握・分析し、調査業務を改善
- 個々の相談事案への対応と課題解決の状況等について分析を行い、相談業務の運営を改善

※ このほか、行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条の規定に基づき、総務省が行う政策の評価に関する実施方針等を提示

(2) 政策評価（統一性・総合性確保評価）テーマ一覧

No.	テーマ名	勧告等日
1	地域輸入促進に関する政策評価	H15. 1. 28
2	容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価	H15. 1. 28
3	リゾート地域の開発・整備に関する政策評価	H15. 4. 15
4	障害者の就業等に関する政策評価	H15. 4. 15
5	政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価	H15. 6. 6
6	特別会計制度の活用状況に関する政策評価	H15. 10. 24
7	経済協力（政府開発援助）に関する政策評価	H16. 4. 2
8	検査検定制度に関する政策評価	H16. 4. 2
9	少子化対策に関する政策評価	H16. 7. 20
10	湖沼の水環境の保全に関する政策評価	H16. 8. 3
11	留学生の受入れ推進施策に関する政策評価	H17. 1. 11
12	大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価	H18. 3. 31
13	少年の非行対策に関する政策評価	H19. 1. 30
14	リサイクル対策に関する政策評価	H19. 8. 10
15	P F I 事業に関する政策評価	H20. 1. 11
16	自然再生の推進に関する政策評価	H20. 4. 22
17	外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価	H21. 3. 3
18	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価	H21. 5. 26
19	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価	H21. 6. 26
20	バイオマスの利活用に関する政策評価	H23. 2. 15
21	児童虐待の防止等に関する政策評価	H24. 1. 20
22	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価	H24. 4. 20
23	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価	H25. 6. 25
24	消費者取引に関する政策評価	H26. 4. 18
25	食育の推進に関する政策評価	H27. 10. 23
26	グローバル人材育成の推進に関する政策評価	H29. 7. 14
27	クールジャパンの推進に関する政策評価	H30. 5. 18
28	農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価	H31. 3. 29
29	高度外国人材の受入れに関する政策評価	R1. 6. 25
30	女性活躍の推進に関する政策評価	R1. 7. 2
31	地籍整備の推進に関する政策評価	R1. 12. 6

32	死因究明等の推進に関する政策評価	R3. 3. 12
33	外来種対策の推進に関する政策評価	R4. 2. 15
34	不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価	R5. 7. 21

(注) 1 令和5年12月時点

2 政策評価（統一性・総合性確保評価）結果の政策への反映状況については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

外来種対策の推進に関する政策評価の結果（ポイント）

令和4年2月15日、総務大臣から環境大臣に意見を通知

背景

- 外国起源の外来種については、外来生物法^(注)等に沿って、生態系の維持等の観点から様々な対策が講じられてきたが、その分析や評価は、必ずしも明らかになっていない状況 (注)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）
- ⇒ 具体的な取組の実態を把握するため、**四つの外来種（ヒアリ、アライグマ、オオキケンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ）を選んで、対策の取組状況を实地に調査**

ヒアリ

- ・ 地方公共団体の防除現場で、関係機関との連絡体制など実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところあり
- ・ 環境省が事前に各地で具体的に働きかけるなどの活動も確認されず

👉 [もう少し知りたい（概要P2）](#) 👉 [もっと詳しくは（政策評価書）](#)

今後の水際対策におけるオペレーションや取決めの在り方を進化させるため、現状の検証や評価が必要

アライグマ

- ・ 環境省の生息分布調査結果を活用していない地方公共団体が多い
- ・ 捕獲頭数の数値が都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備に活用しづらい等の意見あり

👉 [もう少し知りたい（概要P3）](#) 👉 [もっと詳しくは（政策評価書）](#)

防除に必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方の検討が必要

オオキケンケイギク

- ・ 国全体としての具体的な目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置付けられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない

👉 [もう少し知りたい（概要P4）](#) 👉 [もっと詳しくは（政策評価書）](#)

外来種対策の中でのオオキケンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、それにふさわしい目標設定・情報提供を行うことが必要

セイヨウオオマルハナバチ

- ・ 総出荷数量を半減する目標は達成困難な状況
- ・ 国（環境省・農林水産省）、地方公共団体、関係団体による様々な対策の現状について国が全体をどう評価しているかを示す情報が提供されていない

👉 [もう少し知りたい（概要P5）](#) 👉 [もっと詳しくは（政策評価書）](#)

個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組の評価や達成した成果を示す情報の提供が必要

外来種対策の評価の課題

- ・ 外来種対策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供が不十分
- ・ 環境省における現行の政策評価は、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い

👉 [もう少し知りたい（概要P5）](#) 👉 [もっと詳しくは（政策評価書）](#)

政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方について検討が必要

外来種対策の推進に関する政策評価(要旨)

調査の背景

通知日:令和4年2月15日 通知先:環境省
※ヒアリ・アライグマ対策については、令和3年6月30日に中間報告



◇ 人の移動や物流が活発になる中で我が国に持ち込まれてきた、外国起源の外来種については、外来生物法(注)や政府の計画等に沿って、生態系の維持等の観点から様々な対策が講じられてきたが、これらの取組についての分析や評価は、必ずしも明らかになっていない状況

(注)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)

◇ 本政策評価は、この状況を踏まえ、外来種対策の推進に関する政策について評価を行うものであり、具体的な取組の実態を把握するため、法律により取引や飼養が規制されている四つの外来種(ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ)を選んで、対策の取組状況を実地に調査

【調査対象機関等】 環境省、農林水産省、国土交通省、都道府県(13)、市町村(26)、関係団体等
【実施時期】 令和元年8月～4年2月

主な調査結果

外来種対策の取組状況

ヒアリ	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の防除現場で、関係機関との連絡体制など実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところあり 環境省が事前に各地で具体的に働きかけるなどの活動も確認されず
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の生息分布調査結果を活用していない地方公共団体が多い 捕獲頭数の数値が都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備に活用しづらい等の意見あり
オオキンケイギク	<ul style="list-style-type: none"> 国全体としての具体的な目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置付けられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない
セイヨウオオマルハナバチ	<ul style="list-style-type: none"> 総出荷量を半減する目標は達成困難な状況 国(環境省・農林水産省)、地方公共団体、関係団体による様々な対策の現状について国が全体をどう評価しているかを示す情報が提供されていない

結果を踏まえた意見等

- 今後の水際対策におけるオペレーションや取決めの在り方を進化させるため、現状の検証や評価が必要
- 防除に必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方の検討が必要
- 外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、それにふさわしい目標設定・情報提供を行うことが必要
- 個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組の評価や達成した成果を示す情報の提供が必要

外来種対策の評価の課題

- 外来種対策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供が不十分
- 環境省における現行の政策評価は、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い

政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方について検討が必要

外来種対策に係る主な制度の概要

◇ 国は、外来生物法に基づき、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外国起源の外来種を「特定外来生物」として指定(注1)し、飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡、放出等を規制するとともに、対象とする生物ごとに防除の目標や方法などを定めて公示(防除の告示)した上で、防除を実施

(注1) 外来生物法の施行(平成17年6月)以降16回の指定により、哺乳類、両生類、魚類、昆虫類、植物等の各分類群のうち156種類を特定外来生物として指定

◇ また、国は、愛知目標(注2)の達成に向け、外来種対策を推進するための基本的な考え方や国として実施すべき行動(各種施策・事務事業)等を取りまとめた行動計画(注3)及び生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定した「生態系被害防止外来種リスト」(特定外来生物を含む429種類)を策定し、対策を実施

(注2) 平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された生物多様性の保全に係る具体的な行動目標としての20の個別目標

(注3) 「外来種被害防止行動計画」(平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省)

1 ヒアリ対策

主な調査結果

政策評価書 P11~22

これまでのヒアリ対策の成果

● 国内で56事例のヒアリが確認されているものの、その定着は未確認

港湾等における水際対策の現状と課題

● 環境省は、国土交通省と連携して、平成29年度から、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国の港湾を対象に、ヒアリの生息調査を年2回以上実施

また、国土交通省と空港管理者は、平成29年度から、国際線が就航する全国の空港を対象に、ヒアリの生息調査を年2回実施

● 調査対象とした12のうち7港湾管理者では、平成29年4月から令和元年8月までに、上記国の調査とは別にヒアリの生息調査を実施

● 現場でのヒアリの発見事例をみると、定期的な調査だけではなく、突発的に発見された事例が少なくない。このような場合の初動に際し、大きな役割を果たしている地方公共団体において、関係機関との連絡体制等の実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が事前に各地で具体的に働きかけるなどして、促している活動もみられなかった

ヒアリが確認された56事例の年度別等事例数

	H29年度	30年度	R元年度	2年度
確認事例数(計56)	26	12	10	8
うち生息調査(計22)	10	3	5	4
うち68港湾(計34)	15	6	7	6

(注1) 「うち生息調査」とは、ヒアリが確認された事例のうち、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国の港湾を対象に環境省が年2回以上実施しているヒアリの生息調査、突発的に発見された際の環境省が実施する周辺調査、地方公共団体が独自に実施しているヒアリの生息調査等を端緒としたヒアリの確認事例数

(注2) 「うち68港湾」とは、ヒアリが確認された事例のうち、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する68港湾(令和元年度及び2年度は、休止航路を除く65港湾)におけるヒアリの確認事例数

(注3) 令和2年度は、2年8月までの事例数

結果を踏まえた意見等

- 対象を重点化したモニタリングは、ヒアリの水際での早期発見に効果を上げているものと評価
- 環境省に情報を一元化し、環境省が専門家とともに定める調査・防除の方針に則して対策が的確に講じられるために、現状の評価・検証が必要

ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化させることに役立てる目的で、検証や評価を行うことが必要

2 アライグマ対策

主な調査結果

生息分布情報等の提供の在り方

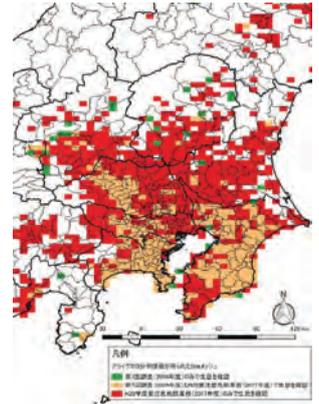
政策評価書 P23～33

- 国は、地方公共団体における捕獲等の防除活動の具体的な準備のために重要となるアライグマの生息分布や捕獲頭数などの情報を提供
- 一方、調査対象30地方公共団体のうち、環境省のアライグマの生息分布調査結果を活用したとしているものは1、活用していないとしているもの12、承知していないとしているもの17
- 環境省のアライグマの生息分布調査結果は5kmメッシュで、おおよその位置しか把握できず、生息密度が分からないため、活用が進まないのではないかといった意見
- 環境省が公表しているアライグマの捕獲頭数の数値は、4年前の実績である、都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備のために活用しづらいとの意見

結果を踏まえた意見等

- 環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要

5kmメッシュでのアライグマ分布情報(平成29年度)



(注)「平成29年度要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査報告書」(平成30年3月環境省自然環境局生物多様性センター)から関東地方部分を参考に抜粋

二つの制度を相互に活用した取組

政策評価書 P29～34

- 「侵入初期段階」にあると考えられる9市町村及び「定着・分布拡大段階」にあると考えられる11市町村では、いずれの市町村においても、アライグマの防除を実施
- 外来生物法では、狩猟免許を持たない者でも捕獲活動に参加できるようになるなどのメリットがあるが、上記11市町村のうち4市町村では、外来生物法に基づく防除を行っていなかった
- 住民にとっては、アライグマのみが防除対象とは限らず、外来生物法の対象外となるイタチ(在来種)やハクビシン(外来種)といった鳥獣にも幅広く対応するためには、鳥獣保護管理法(注)に基づく捕獲の方が対応しやすいとの意見

(注)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)

外来生物法に基づく防除と鳥獣保護管理法に基づく捕獲の特徴

区分	外来生物法	鳥獣保護管理法
目的	特定外来生物による被害の防止(被害未発生時の予防的捕獲や根絶も含む)	野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系に係る被害防止等
狩猟免許非所持者の取扱い	適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者は、わなの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能	小型の箱などを用いて自宅の敷地内や農林業者が自らの事業地内などで鳥獣を捕獲する場合は許可対象とすることが可能
期間・数量	複数年の計画期間で、捕獲数量の上限なし	最長で1年以内の捕獲期間で、捕獲数量を決めて許可申請
手続	地方環境事務所長及び地方農政局長に対し、防除実施計画書とともに申請を行い、確認(認定)を受ける必要	許可権者(都道府県知事等又は地方環境事務所長)に捕獲許可申請を行い、許可を受ける必要

- 環境省は、アライグマ防除の取組がより効果的に行われるよう、外来生物法と鳥獣保護管理法それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべき

3

3 オオキンケイギク対策

主な調査結果

生育状況の把握

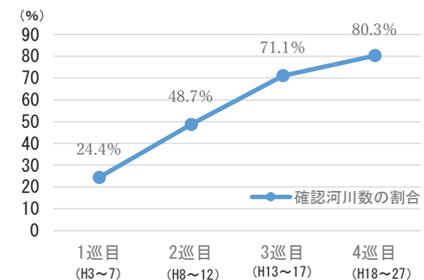
政策評価書 P35～47

- オオキンケイギクの生育状況を詳細に把握することができる全国調査は未実施
- 一級河川の水辺における生育状況をみると、生育が確認された河川数の割合は増加しており、全国的に分布が拡大

国・地方公共団体の取組

- 調査した環境省10地方環境事務所等のうち6事務所等では、防除等の取組を未実施。国における対策では、局所的な根絶・低密度化といった分布拡大阻止のための取組や、そもそもどの地域で局所化を図ることが有効かといった目標設定に資する分析などの取組はみられず
- 調査した33地方公共団体のうち、防除等の取組を実施していない地方公共団体は13。取組を実施している地方公共団体の担当者にも「どのような効果的な施策があるのかの情報が不足しており、根絶することは難しいため、どこまで何をすればよいかのゴールが見えていない」との意見
- オオキンケイギク対策の国全体としての具体的な目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報は提供されていない。環境省による啓発・支援活動が対策の中でどのような成果に至るべく位置付けられ、実際にどのような成果につながっているのかについても情報がほとんどない
- 調査した1地方公共団体では、特定外来生物(外来植物)のアレチウリについて、防除活動を行うべき場所を特定して防除を進め、局所的な根絶(自然保護区内)に成功した例あり

一級河川におけるオオキンケイギクの生育分布の拡大状況



(注1)「河川水辺の国勢調査」(国土交通省)に基づき、当省が作成
(注2)上記調査は、調査対象河川において、5年間で1巡(平成18年度以降は10年間で1巡)として実施することとしており、5年又は10年をかけて、全ての調査対象河川を調査し終えることとなる。調査対象河川数は、1巡目が78河川、2巡目が119河川、3巡目が121河川、4巡目が122河川である。

(注3)平成28年度以降5巡目調査を実施しているが、実施途上のため、記載していない。

結果を踏まえた意見等

- 環境省は、外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行うべき

4 セイヨウオオマルハナバチ対策

主な調査結果

政策評価書 P48～62

- 調査した10地方環境事務所等のうち7事務所等では、セイヨウオオマルハナバチ(注1)の飼養等施設について毎年行うべき現地調査を実施しておらず(平成30年度)、環境省は飼養等の実状を十分に把握するに至っていない

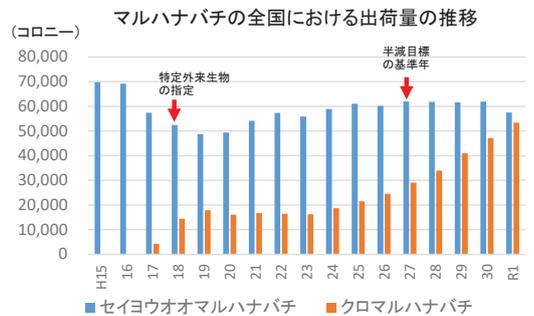
(注1) トマトの花粉媒介昆虫として広く利用され、北海道で定着を確認。行動計画では、国が飼養等施設の適正管理の徹底、在来種への転換の推進を行うこととされている

- 農林水産省は、在来種マルハナバチへの転換に取り組む農業者団体等を国庫補助事業(養蜂等振興強化推進事業)により支援。同事業を活用し、在来種マルハナバチの利用農家の割合が上昇した団体がある一方で、転換に理解を示しつつも蜂の単価や活動量等から取りやめた農家もあった

- 調査した農業者団体等や地方公共団体の担当者からは、生産農家が在来種への転換自体をリスクと感じている、また、在来種のメリットなどの確かな情報提供がされれば転換が進むのではないかといった意見

- 令和2年までに平成27年比でセイヨウオオマルハナバチの総出荷数量を半減するとの目標(注2)は達成困難な状況。セイヨウオオマルハナバチにとらわれている様々な対策の現状について、国が全体をどう評価しているかなどを示す資料は見当たらない

(注2) 「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」(平成29年4月環境省、農林水産省)による



結果を踏まえた意見等

- 環境省は、個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組についての評価やこれまでに達成した成果を示す情報を提供すべき

5 外来種対策の評価の課題

主な調査結果

政策評価書 P63～66

外来種対策の評価には、同対策の取組の個別性、活動主体の多様性、目標設定の困難性といった考慮すべき点はあるが、

- 国以外の主体の自主的な取組を促すためには、国全体の取組の現状についての評価を含め適切かつ必要な情報提供が重要であるものの、現在、外来種対策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供は不十分

- 環境省における現行の政策評価は、一部の外来種について個別の評価を行うにとどまり、国全体の取組の評価に関する情報が提供されているとは言い難い

結果を踏まえた意見等

- 環境省は、政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方について検討することが必要

5

<政策評価に当たっての基礎情報>

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、外来種対策の推進に関する政策として、次の法律、計画等に基づいて関係行政機関が実施している外来種対策の推進に関する各種施策・事務事業を評価の対象としている。

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)
- 「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月28日閣議決定)
- 「外来種被害防止行動計画」(平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省)

2 評価を担当した部局

総務省行政評価局 評価監視官(連携調査、環境等担当)

3 評価の観点

本政策評価は、行動計画等により取り組まれている外来種対策の推進に関する施策等について、関係行政機関等における各種取組の実施状況を明らかにするとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

関係省、都道府県、市町村、関係団体等を対象に、四つの外来種(ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ)に係る外来種対策の推進に関する各種取組の実施状況、国の各種取組の活用状況、関係機関の連携状況等について実地調査を行い、その実施状況や効果等を把握した。

なお、本実地調査の結果(ヒアリ、アライグマ)については、令和3年6月30日に中間報告を行った。

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030630000150527.html)

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 令和元年7月10日 政策評価計画
- ② 令和3年5月26日 調査の状況(実地調査結果の中間報告)
- ③ 令和4年1月31日 調査の状況(政策評価の方向性)

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録は、総務省ホームページで公開している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html)

また、本政策評価の政策効果を把握するための手法の検討に当たって、国立研究開発法人国立環境研究所の協力を得た。

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 行政事業レビューシート(環境省、農林水産省、国土交通省)
- ② 生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果(生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議)
- ③ 特定外来生物等専門家会合資料(環境省)
- ④ ヒアリ対策関係省庁連絡会議資料(環境省)
- ⑤ 特定外来生物ヒアリに関する情報(環境省)
- ⑥ 平成29年度要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査報告書(環境省)
- ⑦ 河川水辺の国勢調査(国土交通省)

調査の背景

- ◇ 小中学校の不登校児童生徒数は9年連続で増加。令和3年度には約24.5万人と過去最多
- ◇ 平成28年に教育機会確保法が成立し、29年に国が同法に基づく基本指針を策定
 - 個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援をすること、その際、学校への登校という結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すとの方針を明確化
- ◇ 学校等において児童生徒の意向を踏まえ、必要な支援が届けられているか実態を調査
 - (小・中学校28校等における支援の実施状況を実地に調査したほか、児童生徒・保護者にアンケートを実施し、各支援に対する受け止めを把握)

【不登校児童生徒への支援の流れ】

アセスメント

情報を収集し、不登校に至る経緯や本人の状態を把握



- ・ 相談体制を整備
- ・ 公的支援施設の情報を提供
- ・ フォローアップを実施

支援策の検討

本人等が望む支援内容についての意向も確認しつつ検討



- ・ 「相談しづらい」との声が多い
- ・ 民間支援施設の情報も欲しい
- ・ 学校が登校を前提としている
- ・ 教職員によって、フォローアップの対応に差がある

フォローアップ

学校外の場所に通う児童生徒の状況等を把握し、悩みや今後の意向を踏まえ支援策を改善



学校による支援と
その受け止めにギャップがある

現場で求められる方向性

- 学校は、児童生徒や保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討・実践を続けていくこと。
- 国の方針を支援の前提として共有しつつ、保護者等が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設等の情報を提供すること。

当省の意見

文部科学省は、
左記のギャップを踏まえた支援策の
推進を図っていくべき。

I 不登校児童生徒の状況把握 (アセスメント)

制度等の概要

- ◇ 学校は、不登校児童生徒やその保護者からの相談や家庭訪問等を通じて、不登校に至る経緯や支援策の検討に必要な情報を把握

小・中学校への
調査結果

- 全校で相談体制を整備
 - 相談室を設置し、電話やメール等でも受け付け、家庭訪問も実施
 - 養護教諭やスクールカウンセラー(SC)など複数の者が対応できる体制を整備
- 全校で相談方法を周知
 - 保護者等に対し、相談方法を周知(プリント・保護者会・朝礼など)

児童生徒・保護者への
アンケート結果

- 「相談しづらかった」とする者が一定数存在
 - 児童生徒 約51%、保護者 約35%
- 理由: 大人への説明のしづらさ、学校への不自信
 - 児童生徒 : 「自分の気持ちをどう表現すればよいか分からない」
「言っても分かってもらえない」
「相談内容が漏れないか不安」
 - 保護者 : 「学校が信頼できない」
「気持ちの不安定な子に理解・知識のある人に対応してほしい」

現場で求められる方向性

個々の児童生徒・保護者の
状況に応じ、相談しやすい
環境を整える工夫の検討・実践を
続けていくこと(*)が期待される。

(※) 例えば、気持ちをうまく表現できない場合にはSCによる心理面の支援を、学校への不自信がある場合には、学校外を含む相談先を紹介するなど。



分析

相談体制を整えるだけでは「相談のしづらさ」等が改善できるとは限らず、
別途のアプローチが必要

II 支援策の検討（支援情報や国の方針の提供）

制度等の概要

- ◇ 教育機会確保法に基づく基本指針等では、「学校への登校という結果のみを目標にしない」との国の方針や、学校外で学べる施設や相談窓口等に関する情報を学校が提供する方針も明確化
- ◇ その上で、学校のほか関係機関は、連携して児童生徒や保護者の意向を踏まえた支援の方向性を検討

支援情報の提供

国の方針の提供

現場で求められる方向性

小・中学校への
調査結果

- 約9割の学校が公的機関の情報を提供していたが、民間施設の情報を提供していたのは約3割
- 公平性などの観点から民間施設の情報提供には消極的

- 約8割の学校が、国の方針^(※)を保護者等に周知したとしている。

(※) 「登校という結果のみを目標としない」

学校や教育委員会等は、**国の方針を支援の前提として共有しつつ、児童生徒や保護者が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設の情報やそれらについて相談できる環境等**を提供する取組が求められる。

児童生徒・保護者への
アンケート結果

- 保護者の約7割が民間施設の情報提供を要望
- 「専門的な知識のある者の相談窓口がほしい」などの保護者の意見

- 国の方針を知らない保護者は約6割
→ 同方針を知っていれば学校以外の支援先を選択した可能性あり^(※)
- 「学校が支援に当たって登校を前提にしていた」とする保護者の意見

(※) こどもが日中自宅で過ごす保護者の約7割

分析

- 多忙な個々の教職員や学校のみによる対応には限界

- 国の方針は、保護者等の支援策の検討に影響を与える可能性あり



3

III 学校外の支援施設に通う児童生徒の活動等の把握状況（フォローアップ）

制度等の概要

- ◇ 不登校児童生徒が学校外の支援施設で指導を受けている場合、学校がその学習活動の状況等を把握し、学習支援や進路指導を行うことが必要

小・中学校や学校外の
支援施設への調査結果

28校のうち、学校外の支援施設に通う児童生徒が在籍しているのは22校

- 全校が児童生徒の学習活動の状況等を継続して把握
- 一方で、学校外の支援施設等からは、業務多忙等を背景に、「教職員によっては、フォローアップの対応に差がある」との意見
- ⇔ 教頭などの担任以外の教職員が学校外の支援施設と意見交換等を行い、その結果を担当等と共有するなど「チーム学校」^(※)として取り組んでいる例

(※) 「チーム学校」

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性をいかして能力を発揮し、こどもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

現場で求められる方向性

学校においては、**「チーム学校」による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り添った支援策となっているか振り返りつつ、フォローアップに**取り組んでいくことが期待される。

児童生徒・保護者への
アンケート結果

- 約8割の保護者が「学校が気にかけてくれた」、「要望を伝える機会があった」と回答
- 学校の関与を望む意見や、望まない意見など様々
 - 児童生徒：「放っておいてほしいときは、放っておいてほしい」
 - 保護者：「中学3年生になると学校から連絡がなくなり、学校での出来事が分からず、行事への参加がしづらくなった」
「学校外の支援施設に通うようになってから、学校とのやり取りが一切なくなった」
「学校において」とプレッシャーを与えると余計に通えないこともある」



児童生徒がどのような関与を求めているかにも配慮しつつ、フォローアップに取り組んでいくことが重要

4

行政評価局が行う評価活動の取組の経緯

＜各府省が行う「自己評価」についての総務省による検証活動＞

審査

評価の「やり方点検」(⇒評価の質の向上)

- ・ 各府省の政策評価について、目標が明確であるかなど評価に必要なポイント(やり方、枠組み)を点検
- ・ 各府省の政策評価について、一定の水準等が達成されるよう点検・検証(自己評価の原則を補完)

認定関連活動

評価の「内容点検」(⇒政策の見直し・改善の推進)

- ・ 評価の妥当性に「疑問」を生じた場合、内容に踏み込み点検し、各府省に事実関係等を照会
- ・ 疑問が解消しなかった場合、必要に応じて評価のやり直し等の必要性を認定

平成14年度

総括的審査

各府省が初めて政策評価の第一歩を踏み出した段階
目標や指標の設定、達成水準の数値化など、評価としての基本的事項が備わっているかを点検し、政策評価への取組及びその実施状況の全体像の把握と解明を通じ、政策評価制度の定着と質の向上に資するような基本的・共通的な課題を提起

- ・ 各府省が実施した政策評価についての審査の状況
 - －平成14年度第1次分－ 14年12月
 - ・ 各府省が実施した政策評価についての審査の状況
 - －平成14年度第2次分－ 15年4月
 - ・ 各府省が実施した政策評価についての審査
 - －平成14年度総括－ 15年7月
- 第1次分、第2次分を含め、14年度に実施された14行政機関10,793件の政策評価について整理・分析

平成15年度

個別審査

政策評価結果を予算等へ反映していくことの重要性から、新たに、概算要求に向けて行われた一般政策に係る政策評価を中心に、目標の設定状況、達成度合いの判定方法等具体的な点検項目を設定した上で個別審査を開始

- ・ 平成15年度個別審査結果集 16年3月(個別通知15年8月～11月)
16行政機関863件の政策評価を対象として審査

総括的審査

- ・ 各府省が実施した政策評価についての総括報告
 - －評価法2年目の状況と今後の課題－ 16年3月
- 16行政機関1,622件の政策評価について整理・分析

平成16年度

個別審査

- ・ 平成16年度個別審査結果集 17年3月(個別通知16年8月～17年3月)
16行政機関786件の政策評価を対象として審査

総括的審査

- ・ 各府省が実施した政策評価の点検結果
 - －評価法3年目の状況と今後の課題－ 17年3月
- 17行政機関11,103件の政策評価について整理・分析

認定関連活動報告

評価の内容に疑問を生じた政策評価について事実関係を把握・整理する認定関連活動に具体的に着手

- ・ 各府省が実施した政策評価の点検結果
 - －評価法3年目の状況と今後の課題－ 17年3月
- 7行政機関11件(一般政策10件、公共事業1件)の政策評価について事実関係を把握・整理

平成17年度

個別審査

概算要求に関連して行われた評価のうち予算要求等へ反映したとするものに審査対象を重点化するとともに、点検項目を見直し(目標設定の考え方やその根拠の追加等)

- ・ 平成17年度個別審査結果集 18年3月(個別通知17年10月、11月)
15行政機関691件の政策評価を対象として審査

モデル事業評価審査

「宣言(Plan)－実行(Do)－評価(See)」の考え方に沿った新しい予算編成プロセス改革の一環として16年度から試行的に導入されたモデル事業(総合的なワンストップサービス、船員データの電子化等)に係る政策評価について整理・分析

- ・ モデル事業に係る政策評価の審査結果 17年11月
16年度予算における政策評価法対象の8行政機関8件のモデル事業のうち、17年度に評価が行われた7行政機関7件の評価について審査

総括的審査

- ・ 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 18年3月
16行政機関9,513件の政策評価について整理・分析

認定関連活動報告

- ・ 政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 18年3月
9行政機関23件(一般政策19件、公共事業4件)の政策評価について事実関係を把握・整理

※ 本報告書で取り上げた「忠別ダム」の事案について、総務大臣が経済財政諮問会議(18年4月)の歳出・歳入一体改革の審議で説明

平成 18 年度

個別審査

- ・個別審査結果集 19 年 3 月（個別通知 18 年 11 月）
16 行政機関 705 件の政策評価を対象として審査

モデル事業評価審査

- ・モデル事業に係る政策評価の実施状況と課題 18 年 11 月
17 年度予算における政策評価法対象の 15 行政機関 40 件のモデル事業について評価の取組状況を整理するとともに、18 年度に評価が行われた 12 行政機関 29 件の評価について審査

総括的審査

- 前年度の総括的審査を踏まえ、府省別の評価の改善状況を整理
- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 19 年 3 月
17 行政機関 9, 157 件の政策評価について整理・分析

認定関連活動報告

- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 19 年 3 月
7 行政機関 25 件（一般政策 11 件、公共事業 14 件）の政策評価について事実関係を把握・整理

平成 19 年度

個別審査

- ・個別審査結果集 20 年 3 月（個別通知 19 年 11 月、20 年 3 月）
15 行政機関 605 件の政策評価を対象として審査

成果重視事業評価審査

「成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）」を実現する予算制度改革を定着させる取組として、「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させるために 18 年度から創設された成果重視事業（その多くが情報システム関連）に係る政策評価について整理・分析

- ・成果重視事業に係る政策評価の実施状況と課題 19 年 11 月
18 年度予算における政策評価法対象の 15 行政機関 66 件の成果重視事業について評価の取組状況を整理するとともに、19 年度に評価が行われた 13 行政機関 54 件の評価について審査

総括的審査

- 新たに 19 年 10 月から義務付けされた規制の事前評価について点検を実施
- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 20 年 3 月
16 行政機関 3, 850 件の政策評価について整理・分析

認定関連活動報告

今後の同種の評価の実施に当たっての参考とするため、留意すべき事項（一般的課題）を整理（以後、22 年度まで同様に整理）

- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 20 年 3 月
13 行政機関 47 件（一般政策 31 件、公共事業 16 件）の政策評価について事実関係を把握・整理

※ 20 年 6 月、21 年 1 月に 3 行政機関 5 件（公共事業）を追加公表

平成 20 年度

個別審査

- ・個別審査結果集 21 年 3 月（個別通知 20 年 11 月）
16 行政機関 761 件の政策評価を対象として審査

成果重視事業評価審査

- ・成果重視事業に係る政策評価の実施状況と課題 20 年 11 月
19 年度予算における政策評価法対象の 15 行政機関 63 件の成果重視事業について評価の取組状況を整理するとともに、20 年度に評価が行われた 14 行政機関 56 件の評価について審査

総括的審査

- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 21 年 3 月
17 行政機関 4, 036 件の政策評価について整理・分析

認定関連活動報告

- ・政策評価の内容点検の結果 20 年 6 月、21 年 1 月（19 年度点検）
3 行政機関 5 件（公共事業）の政策評価について事実関係を把握・整理

- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 21 年 3 月
11 行政機関 45 件（一般政策 17 件、公共事業 28 件）の政策評価について事実関係を把握・整理

※ 21 年 6 月に 3 行政機関 4 件（公共事業）を追加公表

平成 21 年度

個別審査

- ・個別審査結果集 22 年 3 月（個別通知 21 年 12 月、22 年 1 月）
15 行政機関 778 件の政策評価を対象として審査

成果重視事業評価審査

- ・成果重視事業に係る政策評価の審査結果 21 年 12 月
20 年度予算における政策評価法対象の 14 行政機関 46 件の成果重視事業の評価の取組状況を整理するとともに、21 年度に評価が行われた 13 行政機関 43 件の評価について審査

規制の事前評価の審査

規制の事前評価について個別に点検を行うとともに、府省横断的に整理・分析

- ・規制の事前評価の審査結果 22 年 3 月
11 行政機関 106 件の政策評価を審査

総括的審査

- 成果重視事業評価の審査結果（21 年 12 月）の改善措置状況を整理
- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 22 年 3 月
16 行政機関 6, 821 件の政策評価について整理・分析

認定関連活動報告

- ・政策評価の内容点検の結果 21 年 6 月（20 年度点検）
3 行政機関 4 件（公共事業）の政策評価について事実関係を把握・整理

- ・政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－ 22 年 3 月
8 行政機関 35 件（一般政策 17 件、公共事業 18 件）の政策評価について事実関係を把握・整理

19 年度の政策評価の重要対象分野（①少子化社会対策及び②若年者雇用対策）に関して関係府省が 21 年度に行った政策評価を対象として、政策評価・独立行政法人評価委員会答申（20 年 11 月）において示された課題への対応状況をフォローアップ



点 検

客観性担保評価活動をこれまで審査（やり方点検）と認定関連活動（評価の内容点検）とに区分して取組状況を整理してきたが、いずれも政策評価法第12条第2項を根拠としており、法令上の区分がないこと等から、22年度以降については、審査と認定関連活動は区分せず、「点検」として取組状況を整理

平成22年度

【行政評価等プログラム（平成22年4月）】

予算編成に真に役立つ機能の強化の観点から、規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

23年度税制改正要望に際し実施された租税特別措置等に係る政策評価について、税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているか点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 22年10月、税制調査会（租特等PT）報告

13行政機関219件の租税特別措置等に係る評価を点検し、219件全てについて課題を指摘

成果重視事業評価審査

・成果重視事業に係る政策評価の審査結果 22年11月

21年度予算に係る政策評価法対象の12行政機関32件の成果重視事業の評価の取組状況を整理するとともに、22年度に評価が行われた12行政機関32件の評価について審査

規制の事前評価の点検

規制の事前評価を点検し、個別の評価ごとに課題を指摘

・規制の事前評価の審査結果 23年2月

8行政機関82件の規制に係る評価を点検し、82件全てについて課題を指摘

※ 23年3月の東日本大震災の発生を受け、公共事業評価の点検結果等については、23年度に公表

平成23年度

【行政評価等プログラム（平成23年5月）】

予算編成に関連が深い政策評価等に点検対象を特化し、効果的に公表

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

24年度税制改正要望に際し実施された租税特別措置等に係る政策評価について、評価に求められる一定水準に達しているかどうか、各府省からの補足説明を踏まえて点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 23年11月、税制調査会報告

12行政機関165件の租税特別措置等に係る評価を点検し、149件について課題を指摘

公共事業評価の点検

・公共事業に係る政策評価の点検結果 23年8月（22年度点検）

4行政機関11事業区分124件の公共事業に係る評価を点検し、5事業区分について事業に共通する指摘、評価書52件について個別の指摘

・公共事業に係る政策評価の点検結果 24年3月（23年度点検）

3行政機関10事業区分51件の公共事業に係る評価を点検し、4事業区分について事業に共通する指摘、評価書11件について個別の指摘

規制の事前評価の点検 23年5月、6月、8月、9月、24年1月、3月

規制の事前評価について、評価書の送付を受けるごとに点検し、随時、通知・公表を実施

10行政機関111件の規制に係る評価を点検し、85件について課題を指摘

その他

・平成19年度重要対象分野のフォローアップ 23年5月

19年度の重要対象分野について、関係府省が22年度に行った政策評価を対象として、政独委答申において示された課題への対応状況を21年度に続きフォローアップ

・成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況 23年5月

成果重視事業評価の審査結果（22年11月）の改善措置状況を整理

平成 24 年度

【(行政評価等プログラム (平成 24 年 4 月))】

予算編成に関連が深い政策評価等に点検対象を特化し、効果的に公表

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

25 年度税制改正要望に際し実施された租税特別措置等に係る政策評価について、評価に求められる一定水準に達しているかどうか、各府省からの補足説明を踏まえて点検

- ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 24 年 10 月、税制調査会報告
12 行政機関 163 件の租税特別措置等に係る評価を点検し、130 件について課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

- ・ 公共事業に係る政策評価の点検結果 25 年 4 月
4 行政機関 11 事業区分 94 件の公共事業に係る評価を点検し、4 事業区分について事業に共通する指摘、評価書 13 件について個別の指摘

規制の事前評価の点検 24 年 5 月、7 月、12 月、25 年 4 月

規制の事前評価について、評価書の送付を受けるごとに点検し、随時、通知・公表を実施
10 行政機関 63 件の規制に係る評価を点検し、35 件について課題を指摘

平成 25 年度

【行政評価等プログラム (平成 25 年 4 月)】

租税特別措置等、公共事業及び規制に係る政策評価を対象として、客観性の確保、質の向上等を図るための点検を実施し、適時に公表

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

26 年度税制改正要望に際し実施された租税特別措置等に係る政策評価について、評価に求められる一定水準に達しているかどうか、各府省からの補足説明を踏まえて点検

- ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 25 年 10 月、税制改正作業に提供
12 行政機関 224 件の租税特別措置等に係る評価を点検し、220 件について課題を指摘
- ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 25 年 11 月、通知・公表
別に送付を受けた 1 件の租税特別措置等に係る評価を点検し、課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

- ・ 公共事業に係る政策評価の点検結果 (第 1 次) 26 年 4 月
3 行政機関 9 事業区分 114 件の公共事業に係る評価を点検し、2 事業区分について事業に共通する指摘、評価書 11 件について個別の指摘
- ・ 公共事業に係る政策評価の点検結果 (第 2 次) 26 年 12 月
2 行政機関 4 事業区分 19 件の公共事業に係る評価を点検し、4 事業区分について事業に共通する指摘、評価書 3 件について個別の指摘

規制の事前評価の点検 25 年 7 月、8 月、12 月、26 年 2 月

規制の事前評価について、評価書の送付を受けるごとに点検し、随時、通知・公表を実施
13 行政機関 117 件の規制に係る評価を点検し、54 件について課題を指摘

平成 26 年度

【行政評価等プログラム（平成 26 年 4 月）】

租税特別措置等、規制及び公共事業に係る政策評価について、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案し、重点化を図りつつ、政策評価の客観性の確保、質の向上等を図るための点検を実施

また、平成 26 年度から「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）が施行されることを踏まえ、同ガイドラインに基づく各行政機関の取組を着実に推進する観点から、目標管理型の政策評価の点検を新たに実施

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

- ・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 26 年 10 月、税制改正作業に提供
11 行政機関 144 件の租税特別措置等に係る評価を点検し、133 件について課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

- ・公共事業に係る政策評価の点検結果 27 年 4 月
3 行政機関 15 事業区分 58 件の公共事業に係る評価を点検し、7 事業区分について事業に共通する指摘、評価書 18 件について個別の指摘

規制の事前評価の点検 26 年 6 月、7 月、12 月

- ・規制の事前評価について、評価書の送付を受けるごとに点検し、随時、通知・公表を実施
11 行政機関 119 件の規制に係る評価を点検し、66 件について課題を指摘

目標管理型の政策評価の点検

- ・17 行政機関 296 件の目標管理型の政策評価について、「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検し、27 年 3 月に通知・公表を実施

平成 27 年度

【行政評価等プログラム（平成 27 年 4 月）】

租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価について、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案し、重点化を図りつつ実施

また、目標管理型の政策評価及び規制の事前評価については、当面、「点検活動」に代えて、それぞれ目標管理型評価ワーキング・グループ及び規制評価ワーキング・グループを開催し、改善方策のとりまとめを実施

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

- ・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 27 年 10 月、税制改正作業に提供
12 行政機関 105 件の租税特別措置等に係る評価を点検し、93 件について課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

- ・公共事業に係る政策評価の点検結果 28 年 3 月
3 行政機関 7 事業区分 33 件の公共事業に係る評価を点検し、6 事業区分について事業に共通する指摘、評価書 8 件について個別の指摘

規制の事前評価の点検 27 年 7 月

- ・規制の事前評価について、評価書の点検を行い、通知・公表を実施
9 行政機関 79 件の規制に係る評価を点検し、54 件について課題を指摘

平成 28 年度

【行政評価等プログラム（平成 28 年 4 月）】

○租税特別措置等に係る政策評価

政策評価の客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、点検を重点化を図りつつ実施

○公共事業に係る政策評価

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用した情報の収集・分析を行うなど、より事業の実態を踏まえた点検を重点化を図りつつ実施。また、公共事業評価の実効性を高めるため、点検で把握した課題の分析及び改善方策の検討を実施

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

- ・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 28 年 10 月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表
13 行政機関 129 件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価 71 件（11 行政機関）について重点的に点検を実施し、71 件全てについて課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

- ・公共事業に係る政策評価の点検結果 29 年 3 月
2 行政機関 5 事業区分 37 件の公共事業に係る評価を点検し、5 事業区分について事業に共通する指摘、評価書 8 件について個別の指摘
※ 公共事業評価ワーキング・グループ（平成 28 年 4 月 1 日、政策評価審議会政策評価制度部会に設置）において、完了後の事後評価の改善方策等について中間取りまとめ（29 年 3 月）

（注） 目標管理型の政策評価及び規制の事前評価については、当面、「点検活動」に代えて、それぞれ目標管理型評価ワーキング・グループ及び規制評価ワーキング・グループを開催し、改善方策をとりまとめ

平成 29 年度

【行政評価等プログラム（平成 29 年 4 月）】

○租税特別措置等に係る政策評価

政策評価の客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、重点化を図りつつ点検を実施

○公共事業に係る政策評価

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、管区行政評価局等の現地調査機能も活用した情報の収集・分析を行うなど、より事業の実態を踏まえた点検を、重点化を図りつつ実施。また、「公共事業に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ）」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会）を踏まえ、引き続き、公共事業評価の実効性を高めるため、点検で把握した課題の分析及び改善方策の検討を実施

○規制の政策評価

規制の事前評価及び「規制改革実施計画」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に基づく規制の事後検証について、その客観性及び厳格性を確保するため、重点化を図りつつ点検を実施

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 29 年 11 月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

11 行政機関 91 件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価 40 件（9 行政機関）について重点的に点検を実施し、40 件全て（補足説明の結果、全ての課題が解消した評価 1 件を含む。）について課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

・公共事業に係る政策評価の点検結果 30 年 3 月

2 行政機関 9 事業区分 21 件の公共事業に係る評価を点検し、事業区分全体としての取扱い等の見直し 4 件、個別事業の評価の見直し 3 件を指摘

※ 公共事業評価ワーキング・グループにおいて、28 年度における「中間取りまとめ」を踏まえ、完了後の事後評価の効果的な活用とその推進に向けた具体的な改善方策等について最終取りまとめ（30 年 3 月）

規制に係る政策評価の点検

・「規制に係る政策評価の改善方策」に基づき、29 年 7 月 28 日に「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）の一部変更、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）の一部改正を行ったことから、10 月 1 日より規制に係る政策評価について点検を行う。

（注） 目標管理型の政策評価については、「点検活動」に代えて、目標管理型評価ワーキング・グループを開催し、「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成 29 年度）」をとりまとめ、目標管理型評価の評価書のうち代表的なものについて、検証を行い課題を整理するとともに、ロジックモデルの作成・活用に関する考え方を整理し、当該活用のあり方は、E B P Mに係る実証的共同研究において引き続き検討することとされた。

平成 30 年度

【行政評価等プログラム（平成 30 年 3 月）】

○租税特別措置等に係る政策評価

政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証を一層可能とするため、各行政機関の優れた分析方法を共有すること等を検討するとともに、政策評価における客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、重点化を図りつつ点検を実施

○公共事業に係る政策評価

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、管区行政評価局等の現地調査機能も活用した情報の収集・分析を行うなど、より事業の実態を踏まえた点検を、重点化を図りつつ実施。また、公共事業評価の一層の質の向上等を図るため、事業効果の的確な把握とその要因分析、今後の事業や評価へのフィードバックのために有効と考えられる方策を提示する「公共事業に係る政策評価の改善方策」（平成 30 年 3 月 2 日政策評価審議会政策評価制度部会）を踏まえつつ、点検で把握した課題の分析及び改善方策の検討を実施

○規制の政策評価

規制の政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、平成 29 年 10 月から施行された規制の政策評価の制度改正（基本的評価手法として、想定される影響のうち特に遵守費用の定量化の重視等）を踏まえ、点検項目について重点化を図りつつ点検を実施。また、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を踏まえ、規制の政策評価の実効性を高めるための取組を実施

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 30 年 11 月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

11 行政機関 126 件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価 59 件（9 行政機関）について重点的に点検を実施し、59 件全て（補足説明の結果、全ての課題が解消した評価 1 件を含む。）について課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

・公共事業に係る政策評価の点検結果 31 年 4 月

4 行政機関 9 事業区分 30 件の公共事業に係る評価を点検し、便益の把握・算定に関すること 4 事項、評価結果の公表に関すること 1 事項を指摘

※ 公共事業評価ワーキング・グループにおいて、公共事業評価の改善の参考とするため、ワーキング・グループ委員による地方公共団体の取組状況の視察を実施

規制に係る政策評価の点検

・規制に係る政策評価の点検結果 30 年 12 月

各行政機関が平成 29 年度中（10 月以降）に実施した事前評価 77 件、事後評価 35 件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、通知・公表し、112 件全てについて課題を指摘

（注） 「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成 29 年度）」等を踏まえ、総務省、関係府省及び学識経験者による「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施

令和元年度

【行政評価等プログラム（平成31年3月）】

○租税特別措置等に係る政策評価

政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証を一層可能とするため、各行政機関の優れた分析方法を共有すること等を検討するとともに、政策評価における客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、重点化を図りつつ点検を実施

○公共事業に係る政策評価

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、現地の事業主体等から情報収集を行うなど、より事業やその評価の実態を踏まえた点検を、重点化を図りつつ実施し、また、公共事業評価の一層の質の向上等を図るための取組を実施

○規制の政策評価

規制の政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、平成29年10月から施行された規制の政策評価の制度改正（基本的評価手法として、想定される影響のうち特に遵守費用の定量化の重視等）を踏まえ、点検項目について重点化を図りつつ点検を実施。また、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を踏まえ、規制の政策評価の実効性を高めるための取組を実施

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 令和元年11月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

10行政機関64件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価38件（10行政機関）について重点的に点検を実施し、38件全て（補足説明の結果、全ての課題が解消した評価1件を含む。）について課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

・公共事業に係る政策評価の点検結果 令和2年3月

2行政機関9事業区分12件の公共事業に係る評価を点検し、便益の算定方法などについて改善が必要なものを指摘

※ 公共事業評価ワーキング・グループにおいて、公共事業評価全体の質の向上を図る観点から、公共事業所管省における評価の実施状況等について、実態把握や課題等の審議・検討を実施

規制に係る政策評価の点検

・規制に係る政策評価の点検結果 令和元年8月

各行政機関が平成30年度中に実施した事前評価97件、事後評価23件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、通知・公表し、120件全てについて課題を指摘

（注） 「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」等を踏まえ、総務省、関係府省及び学識経験者による「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施

令和2年度

【行政評価等プログラム（令和2年3月）】

○租税特別措置等に係る政策評価

政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証を一層可能とするため、各行政機関の優れた分析方法を共有すること等を検討するとともに、政策評価における客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、重点化を図りつつ点検を実施

○公共事業に係る政策評価

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、現地の事業主体等から情報収集を行うなど、より事業やその評価の実態を踏まえた点検を、重点化を図りつつ実施し、また、公共事業評価の一層の質の向上等を図るための取組を実施

○規制の政策評価

規制の政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、平成29年10月から施行された規制の政策評価の制度改正（基本的評価手法として、想定される影響のうち特に遵守費用の定量化の重視等）を踏まえ、点検項目について重点化を図りつつ点検を実施。また、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を踏まえ、規制の政策評価の実効性を高めるための取組を実施

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 令和2年11月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

9行政機関95件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価42件（7行政機関）について重点的に点検を実施し、42件全てについて課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

・公共事業に係る政策評価の点検結果 令和3年3月

・2行政機関8事業区分22件の公共事業に係る評価を点検し、評価事項の見直しなど評価の運用の改善6件、評価のやり直し2件を指摘

※ 公共事業評価ワーキング・グループにおいて、点検活動や公共事業所管省等からの意見交換を通じた公共事業評価の質の向上のための方策について検討を実施

規制に係る政策評価の点検

・規制に係る政策評価の点検結果 2年9月

法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、令和元年度中に各行政機関が実施した事前評価137件、事後評価58件の計195件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、通知・公表。遵守費用が定量化されていない評価書を中心に64件について課題を指摘

（注） 「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」等を踏まえ、総務省、関係府省及び学識経験者による「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施

令和3年度

【行政評価等プログラム（令和3年3月）】

政策評価の推進のために取り組んできた規制及び租税特別措置等に係る政策評価の点検については、各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するため、対象とする政策の特性を踏まえつつ実施。公共事業評価に係る点検については、これまでに主要な事業区分を一巡したことから、作業の合理化という観点も踏まえ、令和3年度は、各行政機関の評価情報の収集・提供や、今後の在り方の検討等を行うが、横断的な点検は行わないこととする。

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

・租税特別措置等に係る政策評価を点検結果 令和3年11月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

11行政機関75件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価30件（7行政機関）について重点的に点検を実施し、30件全てについて課題を指摘

公共事業に係る政策評価の点検

・公共事業評価ワーキング・グループでの審議も踏まえ、今後の公共事業評価や点検活動の在り方の検討等を実施中（検討に当たり、公共事業所管省等との意見交換、公共事業評価の現状等に係る情報収集を実施）

規制に係る政策評価の点検

・法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、令和2年度中に各府省が実施した事前評価117件、事後評価39件の計156件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、令和4年3月に通知・公表。

（注） 「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」等を踏まえ、総務省、関係府省及び学識経験者による「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施

令和4年度

【行政評価等プログラム（令和4年3月）】

政策評価については、デジタル時代において、機動的かつ柔軟に政策の見直し・改善が行われ、また、データやエビデンス等に基づく質の高い政策形成・評価が行われることとなるよう、提言を踏まえて、制度や運用の改善を進める。

その際、政策形成・評価プロセスにおけるEBPMの実践を更に進めていくため、内閣官房等と連携して、各府省における取組の推進を図る。具体的には、外部有識者、関係府省及び総務省が連携して行う政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究に引き続き取り組み、各府省の個別の政策課題に寄り添いながら、EBPMのリーディングケースの創出を図るとともに、政策の効果検証に力点を置いた行政運営改善調査を実施することなどを通じ、デジタル時代にふさわしい質の高い政策形成・評価の在り方の実現に貢献する。

また、公共事業、規制、租税特別措置等に係る政策評価については、

必要な点検を実施しつつ、上記の政策評価の見直しの方向性を踏まえ、対象とする政策の特性等に応じて、改善方策の検討を行う。

なお、政策評価の制度・運用の改善の検討を進める際には、各府省における作業の合理化の観点を踏まえるとともに、各府省との意見交換や現場の運用実態の把握を行い、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見を活用する。

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 令和4年11月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

9行政機関71件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価38件に、努力義務対象である政策に係る事前評価のうち特に点検が必要であると考えられるもの5件を加えた計43件（8行政機関）について重点的に点検を実施し、43件全て（補足説明の結果、全ての課題が解消した評価2件を含む。）について課題を指摘

規制に係る政策評価の点検

・法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、令和3年度中に各府省が実施した事前評価104件、事後評価78件の計182件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、令和5年3月に通知・公表。

【行政評価等プログラム（令和5年8月）】

各府省で政策評価の機能を活用して、新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われるようにしていくことを目指す。

このためには、政策効果を把握・分析する機能により、意思決定に使える情報を得られることが必要であるが、ここで求められるものは、高度な分析よりも、実際の政策の意思決定の議論に役立つ情報であり、そのためには、各府省の職員が自らやってみて、使ってみようとするものであることが重要である。

行政評価局は、実例を基に、様々な分析手法を活用しながら政策効果の把握・分析を実践し、実務上の課題を整理し、分析手法についての知見や実践的ノウハウを蓄積・整理していくが、その際、各府省が個別の分析作業の中で直面している悩みなどを聴取し、現場の実態を把握した上で、状況判断に必要となる「エビデンスの水準」や、分析手法等について、分析に要するコストなども加味して「実務の現場でできる分析」を重視し、政策評価審議会での議論も踏まえて整理を行い、実務で求められる水準について、制度官庁としてコミットしながら、令和5年度内をめどに、技術的なガイドラインを示していく。

その後も随時見直し、更に各府省の取組の質を高めていく「政策評価制度のPDCAサイクルの確立」を目指す。

【点検活動の実施状況】

租税特別措置等に係る政策評価の点検

・租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 令和5年11月に税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知・公表

10行政機関105件の租税特別措置等に係る評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係る事前評価36件（7行政機関）について重点的に点検を実施し、36件全て（補足説明の結果、全ての課題が解消した評価3件を含む。）について課題を指摘

規制に係る政策評価の点検

・法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、令和4年度中に各府省が実施した事前評価222件、事後評価76件の計298件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、令和5年度中に通知・公表を予定。

■ 規制の政策評価の点検の目的

- 各行政機関は、法律又は政令により規制を新設又は改廃する際、政策評価法（注）及び同法施行令において、事前評価を実施することが義務付けられている。 注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
- 規制の政策評価は、①発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること、②国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し説明責任を果たすことを目的としており、各行政機関における適正な実施が確保されるよう、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められている。
- 本点検は、各府省における規制の政策評価の実施状況を把握するとともに、推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するもの

- 各府省が令和3年度に実施した規制の政策評価は、事前評価105件、事後評価78件の計183件であり、これらについて、ガイドラインを踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検（義務付け対象外の府令による規制1件を除く。）
- ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化が行われているか
- ② EBPMの観点を踏まえたロジック（課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等）が記載されているか
- ③ 規制の検討段階等において事前評価（費用や効果など評価書の要素）が活用されているか
- ④ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標が明示されているか

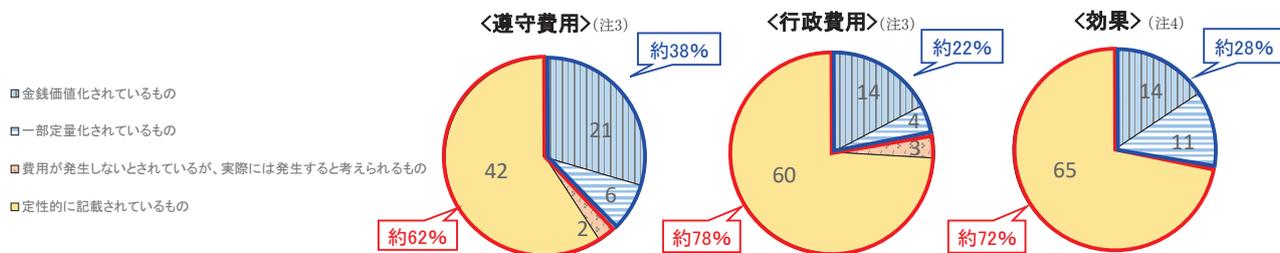
【点検項目①】事前評価における費用及び効果の定量化の状況

- 規制を受ける側のコストである「遵守費用」については、ガイドラインにおいて「少なくとも定量化することとされているが、令和3年度の点検対象のうち、遵守費用の金銭価値化又は定量化がされているもの（定量化率は約38%と、伸び悩んでいる。

注1) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している（以下同じ。）。

注2) 遵守費用の定量化率の推移：平成30年度約18%⇒令和元年度約40%⇒令和2年度約39%⇒令和3年度約38%

- また、「行政費用」の定量化率は約22%、「効果」の定量化率は約28%と、いまだ低い水準にとどまっている。
- 費用・効果の定量化がされていないものの中には、規制の対象者や対象物の規模、構造等が異なる、下位法令等の措置内容が決まらない又は規制の適用対象者が評価時点で不明である等として推計が困難とし、定性的に記載しているものが多くみられた。

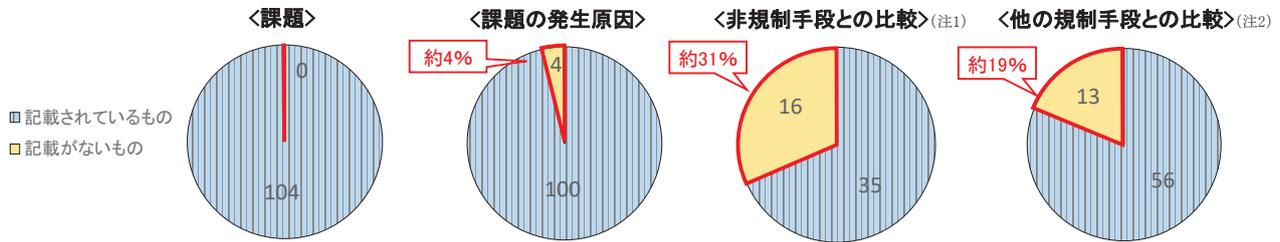


注3) 費用が発生しないこととされており、実際に発生しないと考えられるものは除外しているため、合計値が一致しない。
注4) 簡素化案件は効果の記載が不要であるため、合計値が一致しない。

- ガイドラインにおいては、事前評価における費用や効果の推計に関して、「正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分」、「単一の推定値ではなく、幅を持って示すことも可能」とされている。正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて説明するよう指摘するとともに、工夫して費用・効果の定量化に努めている例を推奨事例として各府省に共有

【点検項目②】EBPMの観点を踏まえたロジックの説明に関する記載の状況

- EBPM(証拠に基づく政策立案)が重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について確認
- 政策目的を明確にするための「課題」や「課題の発生原因」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、選択すべき手段や程度を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載については、所要の記述がされていないものがいまだ一定数みられた。



注1) 緩和・廃止等の案件は、記載不要と考えられるものがあるほか、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な非規制手段が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。
 注2) 簡素化案件のため代替案(他の規制手段との比較)の記載が不要である場合に加え、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

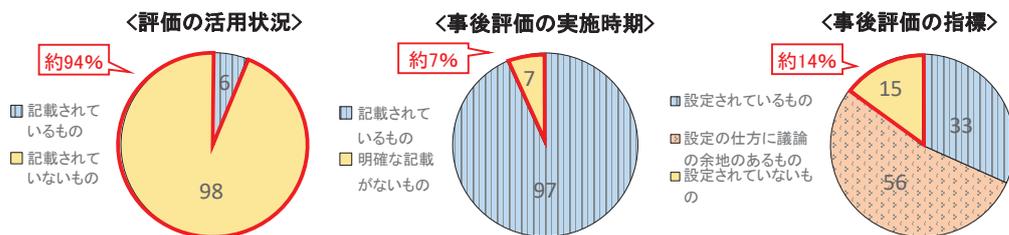
- 非規制手段(注3)及び他の規制手段(注4)によるメリットとデメリットなどを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明するよう指摘

注3) 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等
 注4) 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」との違いなど

【点検項目③】規制の検討段階等における評価の活用状況

【点検項目④】事後評価の実施時期及び指標の明示状況

- 事前評価において、規制の検討段階等における「評価の活用状況」(費用や効果等に関する評価の活用の状況)が記載されているものはほとんどなかった。
- また、「事後評価の実施時期」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、事後評価時に使用する「指標」を明記していないもの、指標の設定の仕方に疑義があるものがいまだ一定数みられた。



- 審議会において事前評価書案を資料として配付し、規制の効果の推計データを議論に活用している例を推奨事例として各府省に共有
- 事前評価書において、事後評価時に使用する指標(効果だけでなく、発生した遵守費用や行政費用も把握可能な指標)を列挙し、把握する方法とともに明示するよう指摘

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和5年度)

令和5年11月
総務省行政評価局

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

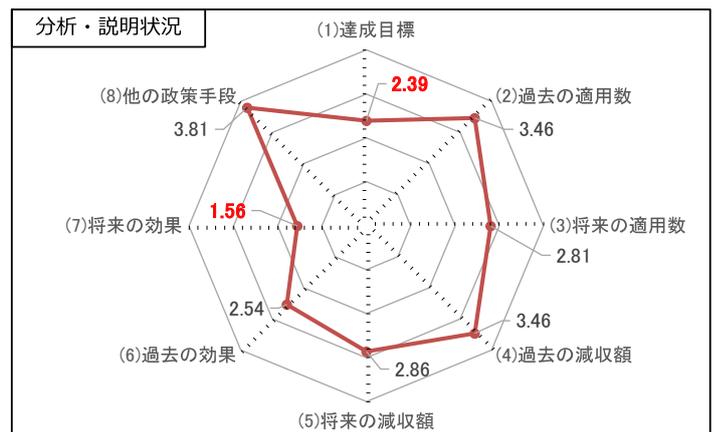
- 総務省は、各府省が行った**令和6年度税制改正要望に係る政策評価36件の内容を点検**
※ 36件の内訳は、内閣府5件、金融庁2件、総務省1件、厚生労働省4件、農林水産省3件、経済産業省14件、国土交通省7件
- 政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、以下の観点について評価書で十分な分析・説明等がなされているかを中心に点検を実施
 - ✓ 達成目標 : 当該措置により達成しようとする目標が具体的に設定されているか
 - ✓ 過去・将来の適用数 : 当該措置の適用数の実績及び見込みが具体的に把握・予測されているか
 - ✓ 過去・将来の減収額 : 当該措置による当該措置の導入による税収への影響を把握しているか
 - ✓ 過去・将来の効果 : あらかじめ設定した達成目標の実現状況（効果）が具体的に把握・予測されているか
 - ✓ 他の政策手段 : 当該措置によるべき理由が他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにされているか

※ 点検は各行政機関が実施した評価について行うものであり、租税特別措置等の要否そのものは判断しない。

- その結果、**「達成目標」や「将来の効果」を中心に、分析・説明の程度が不十分なものが一定数みられる状況**



これら点検結果について税制当局を始めとする関係府省に通知



※ 点検の観点ごとにA～Eの5段階で評定を付与し、これらの評定を4～0に点数化して290平均点を算出したもの

- 実現すべき達成目標が具体的に設定されておらず、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか（措置の必要性）が明らかにされていない。

《経産09》中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受けM&Aを実施した際、M&A実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度

政策目的

後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のためのM&Aを進めることにより、**良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現**するため、中小企業によるM&Aを支援する。

達成目標

後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のためのM&Aを進めることにより、**良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現**する。

政策目的と達成目標がほぼ同一で具体化されていない

効果（達成目標の実現状況）

中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時（令和3年）から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要

達成目標の実現状況について説明がない

点検結果の概要

達成目標が具体化されていないため政策目的の実現状況を予測することができず、措置の必要性が明らかにされていない。

※ 評価を適切に行うためには達成目標を定量的に設定し、事後的に検証可能なものとする必要がある

定量的な達成目標が設定されておらず、効果の説明が不十分な評価書

- 達成すべき目標や効果が具体的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。

《経産06》環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（法人税、法人住民税、法人事業税）
（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）

措置の内容：産業競争力強化法の新たな計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ商品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置

政策目的

大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、**脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。**

達成目標

大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、**民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。**

達成すべき時期や水準が定量的に示されていない

適用数、減収額の推移

年度	適用数	減収額（法人税）
令和3	6件	約87百万円
令和4	集計中	集計中
令和5	調整中のため、具体的な数字を定めることが困難	調整中のため、具体的な数字を定めることが困難
令和6		
令和7		
令和8		

将来の適用数等が予測されていない

効果（達成目標の実現状況）

2021年度（令和3年度）温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。

達成目標の実現状況について説明がない

点検結果の概要

達成目標を達成すべき時期や水準が定量的に示されていないほか、将来の適用数等や効果（達成目標の実現状況）も予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

※ 評価を適切に行うためには達成目標を定量的に設定し、事後的に検証可能なものとする必要がある

- 達成目標は定量的に設定されているものの、将来の効果が定量的に予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現にどのように寄与するのか明らかにされていない。

《内閣02》国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置

達成目標

（関西圏の目標）
健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

（京都府）
スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）
実績：H27～R1年度：83件
目標：R5～R8年度：133件

※ 国家戦略特区ごとにそれぞれ達成目標を設定

効果（達成目標の実現状況）

年度	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数
平成27～令和1（累計）	83件
令和2	0件
令和3	0件
令和4	0件
令和5	製品化された場合 1以上の効果
令和6	
令和7	

※ 令和8年度の効果については評価書に記載されていない。

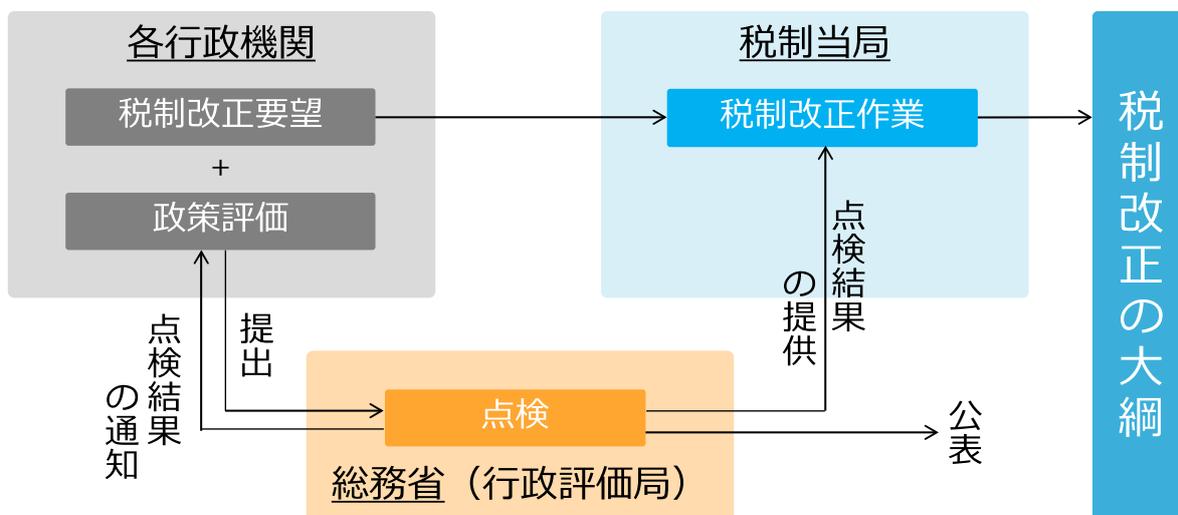
達成目標（スタートアップ企業設立数）に対する説明となっていない

点検結果の概要

将来の効果について定量的に予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現にどのように寄与するのか明らかにされていない。

【参考】租税特別措置等の評価と点検の流れ

租税特別措置等に係る政策評価は、政府による国民への説明責任を果たすとともに、政策の改善に資するために、平成22年度税制改正から導入されたもの



（参考）租税特別措置等に係る事前評価の対象

〔義務〕法人税（国税）、法人住民税・法人事業税（地方税）関係の措置

〔努力義務〕上記以外の税目関係の措置

※ 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が義務付けの対象。税負担を加重するものは努力義務の対象

※ 義務付けの対象は政策評価法及び同法施行令により、努力義務の対象は「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）により規定

※ 総務省は、各行政機関に評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検

【概要】EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）①

～本報告書の位置づけとEBPMが求められる背景、意義～

- 限られた資源を効果的・効率的に利用し、行政への信頼性を高めるためには、エビデンスに基づく政策立案の推進が必要という観点から、小倉総務大臣政務官（当時）のもと、EBPMに造詣の深い有識者を招き、政府におけるEBPMの推進に向けた課題について計5回の意見交換を開催。
- 本意見交換は、一つの結論を得ることや、政府としての取組方針の提示を目指したものではないが、今後の取組を考えていく上で、示唆になり得る多様な見解が得られた。

◇開催実績

	日時	有識者（役職名は開催日時点のもの）
第1回	平成30年3月16日	慶應義塾大学 総合政策学部 中室牧子 准教授 / UCL A 津川友介 助教授
第2回	平成30年4月20日	早稲田大学政治経済学術院 大湾秀雄 教授 / 東京大学大学院経済学研究科 川口大司 教授
第3回	平成30年5月30日	東京大学大学院医学系研究科 橋本英樹 教授 / 一橋大学社会科学高等研究院 中村良太 准教授
第4回	平成30年7月10日	シカゴ大学公共政策大学院ハリススクール 伊藤公一朗 助教授 / 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 池本忠弘 室長補佐 / 横浜市財政局財政部財政課 津田広和 課長
第5回	平成30年7月26日	東京大学大学院経済学研究科 大橋弘 教授 / 東京大学大学院法学政治学研究科 田辺国昭 教授

◇エビデンスについて

- 政策立案に当たってのエビデンスとしては、分析統計（統計学の手法でデータを解析して政策効果の因果関係の推論を行うもの。）が強調されるが、記述統計（平均、分散などが示すデータの特徴）についてもエビデンスたり得ると考えられ、どちらも政策立案にとって重要。
- エビデンスに基づき、政策手段が政策目的に照らして効果を上げているか、複数の政策手段の選択肢の中で効果の高いものをいかに選択するか、という観点から因果関係を分析することは、EBPMが目指すべき重要な要素である。政策の効果を捉えるにはデータによる統計的分析手法を活用することが考えられ、例えば以下のような因果関係の推論の手法が存在。

ランダム化比較試験（RCT）	ある政策手段の対象とするグループ（介入グループ）と対象としないグループ（比較グループ）の間の比較を行うもの。政策効果以外の条件の介入を排除するため、上記グループ分けはランダムに行う。実施にコストがかかる上、場合によっては対象者にもどちらのグループか分からないようにする（自然な行動の結果を把握するため）など、厳密性を確保するためには様々な条件設定が必要である。学術的には、「因果関係」の推論のためにはRCTが最も有効であり、結果が分かりやすく示せるメリットもある。
疑似実験・自然実験	何らかの理由で異なる取組の対象となっている複数のグループの間で効果の比較を行うことにより（あたかも実験が行われたような状況を取り出して）因果関係を分析するもの。同じような条件の複数のグループをうまく見つけ出すことは容易ではなく、データが存在しなければ分析できない。RCTに比べて不完全さがあるが、コストがかからないメリットがある。
その他の分析統計	上述に比べて、エビデンスのレベルは低くなるが、回帰分析等の分析統計の手法も有用である。

※ 投入される資源（インプット）、実施される活動（アウトプット）、その結果生じる成果（アウトカム）の間における論理的関係を簡潔に表現する説明図として、ロジックモデルがある。因果関係の分析の前提として重要であり、論理関係を整理する中で政策の見直しにつながるケースもある。

【概要】EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）②

◇政策の立案プロセスとEBPMに関する論点等

- EBPMを政策プロセスに活用していく上での意義や課題について、以下のような意見が出された。

意義	・ 利害関係や、しばしば輻輳する目標の中で行われる現実の政策決定のプロセスにおいて、いわば普遍的なエビデンス（数字により示されるデータ分析結果等）を踏まえ、具体的な課題の解決を探っていくことが重要と考えられる。このように、科学的・合理的な手法で得られたエビデンスを踏まえて政策決定に至ることで、アカウンタビリティが果たされると考えられる。
課題・留意点	・ 政策立案は、必ずしも数値化、客観化できるものだけではなく、価値観等の測定できない要素が重要なものもある。また、どんなに優れた方法論を使っても、エビデンスの質には不確実性等の課題が残る。しかし、仮にエビデンスに基づき導かれる結果とは異なる政策決定を行う場合、合理的な説明が求められるため、その場合でも、エビデンスは、透明性、説明責任の確保に重要な役割を持つ。 ・ 政策の実施は、それが評価できるような形には必ずしもなっていない。関連する政策が同時に始まり、とても複雑な政策が実行される場合は、一つの政策の効果の測定は困難である。 ・ エビデンスとしては定量的なものだけでなく、定性的なもの（海外も含む文献調査、関係者からの聞き取り等）も同等に重要である。

◇政策プロセスの中でのEBPMの取組例など

【ナッジ（人々が自発的に望ましい行動を選択するように促す手法）】

- 米国の事例として、エネルギー供給事業者が行動科学の知見を活用した「ホームエネルギーレポート（両面1枚）」を送るだけで省エネ効果。
- 我が国でも試行的取組が開始（節電等の効果検証）。実例の創出・蓄積等を行い、どのような適用が効果的・適切かを検討する必要。

【地方自治体レベルでの取組】

- ニューヨーク市の事例として、「CEO（Center for Economic Opportunity、2006年設立）」が事業部局に対して施策のライフサイクルをパッケージで支援。貧困削減、教育、雇用、健康、資産形成、犯罪対策等の分野でエビデンスを重視したパイロット事業の実施、戦略的な評価。

【エビデンスを踏まえた予算配分】

- 米国の事例として、「十代妊娠防止プログラム」（エビデンスレベルに応じて予算を傾斜配分）、各省庁予算要求時のエビデンスの要件化。
- 信頼度の高いエビデンスの創出を行政機関に促すために、予算配分における動機付け（インセンティブ）は有効な取組。

◇EBPMの定着に向けて必要な条件整備等

(1) 行政部内における人材育成・確保

研修・教育のプログラム拡充、国内外への留学、データ分析等に関する博士号取得者など高い専門性を有する人材の採用・配置（例：英国における各省に配置された政府エコノミスト）。専門的分析を的確に解釈するスキルが必要。

(2) 大学・研究機関（研究者）との連携

研究者の側からも、行政側との普段からのコミュニケーションを図り、行政と連携したテーマ選定・調査設計に生かしていくことが重要。

(3) エビデンスの創出、伝達、蓄積等を行う専門組織（エビデンス組織）—諸外国の事例と我が国への示唆

諸外国のエビデンス組織（例：英国のWWC等）の機能や位置付け等を参考に、我が国において有効な仕組み、在り方を検討する必要。

(4) データの利用、アクセスの確保と個人情報保護

行政保有データ等の利活用・アクセスの円滑化、利用者側の規律確保が必要。（統計制度や個人情報保護制度の改正による個票データの利活用の基盤整備、オンサイト施設の利用の仕組みの整備は進行。その実効ある運用等、円滑なエビデンス創出のための方策を検討する必要。）

(5) 倫理規範

RCT、ナッジにおける介入実験の実施には倫理的な配慮が必要。倫理規範の在り方等（倫理的課題とそのクリアの方法）を検討する必要。

- 平成29年5月に公表された「統計改革推進会議最終取りまとめ」において、「各行政機関は、証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進し、政策評価を政策改善と次なる政策立案につなげていくこととされた。
- これを受け、EBPMのリーディングケースの提示を目指し、総務省行政評価局、関係府省及び学識経験者が協働して、具体的政策を題材に、ロジックモデルの作成を通じた政策課題の把握、データの整理・収集、政策効果の分析等を平成30年度から実施

【研究テーマの概要】

テーマ名	テーマの概要	分析結果の活用
IoTサービス創出支援事業	IoTサービスを活用して地域の課題解決に取り組むコンソーシアムに対して委託費を支出し、当該サービスが有効であるか（事業が継続できるか、事業が他地域において応用可能か）を検証	事業所管部局において実施している、個別事業のフォローアップや、平成31年度以降の新規事業の実施要領へ分析結果を反映
女性活躍推進	企業が女性管理職比率等を公表することが、当該企業の女性管理職比率等の伸び等につながっているかを検証	女性活躍推進法の改正について議論を行った労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、審議材料として活用
競争政策における広報	企業や一般国民を対象として行うセミナーや説明会等について、参加人数の違い、内容の違い等、どういった要素によってセミナー等の効果に違いが生じるかを検証	広報業務の担当者の意見も参考にしつつ、広報施策の改善策を検討 より精緻な政策効果の把握・分析を引き続き実施
訪日インバウンド施策	観光地域づくりを担う法人（DMO）が行っている観光情報の発信手段（政策手段）の違いが訪日外国人の数（政策効果）等にどのように影響するかを検証	各DMOに対し、分析結果や分析する上での留意点を提示することにより、今後、各DMOが取組の効果を検証し、その見直しや改善を行うに当たっての参考事例として活用

【研究結果で得られた知見】

- 政策手段とその期待される成果である政策効果との間の論理的なつながりをロジックモデルなどの形で整理して分析の焦点を絞ることが合理的
- その上で、政策手段と政策効果の間の因果関係を把握するためのエビデンスを収集・分析することが重要
- 政策実務担当者の立場からは、因果関係の把握に当たり、分析ツールから入るのではなく、「政策を改善し、政策課題の解決を図るために必要な情報は何か」という問題意識を持ち、こうした情報を得るために合目的的にデータや分析手法を選択することが重要

【今後の取組】

- EBPM推進のためには、単なる分析手法の紹介ではなく、具体的政策を題材にした実例を数多く発信し、政策実務担当者の参考に資することが重要
- 当面は各府省及び学識経験者と協働し、具体的政策を題材にした実証的共同研究を通じて実例を創出し、分かりやすい形で研究結果の共有を継続

政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究 － 報告書総論 ver1.0概要版 －

平成31年4月
総務省行政評価局

実証的共同研究の背景・目的

- 平成29年5月に公表された「統計改革推進会議最終取りまとめ」において、各行政機関は、証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進し、政策評価を政策改善と次なる政策立案につなげていくこととされた。
- EBPMの推進に際しては、統計等データを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測と測定・評価が重要である。統計等データの分析手法といった「ツール」から入らないことに留意すべきであるが、**EBPMの第一歩として、具体的政策を題材にした政策効果の分析手法を整理することが必要**である。
- 政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究**とは、EBPMのリーディングケースの提示を目指し、総務省行政評価局、関係府省及び学識経験者が協働して、**具体的政策を題材に、ロジックモデルの作成を通じた政策課題の把握、データの整理・収集、政策効果の分析等を行う取組**であり、本報告書は、**各府省の実務者の参考となるよう、分かりやすい形で研究結果を共有することで、政府におけるEBPMの進展に資することを目的**としている。
- 我が国におけるEBPMの推進は始まったばかりである。**平成30年度から開始した本実証的共同研究も、試行錯誤を重ねており、平成31年度も引き続き実施する予定**であるため、今後も**研究成果を踏まえて報告書を改訂**していく予定である。したがって今回の報告書は「ver1.0」としている。

「EBPMに関する有識者との意見交換会報告」の知見の活用

- 総務省では、平成30年度において、**EBPMに造詣の深い有識者を招き、政府におけるEBPMの推進に向けた課題について計5回の意見交換を開催し、「EBPM（エビデンスに基づく政策立案）に関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）（平成30年10月）」**を取りまとめ・公表
- 本意見交換会で得られた**EBPM推進に向けた知見を、実証的共同研究の分析に活用**している。

【目次】

- 実証的共同研究の分析の全体像 ▶ P. 2
- 政策効果の把握・分析の手順 ▶ P. 3
- 現時点における実証的共同研究の結果のまとめ ▶ P. 4
- 実例編 ▶ 別冊

論点	EBPMに関する有識者との意見交換会から得られた示唆	実証的共同研究に取り組んだ結果の「気づき」
政策効果の把握・分析の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ その時々の具体的・中核的なイシューについてEBPMをどう使えるのか、どう使って課題の解決・達成を行うかを明確にして、EBPMに取り組む必要がある。 ○ そのような目的は、組織によって、また、状況の変化に応じて変わるもの、変えるべきものであり、なにか「型」があって、そのとおりやればよいというものではない。 ○ EBPMができるのはその組織に属する政策担当者である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、政策効果を分析する目的、政策の改善の余地等を明確にすることが不可欠 ○ 施策の効果を測定する指標の把握にとどまらず、政策効果をより深掘りして把握・分析するためには、一定の人手や時間が必要 ○ 政策効果を深掘りして分析していく政策を選定し、どういった手法を採用するかについては、必要なコストも踏まえつつ、戦略的に選定していくことが重要
ロジックモデルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ EBPMの前提として、政策のロジックモデルを明らかにすることが重要 ○ 期待される成果（目的）とその達成手段（インプット）との間の論理関係を明確化するプロセスは、因果関係の分析に必要であるとともに、論理関係を整理する中で政策の見直しの必要性が認識され、見直しにつながるケースも見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策は関係者が多く複雑な構造をしていることが多いが、施策の構造を図で表現することにより、分かりやすく整理することができ、政策効果を把握する上でどの部分に焦点を当てるかの検討に有用 ○ 1度作成して終わりではない。課題を設定し、そこから導き出される仮説を検証する、言わば「行きつ戻りつ」を繰り返していく過程でブラッシュアップしていくもの ○ ロジックモデルは、施策の規模や属性、どういった観点から分析を行うかに応じて個別に検討すべき
エビデンス	<ul style="list-style-type: none"> ○ エビデンスの形成は、社会科学の専門性を取り入れ、十分なデータと厳密な方法に基づき、政策オプションの効果や費用を分析することが重要 ○ 一方で、実際に得ることが可能なエビデンスには様々なレベル、階層性があり、また、定性的な分析によって得られるエビデンスもあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「施策の質の向上を図るためにはどのような情報が必要かつ有用か」という問題意識が重要 ○ こうした情報を得るため、施策の特質や費用対効果などを踏まえ、合目的に方法論を選択することが重要（※分析手法といった「ツール」から入らない。） ○ 過去に遡ってデータ収集することは、労力がかかり、不可能な場合もある。

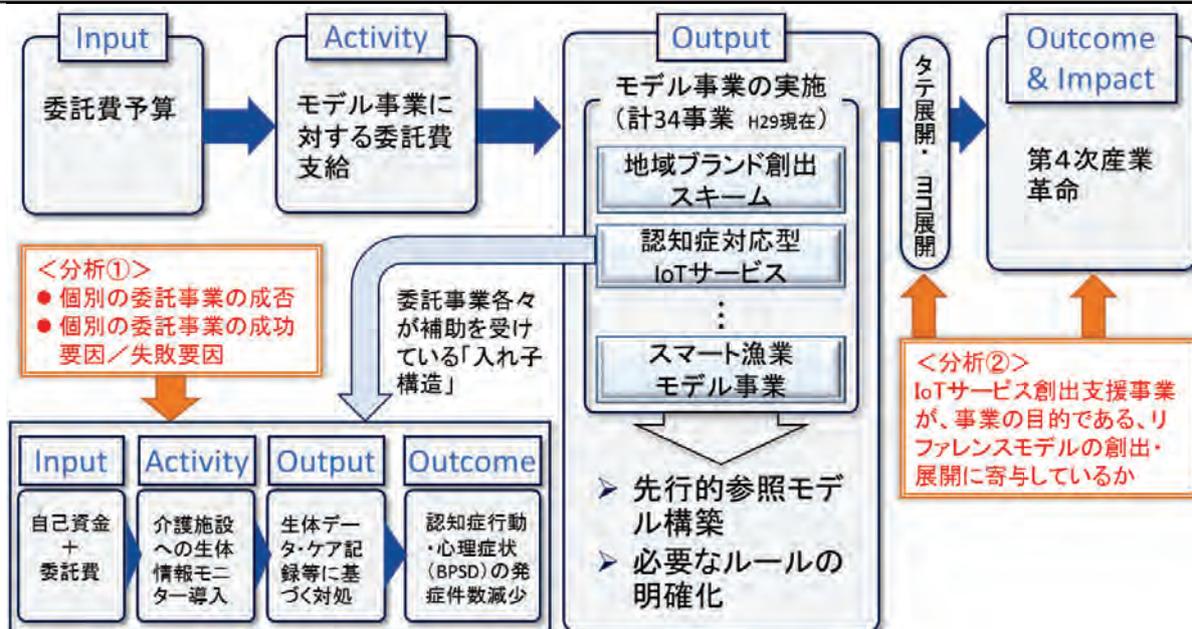
4

政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究
 - 報告書総論 ver1.0概要版 - (実例編)

平成31年4月
 総務省行政評価局

IoTサービス創出支援事業の分析（事業全体のロジックモデル）

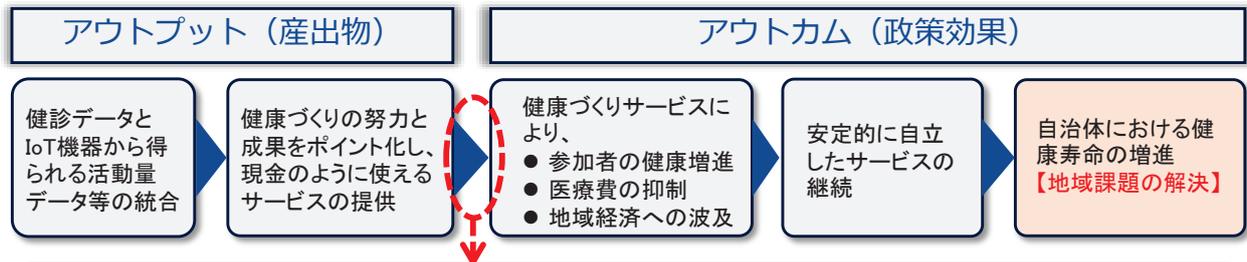
- IoTサービス創出支援事業の全体像を、総務省が事業実施主体に対して委託費を支出し、委託を受けた事業実施主体がそれぞれモデル事業を実施していくという「入れ子構造」として整理。
- 「入れ子構造」に整理したことで、①個別事業の成功要因／失敗要因、②個別事業のタテ展開／ヨコ展開の状況という2点を分析することが、IoTサービス創出支援事業の効果把握において重要であることが明確となった。



IoTサービス創出支援事業の分析（個別事業の効果①）

インセンティブ付きIoT健康サービスの有料化挑戦事業（平成27年度補正）

（事業を実施したSWC健幸ポイントプロジェクトコンソーシアムによる効果測定）

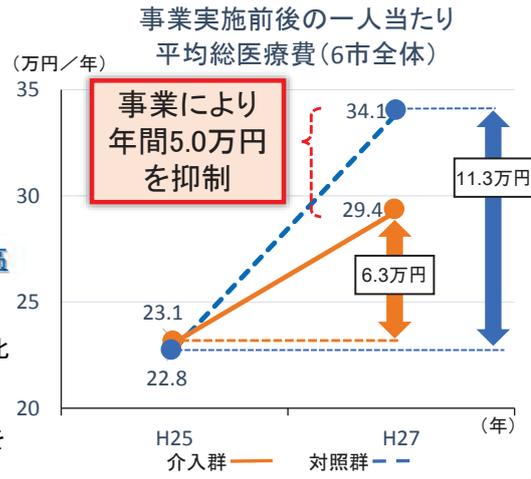


・事業の1年以上継続者（介入群）に対して、**年齢・性別・合計医療費をマッチさせた対照群を抽出し、事業実施前（H25）と事業実施後（H27）の総医療費増加額を比較、医療費抑制効果を推計**

※介入群は1,680人、対照群は4,992人（いずれも平均年齢65.5歳）を対象としているが、今回のサンプルサイズでは**少数の高額医療費の者の影響を大きく受ける**ため、総医療費が上位1%となる者を分析対象から除外

※データ収集及び分析はコンソーシアムにて実施。前後1年の比較では全体での総医療費の差は有意といえないが、70-74歳に関しては年間9.8万円の有意な差($p < 0.1$)が存在

※平成29年度以降は新潟県見附市においてIoT健康サービスを含む予算が組まれており、アウトカムへの波及も確認

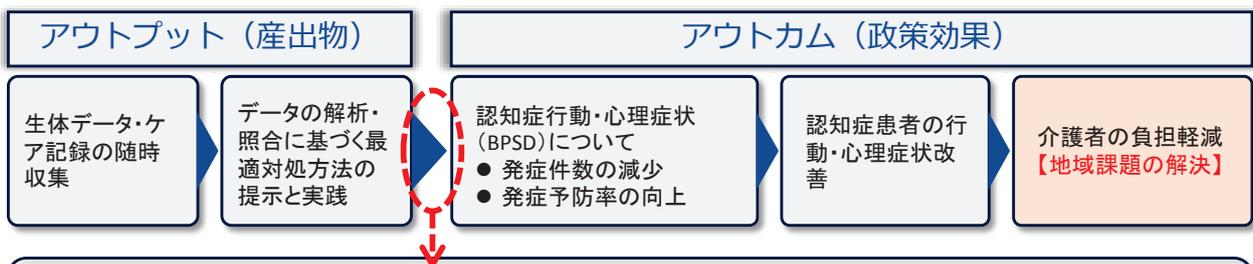


2

IoTサービス創出支援事業の分析（個別事業の効果②）

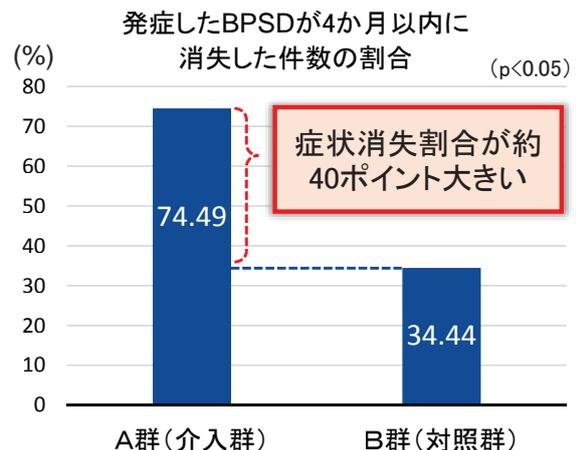
認知症対応型IoTサービス（平成29年度当初）

（事業を実施した特定非営利活動法人ASP・SaaS・IoTクラウドコンソーシアム(ASPIC)等による効果測定）



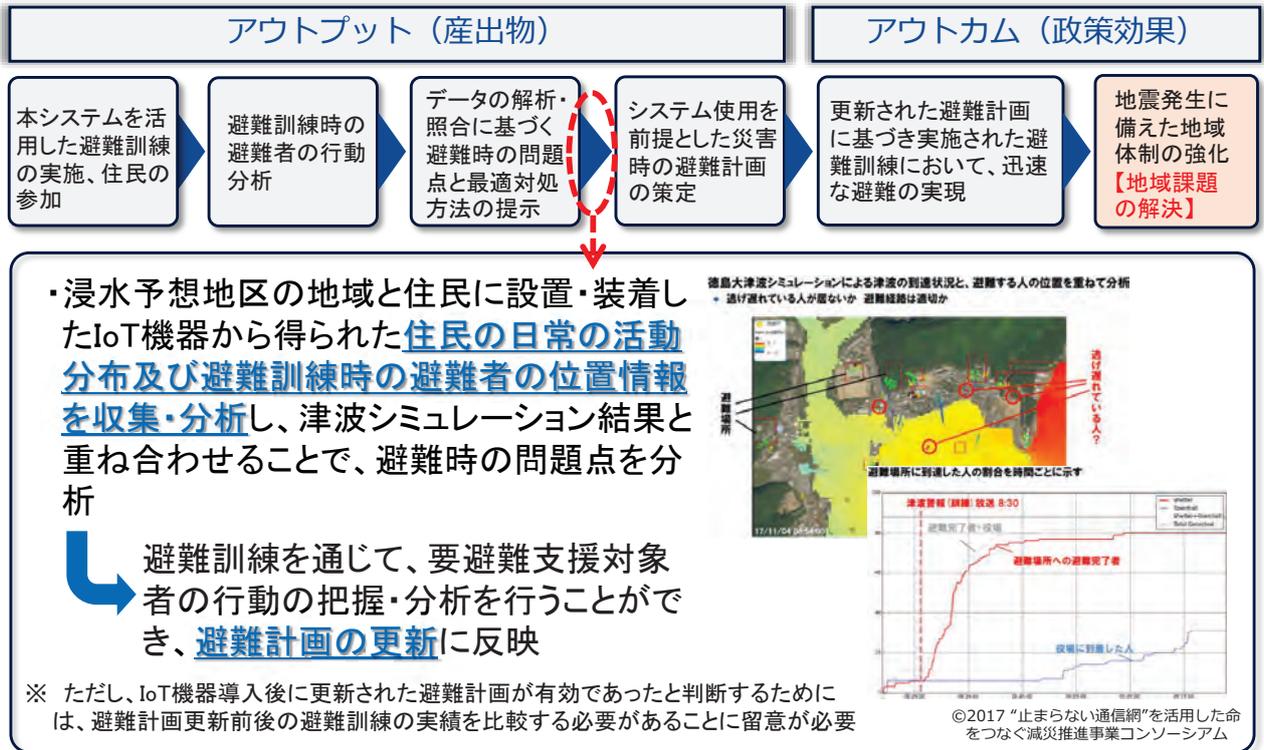
・介護施設に入所する認知症患者について、IoTサービスを適用するA群（介入群）と適用しないB群（対照群）の**二つのグループにランダムに振り分け**、IoT・AIによるBPSD（認知症行動・心理症状）予防への効果を検証

※ただし、**介護者のスキルや経験による偏りが生じている可能性**があり、A群とB群の結果の差がIoTサービスの効果のみによるものかを見極めるためにはより厳密な検証が必要

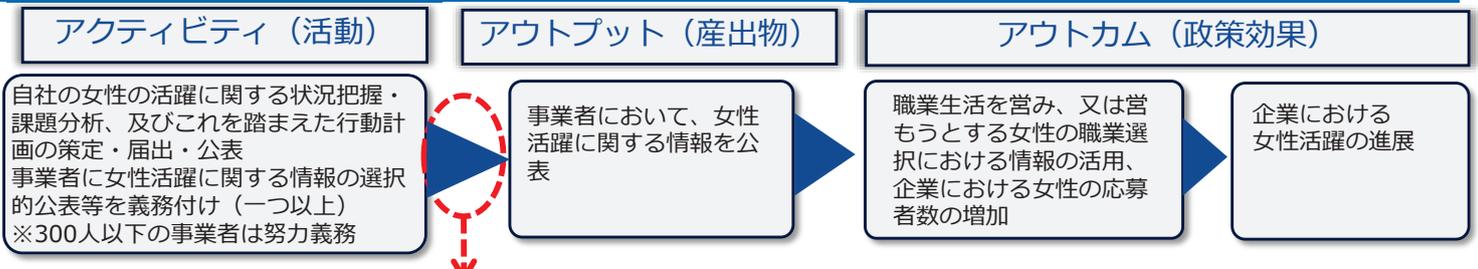


“止まらない通信網”を活用した命をつなぐ減災推進事業（平成28年度補正）

（事業を実施した“止まらない通信網”を活用した命をつなぐ減災推進事業コンソーシアムによる効果測定）

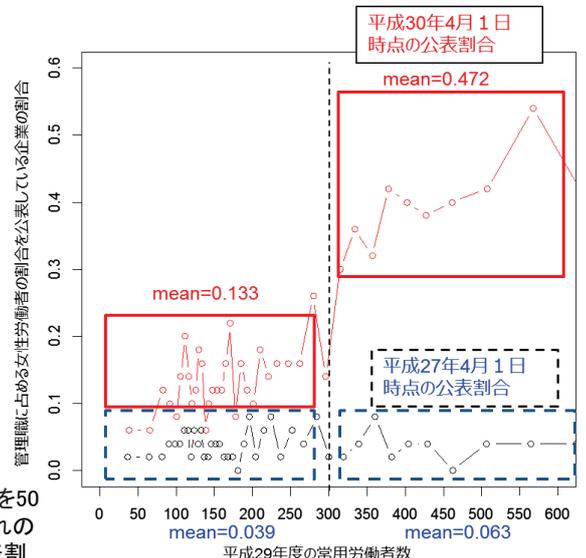


女性活躍推進施策の分析①



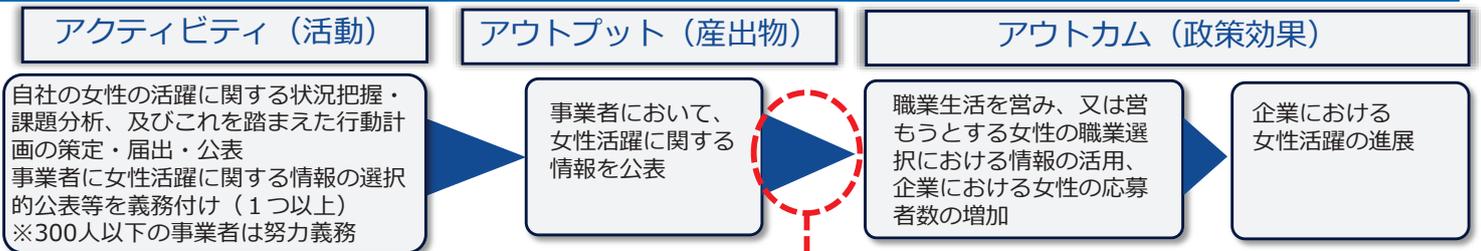
- ・女性活躍推進法で事業者女性活躍に関する情報の公表を義務付けたことにより、法の施行前後でどのような情報の公表を行うように変化したのかを分析
- ・女性活躍に関する情報の公表について、**法施行による公表の義務付けの前後の状況を比較すると、どの指標についても、法施行により取組が向上したことが示された。**
- ・例えば、女性管理職比率を公表している企業は、
大企業：6.3%（法施行前）→47.2%（施行後）
中小企業：3.9%（法施行前）→13.3%（施行後）

＜法施行前後の「女性管理職比率」の公表割合の変化＞（常用労働者規模別）



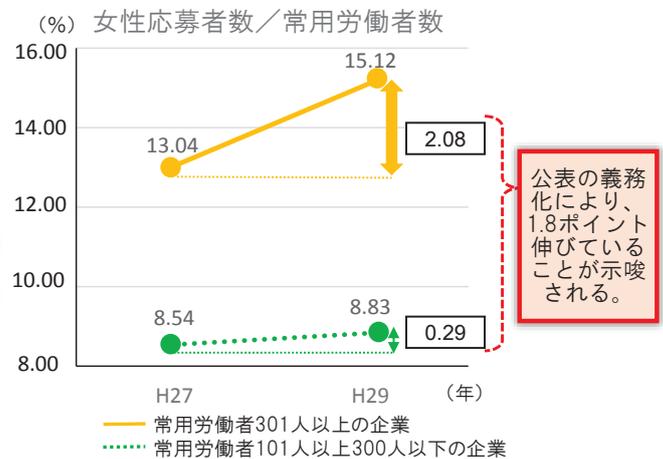
※ 常用労働者数が少ない順に企業を50社ずつのグループに分け、それぞれのグループの女性管理職比率の公表割合を順にプロットしたもの

女性活躍推進施策の分析②



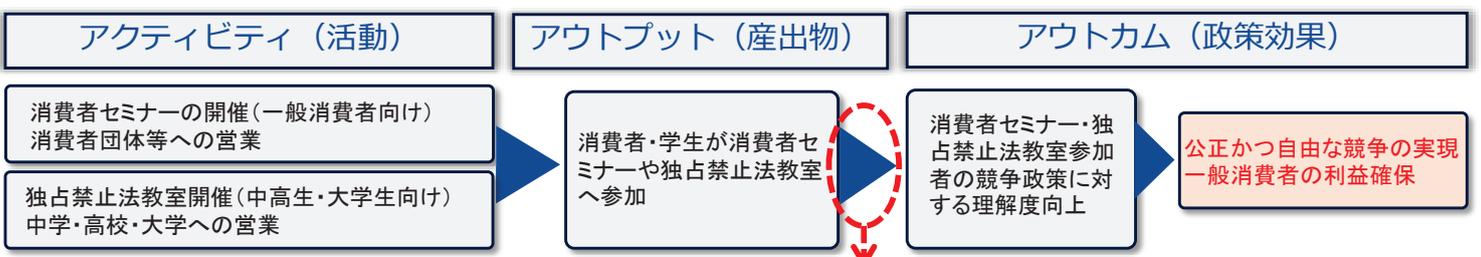
- ・女性活躍に関する情報の公表の義務付けの結果、公表された情報が女性の職業選択に活用され、企業等への女性の応募者数等が増加しているかを把握するため、義務付け対象企業等とそれ以外との間で差があるかについて公表義務化の前後で比較(「差の差分析」)を行った。
- ・統計的に有意ではないものの、**義務付け対象企業における女性応募者数(常用労働者数で基準化)等で、進展傾向が示唆される結果**が得られた(注)。
- ・ただし、いずれの結果も統計的に有意ではないため、「傾向」の「示唆」ととどまる。

(注) 分析を行うに当たり、本調査での回答企業について、業種・常用労働者数ごとに日本全体の企業の割合と同じになるようウェイト付けを行っている。



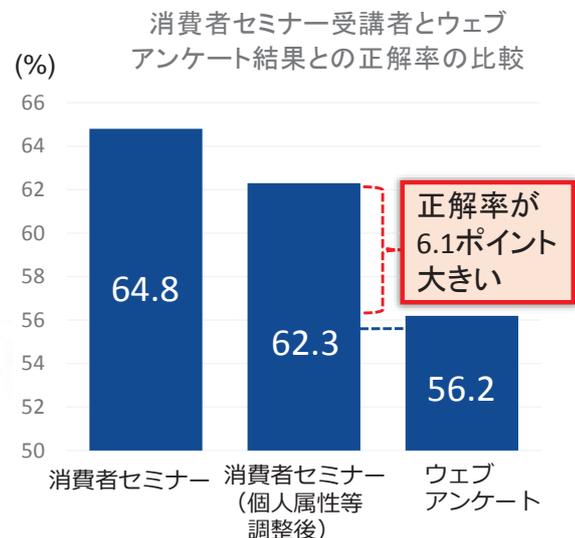
公表の義務化により、1.8ポイント伸びていることが示唆される。

競争政策における広報の分析①



- ・受講者・非受講者間の理解度の差を消費者セミナーの効果として推計。非受講者の理解度を把握するため、ウェブアンケート(注)を活用して一般の方々への調査を実施。
- ・競争政策に関するクイズの正解率について、消費者セミナー受講者と一般の方々(非受講者)とを比較すると、個人属性等による影響を調整した後も、消費者セミナー参加者の正解率は62.3%であり、一般の方々よりも6.1ポイント有意に高く(p<0.01)、**消費者セミナーには参加者の理解度を高める効果があることが示唆される。**

(注) 性別、年齢ごとに調査回答者数を設定(調査回答者:1,236人)。設問は、消費者セミナーのアンケートと同様に、就業状況、公取委に抱くイメージ等、属性を確認した上で、理解度を計るテストを実施(5問の○×テスト)



正解率が6.1ポイント大きい

(注) 「個人属性等調整後」は回帰分析の結果を用いて簡易に算出

競争政策における広報の分析②

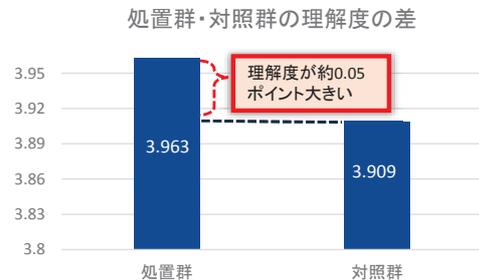
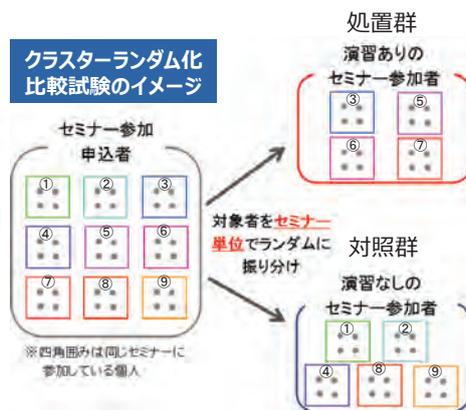


- ・セミナーにおけるシミュレーションゲームの効果を厳密に分析するため、シミュレーションゲームを取り入れたセミナーとシミュレーションゲームを取り入れないセミナーの効果の差をクラスターランダム化比較試験^(注)によって測定

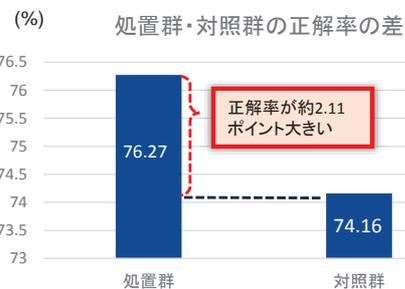
(注) 分析対象は6セミナー、参加者は計152人

- ・セミナー参加者のばらつきが大きいことなどから、統計的に有意ではないものの、**シミュレーションゲームを取り入れたセミナーで、理解度や正解率が高まることが示唆される結果**が得られた。

- ・ただし、いずれの結果も統計的に有意ではないため、「傾向」の「示唆」にとどまる。



※ 理解度は5段階で測定 (5:理解が深まった→1:理解が深まらなかった)



実証的共同研究の成果と 今後の取組について

令和2年5月
総務省 行政評価局 政策評価課

望ましい政策プロセスと実証的共同研究のねらい

【望ましい政策立案とは】

- ・政策目的達成のため、解決すべき課題をデータ等のエビデンスを用いて的確に把握している。
- ・当該課題の解決に向け、論理的考察とエビデンスに基づいて適切な手段を取捨選択している。

【望ましい政策実施とは】

- ・実施されている政策の状況をモニタリングし、エビデンスを用いた適切な進捗管理を行っている。
- ・ICT等を活用して、社会の変化を速やかに捉え、政策に反映させている。効率的で信頼性の高いデータ収集及び分析を行っている。

【望ましい政策評価・改善とは】

- ・実施及び評価段階で収集したエビデンスを基にしつつ、可能な限り外部要因等を排除するなどして得られた、より頑健なエビデンスも踏まえて評価を行うことで、解決すべき課題に向け、より適切な手段の選択を行うなど、政策の精度を高める取組を行っている。

ねらい

行政評価局が各府省の政策プロセスにおける種々の疑問に寄り添い、EBPMというツールを入口にして共に調査・研究を行うことで、上記の望ましい政策プロセスの営みの浸透・定着を図る。

これまでの実証的共同研究（実績）

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）

EBPMのリーディングケースの提示を目指し総務省行政評価局、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を実施。

<これまでの実証的共同研究のテーマ>

○平成30年度（予算額8,500万円）：

- ① IoTサービス創出支援事業（総務省）
- ② 女性活躍推進（内閣府、厚生労働省）
- ③ 競争政策における広報（公正取引委員会）
- ④ 訪日インバウンド施策（観光庁、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

○令和元年度（予算額8,700万円）：

- ① 競争政策における広報【継続】（公正取引委員会）
- ② 地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法（環境省）
- ③ 財政教育プログラム（財務省）

3

令和元年度の実証的共同研究の概要①

競争政策における広報（継続）【公正取引委員会】

事業の概要	・競争政策に対する幅広い国民の理解度や関心等の向上を目的として、「消費者セミナー」、「独占禁止法教室」及び「有識者懇談会」（以下「セミナー等」という。）を行っている。
知りたかったこと	・昨年度のデータのみではエビデンスとして不十分。このため、2年度分の結果を統合して、広報施策の効果を知りたい。 ・セミナー等で職員が講師を務めているが、ハイパフォーマー（高業績者）の講師を特定し、理解度向上等のアウトカムの改善に必要なスキル等を知りたい。
調査・分析内容	・セミナー等について、参加人数、参加者の属性、内容の違い（例：シミュレーションゲームと呼ばれる演習のあり・なし）等により、理解度や一定期間後の認識・行動がどのように異なるかについて、RCT（ランダム化比較試験）（注）の手法も取り入れ、こういった要素によって効果に違いが生じるかを分析した。
分かったこと	・セミナー等の参加者数の増加が理解度や満足度を低下させる傾向があること、所要時間は120分以内が望ましいこと、参加者が若年である場合には講義内容にシミュレーションゲームを取り入れた方が良いことなど、今後の業務改善の根拠とできる信頼度の高い情報を得ることができた。 ・満足度や理解度をより高めるハイパフォーマーを特定することができた。今後、当該職員からのヒアリング等を通じて優れたスキルを特定し、他の職員への普及を図ることでセミナー等のレベルアップを図るための基礎となる情報を得ることができた。

（注） RCT（ランダム化比較試験）：施策の対象者と非対象者をランダムに振り分けて効果を測定するもの。施策の効果を正確に測定することが可能となる一方、政策実務上、施策の対象者をランダムに振り分けることは難しいことが多い。（令和元年度「競争政策における広報の効果測定に係る調査・分析」報告書概要版より）

令和元年度の実証的共同研究の概要②

地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法【環境省】

事業の概要	・地方公共団体向けに地域経済の循環状況に関する分析資料を自動作成するパソコン用ツール「地域経済循環分析自動作成ツール」（以下「ツール」という。）を環境省ホームページ上で無償提供している。
知りたかったこと	・ツールの普及の阻害要因が団体の認知・ダウンロード・活用のどの段階にあるかを把握し、効果的な普及啓発手法を知りたい。 ・今後、類似の普及啓発業務について、どのような方法が効果的かを知りたい。
調査・分析内容	・環境省としてもツールの認知や活用実態が不明であったことから、地方公共団体のツールに対する認知、ダウンロード、活用の各段階にどのような阻害要因があるかを各市区町村へのアンケートで把握し、より効果的な普及啓発の在り方についてRCT等の手法も取り入れて分析した。
分かったこと	・ツールの普及には地方公共団体の環境部局が地域の経済循環を重視しているかどうかが重要であり、人口の大きい自治体の方がよりその傾向が強いなど、団体側の認識や人口規模の違いに応じたアプローチをすることでより効果的な広報ができる可能性が明らかとなった。 ・団体によっては環境部局よりも高いニーズを有している企画部局や産業部局にもアプローチすることで、よりツールが活用される可能性があることも明らかとなった。

5

令和元年度の実証的共同研究の概要③

財政教育プログラム【財務省】

事業の概要	・小・中・高校生への主権者教育の一環として、各地の財務局職員が講師となって授業を行い、日本の社会や財政の仕組みに興味を持ち、財政を自分たちの生活に関わることとして捉え、今後の日本について考えてもらう取組として「財政教育プログラム」（以下「プログラム」という。）を行っている。
知りたかったこと	・限られた人員で、今後も事業を継続し、開催校の拡大や授業の理解度の向上といった質と量のレベルアップを図るためにどうすればよいか知りたい。
調査・分析内容	・プログラムにおける授業実施や講師派遣の効率的な在り方を把握し、今後より効果的な授業を実施していく検討に活用するため、授業に参加する児童・生徒の財政に対する理解度やイメージの変化等をアンケートやクイズにより把握し、授業の効果を測定・分析調査を実施した。
分かったこと	・プログラムの実施について、授業時間は90分以上、受講人数は35人以下、実施時間は午前中、講師の年齢は20代から30代、経験は3回以上といった方法を採用することで、授業に参加した児童・生徒の理解度や満足度がより高まる可能性があるということが分かった。

実証的共同研究の成果（できたこと）

【政策立案段階】

- ・データを新規に集めずとも、入手可能な情報に基づき、行政官の経験を活かして論理を詰めるだけでも政策の改善が望める。
- ・エビデンスの活用については、例えば、好事例のあった地域との差異をよく検討する必要があるなど、単にエビデンスに飛びついたのでは有益な取組とはならない。

【政策実施段階】

- ・政策立案時の想定が、データの収集の結果有効だと裏付けられる場合も多い。
- ・政策効果を把握するアンケート調査については、調査目的に照らした十分な制度設計が必要。
- ・データを集めることにより、政策が想定していなかった実態に気づくことができた。
- ・職員自身の工夫により可能な日常業務から得られるデータを収集することでも、業務改善の土台となる情報を得ることができる。

【政策評価・改善段階】

- ・政策の効果検証により、従来の疑問が解決される一方、新たな疑問も生じ、更に調査を行う必要が生じた。こうした疑問と解決のサイクルを回すことで着実に政策を改善できる。
- ・一定の政策の節目において、本共同研究のような詳細な検証を行うことは重要。

【その他】

- ・共同研究を行った関係府省の疑問に答えることができ、担当者に効果検証をして良かったと思ってもらえることができた。

7

実証的共同研究の課題と今後の方向性について

（参考：令和2年度予算額 6,200万円）

- ① **【望ましい政策立案に向けて】** 各省の疑問に答える（政策の供給者側の視点）だけでは、政策目的の達成に向けたあるべき政策へと改善するのは難しいことが分かった。
⇒ マルチステークホルダーの考え方に基づき、受益者（直接・間接）、協力者たる事業者など、政策を取り巻く関係者の視点からも検討できる工夫を行い、政策の精度を高めていくことが必要ではないか。
- ② **【望ましい政策実施に向けて】** 社会の変化を速やかに捉えること、また、効率的で信頼性の高いデータ収集及び分析ができる仕掛けが必要であると実感。
⇒ スマートフォンの活用など現場でも取り入れやすい実証が必要ではないか。
- ③ **【望ましい政策評価と改善に向けて】** これまでに共同研究で取り上げた政策について、得られたエビデンスを踏まえ、関係府省にどのような行動変容があったのか不明。
⇒ フォローアップを行い、本研究の効果と課題を検証することが必要ではないか。
- ④ **【実証的共同研究の役割を高めるには】** 共同研究の当事者である関係府省の担当者以外にEBPMやあるべき政策プロセスの有効性を十分理解してもらっていきることができていない。
⇒ 研究から得られたエビデンスを分かりやすく伝えるツールキットの作成、研修を通じた周知など、分かりやすく、活用しやすい形で各府省へ伝える工夫の検討と実行が必要ではないか。

令和2年度の実証的共同研究と 今後の取組について

令和3年7月
総務省 行政評価局 政策評価課

これまでの実証的共同研究（実績）

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）

EBPMのリーディングケースの提示を目指し総務省行政評価局、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を実施。

<これまでの実証的共同研究のテーマ>（10府省のべ9件）

○平成30年度：

- ① IoTサービス創出支援事業（総務省）
- ② 女性活躍推進（内閣府、厚生労働省）
- ③ 競争政策における広報（公正取引委員会）
- ④ 訪日インバウンド施策（観光庁、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

○令和元年度：

- ① 競争政策における広報【継続】（公正取引委員会）
- ② 地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法（環境省）
- ③ 財政教育プログラム（財務省）

○令和2年度：

- ① 視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果（文部科学省）
- ② #7119（救急安心センター事業）の導入効果（総務省消防庁）

令和2年度の実証的共同研究について

	①視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果【文部科学省】	②#7119（救急安心センター事業）の導入効果【総務省消防庁】
研究の概要	<p>現在、視覚障害のある児童・生徒に対して「紙の拡大教科書」が無償給与されているが、これと比較して、「デジタル教科書等」を用いた場合に、授業や家庭学習を支障なく実施できるか等を検証</p> <p>→デジタル教科書等は、紙の拡大教科書と同等以上に有効であることを確認</p>	<p>急なケガや病気で救急車を呼ぶべきか判断に迷うときに、専門家に電話で相談できるサービスである「#7119」について、全国展開に向け、その導入効果を検証</p> <p>→導入済地域と未導入地域を比較すると、救急出動件数や搬送人数等が減少しており、導入効果があることを確認</p>
事案の特徴・研究のポイント	<p>○政策対象者の状況（障害の程度やPC等の利用状況など）が区々であり、既存のデータも少なかった。</p> <p>→定量的なデータの不足をカバーするため、アンケートやヒアリングを（ほぼ全てオンラインで）実施し、得られた定性的な情報も活用し検証</p> <p>○政策の実態把握があまり行われておらず、ロジックモデルや調査仮説の作成・設定が困難</p> <p>→調査着手後も総務省、関係府省及び有識者が共同して、ロジックモデル等を見直し続けたことで、より適切な効果検証につなげるとともに、今後効果検証を行う際の課題も明らかになった。</p>	<p>○悉皆性の高い既存のデータが豊富にあったものの、専門的な分析には活用されていなかった。</p> <p>→データを保有する部署と連携し、効果検証に活用できるデータを整理・特定した上で、専門家による統計的手法を用いた分析を実施</p> <p>○政策担当部局が、事前に実態把握・データ収集をある程度行っていた。</p> <p>→事前に得られた情報・データを活用し、政策担当部局を含む関係者による検討が効率的に進められたことで、調査仮説の設定や詳細な調査事項の決定が速やかに行われ、質の高いデータを得ることにつながった。</p>

⇩ (EBPMを進める上で得られた示唆) ⇩

<ul style="list-style-type: none"> 定量的なデータによる分析が困難な場合であっても、定性的なデータから有益な情報を得ることは可能 ロジックモデルを繰り返し見直すことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 政策効果の把握・分析のためには、関係者間の連携体制を構築していくことが重要 サンプルサイズの大きな悉皆性の高い「眠っているデータ」を掘り起こして、EBPMに活用することが重要
--	--

(参考) 令和2年度の実証的共同研究①

視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果【文部科学省】

研究の背景	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省では、視覚障害のある児童・生徒に対する学習環境の保障のため、紙の拡大教科書は無償給与しているが、デジタル教科書等を使用することも可能 紙の拡大教科書は、文字の拡大範囲が限定的で、大判・分冊による不便さがあるなど、必ずしも全ての視覚障害のある児童・生徒にとって最適な方法となっていない可能性
研究の目的	視覚障害のある児童・生徒へのより適切な教科書の提供方法について示唆を得ること
主な研究の論点	<ul style="list-style-type: none"> 障害の程度等によるデジタル教科書等の利用のしやすさの違い 教科書の内容へのアクセスの観点でのデジタル教科書等と紙の拡大教科書の有効性の違い デジタル教科書等の普及・利用促進を図る上での留意すべき事項や今後の課題等
調査・分析内容	デジタル教科書等を用いて授業や家庭学習を行った場合に、従来の紙の拡大教科書を用いた場合と比較して、授業や家庭学習が支障なく実施できるかなどの点を、アンケート調査、ヒアリング調査及び実験により分析
研究の結果と示唆	<ul style="list-style-type: none"> 障害の程度・内容、周囲の環境（特にICT環境）、学習場面等によって、デジタル教科書等の利用のしやすさに違いがあると考えられること ①デジタル教科書等と紙の拡大教科書の作業効率（書き込み、削除、音読及び検索）は、同等程度であること、②デジタル教科書等は、自由度の高い拡大機能や読み上げ機能等、多数のメリットが挙げられる一方、デメリットについては限定的であることから、視覚障害のある児童・生徒が教科書の内容に適切にアクセスするという観点において、デジタル教科書等は紙の拡大教科書と同等以上に有効と考えられること デジタル教科書等を利用しにくいと考えられる児童・生徒や利用環境への対応等、デジタル教科書等の普及・利用促進を図る上での留意事項、今後検討・対応すべき課題

(参考) 令和2年度の実証的共同研究②

#7119 (救急安心センター事業) の導入効果【総務省消防庁】

研究の背景	消防庁では、近年の救急出動件数の増加等を踏まえ、住民が急なケガや病気をした際に、救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に迷う局面で、専門家から助言を受けることができる電話相談窓口「#7119 (救急安心センター事業)」の全国展開を推進 (現在、人口カバー率46%)
研究の目的	#7119の導入が、救急車の適正な利用や救急医療機関の受診の適正化に向けて効果を発揮しているか把握し、同事業の今後の展開に向けた判断材料とすること
主な研究の論点	<ul style="list-style-type: none">・ #7119が救急出動件数や軽症者割合等を減少させているか・ #7119の導入だけで効果が出るのか、認知が高まって効果が出るのか (行動変容への影響)・ #7119の認知の経路、近くに病院やかかりつけ医等がいることと認知の影響
調査・分析内容	#7119の導入済地域での認知度や、導入済地域と未導入地域における住民の意思決定プロセスの違いを分析するためのアンケート調査、#7119の導入効果や、24時間制・時間限定制での導入効果の違いを明らかにするための定量分析 (注) 及び消防本部へのヒアリング調査
研究の結果と示唆	<ul style="list-style-type: none">・ 導入済地域では、未導入地域と比較すると、救急出動件数、搬送人数、軽症者割合及び夜間割合が減少しており、導入には一定の効果があること・ 導入効果には認知度が大きな影響を与えており、導入から日の浅い地域等では認知度が低いケースもあることから、認知度の向上を図ることが重要であること・ かかりつけ医等がいることが認知に大きな影響を与えており、かかりつけ医等と連携しながら#7119の認知度を高めることが有効な方策と考えられること

(注) 事業の実施状況や利用可能なデータの性質を踏まえ、定量分析に当たっては、下記2つの分析手法を用いた。
差の差分分析：施策対象者及び非対象者のそれぞれについて、施策実施前後のデータを用いることで、トレンド要因を取り除いたうえで効果測定できる方法。今回は#7119の実施・未実施の隣接地域などを用いて分析を実施。
合成コントロール法：施策非対象者のデータを合成することによって、施策対象者が施策を受けなかった場合の仮想的な状況を推計し、施策の効果を測定する方法。今回は#7119の実施地域と類似した地域を選定して分析を実施。また、把握したい地域ごとの#7119の効果も分析。
(令和2年度「#7119 (救急安心センター事業) の導入効果に関する調査・分析」報告書概要版より)

8

実証的共同研究の今後の取組について

- ①「政策評価審議会提言」(令和3年3月)において、総務省と各府省による共同研究などを活用して、「ロジックモデルの活用やデータ、ビッグデータの解析等によるエビデンスの獲得・活用など、EBPMをめぐる諸論点についての研究を深める取組を行っていく」とされたことを踏まえ、実証的共同研究の取組の更なる充実を図る。
- ②実際の政策過程や評価プロセスにおけるEBPMの実践に資するよう、①の研究成果を含めて、情報・知見を整理し、各府省と共有する。
- ③共同研究のテーマとして様々な分野の施策等を取り上げることにより、様々な分析手法の使用や、類似の施策を行っている府省への展開・共有など、EBPMの取組の更なる進化・促進につながる可能性があると考えられることから、より多くの府省と共同して多様な事例の創出に努める。

令和3年度の実証的共同研究の 取組について

総務省行政評価局

令和3年度実証的共同研究の概要

- 関係府省及び学識経験者とともに、「実証的共同研究」を平成30年度からこれまで、延べ11テーマ、11府省庁の案件について実施
- 令和3年度は、ロジックモデルの活用やデータ解析等によるエビデンスの獲得・活用等について研究を深めていく旨の令和3年政策評価審議会提言を踏まえ、各府省からテーマを募集し、以下2件の研究を実施

	事例1：農山漁村振興交付金 (農林水産省)	事例2：在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果 (文部科学省)
概要	<p>交付金が農山漁村の活性化にどのように寄与しているか等を分析</p> <p>⇒ 6次産業化に取り組む農業経営体数等が向上することを確認</p>	<p>在外教育施設に派遣経験のある教師とない教師を比較し、教師の能力等の伸びを分析</p> <p>⇒ 派遣経験のない教師と比べ派遣経験のある教師の方が、能力等をより伸ばしていることを確認</p>
ポイント	<p>・交付金の個々の対策がどのように目標に寄与しているのかを明らかにするため、段階的なアウトカムを設定する必要</p> <p>⇒ 目標達成のためには、どのような変化のステップを経る必要があるのかをロジックモデルも活用し整理した上で検証</p> <p>・政策効果の定量的な把握が必要</p> <p>⇒ 交付金の影響のある集落・ない集落の平均値の比較に加えて、交付金の影響のある集落と類似する集落を比較対象とした上で分析</p>	<p>・効果検証に活用できる既存のデータが少ない</p> <p>⇒ できる限り事実を問うなど、設問を工夫したアンケートを教師に実施しデータを取得。管理職へのアンケートや、教育委員会等へのヒアリングも実施し多面的に実態把握</p> <p>・政策効果を適切に把握したい</p> <p>⇒ 派遣経験のある教師とない教師の10年間の能力等の伸び幅の差を比較分析し、経時的な成長と切り分けた、派遣効果を確認</p>
振り返り	<p>・目的達成までの変化のステップを整理することが重要である等の示唆を得るとともに、分析結果を事業改善につなげるためには、実際の政策運用プロセスや現場の実態を踏まえた調査設計を行うことが重要である等の示唆を得た</p> <p>・これまでの研究成果は、EBPM推進委員会や政策評価の各府省担当官会議、総務省HP等で報告・共有。 「政策評価に関する統一研修（eラーニング）」において、研修材料としても活用（R3年度参加（登録）者数：741名）</p>	

背景・目的

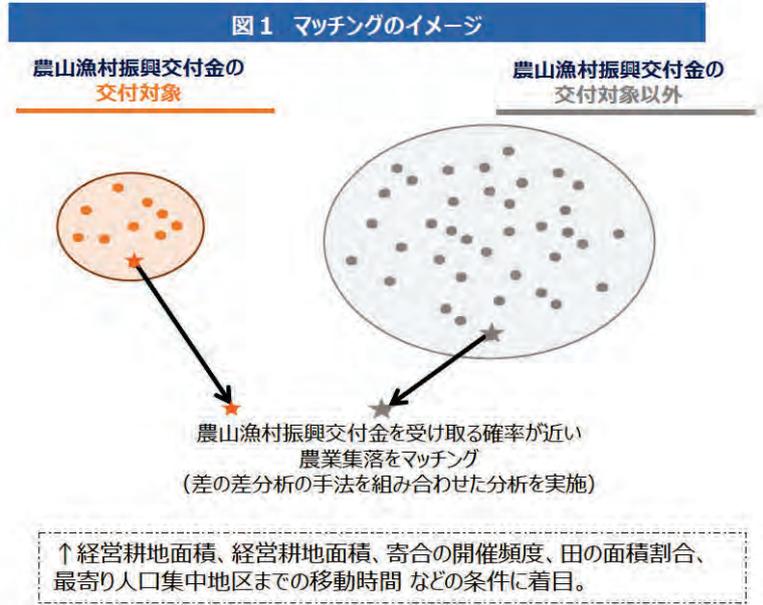
- 「農山漁村振興交付金」は、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、取組の発展段階に応じて総合的に支援するもの。平成28年度に創設されて以降、その時々々の要請に合わせたメニュー（対策）を追加。対策毎に様々な事業を様々な範囲を対象として実施しており、**交付金全体として統一的な効果把握が困難な状況**
- 本調査研究では、本交付金が農山漁村の活性化等の**目標にどのように寄与しているのか**等について検証を行うとともに、本交付金の**効果を更に高めるための方策**についても検討を行った。

調査・分析

- 効果検証を進めるにあたり、各地域が目標に至るには、どのような**変化のステップ**を経る必要があるのかを、各対策の特性も踏まえ整理
- その上で、**政策効果に差異**を及ぼす可能性があると考えられる要素等（申請経緯の違い、事業実施中の地域との関わり方の違い等）について仮説を設定
- 交付金受領事業者へのアンケート調査によって、意欲の変化や仮説に関するデータ等を収集するとともに、交付金事業が主に影響を及ぼす**農業集落を特定**
- 農林業センサス（農業集落の状況）とアンケート調査のデータを組み合わせ**た統計分析により、本交付金の政策効果を定量的に検証するとともに、上記仮説を検証

＜定量分析のポイント＞

傾向スコアマッチングにより「本交付金の事業実施主体（介入対象者）が主に影響を与える農業集落」と**類似する比較対象**（「当該農業集落と類似する介入対象者の影響がない農業集落」）を設定して比較分析を実施（図1参考）



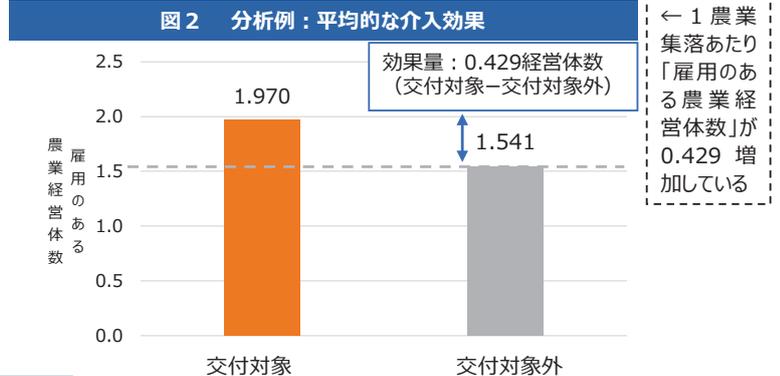
検証結果

- 本交付金の政策効果として、農業集落において、「**農林業経営体数**」や「**雇用のある農業経営体数**」が**向上**（減少を抑制）すること等を確認（図2）。一方、農林業経営体数など、政策効果が十分に確認されたとはい判断し難いものもあった。
- また、アンケート調査の結果、事業継続意欲や地域活性化意欲等の**向上**も確認
- 本交付金の効果を高めるための方策として、事業申請時における事業実施方法の具体化や、事業運用時における地域内外との交流の促進等、**事業の場面に応じた取組の重要性を示唆**
- 更に、今後も本交付金の政策効果を把握していくためには、交付金事業と政策効果が及ぶ農業集落を紐付けることや、**農山漁村活性化までのステップ整理**の重要性が示された。

対策ごとに例えば図3のような整理が考えられる。各ステップの実現状況を測定することで望ましい方向性に変化しているのかを把握できる。

EBPMの示唆

- P** 本交付金のように、介入対象者（事業実施主体）と課題解決のための変化が生じる必要のある対象（農山漁村）とが異なる場合には、**目的達成までのステップを整理**することが重要
- D** **C** 政策形成の段階で必要なデータの収集方法を検討し実際に収集・整理することで、本調査のような事後的なアンケートによらず、通常の業務フローの中での効率的なデータ収集が可能ではないか
- C** **A** 事業の改善につながる評価・分析を実施するためには、実際の政策運用プロセスや現場の**実態から乖離したものにならないよう**、実際に政策を運用している職員が**現場で実感している課題等を把握**した上で調査を設計することが重要



事例2：在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果（令和3年度 実証的共同研究・文部科学省） 1 / 2

背景・目的

- ▶ 日本人学校等の在外教育施設は、日本人の児童・生徒のため、日本国内の学校教育に準じた教育を行っている施設であり、文部科学省では、当該施設に教師を派遣する事業を実施。 ※2021年4月現在の在外教育施設数は329施設。2021年度における派遣中の教師は1,331名。
- ▶ 派遣が教師の能力等の向上にどのように寄与しているのか、必ずしも定量的に明らかとなっていないため、本研究を通じて明らかにすることとした。

調査・分析

- ▶ 能力等の伸びを定量的に把握・分析するため、派遣経験のある教師（派遣教師）とない教師（非派遣教師）に対して、**10年前（2011年度）と現在（2021年度）の自己の能力等に関する認識**についてアンケートを実施（図1参照）。（有効回答数4,765名うち、派遣教師1,818名、非派遣教師2,947名）
- ▶ 上記に加えて、派遣教師と非派遣教師に対する認識について、**第三者的な立場である学校の管理職**にアンケートを実施。
- ▶ さらに、派遣教師等へのヒアリングを組み合わせ、現地での活動内容や、能力等の向上に関する効果発現のメカニズムについて把握。

図1 教師アンケートの対象者のイメージ

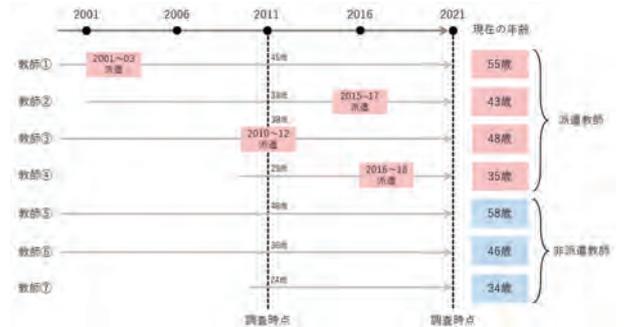
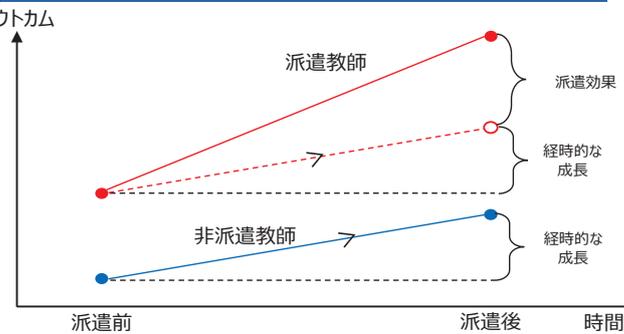


図2 差の差分析のイメージ図



＜教師アンケートの調査設計にあたってのポイント＞

調査設計の検討段階で有識者のご意見をうかがい、

- ・ 比較対象群として、非派遣教師を調査対象とし、**回答者の思い込みバイアスや回顧的調査のデメリットを一定程度補強。**
 - ・ 設問は、単に感想を尋ねるのではなく、**具体の行動や事実をベースに、できるかどうかを尋ねるものを設定。**
- ⇒その上で、派遣教師と非派遣教師の10年前と現在の能力の伸びの差を、専門的統計手法である**差の差分析**（図2参照）と**回帰分析**を組み合わせて分析。

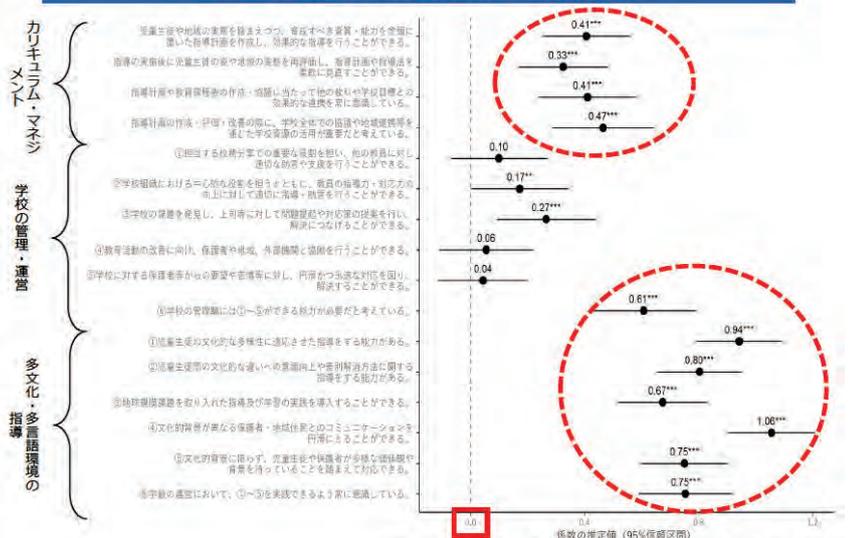
（注）派遣教師と非派遣教師の10年前時点における能力等が同等程度であったことを確認し、海外渡航歴の有無など派遣の有無と関連すると考えられる要因や、複式学級や日本語能力に課題のある児童生徒への指導の有無など、国内での様々な経験を考慮した分析を行ったが、データ取得の制約等により、自己選択バイアスなどの影響を排除しきれない点に留意が必要

事例2：在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果（令和3年度 実証的共同研究・文部科学省） 2 / 2

検証結果

- ▶ 派遣教師は、非派遣教師と比較して、カリキュラム・マネジメント能力、多文化・多言語環境における指導能力に関して、**明確に能力を伸ばしていることが確認された（図3参照）。**また、派遣先の文化や習慣に戸惑う経験があると効果が低くなる傾向がみられたが、**派遣中に派遣元の教育委員会とコミュニケーションを取り、不安を軽減することで派遣効果が高まる可能性がある等の示唆を得た。**
- ▶ 管理職向けのアンケートでは概ね**派遣教師の方が能力が高い**という結果を得た。
- ▶ ヒアリングにより、在外教育施設では、各都道府県から教師が集まるため、他地域の指導方法が学べたこと、現地で生まれ育った児童生徒など多様な児童生徒を指導する機会があったことが役立っている等の結果を得た。

図3 分析例：在外教育施設への派遣効果



※1 派遣教師については、2011年度以降に派遣された者のデータを使用
 ※2 ***, **はそれぞれ1%、5%水準で統計的に有意であることを表す

↑非派遣教師の「伸び」を基準（「0.0」）として、派遣教師の「伸び」の方が大きい場合はプラス（右側）に、小さい場合はマイナス（左側）に数値が表示される。また、数値が大きいほど派遣の効果が高いことを示す。上図のとおり、全般的に派遣者の伸びの方がプラスに出ており、特に「カリキュラム・マネジメント」「多文化・多言語環境における指導」については、明確に効果が高いことが確認された。

EBPMの示唆

- P** 効果検証に係る調査の設計段階から、積極的に外部専門家の知見を活用することが、よりよいエビデンスを得る上で重要。
- D C** 効果検証に使用できる既存のデータが少なかったため、アンケートを用いてデータを作成したが、日常的な活動の中で無理なくデータを集められるようにすることで、負担を軽減しながら質の高い効果検証につなげることができる。
- C A** 分析結果が実際に政策の改善や見直しに活用されるためには、分析結果が現場の担当者に十分に腹落ちされていることが重要。なぜそのような結果になったのか、丁寧なコミュニケーションが必要。

実証的共同研究の 取組について

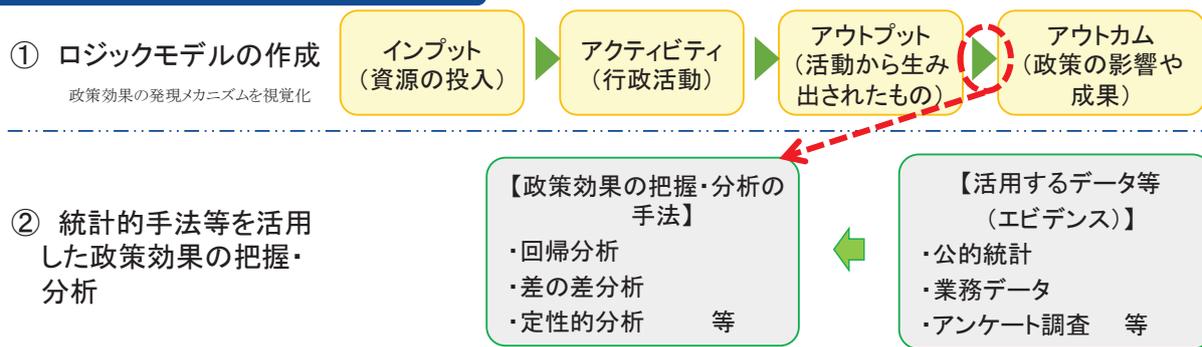
令和5年6月
総務省行政評価局

実証的共同研究について

関係府省・学識経験者との「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」

- **具体の施策をテーマ(題材)として**、ロジックモデルの作成等を通じて施策の目的(求める効果)や手段及びそれらの関係を明らかにした上で、実際に当該施策の効果を把握するために必要な調査・データ収集、統計的手法等を活用した分析等を、総務省、各府省担当者、学識経験者、委託事業者にて実施(H30年度～)
→ **各府省のEBPM(エビデンスに基づく政策立案)の実践に向けた取組を支援しつつ調査・研究を行う**ことで、各府省の参考となるEBPMに関する情報やノウハウを収集し、公表・発信

政策効果の把握・分析のイメージ



内容

- ◆ 刑事施設では、刑務所出所者等の就労の確保のため、就労支援を実施しているが、出所後の就労の見込みがないにもかかわらず、支援を希望しない者もいる。
- ◆ 就労支援が周知されてから受刑者が就労支援を受けるまでのボトルネックを整理した上で、就労支援を受けることを希望するように促す取組を検討（図1）し、ランダム化比較試験(RCT)により5施設で試行し、その効果を把握・分析（図2）。

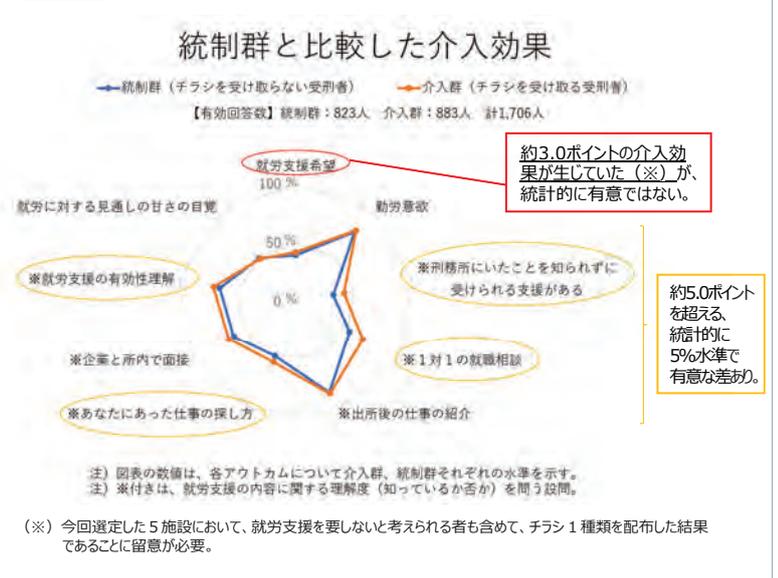
図1



結果・示唆

- ◆ 就労支援を受けることを促す効果があったかどうかはわからなかったが、就労支援制度に関する知識・理解の向上には一定の影響が生じていることがわかった。
- ◆ 本研究を通じて、知識・理解の向上に至った受刑者に対する追加的な対策や、就労の見通しの甘い者への追加的アプローチの検討の必要性など様々な示唆を得た。

図2



実証的共同研究の活用状況：令和3年度研究の概要（参考）

	事例1：農山漁村振興交付金 (農林水産省)	事例2：在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果 (文部科学省)
概要	<p>交付金が農山漁村の活性化にどのように寄与しているか等を分析</p> <p>⇒ 6次産業化に取り組む農業経営体数等が向上することを確認</p>	<p>在外教育施設に派遣経験のある教師とない教師を比較し、教師の能力等の伸びを分析</p> <p>⇒ 派遣経験のない教師と比べ派遣経験のある教師の方が、能力等をより伸ばしていることを確認</p>
ポイント	<p>・交付金の個々の対策がどのように目標に寄与しているのかを明らかにするため、段階的なアウトカムを設定する必要</p> <p>⇒ 目標達成のためには、どのような変化のステップを経る必要があるのかをロジックモデルも活用し整理した上で検証</p> <p>・政策効果の定量的な把握が必要</p> <p>⇒ 交付金の影響のある集落・ない集落の平均値の比較に加えて、交付金の影響のある集落と類似する集落を比較対象とした上で分析（傾向スコアマッチング）</p>	<p>・効果検証に活用できる既存のデータが少ない</p> <p>⇒ できる限り事実を問うなど、設問を工夫したアンケートを教師に実施しデータを取得。管理職へのアンケートや、教育委員会等へのヒアリングも実施し多面的に実態把握</p> <p>・政策効果を適切に把握したい</p> <p>⇒ 派遣経験のある教師とない教師の10年間の能力等の伸び幅の差を比較分析し、経時的な成長と切り分けた、派遣効果を確認（差の差分分析）</p>

○農山漁村振興交付金

- ・本報告書の示唆も踏まえ、交付金終了後の事業継続の把握等のため、事業評価年度以降も事業の実施後の状況について調査を求めることができるよう、本年4月1日付で**実施要領を改正**するとともに、本年4月に**優良事例を公表**。

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領 別記3：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-68.pdf>

優良事例：https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/zirei2-18.pdf

【関係箇所抜粋】農山漁村振興交付金報告書概要 p.49 分析結果の考察・結果を踏まえた示唆（事業完了後の効果分析等の対応方法案）

- ・交付金終了後の事業継続状況を農林水産省や地方公共団体が継続的に把握している場合には、アンケート調査等を実施する必要はない。
- ・なお、アンケート調査等により把握が必要な場合には、農山漁村振興交付金終了後の事業の継続状態を把握するためのものであり、アンケート調査への回答がない場合でも電話調査等により事業の継続状況を把握する必要があるため業務負担が大きい。そのため、農林水産省や地方公共団体の職員、事業実施主体の負担を高めないためサンプリング調査を実施する。
- ・事業完了後にはモデルケース・勝ちパターンの分析のために、各対策・事業ごとに地域課題の解決を実現している優良事例の調査を行い、農山漁村振興交付金が政策効果を発現するために重要な要素の抽出・蓄積に取り組むことも重要である。

○在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果

- ・研究成果は、**全国の教育委員会向けの冊子**（教育委員会月報）で**紹介**されるとともに、在外教育施設への派遣を希望する教師の募集の際にも活用（冊子、ポスター）。
- ・また、各都道府県の各主管部課長会議等での説明の際にも、**研究成果の紹介などを踏まえた説明**を実施。

➤令和2年度以前案件の研究結果についても、**各種説明資料や会議資料等に活用**されている。

4

【参考】

実証的共同研究の実績

・総務省行政評価局では、各府省庁と共に、平成30年度から「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施。これまでのべ12テーマについて研究。

●平成30年度：

- ① IoTサービス創出支援事業（総務省）
- ② 女性活躍推進（内閣府、厚生労働省）
- ③ 競争政策における広報（公正取引委員会）
- ④ 訪日インバウンド施策（観光庁、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

●令和元年度：

- ① 競争政策における広報【継続】（公正取引委員会）
- ② 地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法（環境省）
- ③ 財政教育プログラム（財務省）

●令和2年度：

- ① 視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果（文部科学省）
- ② #7119（救急安心センター事業）の導入効果（総務省消防庁）

●令和3年度

- ① 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- ② 在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果（文部科学省）

●令和4年度

- 刑務所における受刑者の就労支援希望の申し出促進策に関する調査・分析（法務省）

実証的共同研究の募集

- 総務省では、EBPMの実例創出のため、総務省の**予算・人員・ノウハウを活用**し、政策所管府省と共同で、様々な政策の効果検証を実施しています。
＜効果検証を行った政策の例＞ 農山漁村振興交付金(農林水産省)、#7119(救急安心センター事業)の導入効果(総務省消防庁)など
- **総務省、各府省政策担当者、委託事業者の3者で協力**し、ロジックモデルの作成やデータ収集から統計分析までを一気通貫で行います。

⇒ 政策評価審議会答申を踏まえ、「実証的共同研究」の枠組みを柔軟化し、実施後の検証のみならず、政策の設計段階の案件などにも対応。

例えば、以下のような、**効果検証の準備段階や途中過程で行う取組についても実施**

- ▶ 事後の効果検証のための適切な指標設定
- ▶ 現状把握と課題設定のためのデータやエビデンスの収集
- ▶ 指標に基づき、データを収集・整理

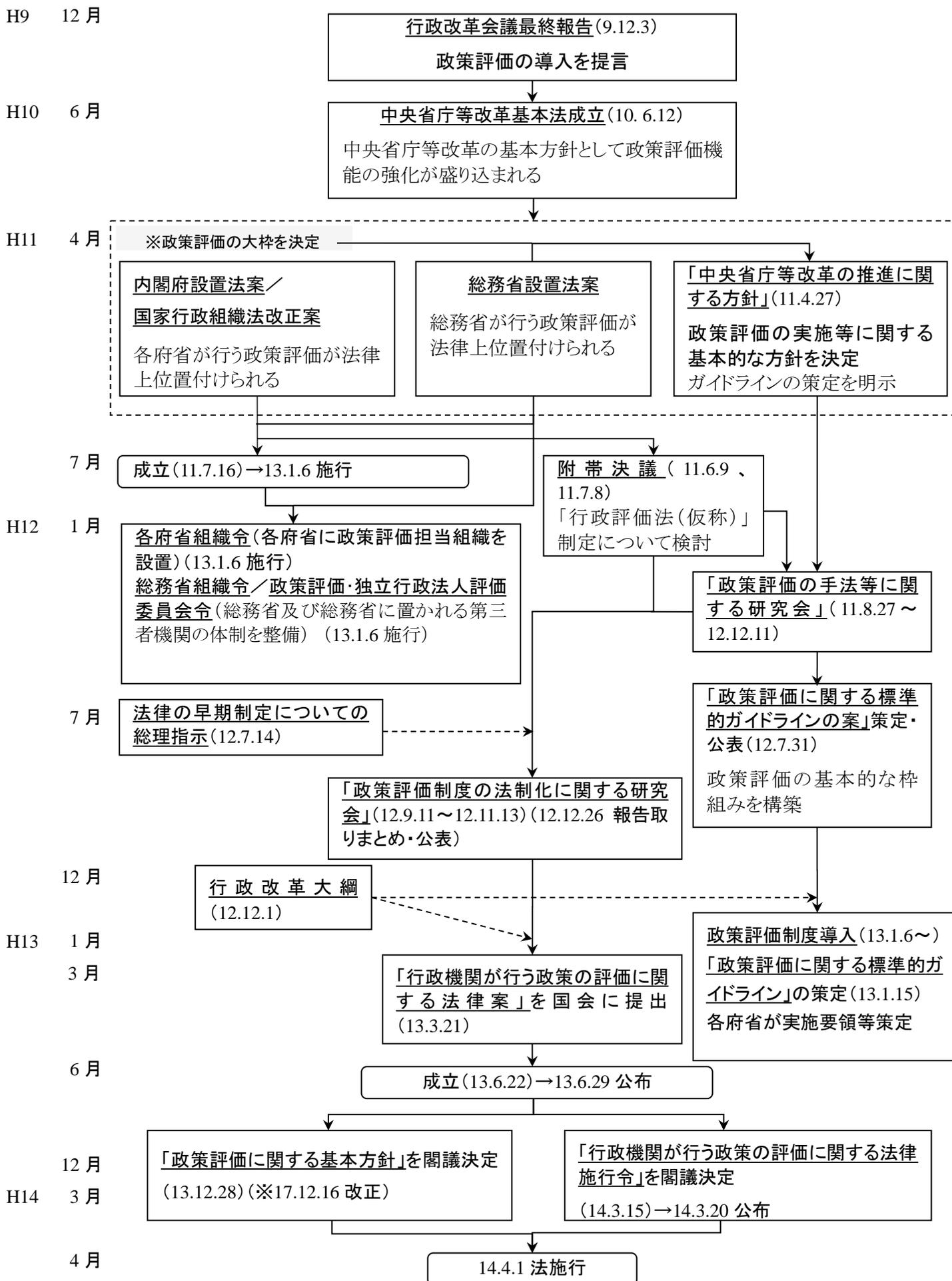
※ EBPMとしての質を担保するため、各取組には外部有識者も参画

「外部有識者へ相談したい(紹介してほしい)」「ロジックモデルを第三者の目で見たい」「データの収集・分析を事業者へ発注したいので、相談に乗ってほしい」といったこともOKです。効果検証に関することは何でもお気軽にご相談ください。

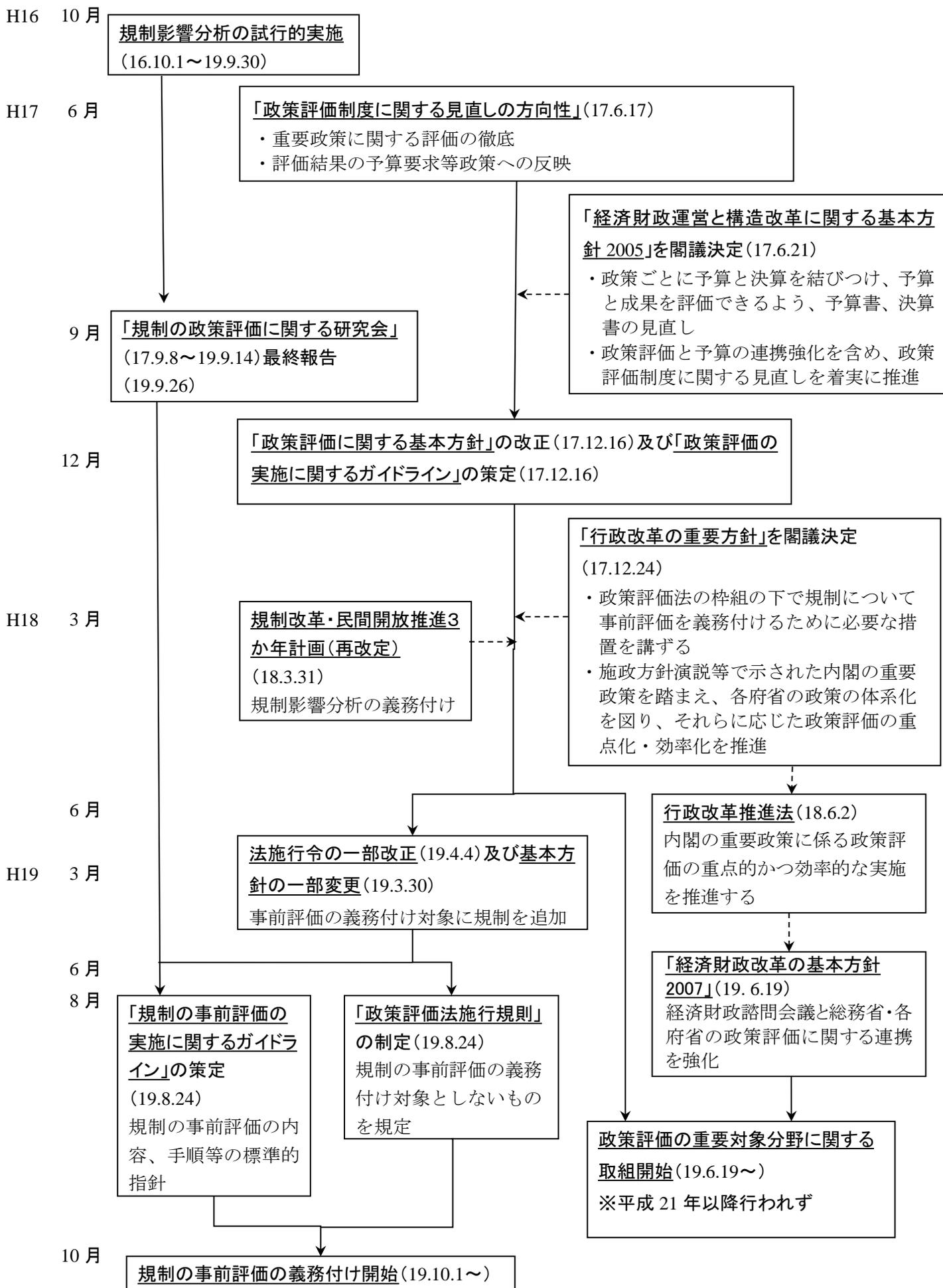
＜参考：過去の実績＞ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html

第 3 章 その他

政策評価制度に関する経緯～法施行まで～



政策評価制度に関する経緯～法施行3年経過後の制度見直し以後～



政策評価制度に関する経緯～政策評価の機能強化の取組～

H21 10月

「予算編成等の在り方の改革について」を閣議決定(21.10.23)
「政策達成目標明示制度」の導入等

11月

行政刷新会議「事業仕分け」(21.11.13)
・総務省行政評価局の担う行政評価機能(政策評価、行政評価・監視)が対象とされ、結果は「抜本的な機能強化」
・これを受け、総務省では、機能強化の取組を開始

12月

「平成22年度税制改正大綱」を閣議決定(21.12.22)
租税特別措置の抜本的な方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことを明記

H22 1月

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」の策定(22.1.12)

2月

「行政評価機能強化検討会」(22.2.17～3.26)

4月

「行政評価機能の抜本的強化方策」の策定(22.4.13)
※「行政評価等プログラム」に盛り込み
「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」を受け、政策評価推進機能の強化方策を以下の方向で具体化
・政策評価に関する情報の公表
・政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進
・事前評価の拡充(租税特別措置に係る政策評価等)
・予算編成に資する政策評価の推進
・政策評価の推進における現地調査機能の活用
・政策評価の取組の人事評価への反映の推進

5月

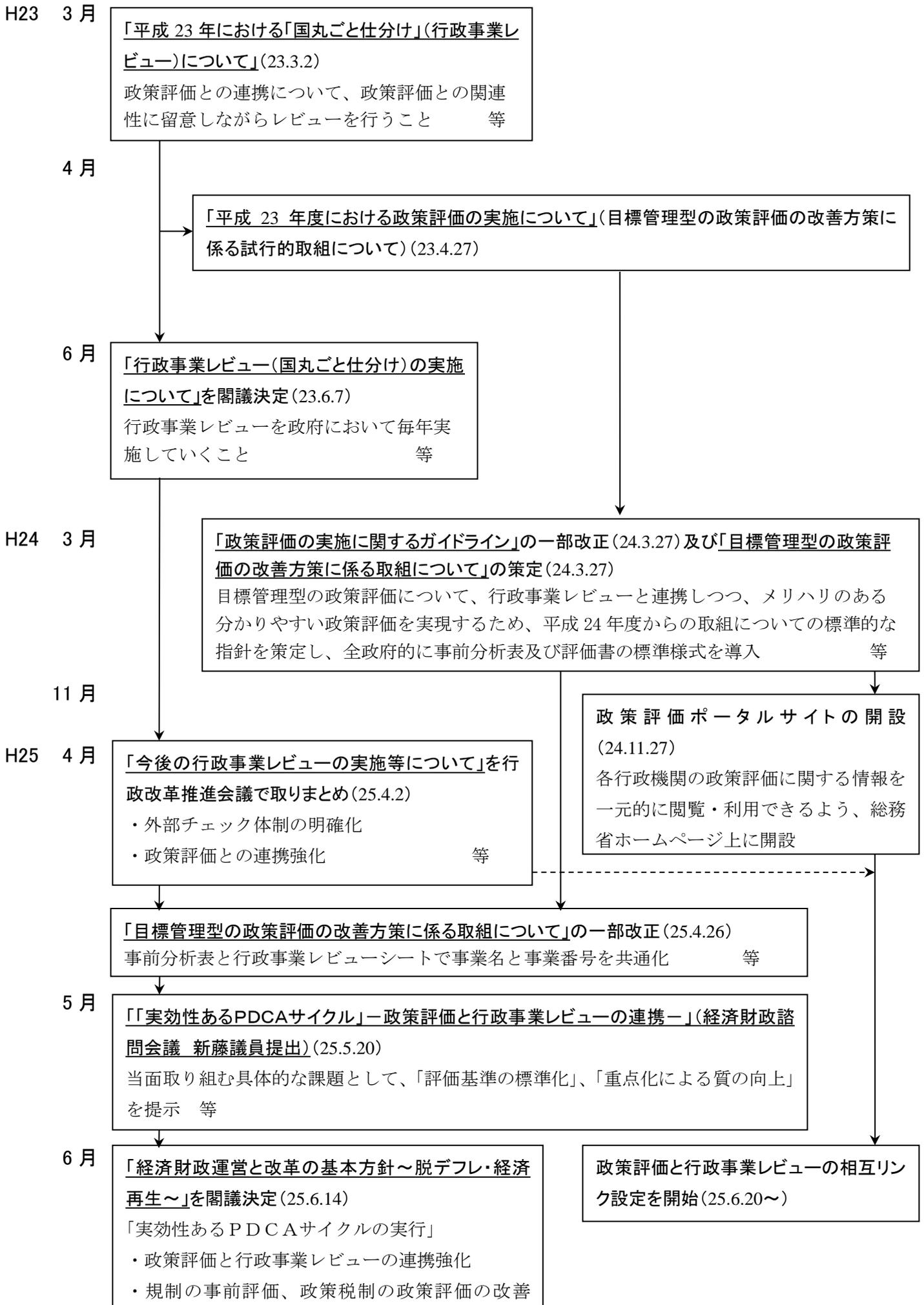
法施行令の一部改正(22.5.28)、基本方針の一部変更(22.5.25)及び「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(22.5.28)
事前評価の義務付け対象に租税特別措置等を追加

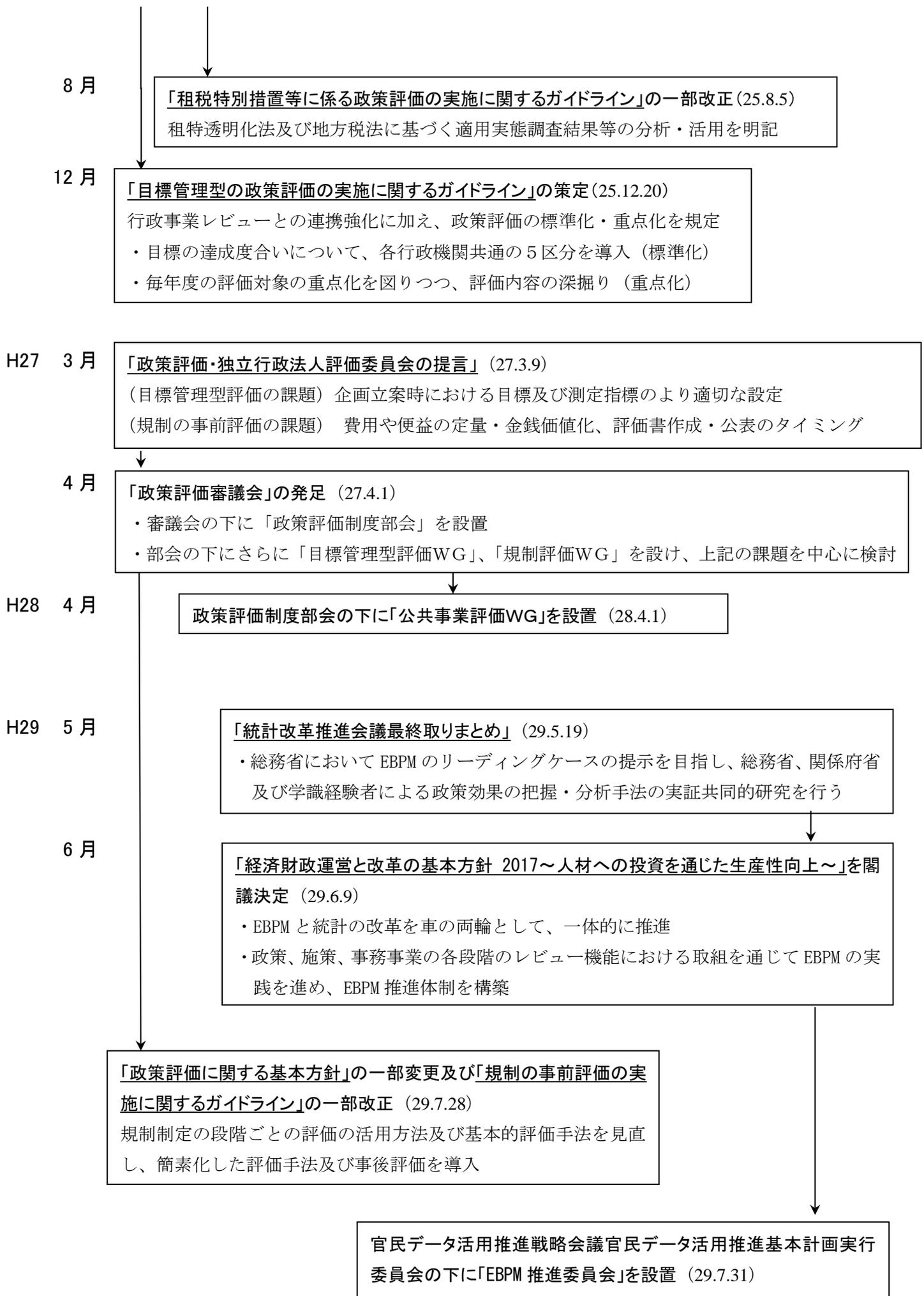
「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定(22.5.28)
租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的指針

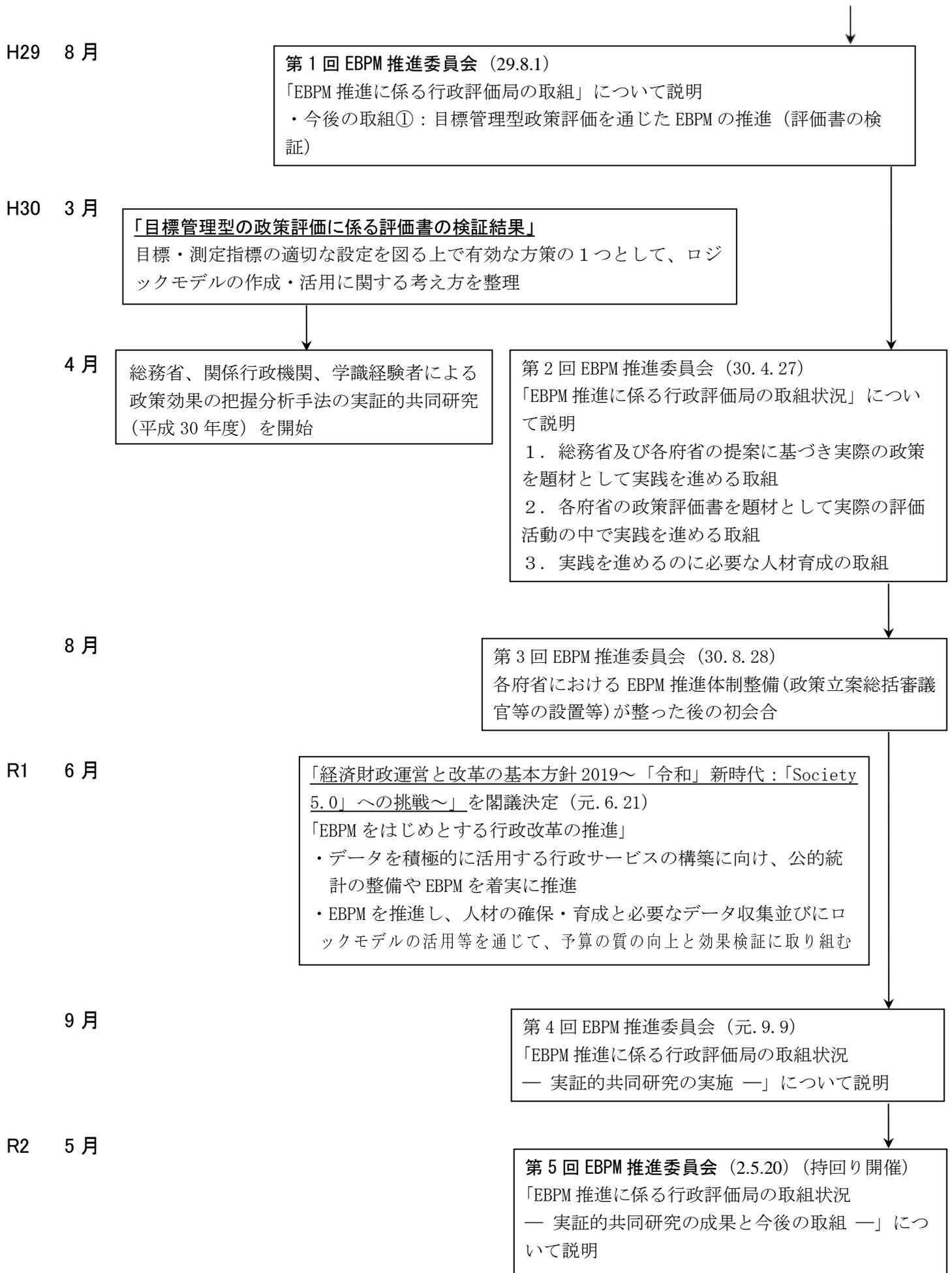
「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定(22.5.28)
基本方針に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえた、評価書の作成等についての標準的指針

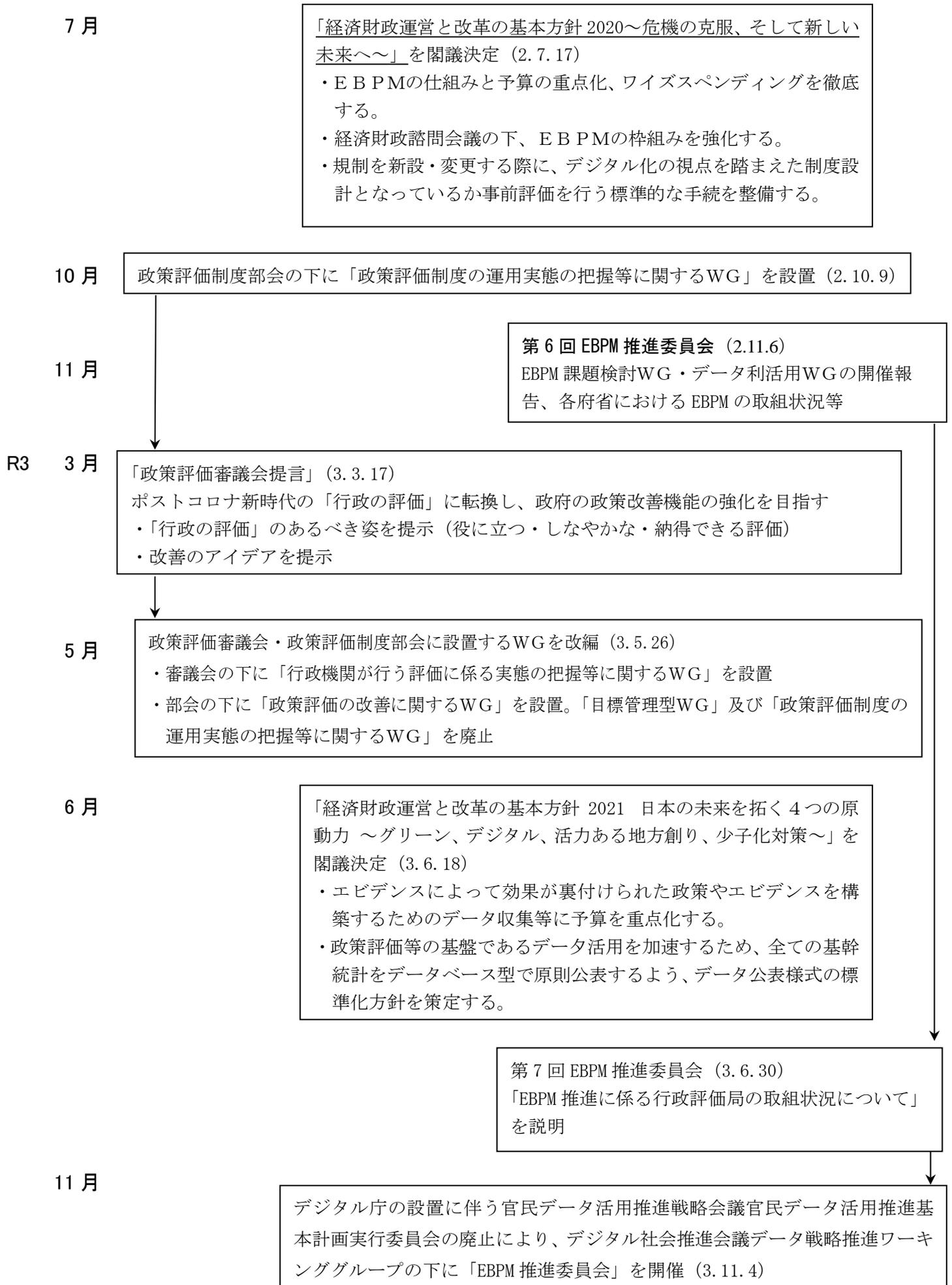
12月

「平成23年度予算編成の基本方針」を閣議決定(22.12.16)
政策達成目標明示制度等の施策の取扱いを含め、関係府省・部局において政府全体におけるPDCAサイクルの整理・強化について検討を行う









R4 5月

「政策評価審議会提言」(4.5.31)

令和3年の政評審提言を基に、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」と、政策評価制度の改革の方向性について取りまとめたもの

- ・政策の企画立案等の中で実際に行われる効果検証等を「評価」と捉え、政策過程において重要な役割を担うものと位置付けるべき
- ・予測困難な課題にスピーディかつ的確に対応するため、機動的かつ柔軟に政策の見直しが行えるようプロセスを見直し。

6月

第2回 EBPM 推進委員会 (4.6.17) 開催

「令和3年度実証的共同研究の取組と今後の各府省への支援等について」を説明

12月

「政策評価審議会答申」(4.12.21)

令和4年の政評審提言を基に、機動的かつ柔軟に政策の見直し・改善が行われ、社会経済の変化に対応できる行政の実現のため、見直しの方向性を示した。

- ・効果検証の取組の推進
→「有効性」の観点を重視し、政策の効果検証に積極的に取り組む。
- ・政策の特性に応じた効果検証が可能となる評価枠組みの導入
→今後は画一的・統一的な評価方法ではなく、政策の個別性・多様性を重視した制度運用に転換する。

R5 3月

「政策評価に関する基本方針」等の一部変更 (5.3)

新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すよう、基本方針等を変更。

- ・政策効果の把握・分析機能の強化のため、画一的・統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し
- ・評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、意思決定過程での活用を推進
- ・各府省は、次期基本計画期間を試行的取組の期間と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行
- ・制度官庁は、評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、政策評価の取組の継続的な改善を促進。各府省の試行的取組を整理・分析し、結果を「新ガイドライン」に反映して、政策評価制度のPDCAサイクルを確立

4月

第1回 EBPM 推進委員会 (5.4.13) 開催

「EBPM 推進委員会の開催について」(3.10.25) が廃止されたことに伴い、行政改革推進会議の下に EBPM 推進委員会を開催。

予算編成過程でのロジックモデルの重要性やレビューシートの活用等について議論

第33回政策評価審議会 (5.4.28)

- ・「行政機関が行う政策に係る実態の把握等に関するワーキング・グループ」を廃止

7月

第34回政策評価審議会 (5.6.15)

- ・新たに「政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループ」を設置

9月

第2回 EBPM 推進委員会 (5.9.29) 開催

- ・行政事業レビューシートやEBPM の取組状況について各府省から紹介。

(2) 行政改革会議最終報告（抄）

平成9年12月3日

行政改革会議

5 評価機能の充実強化

(1) 評価機能の充実の必要性

- ① 従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。
- ② しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。
- ③ また、評価機能の充実は、政策立案部門と実施部門の意思疎通と意見交換を促進するとともに、その過程において政策立案部門、実施部門の双方の政策についての評価や各種情報が開示され、行政の公正・透明化を促す効果があることも忘れてはならない。

(2) 各省における評価機能の強化

- ① 政策の企画立案には、政策の効果分析や評価が不可欠なものであり、政策の評価は各省の重要な機能となるべきものである。このため、各省の本省組織に、明確な位置付けをもった評価部門を確立すべきである。
- ② 評価の客観性を確保するために、評価指標の体系化や評価の数量化・計量化など合理的で的確な評価手法を開発していく必要がある。
- ③ 同時に、全政府的な観点から、政策評価の総合性とより厳格な客観性を確保するため、各省における評価機能とは別に、各省を超えた全政府レベルの評価機能の充実強化を図る必要がある。

このためには、現行の行政監察機能の充実強化に加え、民間有識者などを加えた第三者的評価を可能とする仕組みが是非とも必要である。

- ④ なお、実施部門については、目標の設定と達成度評価といった仕組みを導入するが、これは評価機能の充実方策の一環と位置付けることができる。また、実施段階での実情や問題点の把握は、政策評価の一

部と考えられ、これらの情報が政策立案部門に適切に提供される必要がある。

(3) 評価結果の公開

- ① 政策評価の眼目は、政策に必要な修正を加えるとともに、評価過程を通じて、可能な限り透明に、政策の目的、内容、実現状況、修正の必要性の有無などの議論を明らかにし、幅広く政策選択の在り方についての国民的議論を喚起していくことにある。その意味で、評価機能の的確な発揮に当たっては、評価の迅速化や情報の公開を積極的に進める必要がある。
- ② 政策評価は、評価が政策に反映されてこそ意味があるものである。政策評価の実効性を確保するためにも、評価結果の政策への反映について、政策立案部門による説明責任を明確化することが必要である。

(3) 中央省庁等改革基本法（抄）

平成10年法律第103号
最終改正 平成11年法律第160号

（中央省庁等改革の基本方針）

第四条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

六 国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。

（総務省の編成方針）

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

二 行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。

（政策評価等）

第二十九条 政府は、第四条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

- 一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。
- 二 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること。
- 三 政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること。

3 政策評価制度に関する決議

平成27年7月8日

参議院本会議

政府は、平成十三年の中央省庁等改革を機に、政策評価制度を全政府的に導入し、平成十四年からは、行政機関が行う政策の評価に関する法律、いわゆる政策評価法を施行するとともに、平成十七年には、同法に基づく施行後三年の見直しを行っている。

このような政策評価制度の歩みにあわせ、参議院改革の一環として創設された行政監視委員会及び本会議においては、平成十五年及び平成十七年に、それぞれ決議を行ったところである。

本年は、平成十七年の政策評価法見直しから十年が経過するとともに、独立行政法人通則法の改正に伴い、政策評価と独立行政法人評価について、それぞれ独立した審議体制が発足したほか、地方創生推進の観点から、地方公共団体はPDCAサイクルの整備が求められている。

また、国際連合の評価グループなどが、本年を、評価と証拠に基づく政策形成を提唱する「国際評価年」として指定し、昨年十二月の国連総会でも、国単位での評価能力の向上についての決議が行われている。

このような状況を踏まえ、政府においては、国民目線に立って、行政について不断の見直しを行うとともに、国民への説明責任を果たす観点から、今後とも、政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るため、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の結果を政策に十分反映するためには、時宜に適した政策評価の実施と的確な政策効果の把握が重要であることに鑑み、事後評価においては、適切な目標設定と達成手段を事前に明示し、数値や明確な根拠に基づく評価を実施するとともに、事前評価においては、政策の効果と政策費用の的確な把握を徹底するよう、最大限努めること。なお、政策効果の把握のため、政策目標や測定指標に影響を与える様々な要因について、踏み込んだ分析をするよう十分配慮すること。

二、目標管理型の政策評価については、目標の適切な設定が評価の良否を左右することから、各府省は、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表の作成段階において設定される目標や測定指標の改善を図ること。なお、測定指標については、国民生活及び社

会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示すことができるよう、更なる開発・設定に努めること。

三、PDCAサイクルを通じた行政運営の向上、説明責任の徹底の観点から、政策評価と行政事業レビューとの役割分担、有機的連携を一層強化することにより、メリハリのある分かり易い政策評価を推進するとともに、事務事業レベルまで含めた政策の体系化、一覧性の確保をさらに推進すること。

四、主要な評価方式である総合評価については、政策体系のより上位の政策等の評価に用いることが想定されており、制度改善など政策の大幅な見直しへの活用が期待されることから、評価手法の開発や外部シンクタンクの活用などの改善方を検討し、一層の活用を図ること。

五、総務省が担う総合性・統一性確保評価については、府省横断的政策の評価という極めて重要な役割を果たしていることから、適切なテーマの選定、量的拡大、実施体制の強化、外部シンクタンクの活用などにより、その充実・強化を図ること。

六、総務省の客観性担保評価活動については、政策評価制度全体の質の向上に大きな役割を果たすことが期待されており、今後とも、政策評価法第十二条及び政策評価に関する基本方針の趣旨を十分勘案し、一段の見直し・改善に努めること。

七、地方創生推進諸施策の実施に当たっては、従来に関連諸施策の十分な検証が不可欠であることから、総務省は、政府内における第三者的な評価専担組織の立場から、地方公共団体における中心市街地活性化、地域再生、都市再生などの地域活性化策の実施状況、効果の発現状況、国の支援施策の活用状況等について、早期に調査・検証を行うこと。

八、政策評価推進機能を担う総務省においては、地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定等を行う地方公共団体がPDCAサイクルを十分活用できるよう、国の関係部局及び地方公共団体への評価手法等の情報提供等の支援に努めること。

右決議する。

(松村祥史君外十六名発議)

4 政策評価に関する用語集

アウトカム (outcome : 成果、政策効果)

アウトカムとは、成果ないし政策効果と訳されるが、主としてサービスを受け取る側の視点から論じられる点に特徴がある。政策評価においては、行政活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のことをアウトカムと呼んでおり、政策評価における極めて重要な概念の一つである。なぜなら、アウトカムの把握は、必要性、有効性、効率性等の観点から評価が行われる際に基礎となる不可欠な要素であるからである。

必要性の観点では、所期のアウトカム設定及び事後的なアウトカムの発現状況が行政目的ないしより上位の行政目的に照らしてその妥当性が検証されることが想定され、有効性の観点では、所期のアウトカム設定及び行政目的に照らし事後的なアウトカムの発現状況が検証されることが予定されている。さらに、効率性の観点では、事後的なアウトカムの発現状況と政府の行政資源の投入との間の関係を検証することが目指されている。

なお、評価法第3条がいうところの「政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう）」とはアウトカムを意味するものである。

【関連用語】 アウトカム指標, アウトプット

アウトプット指標、必要性の観点、有効性の観点、効率性の観点

アウトカム指標

アウトカムとは、行政活動の結果として国民生活及び社会経済に及ぼされる影響のことであり、このアウトカムを測定するための「指標」(indicator)のことをアウトカム指標という。アウトカム指標では、達成度合いを明確かつ具体的に示すためには可能な限り定量的な指標を用いることが望まれることになる。ただし、全ての政策がアウトカムで測定できるとは限らないため、政策の特性等に応じてアウトプット指標が用いられる。

【関連用語】 アウトカム、アウトプット、アウトプット指標

アウトプット (output)

アウトプットとは、あるシステムから産出されたものを指す。行政活動のアウトプットという場合、「行政活動によって生み出されたもの」という意味で使われることが多い。アウトプットとは、通常、サービス行政分野において提供される個別の具体的なサービスのことを意味しているが、法律や規制、計画など、企画立案活動の直接的な産出物を意味することもある。政策評価の世界では、行政活動の結果を、「アウトプット(産出物)」、「アウトカム(成果、政策効果)」というように2段階に分けて表現している。アウトプットが直接的な行政活動の結果(例えば、道路を何km作ったか。)であるのに対し、アウトカムは国民生活及び社会経済に及ぶ影響(例えば、それによって渋滞がどれだけ改善されたか。)である。

【関連用語】 アウトカム、アウトカム指標、アウトプット指標

アウトプット指標

アウトプットとは、行政活動によって生み出されたものであり、このアウトプットを測定するための「指標」(indicator)のことをアウトプット指標という。アウトカム指標同様、行政機関の活動実績を示すため、明確かつ具体的に示すためには可能な限り定量的な指標を用いることが望まれる。ただし、政策の特性等によって、必ずしもアウトプット指標の定量的表現になじまないものがある。この場合には具体的な事実に基づき、政策を説明するための表現や指標が別途検討される必要がある。

【関連用語】 アウトカム、アウトカム指標、アウトプット

インプット (input)

政策を実施するためには、予算、人員等の行政資源を投

入する必要がある。これらの行政資源は、「政策」を中心に見たとき、「インプット」と考えることができ、これらのインプットを用いて産出したものを「アウトプット」と考えることができる。すなわち、ここでいう「インプット」とは、政策の実施のためにどれだけの資源を投入したか(例えば、いくら予算を投入したか。)であると理解することができる。

このようにインプットは、アウトプットと対となる概念である。ただし、何をインプットと呼び、何をアウトプットと呼ぶかは相対的な関係にあり、この両者を媒介するシステムを何であると捉えるのか、あるいは何を明らかにするのかに応じて異なる。例えば、費用便益分析においては、金銭ベースでの議論となるため、「費用」というインプッ

トと「便益」というアウトプットを議論することになる。

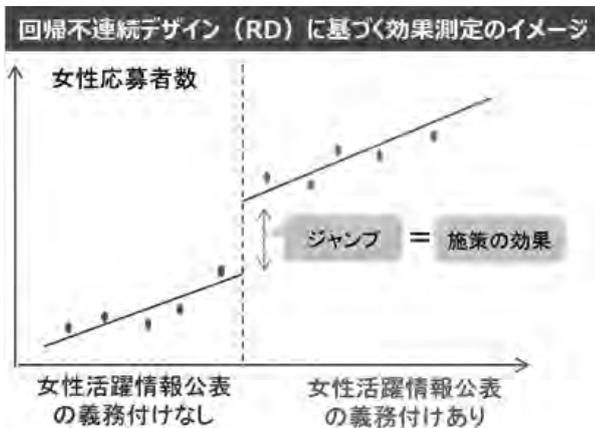
【関連用語】 アウトプット、費用便益分析

回帰不連続デザイン

回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity design：RD）とは、施策対象者及び非対象者があつた一つの基準（閾値）で決定される場合に、閾値の前後の対象者を比較することで効果を測定する手法である。

施策対象者及び非対象者のそれぞれで閾値ぎりぎりに位置する対象者同士の個人特性はかなり似通つていて考へられるため、もし下図のような「ジャンプ」があれば、これを施策の効果とみなしてかなり正確に測定することが可能である。また、閾値の前後を比較すれば効果測定が可能であるため、政策実務を変更しなくても実施できる可能性がある。

一方で、閾値から離れた対象者について施策の効果把握することはできず、また、施策を受けるか否かを決定する基準が他の施策の対象者になる基準と同じであると、他の施策の効果と識別できなくなることには留意が必要である。



【関連用語】 EBPM、分析統計

回帰分析

回帰分析（Regression Analysis）とは、ある変数 x （説明変数と呼ぶ）が別の変数 y （被説明変数と呼ぶ）にどの程度影響を与えているか、統計学的に明らかにする手法である。

一つの変数（説明変数）が一つの変数（被説明変数）に与える影響を評価する単回帰分析と、複数の変数（説明変数）が一つの変数（被説明変数）に与える影響を評価する重回帰分析に分けられる。

例えば $y = \beta_0 + \beta_1x + \epsilon$ というモデルによって、一つの説明変数 x が被説明変数 y に影響を与えていると仮定される場合、定数項 β_0 や x の係数 β_1 を推定することを単回帰分析という。特に β_1 は、説明変数 x が変化した場合に被説明変数 y がどの程度影響を与えるかを表している。なお ϵ は誤差項と呼ばれており、上記のモデルでは説明できない部分を表現している。最小二乗法とは回帰分析の一手法であり、上記モデルの誤差項 ϵ が最も小さくなるように係数を推定する手法であり、基本的かつ簡便な分析手法である。

また、重回帰分析は、説明変数が複数の場合であっても分析可能であり、変数間の関係性を捉える有用な分析ツールである。単回帰分析では交絡因子（説明変数と被説明変数の双方に影響を与える変数）の影響を排除できないが、複数の要因を加味して分析できる重回帰分析では、交絡因子にある程度対処することが可能である。

【関連用語】 EBPM、分析統計

仮想的市場評価法 (CVM : Contingent Value Method)

仮想的市場評価法とは、アンケート等を用いて支払意思額（提供される公共財・サービスに対して支払つてもよいと考へる額：Willingness to Pay : WTP）を住民や利用者に見つけることにより、消費者余剰（支払意思額と実際に支払う額の差分）を計測する方法である。

環境や景観など市場での取引が存在しない非市場財に適用され、環境政策（水質保全事業、海岸環境保全事業等）の便益把握に主に用いられている。

アンケートの質問方法やサンプルに問題があると、回答に偏りが生じ、評価結果の信頼性が低くなるとされている。

【関連用語】 費用便益分析、消費者余剰計測法、トラベル・コスト法

記述統計

記述統計とは、収集されたデータの特徴（平均、分散、

標準偏差、分布など)を明らかにし、データの示す傾向や性質を把握するものである。政策が想定している政策効果等の各時点での動きが把握でき、収集は比較的容易だが、政策効果等の動きが厳密に政策に起因するものかどうかまでは把握できない。

【関連用語】分析統計

規制影響分析 (RIA : Regulatory Impact Analysis)

規制影響分析とは、OECDの定義によれば「新規規制案や既存規制がもたらすネガティブ・ポジティブな影響についての体系的な分析」であるとされる。規制は通常、大規模な財政支出を伴わないため行政コストは小さく見えるが、規制を受ける主体(国民・企業等)にとっては生活や生産・経済活動に与える経済的影響が大きくなる可能性がある。そのため、当該規制が広く社会に与える影響を分析し、その妥当性について判断する情報として活用される。

基本計画

政策評価に関する基本計画は、各行政機関の長が「3年以上5年以下」の期間で策定することが法的に義務付けられている(評価法第6条)。基本計画は毎年度策定される実施計画とともに事後評価のプランを国民に示すものである。また、基本計画の策定に当たっては、各行政機関の主要な政策を計画期間の範囲において網羅することが求められている。各行政機関に基本計画の策定が委ねられるのは、各行政機関が所掌する政策の特性や取り組みの実状に応じるためであり、例えば、毎年の政策評価によって各行政機関の主要な政策を全て網羅するのではなく、基本計画によってローリング(一旦策定された中長期計画を固定しておくのではなく、毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う)したりするなど、政策特性に応じた工夫を講じることが必要となる。

【関連用語】実施計画

基本計画の記載項目

基本計画の記載項目は以下の11点である。

- ① 計画期間
- ② 政策評価の実施に関する方針
- ③ 政策評価の観点に関する事項
- ④ 政策効果の把握に関する事項
- ⑤ 事前評価の実施に関する事項
- ⑥ 計画期間内において事後評価の対象としようとする

政策その他事後評価の実施に関する事項

- ⑦ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- ⑧ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- ⑨ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- ⑩ 政策評価の実施体制に関する事項
- ⑪ その他政策評価の実施に関し必要な事項

【関連用語】アウトカム、政策評価の観点

、政策評価の客観性・厳格性

疑似実験・自然実験

疑似実験・自然実験とは、何らかの理由で異なる取組の対象となっている複数のグループの間で効果の比較を行うことにより、(あたかも実験が行われたような状況を取り出して)因果関係を分析する手法である。同じような条件の複数のグループをうまく見つけ出す必要があり、RCTに比べて信頼性が劣るが、コストがかからないメリットがある。

日常的に生じるものではない外生的ショックを利用する自然実験に対し、観察データと統計的手法を用いてあたかもRCTを実施しているような状態を作る出すことが疑似実験である。

【関連用語】EBPM、分析統計、RCT

客観性担保評価活動

客観性担保評価活動は、各府省が自己評価として実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するために総務省(行政評価局)が行う一連の評価活動であり、評価法第12条第2項と「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)を根拠とするものである。具体的には、次の四つの活動から構成されている。

- ① 審査:「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」(基本方針)
- ② 評価の実施の必要性の認定:「各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定」(基本方針)
- ③ 狭義の「客観性担保評価」:「上記②の結果に基づき

政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価」(基本方針)

- ④ 共同評価：「行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価」(基本方針)

【関連用語】 評価専担組織、政策評価の客観性・厳格性

行政評価・監視

行政評価・監視とは、総務省行政評価局が担う業務の一つであり、平成13年の中央省庁等再編に伴う総務庁行政監察局から総務省行政評価局への移行に合わせて登場したが、従来の行政監察を継承、充実・強化したものである。行政評価・監視業務において、行政評価局は、行政運営の改善・適正化を図るために、主に合規性、適正性、効率性等の観点から、行政機関の業務の実施状況の評価・監視を実施する。

同業務は全国計画調査と地域計画調査の2種類があり、全国計画調査は本省行政評価局が計画を策定し、管区行政評価局・行政評価事務所を活用して全国的な調査を行い、その結果に基づき改善方策を取りまとめ、関係府省に勧告等を行っている。さらに勧告の実効性を確保するため、勧告に基づき行政機関が講じた措置について報告を求めるほか、必要に応じ、勧告事項を推進するためのフォローアップ調査を実施している。

また、地域計画調査は管区行政評価局・行政評価事務所が独自に、地域住民の生活に密着した行政上の問題を取り上げ、国や特殊法人等の出先機関等を対象に地域的な調査を実施して、必要な改善を図るものである。

【関連用語】 行政評価等プログラム

行政評価等プログラム

行政評価等プログラムは、①政策評価、②行政評価・監視及び③行政相談といった総務省行政評価局が行う業務の、向こう3年間の基本的な方針を定めたものである。同プログラムは行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング（一旦策定された中長期計画を固定しておくのではなく、毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う）方式によって見直しを図るものとされている。行政評価等プログラムのうち、統一性・総合性確保評

価及び行政評価・監視のテーマについては、毎年度の見直しを受けつつ、実施されることになる。

【関連用語】 行政評価・監視

業績測定 (performance measurement)

ハトリー (Hatry, Harry P.) の定義に従えば、業績測定は「サービスや施策のアウトカムや効率性を定期的に測定すること」と定義される。すなわち、業績測定とは施策・事務事業ごとに業績指標を設定し、その指標の値を実施過程において定期的に測定することによって、目標の達成状況の情報を提供するための手法である。

測定の上で必要とする専門的知識が比較的少ないことから、実施が容易であり、また、あらゆる政策分野の業績達成状況を広く見渡すことができるという長所がある。反面、外部要因による影響を除去できず、施策・事務事業の実施と結果の因果関係が明らかにならないという欠点もある。

傾向スコアマッチング

傾向スコアマッチングとは、施策対象者と非対象者の中から、特性の似通った個人をマッチングして、効果を測定する方法である。

施策を受けるかどうかを利用可能な変数で決定されている場合、効果をかなり正確に測定することができ、政策実務を変更せずに実施できる強みがある。

ただし、利用可能な変数以外によって、施策の対象が選定されている場合、効果を正確に測定することができない。**【関連用語】 EBPM、分析統計**

公平性の観点

政策評価における公平性の観点とは、「行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすること」(基本方針)である。すなわち、この議論は、様々な社会集団が享受する行政活動による受益や負担の分配に関わる議論である。政策によってはこの受益や負担の公平性を重視するものがあり、この場合には「必要性」「効率性」「有効性」等の観点だけでなく、補完的に公平性の観点からの評価が必要となる。なお、受益に応じた負担を求める場合もあれば、能力に応じた負担を求める場合もあるように、受益や負担の公平性は一様に判断されるものではない。

効率化

政策評価における評価の観点の一つである「効率性」と、「中央省庁等改革の推進に関する方針」にみられるような、行政改革の文脈における「効率」あるいは「効率化」との間には若干の意味の違いがある。

前者の、政策評価の観点の一つとしての「効率性」は、より少ない資源でより大きい効果が得られるかを検証する議論であり、利用する資源の極小化と効果の極大化の双方を併せて議論する点に特徴がある。すなわち、費用効果分析や費用便益分析にみられるような、投入される資源（インプット）と、それによって産出されるサービス等（アウトプット）の結果として生じる政策効果（アウトカム）の関係の議論がここでいう「効率性」の意味するところである。

他方、後者の行政改革の文脈における「効率」とは、主として政策の執行面における議論であり、政策を所与のものとした上で必要な事業量をより少ない予算、より少ない人員で実施することはできないか、あるいは無駄な支出をやめることができないかといった議論である。例えば公用車の効率化、公共調達の効率化、公共事業のコスト縮減、電子政府関係の効率化、アウトソーシング、IP電話の導入、統計調査の合理化、国民との定期的な連絡に関する効率化、出張旅費の効率化、交際費等の効率化等が挙げられる。

【関連用語】 効率性の観点

効率性の観点

政策評価における効率性の観点からの評価は、「政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする」（基本方針）と定義されている。例えば道路建設の場合、走行距離短縮で得られる便益や走行経費減少によって得られる便益と、道路建設費や道路維持費を比較し、当該道路の効率性を評価することになる。なお、一般用語としての「効率化」は政策の執行局面における節約のことをいうが、これに対し評価法における効率性とは、政策効果の大きさの面も考慮に入れ、いかにより少ない資源でより大きな政策効果を上げるかを議論している点に注意を要する。

【関連用語】 アウトカム、費用効果分析、費用便益分析、効率化、有効性の観点

コスト分析 (cost analysis)

費用便益分析や費用効果分析といった一連の評価手法の

一つであり、費用の側面に着目した方法である。政策の実施により発生する社会的費用について計測し、分析を行う。社会的費用のうち、客観的な把握が可能な直接的費用等を計測することが多い。

費用という比較的計測が容易な側面のみに着目した分析であるので、費用便益分析や費用効果分析よりも技術的に容易であり、一般的に分析結果の信頼性も高く、分析にかかるコストも低くてすむ。しかし、当該施策の妥当性を判断することはできず、施策の方法や執行の在り方を決定する上での情報にとどまる。また、便益については分析の対象とはしていないため、社会的便益の差が大きい政策代替案同士の比較を行うことはできない。

社会的便益が明らかに社会的費用を上回る場合や、政策をどのような手段で行うかについて比較する場合など、社会的便益をあえて考慮する必要がない場合に用いられる。

【関連用語】 費用効果分析、費用便益分析

差の差分分析

差の差分分析 (Difference-in-Differences, DID) とは、施策対象者及び非対象者それぞれの施策実施前後のデータの差を比較する分析手法である。

施策対象者及び非対象者それぞれの施策実施前後のデータを用いることにより、トレンド（時間とともに起こる自然な変化）の影響を取り除くことができるため、単純な事前事後分析よりも厳密な分析が可能となる。また、施策実施前後のデータの測定にあたり、DID以外の他の測定手法と組み合わせることも可能である。

一方、施策実施前後の両方のデータが必要であり、また、施策対象者と非対象者の施策実施前後のトレンドが下記グラフのように平行になっている（平行トレンドの仮定）必要があることに留意が必要である。



【関連用語】EBPM、分析統計、事前事後分析

事業評価方式

事業評価方式の定義は、「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式」（基本方針）である。すなわち、事前の時点及び途中や事後の時点での検証を行うことにより、事業等の採否、選択等に資する判定を行うことが事業評価方式の目的である。

この事業評価方式の評価対象はおおむね事務事業レベルであり、「事業等の採否」を決するための情報を提供することが求められているため、評価結果のパターン化としては、「継続」、「改善・見直し」、「中止・休止又は廃止」等の判定を行うことが想定されている。

【関連用語】政策評価の方式、実績評価方式、総合評価方式

自己評価（自ら評価）

各府省はそれぞれの企画立案権に基づき、所管する政策を「自ら評価」することが定められている。例えば国家行政組織法第2条第2項には「国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする」と規定されている。内閣府設置法第5条にも類似の規定が置かれている。

他方、評価法上では、政策評価の在り方を規定する第3条第1項が自己評価（「自ら評価」）を以下のように定めている。

「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観

点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。」

【関連用語】統一性確保評価、総合性確保評価、客観性担保評価活動、評価専担組織

事後評価

評価法では政策決定の時点を境に、事前評価と事後評価を区分している。事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画・立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものであり、評価法では、各行政機関は毎年度政策評価に関する実施計画を定め、①基本計画に掲げられた政策、②長期間未着手・未了の政策及び③任意の政策等について事後評価を行うこととしている。

【関連用語】事前評価

事前事後分析

事前事後分析とは、施策の対象者の、施策実施前後のアウトカムを比較することで政策の効果を測定する方法である。施策対象者だけのデータで簡便に算出可能であるが、分析の仮定が厳しく、効果をきちんと測定できるケースが少ない。

【関連用語】EBPM、分析統計

事前評価

評価法では政策決定の時点を境に、事前評価と事後評価を区分している。政策の実施前の時点における事前評価は、政策の採択や実施の可否を検討したり、複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものである。評価法第9条及び施行令第3条により、現在では一定の要件を満たす研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等の5分野について事前評価が義務付けられている。

事前評価の代表例は環境影響評価（アセスメント）であるが、毎年度の予算要求と絡めて実施される「事前評価」もある。これらの違いは、どの時点を「政策決定」とみなすかについての解釈の相違によって生じている。英語では、policy analysis, assessment, appraisal, estimate, ex-ante evaluation等、用途や方法に応じて用語の使い分けがなさ

れている。

【関連用語】 事後評価

実施計画

各行政機関は政策評価の基本計画に基づき、重点的・計画的な評価を行うことを目的とし、事後評価の実施に関する計画として、一年ごとに評価対象政策や具体的な事後評価の方法を設定しなければならない（評価法第7条）。このとき「一年ごと」の解釈は、政策の特性や各行政機関の実状に応じて設定されているが、会計年度を基準とするものが一般的である。この際、5年間未着手となっている事業、あるいは10年間未了となっている事業については、必ずこの実施計画に記載しておくことが各行政機関に義務付けられている。また、実施計画において全ての政策を網羅することは求められていないものの、予算編成プロセスへの連動を意図する場合には、実質的に行政機関の所掌する政策を網羅することがあり得ることになる。この際、評価のコストを増大させないための工夫として、重点施策に限って評価を行うなどの工夫もあり得る。

【関連用語】 基本計画、未着手・未了評価

実施計画の記載事項

評価法第7条に基づく事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という）において定めなければならない項目は、第1に計画期間、第2に評価対象政策、第3に評価対象政策ごとの具体的な事後評価の方法の3点である。

第1の計画期間については、「実施計画」の項目で説明しているとおり、法文上は「一年ごと」と規定されているが、この「一年」の解釈については必ずしも会計年度と同一としなければならないわけではなく、各行政機関の実状等に応じて設定することが可能であると規定されている。

第2の評価対象政策は、①基本計画に掲げられた政策、②長期間未着手・未了の政策、③任意の政策の3種類がある。①の基本計画には各行政機関の主要な政策が掲げられているが、当該政策について基本計画の期間（3～5年）において、網羅的に事後評価を行うことが求められることになる。実施計画ではこの基本計画に掲げられた政策の中から、当該年に行う評価の対象政策を選定しなければならない。②の未着手・未了の政策については「未着手・未了評価」の項に詳しい。そして③の任意の政策とは、行政機関が直面する課題やその時どきのニーズに応じて定められ

る、いわば①②以外の政策のことである。

第3の具体的な事後評価の方法は、どのような方法でどのような政策評価を行うかを明らかにすることで、国民の信頼を確保するために実施計画に記載することが求められるものである。なお、「事後評価の方法」とは、評価のフォーマットやその記載事項をはじめとし、定量分析等を用いる場合には、その方法等に関する情報のことをいう。

【実施計画の記載事項】

計画期間	一年ごと（任意の一年）
評価対象政策 （重点的・計画的に選定）	①基本計画に掲げられた政策
	②長期間未着手・未了の政策
	③任意の政策
具体的な事後評価の方法	定量分析の手法等

【関連用語】 基本計画 実施計画 未着手・未了評価

実績評価方式

実績評価方式の定義は、「政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式」（基本方針）である。すなわち、主として有効性や必要性の観点から、定期的・継続的に幅広く、政策を見直すために用いられる評価方式である。

この実績評価方式は、米国のGPRAや英国のPSA等にみられるような、簡易で一般的な評価方式である。ただし、様々な角度から深く掘り下げる必要がある場合には、別途総合評価方式のような、本格的な評価研究が必要となる。

【関連用語】 政策評価の方式、事業評価方式、総合評価方式、GPRA、PSA

事務事業（project）

事務事業とは、具体的な行政活動を表現するものである。英語ではプロジェクトに該当し、施策（program）を構成する「手段」の位置づけとして用いられている。「事務」としては、予算書に記載される具体的な行政活動を意味し、「事業」としては、具体的な道路やダム建設、河川補修等

が想定される。

【関連用語】 施策、政策、政策体系

消費者余剰計測法

消費者余剰計測法とは、事業の実施によって影響を受ける消費行動に関して需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰（例えば、交通施設整備等によって直接的な影響を受ける交通サービス市場に着目し、消費者がある財やサービスを購入するとき、最大限支払ってもよいと考える額と実際に支払った額の差分）の変化分を求める方法である。交通サービスを例にとると、投資を行わなかった場合と行った場合についての一般化費用を推計し、交通投資による一般化費用の低下が生み出す消費者余剰の増分を便益として計測する。

消費者余剰の理論による裏付けもあり、交通分野で長く用いられてきた手法であり、理論的・実用的に問題が少ない。また、需要予測について実績値と比較できるため事後的な検証も可能である。ただし、市場における取引が成立している財・サービスや、対価を支払って受給される行政サービスのみに用いることができ、それ以外の分野には適用できない。また、需要予測が過大に見積もられた場合には消費者余剰も過大に計測される。公共事業、特に交通施設整備事業の便益計測手法として、一般的に活用されている。

【関連用語】 費用便益分析、仮想的市場評価法、トラベル・コスト法

成果重視事業

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）—予算の効率的執行（Do）—厳格な評価（Check）—予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして平成18年度予算から創設されたものである。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成19年8月10日閣議了解）及び「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成20年7月29日閣議了解）において、その取組について、引き続き進めることとされている。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に

関する基本方針2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものとして、①事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する、②各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図るなどとされている。

【関連用語】 モデル事業

政策（policy）

政策は行政機関の方向性を示す意思・判断であり、評価法において用いられる「政策」とは、行政機関の意思決定の形で表現される抽象的な存在である。すなわち、評価法における「政策」とは、事務事業等の執行行為ではなく、その背景にある方針、判断、考え方のことをいう。形式的には各種法令や閣議決定のほか、「計画」、「対策」、「方針」、「構想」、「戦略」、「要綱」、「要領」、「基準」、「指針」等といった各行政機関の企画立案権に基づく行政実務の表現形式がこれを意味する。なお広義の政策概念は、施策、事務事業の上位概念として、体系的に問題を解決するシステムを構成するものと捉えられるが、これに対し、評価法では第2条第2項において、政策を「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう」と限定的に定義されている。

政策評価における「政策」の概念に限定が置かれている理由は、さしあたり以下の3点が指摘できる。第1に政治家の思想・信条を意味する政策と行政機関が行う政策との区別のため、第2に主として政策評価の対象として想定するものが国民生活又は社会経済に一定の作用・効果を及ぼすものであることから、組織運営に必要不可欠な内部管理事務を除外するため、第3に羈束・定型的処分に関する事務の除外のためである。

【関連用語】 施策、事務事業、政策体系

政策体系

政策は、「目的—手段」の連鎖を形成しながら、全体として一つの大きな体系（政策体系）を形成すると考えられる。行政機関が所掌する多種多様かつ膨大な政策について、

網羅的に、また、国民にとって一覧性のある形で、合理的かつ的確に評価を行うためには、政策全体における施策の位置付けや主要な事務事業などが分かりやすく示された政策体系が明らかにされていることが望ましい。また、あらかじめ明示された政策体系は、実際の評価に当たって、政策がどのような目的の下にどのような手段を用いて行われたかを確認する上で重要な手がかりとなる。

このため、基本方針では、「政策評価の体系的かつ合理的かつ確かな実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。」とされている。

【関連用語】 政策、施策、事務事業

政策評価各府省連絡会議

政策評価各府省連絡会議は、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに、全政府的に政策評価の取組を推進し、評価の質の向上を図るため、政策評価担当組織相互間で連絡・協議することを目的として設けられている。また、同会議の下に政策評価各府省担当官会議が置かれている。同会議の庶務は総務省行政評価局政策評価課が担当している。

政策評価の実施状況等の国会報告

評価法第19条において、「政府は、毎年、政策評価及び第12条第1項又は第2項の規定による評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされていることを受け、毎年、総務省において、各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等を取りまとめ、国会に提出し、公表している。

【関連用語】 評価専担組織

政策評価審議会

政策評価審議会は、政策評価・独立行政法人評価委員会の後継組織であり、総務省組織令（平成12年政令第246号）第121条に基づき、政府全体の政策評価や行政評価局調査（総務省が行う政策の評価と行政評価・監視の総称）の要として平成27年4月1日から総務省に置かれている審議会

である。本審議会の下には、政策評価制度部会が設けられている。

【関連用語】 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会は、政府全体の政策評価と独立行政法人評価の要として総務省に置かれていた審議会である。本委員会の下には、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会という2つの分科会が設けられ、これらを含めた委員会が一体としてその機能を発揮することとされていた。

【関連用語】 政策評価審議会

政策評価に関する基本方針

評価法第5条第1項の規定に基づき、平成13年12月28日に閣議決定（平成17年12月16日改定）されたものである。政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにしたものである。

その内容は、基本的な方針のほか、政策評価の観点、政策効果の把握、事前評価・事後評価の実施、学識経験を有する者の知見の活用などの基本的な事項を定め、あわせて、インターネットの利用などによる政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項等を定めるものである。さらに、各行政機関及び総務省が実施する評価活動を具体的に定めており、総務省の評価活動として統一性又は総合性を確保するための評価活動、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動が明記されている。

政策評価の観点

政策評価の観点とは、政策評価を行う基準となる見方のことである。具体的には必要性、効率性、有効性、優先性、公平性の観点のことをいう。政策評価はこれらの観点（あるいは、政策の特性に応じてそれ以外の観点もあり得る）に基づいて分析される。これらの観点から行われる評価のうち、特に必要性、効率性、有効性評価の前提としては、上位目的の設定と政策効果の把握とが必要になる。

【関連用語】 必要性の観点、効率性の観点、有効性の観点、公平性の観点、優先性の観点

政策評価の客観性・厳格性

評価法は、「自己評価（自らが所掌する政策について自ら評価すること）」という基本原理を制度設計の前提としているため、制度全体として、評価の客観的かつ厳格な実施を確保するための慎重な構えと仕掛けを用意している。

例えば評価の手続面のルールとしては、

- ① 一定の要件や要素を備えた各府省の政策評価の基本計画・実施計画や評価書の策定と公表を義務付けていること、
- ② 外部からの検証が可能となるように、評価書に評価を行う過程で使用した資料及びその他の情報の記載を義務付けていること、
- ③ 政策評価に関する情報入手の利便を図るため、インターネットの利用について閣議決定に盛り込んだこと、などが定められている。

また、政策評価そのもののあり方として、評価法第3条第2項では、

政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を使い、出来る限り定量的に把握すること（第1号）、

政策の特性に応じて学識経験を有するものの知見の活用を図ること（第2号）、

により評価を行わなければならないと規定している。

【関連用語】客観性担保評価活動

政策評価の対象とする政策

評価法では、各府省の企画立案権に基づく行政活動全てを政策評価の対象として予定している。ただし、これら全ての政策を評価することはコストがかかることに加え、評価対象政策ごとにその節目は異なるため、各府省の定める基本計画及び実施計画によって具体的な評価対象を設定することにしている。

【関連用語】基本計画、実施計画

政策評価の方式

政策評価の方式といった場合、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）において示されている標準的な評価方式（「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」）及びこれらに含まれる要素を意味することが多い。

【関連用語】事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式

政策評価の方法

政策評価の「方法」とは、政策評価をめぐる一連の手順・措置のことを意味する概念であり、基本計画や実施計画で示される各行政機関における一連の政策評価手続を指している。さらに狭義には、政策の特性に応じて定められる「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」等の評価方式のことを指す。具体的な政策評価は、各行政機関が定める評価「方式」に準拠して進められることになる。また、より狭義には効果測定手法や便益計測手法等の「評価手法」（分析手法）が議論されることになる。「方法」、「方式」、「手法」はそれぞれ概念枠組みが異なるものの、手続面からみると、「方法」論が最も包括的な表現である。

【関連用語】政策評価の方式、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

政策評価書を作成する際には、政策評価を行う過程において使用した資料を明示することが法律で義務付けられている（評価法第10条第1項第6号）。これは、外部の第三者が政策評価の結果を検証する際に必要となるデータ（いわゆるバックデータ）を公表することを義務付けたものである。当該情報はできるかぎりHP等を通じて入手しやすい状態に置かれていることが望まれる。

なお、この規定については、評価書の分量を合理的な範囲に収めることを勘案すれば、データの一切が評価書中で公表されている必要はなく、その概要や入手経路・所在等の情報が充足されていればよいものと解されている。

施策（program）

施策は、英語で言えば、プログラムに相当する。言い換えると、問題を解決する行政活動のまとまりやその方向性等を意味する。政策を実現する「手段」との位置づけでしばしば用いられる。

【関連用語】事務事業、政策、政策体系

説明責任（accountability：アカウンタビリティ）

説明責任とは、行政機関がその諸活動を国民に対して説明する責任をいう。国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することは、政策評価の主な目的の一つであり、各行政機関は、評価書作成の際には評価の対象とした政策に関する情報が国民にとって分かりや

すいものになるように留意しなければならない。

原語は英語のアカウントビリティであるが、かつては「制度的責任」、「会計責任」、または「法的責任」と訳され、国会・議会に対する行政機関の責任を意味していた。近年は汚職、腐敗等への行政機関への不信を契機として国民に対する「説明責任」が重視される傾向にある。文脈に応じて「任務責任」や「経営責任」と解する場合もあり、幅広い概念である。アカウントビリティという言葉を用いる場合には、誰に (for who)、何を (for what)、どのような方法で (by what means) 説明するのかを意識する必要がある。

総合性確保評価

総合性確保評価とは、評価専担組織としての総務省が実施する政策評価の一つであり（評価法第12条）、各行政機関が実施する政策の総合性の確保に関し、政府として指向すべき一定の方向性を踏まえて実施される評価である。総合性確保評価は、複数の行政機関の所掌に関係する政策についてその総合的推進を図る見地から一括して全体的に行われる。例えば、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日）」のように、関連する複数の行政機関が、共通の行政目的の下で共同又は連携して政策の企画立案を行う場合は、各行政機関が企画立案する政策が、共有される行政目的との間で整合性を持ったものとして機能しているかについて総合的な見地から検証することが必要となる。しばしば統一性確保評価とともに、「統一性又は総合性確保評価」と呼ばれる。なお、総合性確保評価には総務大臣による勧告権が制度的に用意されている（評価法第17条）。

【関連用語】 統一性確保評価、政策評価に関する基本方針

総合評価方式

総合評価方式とは、「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」（基本方針）である。すなわち、政策に関して総合的な観点から分析する評価方式を総合評価方式と名付けている。

総合評価方式においては、詳細かつ総合的な政策の分析を行うことが想定されており、評価に要する期間もコストも大きい。したがって、全ての政策について網羅的に総合評価を行うことは想定されておらず、特定のテーマについて掘り下げた分析を行う必要がある場合に用いられる評価方式である。いわゆる「プログラム評価」（個別の事業でなく、政策の枠組み自体を評価対象とする評価。）がここで想定されている評価方式である。

【関連用語】 政策評価の方式、事業評価方式、実績評価方式

統一性確保評価

統一性確保評価とは、評価専担組織としての総務省が実施する政策評価の一つであり（評価法第12条）、各行政機関が実施する政策の統一性に関し、政府として指向すべき一定の方向性を踏まえて実施される評価である。統一性確保評価は、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的な視点で実施される。例えば、「検査検定制度に関する政策評価（平成16年4月2日）」のように、ある行政目的を達成するために全政府的に共通するような制度又は行政手法等を活用する政策については、各行政機関がその行政目的を達成するために企画立案するものではあるが、全政府的に共通的な制度等を活用するがゆえに、政府全体としての統一性を確保する観点からの評価が必要となる。しばしば総合性確保評価とともに、「統一性又は総合性確保評価」と呼ばれる。なお、統一性確保評価には総務大臣による勧告権が制度的に用意されている（評価法第17条）。

【関連用語】 総合性確保評価、政策評価に関する基本方針

トラベル・コスト法

トラベル・コスト法とは、対象とする非市場財（公園・レジャー施設等）を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を、その施設によってもたらせる便益として計測する手法であり、大規模公園のようなレクリエーション空間・施設の整備事業等に用いられている。

長期滞在者や複数目的の旅行者の取り扱い、近くに競合地が存在する場合など、訪問者の旅行費用のみを取り出して計測することが困難な場合があるとされている。

【関連用語】費用便益分析、仮想的市場評価法、消費者余剰計測法

ナッジ (nudge)

「ナッジ」とは、ひじ等でそっと押して注意を引いたり前に進めたりすること、特定の決断や行動をするようにそっと説得・奨励することを意味する言葉（ロングマン英英辞典）である。行政や民間の現場では、直接物理的についたりするわけではないので、「そっと後押しする」という訳が用いられている。

2017年にノーベル経済学賞を受賞したRichard H. Thaler 教授（シカゴ大学）は、Cass R. Sunstein 教授（ハーバード大学）との共著『Nudge』（2008年）（邦訳：『実践行動経済学』、2009年）において、ナッジを次のように定義している。

「選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」

ここで選択アーキテクチャーとは、人々が選択する環境のことをいう。

日本では、ナッジを含む行動科学の知見に基づく取組が、政策として実践、また、民間で早期に社会実装され、自立的に普及することを目的として、環境省のイニシアチブの下、日本版ナッジ・ユニットBEST（Behavioral Sciences Team）が平成29年4月に発足し、定期的に連絡会議を開催している。

パブリック・コメント手続

パブリック・コメント手続とは、行政機関が、政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等の意見や情報を提出する機会を設け、それにより、提出された意見等を踏まえた上、最終的な意思決定を行う手続である。

パブリック・コメント手続は、国民・事業者等の多様な意見・情報・専門知識を行政機関が把握するとともに、行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としている。

国の行政機関においては、平成11年度から閣議決定に基づきパブリック・コメント手続が行われてきたが、平成17年6月の行政手続法の改正により、意見公募手続として法制化されている。意見公募手続では、国の行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令

等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集しなければならないこととされている。

必要性の観点

政策評価における必要性の観点とは、「政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすること」（基本方針）であると規定されている。すなわち、具体的な政策効果の把握を基礎とし、この政策効果がより上位の行政目的に照らし、これに適合しているかどうかを判定するのが必要性の観点である。同時に、行政関与の在り方が適切であるかを問うているという意味で、必要性の議論は、当該政策の継続の可否を判定する基準としても用いられる。

【関連用語】政策評価の観点、効率性の観点、有効性の観点

評価書

各府省による政策評価が実施された場合、政策評価に関する情報を公開し、国民に対する説明責任を果たすため、評価結果を国民の目に見える形で公表する必要がある。評価書の内容には、評価法上、以下の7項目の記載が義務付けられている（評価法第10条）。なお、各府省において評価書が作成された場合には、速やかに総務大臣に送付すること及び、評価書及びその要旨を公表することが義務付けられている。

- ① 政策評価の対象とした政策
- ② 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- ③ 政策評価の観点
- ④ 政策効果の把握の手法及びその結果
- ⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- ⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- ⑦ 政策評価の結果

評価専担組織

「評価専担組織」とは、具体的な政策を所掌する各府省とは異なる総務省行政評価局の立場を表現している（基本方針）。評価専担組織としての総務省が行う評価活動は各府省が行う評価法に基づく「政策評価」とは区別され、「政

策の評価」と呼ばれる。この「政策の評価」には、総合性・統一性確保評価、客観性担保評価が含まれる。

【関連用語】 総合性確保評価、統一性確保評価、客観性担保評価活動

費用効果分析 (cost-effectiveness analysis)

費用効果分析とは、事業の実施によって発生する社会的便益及び社会的費用を必ずしも貨幣価値に置き換えずに様々な単位（人数・件数・期間など）で計測し、複数の代替案の間で比較を行う分析手法である。

費用のみを貨幣価値に置き換えて費用と効果の比を算出する方法、費用と効果の双方について貨幣価値以外の指標を用いて計測する方法などがある。費用と効果についてそれらの比率（費用効果比）で表すことによって、類似の目的をもった複数の代替案の間で効率性に関する相対的な比較を行うことが可能である。ただし、基本的な目的が異なる政策の比較を行うことは難しい。全ての便益・費用を貨幣価値に置き換えるわけではないため、一般的に言って費用便益分析と比べて技術的に容易であり、コストも低い。また、適用範囲もより広い。

【関連用語】 費用便益分析、コスト分析

費用便益分析 (cost-benefit analysis)

費用便益分析とは、事業の実施によって発生する社会的便益及び社会的費用を全て貨幣価値に置き換えて計測し、事業を実施した場合と実施しなかった場合、あるいは複数の代替案の間で比較を行う分析手法である。

比較を行う場合、便益から費用を差し引いた純便益を用いて比較する場合と、費用と便益の比率（費用便益比）を用いて比較する方法がある。便益計測の具体的な手法としては、仮想的市場評価法、消費者余剰計測法、トラベル・コスト法などがある。また、便益や費用が将来にわたって継続的に発生する場合には便益や費用を現在価値に割り戻して算定する。

便益と費用が貨幣価値で算出されるため、分かりやすく、かつ明確である。しかし、社会的便益や社会的費用の中には貨幣価値で測定することが困難なものがあり、事業実施がもたらす全ての便益・費用を計測することは困難である。一般的に、費用便益分析は事業実施の効果の波及する範囲がある程度限定されるような場合に適している。

【関連用語】 仮想的市場評価法、コスト分析、消費者余剰計測法、トラベル・コスト法

費用効果分析

分析統計

分析統計とは、統計学の手法でデータを解析して、何らかの仮定の下に政策手段と政策効果との因果関係の推論（※）を行うものである。政策の実施により、想定していた政策効果等がもたらされたと言えるか、また、それがどの程度のものか把握できるが、政策の効果を受けた主体と受けなかった主体それぞれのデータが必要となる。

（※）代表的な手法の回帰分析によって明らかになるのは相関関係である。正確な因果関係に近づくためには、あたかも実験が行われたかのような状況と高度な手法が必要となる。

【関連用語】 記述統計、RCT、疑似実験・自然実験
回帰分析、差の差分析、回帰不連続デザイン、事前事後分析、傾向スコアマッチング

マネジメント・サイクル (management cycle)

行政におけるマネジメント・サイクルは「プラン (Plan: 企画) → ドゥ (Do: 実施) → シー (See: 評価) → プラン (Plan: 企画) …」という管理のサイクルを理念的に表現している。評価法は行政機関に対し、こうした「管理」の視点を重視するように求めている。これまでの行政活動は予算要求に力点が置かれ、どのように企画を実施に移したのか、あるいはその反省としてどのような改善を行えばより合理的となるかについてあまり関心を払ってこなかった。評価法は「改善・見直し」を行政機関が行い、効率的で効果的な行政活動が行われるよう求めている。なお、このPDSサイクルは20世紀初頭における米国のF・テイラーがはじめた科学的管理法の所産と言われている。他方、W.E.デミングのデミング・サイクルは、マネジメント・サイクルを「P (Plan: 企画) → D (Do: 実施) → C (check: 確認) → A (act/action: 対策実行)」と表現しており、ISO (国際標準化機構) ではこちらが用いられる。

【関連用語】 予算への反映

未着手・未了評価

政策を決定したにも関わらず長期間を経過しても当該決定に基づく行政活動が未着手、あるいは未了の状態にある場合、事業継続の適否について、社会情勢の変化を踏まえ、改めて判定を行う必要がある。このような政策については

各行政機関の裁量によって評価が実施されることを避けるため、法的義務として実施計画に記載することが求められている。

まず長期間未着手の事業とは、政策決定の時点から起算し、5年から10年の期間において当該政策に基づく活動が着手されていない状態にあるものをいう。未着手の期間は幅があるが、これは政策の特性に応じて基準等を設定することが可能である。評価法第7条第2項第2号イでは、このような政策を評価対象政策として実施計画に記載することが求められている。

また、長期間未了の事業とは、政策決定の時点から起算し、5年から10年の期間において当該政策に基づく活動がその実現を目指した効果を発揮する最低限の条件を満たしていない状態をいう。特に公共事業等の場合、工事が長期間にわたって完了しない状態が続くとき、公共工事の継続の可否について、現時点での社会情勢等に照らし再度の判定を行うことが求められる。このような趣旨で、未了の政策についてもまた、法的義務として実施計画に記載することが求められているのである。

【関連用語】 実施計画

目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価とは、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いているものや、総合評価方式を用いているものの一部が該当する。

【関連用語】 施策、実績評価方式、総合評価方式

モデル事業

モデル事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）において言及された予算改革の手法である。その目的は、トップダウンの予算編成を更に強化し歳出の思い切った重点化を図ることにあり、政策目標を国民に分かる形で明確に示し（「宣言」、目標達成のために弾力的執行などにより予算を効率的に活用し（「実行」、目標達成の状況を厳しく評価する（「評価」）ために、平成16年度予算より試行的に導入された。

その後、モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、試行から一般的取組に移行させるための第1ス

テップとして、その基本的枠組みを維持しつつ、平成18年度予算からは「成果重視事業」が創設されている。

【関連用語】 成果重視事業

有効性の観点

政策評価における有効性の観点とは、「得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすること」（基本方針）であると示されるが、端的に言えば、目標に対する達成度のことを議論する観点である。したがって、有効性の観点から評価を行う際には、①目標が明確に設定されており、②この目標をどの程度達成したかを示すような政策効果が把握されていることが前提となる。その上で有効性の観点からの評価は、「政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか」についての判定を行うことが想定されている。有効性の議論は、いわゆる社会的経済的妥当性（必要性）の議論とは異なるものであることに注意が必要である。

【関連用語】 政策評価の観点、必要性の観点、効率性の観点

優先性の観点

政策評価における優先性の観点とは、「当該政策を他の政策よりも優先すべきか」（基本方針）についての議論であるが、端的に言えば優先性の観点からの評価は、「他より優先的に実施されるべきか」を問う観点である。この観点からの評価が必要な理由は、「必要性」「効率性」「有効性」「公平性」の観点からの評価によって推進すべきであると判定された政策であっても、行政資源の制約から、必ずしも実施できない場合が想定されるからである。したがって、優先性の観点からの評価は、こうした意味で、補完的観点ということができる。

【関連用語】 政策評価の観点、必要性の観点、効率性の観点、有効性の観点、公平性の観点

予算への反映

「予算への反映」は、「プラン（Plan：企画立案）→ドゥ（Do：実施）→チェック（Check：評価）→アクション（Action：企画立案への反映）→プラン（Plan：企画立案）…」というマネジメント・サイクルを実現する具体的手段として、現在、全政府的に取り組みされている。評価法では、

評価法第4条に予算の作成に当たりその適切な活用を図るように努めなければならないことが規定されている。

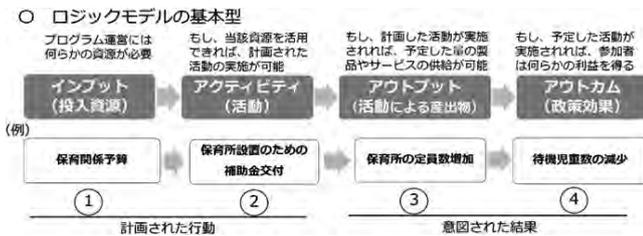
また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しが行われ、平成20年度予算から実施されている。

【関連用語】 マネジメント・サイクル、成果重視事業

ロジックモデル

ロジックモデルとは、インプット（投入資源）、アクティビティ（活動）、アウトプット（活動による産出物）、アウトカム（政策効果）の間における論理的関係を簡潔に表現する説明図である。

ロジックモデルの基本形は以下のとおり。



ロジックモデルは、アウトカムを何段階に設定すべきか等、その作成について統一的なルールを設けるのではなく、施策の規模や属性、どういった観点から分析を行うかに応じて個別に検討すべきものと考えられる。

国の施策は関係者が多く複雑な構造をしていることが多いが、施策の構造をロジックモデルで表現することにより、分かりやすく整理することができ、政策効果を把握する上でどの部分に焦点を当てるかの検討に有用である。

またロジックモデルは、1度作成して終わりではなく、課題を設定し、そこから導き出される仮説を検証する、言わば「行きつ戻りつ」を繰り返していく過程でブラッシュアップしていくものであり、施策の規模や属性、どういった観点から分析を行うかに応じて個別に検討すべきものである。

【関連用語】 EBPM、アウトカム、アウトプット
インプット、政策、施策、事務事業

APGs (Agency Priority Goals : 省庁優先目標)

APGsは、合衆国連邦政府の主要な24省庁において、各省庁の戦略計画に示されている戦略目標の達成に向けて、

24ヶ月の枠内で追加的な予算措置や制度改正を伴わずに実現したいと各省庁のトップが設定する野心的な目標である。APGsは省庁の優先的に取り組むべき目標であり、省庁のミッション全てを含むものではなく、また、全てのAPGsが実現することを期待されているものでもない。

2009年5月にHPPGs (High Priority Performance Goals : 優先度が高い業績目標) とされていたが、2011年1月のGPRA近代化法施行以降はAPGsと称されるようになった。

【関連用語】 GPRA

EBPM (Evidence-Based Policy Making : エビデンスに基づく政策立案)

EBPMとは、政策目的を明確化させ、その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（証拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組である。

行政が限られた資源を有効に活用し、直面する課題に適切に対応して、国民から信頼され続けるには、その政策立案が客観的データなどのエビデンスに裏付けられたものである必要があり、EBPMは非常に重要な取組である。

また、エビデンスは「現状把握のためのエビデンス」と、「政策効果把握のためのエビデンス」の2種類として捉えられる。

ここでは主に後者についての説明を行うが、政策手段が政策目的に照らして効果を上げているか、複数の政策手段から効果の高いものをいかに選択するか、という点において、手段と目的との相関関係が因果関係に結びつくとは限らず、そのような因果推論を分析する上で求められるのが、因果関係を示唆する根拠たるエビデンスであり、信頼度に応じた「エビデンスレベル」として下記のような階層がある。

○各種手法のエビデンスレベルと具体例



【出所】 加藤(2010)等を参考に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

なお、エビデンスとしては定量的なものだけでなく、定性的なもの（海外も含む文献調査、関係者からの聞き取り

等)も同等に重要性があるとの意見もある。

【関連用語】記述統計、分析統計、RCT

疑似実験・自然実験、回帰分析、差の差分析、回帰不連続デザイン、事前事後分析、傾向スコアマッチング、ロジックモデル

GAO (Government Accountability Office: 米国会計検査院)

GAOは、日本の会計検査院及び行政評価局に相当する米国連邦政府の機関であるが、日本の場合と異なり、議会活動を補佐することを任務とする議会付属機関である。GAOは議会の依頼によって、プログラムや政府支出についての監査を行っている。

GAOは、不偏不党を旨とした監査業務を行い、政府の有効度や応答性について議会や政府機関の意思決定権者に対し助言等を行っている。GAOのレポートは法制度の改正や予算の削減に活用しうるものであることが期待されている。このための手法としてプログラム評価を発展させてきた歴史を持っている。

また、GAOは、各機関のGPRAへの対応状況や議会に提出されるレポート(戦略計画、年次業績計画、年次業績報告書)等をチェックする機能を果たしている。【関連用語】GPRA

GPRA (Government Performance and Results Act: 政府業績成果法)

1990年代の合衆国連邦政府では、議会の政策決定を執行する政府機関の業績監視方策として、2つの法律が制定された。一つは1990年のCFO法(Chief Financial Officers Act of 1990)であり、もう一つがGPRA(Government Performance and Results Act of 1993)である。GPRAは政府業績の向上を念頭に置いており、議会や執行機関のトップといった政策決定者への情報提供を求めるものである。

CFO法が連邦機関における経営管理や財政上のアカウントビリティ向上に資するものであるのに対し、GPRAはより直接的に、政府機関のプログラム業績の向上を意図している。GPRAは、まず、政府機関が自らのミッションを明確にすることを求めている。政府機関のミッションの明確化とは、これらの機関が向こう5年間の戦略計画を設定すること(1997年より)及び年次業績目標がこれとリンクすることを意味している(1998年より)。長期の戦略計画

では、包括的なミッションの説明、アウトカム志向の目的・目標、業績目標の関連性、影響の大きな外部要因、採用する評価手法等について記述するものとされている。また、年次業績目標及びその報告では、各プログラムにおける業績目標、客観的かつ測定可能な目標、目標を達成するための行政資源及び行政活動、業績指標、結果と目標との比較の根拠、客観的かつ測定可能な代替案等について記載することが求められている。

なお、GPRAの導入以来、GPRAにより数多くの指標や膨大なデータが産出されてきたが、予算要求等との関連性が必ずしも明らかでないことから、費用対効果を把握しづらく、資源配分等にも十分に活用されていないといった指摘がなされていた。こうした状況を改善するために、2004年度の予算編成時からOMBにより連邦政府共通のプログラム評価の手法としてPART(Program Assessment and Rating Tool)が導入された(2009年廃止)。

また、2011年1月にはGPRA近代化法(Government Performance and Results Modernization Act of 2010)が施行された。主な改正点は、以下のとおりである。

- ・各省でChief Operating Officer及びPerformance Improvement Officerを任命。
- ・従前の議会の年次報告に代えて、各省は、四半期ごとに政府のウェブサイトにも業績を公表。
- ・施行初年度に、時代に合わない、または重複している報告書の10%を削減するという目標を設定。次年度以降もOMB長官がさらなる削減目標を設定。

【関連用語】OMB、PART

HMT (Her Majesty's Treasury: 英国財務省)

HMTは、経済財政政策を担当する英国財務省の略称である。

英国では、3年を1期とする複数年度予算が編成されており、予算編成に当たって、各省庁とHMTは、当該期間内に達成すべき目的、目標等を体系的に明記したPSA(Public Service Agreement: 公共サービス協定)を取り交わすこととしており、PSAに掲げる目標の達成を前提に各省庁に予算が配分される仕組みとなっている。

なお、2010年6月、英国保守党・自由民主党連立政権は、PSAを廃止するとの発表を行ったところである。

【関連用語】PSA

NAO (National Audit Office : 英国会計検査院)

NAOは、英国の会計検査院の略称であるが、組織上はNAO本体とNAOを統括するC&AG (Comptroller and Auditor General : 国庫監理検査長官) とがある。C&AGは下院の職員であり、したがってNAOは制度的にいえば下院の附属機関として政府支出に関する報告を行う立場に位置づけられている。現在のNAOは、1983年の会計検査院法 (National Audit Act 1983) の制定により行政府から独立した地位を与えられた。

NAOは、1983年以降、法的権限に基づく3E (経済性、効率性、有効性) の監査を行っている。「VFM (Value for Money : 支出に見合う価値) 監査」と呼ばれるものがこれである。ここでの経済性は、「コストを最小化すること。つまり支出をより少なくすること。」である。また、効率性は、「財・サービスなどの成果と使われる資源との関係で、最大の成果をあげたか、あるいは資源を最小化したか。つまりよりうまく使ったか。」である。最後の有効性は、「政策の意図と実際の成果との関係で、実際の成果はどの程度政策の意図を達成したか。より賢く使ったか。」である。

NPM (New Public Management)

NPMとは、1980年代以降の福祉国家の見直しに伴って登場した改革の思潮と手法とを指すムーブメントのことである。すなわち、NPMとは、英国やニュージーランドなどのアングロ・サクソン諸国を中心に展開した公共経営に関する実践的ドクトリンの集合である。日本では「新公共管理」、「新公共経営」、あるいは「新しい行政手法」と訳され、独立行政法人制度や政策評価制度、あるいは地方分権において言及されることが多い。

その内容は、顧客主義、業績主義、市場メカニズムの活用、公会計改革、組織のフラット化・分権化等であり、政策の執行局面における民間経営手法の導入、あるいは執行部門の効率化や活性化を目的としており、包括的で幅広い分野に及んでいる。

NPMの議論を整理すると、具体的には3つの局面を想定することができる。第1に政府の守備範囲の次元である。ここでは民営化・規制緩和、あるいは市場化テストや強制競争入札といった公的部門から民間部門への流れを議論している。ここでの議論の中心にあるのは市場重視の議論である。第2に組織単位の次元で、独立行政法人制度や地方分権といった政策実施局面での効率化に適した組織単位の再編の議論が行われる。1997年の行政改革会議最終報告が

提起した「企画立案と執行の分離」の議論はこの議論の典型である。第3の管理手法の次元では、「事前統制型から事後チェック型へ」という標語に代表されるような、成果・業績・顧客主義の考え方に基づく内部管理のマネジメント手法を議論している。政策評価制度や独立行政法人の内部評価の議論、あるいは個々の公務員に対する業績主義の考え方などがこれに該当する。この第2と第3の次元の議論の中心にあるのは、第1の市場重視の視点に対し、管理重視の視点である。

以上のように説明されるNPMは、その概念提起者、C.フッドによれば、いわゆる理論としての体系性を有さず、個々の市場主義的あるいは経営者主義的なドクトリンを寄せ集めたものに過ぎないと批判される。前者に対しては新制度派経済学の影響があり、後者に対しては新経営者主義の影響があるというのである。ただし行政実務としては先に触れたように、市場化の重視、執行の分離の助長及び民間経営手法の参照という三つの要素を、公的部門にもたらすことを意図するものと整理した方がわかりやすい。このような意味でのNPMは、より端的に言えば、アングロ・サクソン流の諸改革をどのように摂取するかという課題設定と同義である。なお、よく言われるように、英国と米国のNPMは、その発現様式が異なっている。NPMについて具体的な理解を深めるためには、それぞれの改革の文脈を理解していくことが必要である。

OMB (Office of Management and Budget : 連邦管理予算局)

OMBは、米国大統領府において連邦政府の予算及びマネジメントを担当する部局であり、大統領予算教書の作成、予算査定、執行管理、GPRAのガイド等の業務を行っている。OMBの任務は大統領の補佐である。予算に関しては、①予算の優先順位付け、②各機関間で競合する予算要求の評価、③各行政機関の調達、財政管理、情報、規制政策の監視及び調整、④各行政機関のプログラム、政策及び手続きの有効性の評価等を行っている。また、GPRA施行以降、予算要求額の査定から政策立案や執行管理に役割の重点が移り、GPRAに基づく政策目標の内容、水準にも責任を負うものとされている。2011年1月に施行されたGPRA近代化法により、OMBは合衆国連邦政府の主要な24省庁の業績評価の実施、省庁レベルでの優先度の高い目標設定と四半期ごとのレビューの実施及び省庁横断的なアウトカムベースの目標の設定を行うこととされた。

【関連用語】 GPRA、PART

PART (Program Assessment and Rating Tool : 施策の評価と格付けツール)

1993年のGPRAの導入以来、GPRAにより数多くの指標や膨大なデータが産出されてきたが、予算要求等との関連性が必ずしも明らかでないことから、費用対効果を把握しづらく、資源配分等にも十分に活用されていないといった指摘がなされていた。PARTは、こうした状況を改善するために、2004年度の予算編成時からOMBにより導入された連邦政府共通のプログラム評価の手法であり、具体的には、各省庁が毎年5分の1(20%)のプログラムを新規の評価対象として選定し、各省庁自らPARTを適用して評価を行った結果について、OMBが審査・格付けを行い、その結果に基づき予算調整を行うものであり、最終的には議会に提出する大統領予算にその結果を添付することとなる。

PARTは、「Ⅰ：プログラムの目的とデザイン」、「Ⅱ：戦略計画」、「Ⅲ：プログラム・マネジメント」、「Ⅳ：プログラムの成果とアカウンタビリティ」という4つのセクションで構成されており、それぞれのセクションにおいて複数の設問が設定されている。

PARTの対象となるプログラムは、設問に対する回答結果に応じて点数化され、最終的に5段階(有効:85~100点、ある程度有効:70~84点、普通:50~69点、有効ではない:0~49点、成果は示されず:適切な指標が設定されていない)で格付けされることとなる。

なお、2009年、オバマ政権においてPARTは廃止された。【関連用語】 GPRA、OMB

RCT (Randomized Controlled Trial: ランダム化比較試験)

RCTとは、ある政策手段の対象とするグループ(介入グループ)と対象としないグループ(比較グループ)の間の比較を行い、政策効果を推論する手法である。もともとは、医療分野において治療の効果(因果関係)を科学的に分析するため、一定の治療を施したグループとそれを行わない比較対照のためのグループとの間の比較を行い、治療の効果を推論する手法として用いられてきた。

当該政策の効果以外の他の条件の介入をできる限り排除するため、上記グループ分けはランダムに行うことや、場合によっては対象者にもどちらのグループか分からないようにする(自然な行動の結果を把握するため)など、厳密性を確保するためには様々な条件設定が必要とされる。

ただし、実施上のコストや、他の影響を完全に排除することの困難さなどが指摘されることもあり、また、実施の際、倫理的な問題が生じ得ることから、「倫理規範」の策定が必要との指摘もある。

【関連用語】 EBPM、分析統計

PSA (Public Service Agreement : 公共サービス協定)

英国では、1998年に中長期の財政安定化と政策の優先事項及び目標の明確化のため、3年を1期とする予算管理の枠組みであるCSR(Comprehensive Spending Review: 包括的歳出見直し)が導入され、CSRにより向こう3年間の歳出予算の上限が設定されている。

このCSRと同時に、各省庁がCSRで対象となっている3年間で達成すべき目的、目標、それらの達成状況を測る業績目標、必要となる資源等を体系的に明記したものがPSAである。

PSAは、各省庁と予算編成権を持つHMTとの間で取り交わされる合意事項として機能しており、PSAに掲げる目標の達成に必要な予算が各省庁に配分される仕組みとなっている。

2007CSR(対象期間:2008-2011)においては、PSAに30の政府目標、152の業績指標が掲げられており、各省庁は省庁内の戦略計画や業務計画に反映することとしている。

また、各省庁は、PSAに掲げる業務目標の達成状況について、四半期ごとに財務大臣が委員長を務めるPSX(Ministerial Committee on Public Service and Public Expenditure: 公共サービス・公共支出に関する閣僚委員会)への報告が義務付けられており、これを通じて取りまとめられたPSAの達成度評価の結果は、年次報告書や業績報告書として、国民に公表されている。

なお、2010年6月、英国保守党・自由民主党連立政権は、PSAを廃止するとの発表を行ったところである。

【関連用語】 HMT

TBS (Treasury Board of Canada Secretariat : カナダ予算庁)

TBSは、カナダの予算委員会の付属機関の略称である。TBSは大臣諮問機関としての予算委員会(Treasury Board)を支援する機関である。2003年12月にはTBSの役割の見直しが図られ、省庁の予算管理機能の監視を行うとともに、予算委員会の大臣等に提言を行うように位置づけ直された。1990年以降、TBSは政府の評価手法の開発及び

指導の機能を強化してきている。

TBSの母体たる予算委員会は、内閣の審議会といえるものだが、財政、人事といった政府の行政管理機能や監査機能に責任を負うスタッフ機関である。

WWC (What Works Centre)

WWCとは、イギリスにおけるEBPMの中核組織である。「最も有効な施策・取組は何か」についての科学的なエビデンスを基に政策や事業を決定し、効果のある施策・取組が効率的に展開されることを促進するための組織として設立された。政府と密接な関係を有するが独立した組織であることが特徴であり、公的支出のうち、2000億ポンド(30兆円)ほどの領域をカバーしている。

基本的な役割は、以下のとおりである。

- ・エビデンスを「つくる」(generation)：ランダム化比較試験を中心とした研究の支援、系統的レビュー、文献レビュー
- ・エビデンスを「つたえる」(transmission)：施策の現場で利用できる形に工夫
- ・エビデンスを「つかう」(adoption)：エビデンスに基づくガイダンスの提示

医療、教育、福祉等7つの政策分野での組織が存在している。

(いずれも、2016年2月時点での情報である。)

【関連用語】 EBPM

用語集の作成に当たっては、『政策評価の基礎用語』(財団法人行政管理研究センター 2005)のほか、一部の記述につき、以下を参考にさせていただいた。

- ・左近靖博「米国連邦政府ブッシュ政権における「予算と業績の統合(BPI)」の結果考察」(季刊『政策・経営研究』2008 vol. 4所収)
- ・小野達也「業績測定型評価のかんどころ—プログラムのロジックと指標の妥当性—」(季刊『評価クォーターリー』2009 No. 11所収)
- ・山谷清志『BASIC公共政策学 第9巻 政策評価』(ミネルヴァ書房 2012)
- ・内閣官房統計改革推進室『統計改革の推進状況について』(第5回 統計改革推進会議資料 2019)
- ・家子直幸、小林庸平、松岡夏子、西尾真治『エビデンスで変わる政策形成—イギリスにおける「エビデンスに基づく政策」の動向、ランダム化比較試験による実

証、及び日本への示唆—』(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2016)

- ・総務省『EBPM(エビデンスに基づく政策立案)に関する有識者との意見交換会報告(議論の整理と課題)』(2018)
- ・総務省『政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究—報告書総論ver1.0—』(2019)
- ・日本版ナッジ・ユニットBEST『年次報告書(平成29・30年度)』(2019)
- ・小林庸平『イギリスの独立機関によるEBPM』(独立行政法人経済産業研究所 EBPMシンポジウム資料 2017)
- ・中室牧子、津川友介『「原因と結果」の経済学』(ダイヤモンド社 2017)
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング『競争政策における広報の効果測定に係る調査・分析 結果報告書』(2019)